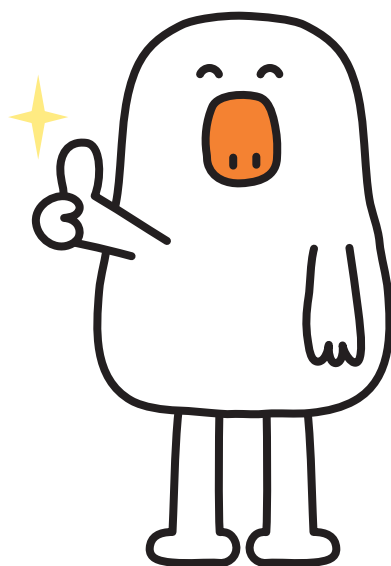


さいたま市

障害者相談支援指針



ノーマくん

ノーマライゼーション条例
PRキャラクター

さいたま市保健福祉局福祉部

はじめに

これまで、障害福祉の相談支援の領域には、「生活保護手帳」や「児童相談所運営指針」のような実務指針は存在せず、各区役所支援課のケースワーカーや障害者生活支援センターの職員が、自らの経験・知識や組織としての経験・知識の蓄積に基づき、相談支援業務を担ってきました。

そこで、さいたま市地域自立支援協議会では、相談支援業務に対する行政の公的な性格をもつ文書としての実務指針が必要不可欠と考え、平成23年4月に相談支援に関する実務指針として「さいたま市障害者相談支援指針」を策定しました。

この指針は、相談支援機関ごとの仕事の進め方、相談に関する枠組や考え方の相違、そして何よりも相談支援に携わる支援者の力量を平準化、将来的には、それらをより高度に平準化していくことを目的としたものです。

さいたま市地域自立支援協議会では、障害者虐待防止部会を中心に、「誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例」（ノーマライゼーション条例）及び「障害者虐待防止法」の理念を基に、相談支援指針策定後も内容の改訂に取り組んでまいりました。令和4年度版の改訂作業では、「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応の手引き」、「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」（令和4年4月 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室）の内容を踏まえ、本市の実務に即した指針となるよう、内容の改訂を行ったところです。

本市における障害者虐待対応の指針は、これで完成というわけではなく、今後の事例の積み重ねを経て、虐待対応の実務に関する教訓や問題点をフィードバックし、随時、実態に合わせた改訂を予定しています。また、さいたま市において障害者相談支援に携わる皆様が、この指針の内容を理解するとともに、より良い支援へと繋いでいただけますよう、この指針を用いた勉強会や研修会の実施も検討しておりますので、今後とも、障害者の相談支援及び適切な虐待・差別対応にご協力いただきますようお願いいたします。

最後になりましたが、この「さいたま市障害者相談支援指針」の策定及び今回の改訂にあたり、多大なる御尽力をいただきました「さいたま市地域自立支援協議会」の委員の皆様に心より御礼申し上げます。

令和5年3月

さいたま市保健福祉局福祉部

目次

第1部 支援課の役割.....	1
1 支援課の業務.....	2
2 福祉事務所の所員.....	4
3 相談支援とは何か.....	5
4 相談支援の方法.....	7
5 障害者ケアマネジメントについて.....	9
第2部 ケースワーカーの基本的態度.....	17
1 インテーク.....	18
2 相談支援のための7原則.....	19
3 家庭訪問の基本.....	21
4 具体的な支援方法について.....	23
第3部 障害者生活支援センターの役割.....	27
1 障害者生活支援センターの位置付け.....	28
2 相談支援の進め方.....	30
3 障害福祉関係機関によるネットワーク構築.....	35
第4部 各行政機関の役割.....	39
1 機関連携の基本.....	40
2 各行政機関の役割（障害児者に係る主なもの）.....	41
3 高齢・障害者権利擁護センター.....	44
4 医療機関との連携.....	51
5 その他の社会資源の活用.....	52
6 サービス調整会議の役割と機能.....	54
7 機関連携の具体例.....	58
8 個人情報外部提供について.....	60
9 情報の収集.....	62
第5部 障害者への就労支援.....	63
1 障害者への就労支援の方法について.....	64
2 面接時におけるチェックリストの活用.....	66
第6部 障害者虐待への対応.....	67
1 障害者虐待への対応.....	68
2 虐待対応における各機関の役割.....	91
3 障害者虐待の定義.....	96
4 虐待発生におけるグレーゾーンに着目した事例の整理について.....	107
5 障害者虐待への気づき.....	111
6 緊急対応の判断基準（介入の判断基準）.....	116
7 立入調査について.....	129
8 やむを得ない事由による措置について.....	139
9 障害者緊急一時保護等事業について.....	142
10 障害者緊急一時保護等事業（体験利用事例）.....	145


1 1	障害者虐待に関わる支援の留意点	147
1 2	虐待対応における連携・協力のポイント	153
1 3	障害者虐待防止チェックリスト（支援者用）	155
1 4	司法面接（事実確認面接について）	161
第7部	事例集	167
1	家庭内での障害者虐待	168
2	雇用現場での障害者虐待	191
3	施設内での障害者虐待	205
第8部	差別事案への対応	209
1	障害者に対する差別事案への対応	210
2	障害者に対する差別の定義	215
3	差別事案対応における各機関との連携	224
4	障害者に対する差別に関わる時の留意点	226
様式集	227
	共通の様式について	228
	フェイスシート	229
	アセスメントシート	236
	サービス等利用計画	245
	区サービス調整会議事例検討用紙	247
	区サービス調整会議結果報告書	249
	支援計画表	251
	障害者虐待・差別相談票	253
	障害者虐待サインリスト	254
	障害者虐待リスクアセスメント・チェックシート	257
	障害者虐待リスクアセスメント・チェックシート 簡明版 Ver.1（2018）	262
	評定シート	264
	障害者緊急一時保護等事業利用（期間延長）申請書	265
	障害者緊急一時保護等事業利用決定（却下）通知書	266
	障害者緊急一時保護等事業受入依頼書	267
	障害者緊急一時保護等事業利用解除通知書	268
	障害者緊急一時保護等事業利用終了報告書	269
	障害者緊急一時保護等事業利用料減免申請書	270
	障害者緊急一時保護等事業利用料減免決定（却下）通知書	271
	一次アセスメント票	272
	専門アセスメント票	277
	ニーズ整理表	278
	サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案	279
	サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案【週間計画表】	280
	申請者の現状（基本情報）	281
	申請者の現状（基本情報）【現在の生活】	282
	相談受付票	283

さいたま市障害者生活支援センター個人情報取り扱いに関する同意書.....	285
立入調査指示書.....	286
立入調査時における定型原稿.....	287
障害者虐待事案に係る援助依頼書.....	288
障害者虐待防止チェックリスト.....	289
参考 資料集.....	295
障害者基本法.....	296
障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律.....	301
さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例.....	307
さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例施行規則.....	312
さいたま市障害者生活支援センター設置要綱.....	317
さいたま市障害児者サービス調整会議実施要綱.....	322
さいたま市コーディネーター連絡会議設置要綱.....	322

令和5年3月31日までの組織名称は以下のとおりです。

R5.4.1～	～R5.3.31	該当箇所
障害政策課	障害支援課	P68・P73・P74・P75・P76・P78・P79・P80・P81・P82・P83・P84・P90・P206・P207
障害福祉課	障害支援課	P69・P70・P75・P78・P85・P86・P90・P142・P144・P192・P197・P200・P204
事業所係	審査指定係	P73・P78・P79・P81

第 1 部 支援課の役割



1 支援課の業務

まず支援課の業務が、どのように位置づけられているのかを考えましょう。支援課は、各区の健康福祉部に位置づけられている5課の内のひとつです。さいたま市では、健康福祉部に福祉事務所が設置されており、『生活保護法』『老人福祉法』『身体障害者福祉法』『知的障害者福祉法』『児童福祉法』『母子及び寡婦福祉法』のいわゆる“福祉六法”に定められた援護、育成、更生の措置に関する事務を実施する福祉の総合窓口として位置づけられています。

(1) 福祉事務所設置の根拠

ア 社会福祉法

(設置)

第14条 都道府県及び市(特別区を含む。以下同じ。)は、条例で、福祉に関する事務所を設置しなければならない。

～略～

6 市町村(特別区を含む。以下同じ。)の設定する福祉に関する事務所は、生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に定める援護、育成又は更生の措置に関する事務のうち市町村が処理することとされているもの(政令で定めるものを除く。)をつかさどるところとする。

イ さいたま市福祉事務所設置条例

(所掌事務)

第3条 福祉事務所は、社会福祉法第14条第6項に定める事務のほか、社会福祉に関し市長が必要と認める事務をつかさどる。

(2) 支援課の仕事(障害者等の福祉に係る部分を抜粋)

○さいたま市区役所等事務分掌規則

第5条 区役所健康福祉部の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

健康福祉部

支援課

(1)～(8)略

(9) 障害者(児)の福祉に係る相談及び支援に関すること。

(10) 介護給付費等の支給決定に関すること。

(11) 障害児通所給付費等の支給決定に関すること。

(12) 身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付に関すること。

(13) 心身障害者福祉手当及び特別児童扶養手当等の認定に関すること。

(14) 自立支援医療受給証(更生医療及び精神通院医療に係るものに限る。)の交付に関すること。

(15) 心身障害者扶養共済の申請に関すること。

以上のことから、支援課の業務は、社会福祉法に規定されている、身体障害者福祉、知的障害者福祉に関するもの以外に、精神障害者福祉や障害者総合支援法に関することなども含まれていることがわかります。そのため、支援課では、多様な障害を持つ対象者の個々の状況に応じて、多岐にわたる相談支援と多くの事務処理、関係機関との連絡調整等を行っています。

2 福祉事務所の所員

それでは、福祉事務所には、どのような職員が求められているのでしょうか。
福祉事務所には、次の所員を配置することが、社会福祉法第15条に挙げられています。

- 所の長 都道府県知事又は市町村長（特別区の区長を含む。）の指揮監督を受けて、所務を掌理する。
- 指導監督を行う所員 所の長の指揮監督を受けて、現業事務の指導監督を司る。
- 現業を行う所員 所の長の指揮監督を受けて、援護、育成又は更生の措置を要する者等の家庭を訪問し、又は訪問しないで、これらの者に面接し、本人の資産、環境等を調査し、保護その他の措置の必要性の有無及びその種類を判断し、本人に対し生活指導を行う等の事務を司る。
- 事務を行う所員 所の長の指揮監督を受けて、所の庶務を司る。

なお、指導監督を行う所員と現業を行う所員は「社会福祉主事」でなければならないと規定されています。

それでは、「社会福祉主事」はどのように規定されているのでしょうか。

社会福祉法第18条第4項には、

～（福祉六法）に定める援護、育成又は更生の措置に関する事務を行うことを職務とする。

と定められており、第19条には、

社会福祉主事は、～（略）～ 年齢20年以上の者であって、人格が高潔で、思慮が円熟し、社会福祉の増進に熱意があり、次の各号のいずれかに該当するものうちから任用しなければならない。

として、以下に厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目の履修、などの条件が掲げられています。

つまり福祉事務所の指導監督者とケースワーカーと呼ばれる現業を行う所員は、社会福祉主事としての任用資格とその資質を持っている人が配置されているということになります。

3 相談支援とは何か

さいたま市区役所等事務分掌規則にある、「障害者（児）の福祉に係る相談及び支援に関すること」とはどのようなことでしょうか。

まず、その基本的な理念は『障害者基本法』第3条に求めることができます。

（地域社会における共生等）

第3条 第1条に規定する社会の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。

- 1 全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- 2 全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
- 3 全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

【参考】

（目的）

第1条 この法律は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、～略～

また、第6条、第23条には行政の役割について、次のように定めています。

（国及び地方公共団体の責務）

第6条 国及び地方公共団体は、障害者の権利の擁護及び障害者に対する差別の防止を図りつつ障害者の自立及び社会参加を支援すること等により、障害者の福祉を増進する責務を有する。

（相談等）

第23条 国及び地方公共団体は、障害者の意思決定の支援に配慮しつつ、障害者及びその家族その他の関係者に対する相談業務、成年後見制度その他の障害者の権利利益の保護等のための施策又は制度が、適切に行われ又は広く利用されるようにしなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの各種の相談に総合的に応ずることができるようにするため、関係機関相互の有機的連携の下に必要な相談体制の整備を図るとともに、障害者の家族に対し、障害者の家族が互いに支え合うための活動の支援その他の支援を適切に行うものとする。

このように障害者があたりまえに、地域の中で安心して自立した生活を送ることができるように、障害のみに目を向けるのではなく、〇〇さんという『個人』を尊重し、その上で日常生活や社会生活を送る上での「課題」や「障害特性」を理解し、様々な福祉サービスや社会資源の活用や、本人・家族の力を引き出していくことなど、総合的な支援を行うことが求

められています。

相談支援とは、上記の理念及び規定に基づき、①障害者又はその家族等の関係者からの相談に応じ、必要な情報提供や助言を行いながら、②障害者の状況、家庭・地域等の環境、本人・家族のニーズなどを十分に把握し、③一人ひとりの課題を改善するための方針と計画を立て、④福祉サービスや地域の社会資源を適切に利用できるように、福祉サービスを提供する事業者や関係機関との連絡調整を行うなどして、総合的な視点で課題解決を図ることといえます。

4 相談支援の方法

(1) 地域の状況把握とネットワークの構築

地域には福祉事務所の他に、障害者生活支援センターや通所施設、入所施設、学校、就労支援機関、病院、民生児童委員など様々な障害者の相談支援を行う関係機関があります。これらの機関は、地域でともに障害者の支援を行うばかりでなく、初期の相談や地域生活の変化を見守ることなども行っています。これらの関係機関に支援課や障害者生活支援センターなどの相談窓口を周知しておくことで、支援課が把握していない障害者の紹介を受けることや、支援のための協力を得ることが可能になります。

またこのことは、相談ができない、相談方法がわからないなどの理由で支援につながらない潜在的ニーズを持った障害者を把握し、家庭訪問などの積極的なアプローチをすることで必要な相談支援に結びつけることにもつながります。

これらの関係機関とは、仕事や行事、研修などの機会を通して顔見知りになること、または支援のためのネットワークを組むことで、相互に協力関係、信頼関係を築いていく必要があります。

(2) 相談窓口

支援課に相談に訪れる人は、一人ひとり様々な課題を抱えています。相談の内容は多岐にわたり、支援課のみで解決を図ることができない場合もあります。また、相談者自身がその課題をうまく説明できない場合には、必要な支援が行き届かない場合もあります。そのため特に初回面接には次のような配慮が必要です。

- ア 相談内容をじっくり聞いて主訴をつかむ。(例えば、障害者手帳の相談であっても、その背景に、経済的な問題や就労、家庭の問題などがあるかどうか留意して相談を受ける。)
- イ まず、相手の話を聞き、次に必要な生活状況や家庭状況、現在受けているサービスの状況などを聞く。(この段階で主訴に表れない課題が把握できる場合があります。)
- ウ 課題を整理しながら、解決するために必要な福祉制度などの情報を提供し、サービス内容など具体的な話をしながら支援内容の具体化を図る。

◎面接での主な聞き取り項目（主訴に沿って以下の項目を参考にしてください。）

- ・主訴以外で困っていること、困難なこと
- ・障害の状況、手帳の有無、等級
- ・受けているサービスの状況（手当、年金も含む）
- ・生活の状況（生活リズム、外出、社会参加の状況等）
- ・日中活動の状況（在宅、通所などの場等）
- ・就学状況
- ・就労状況（就労の有無、内容、条件等）
- ・介護等の状況（介護者の有無、介護者の状況）
- ・住環境の状況（住居と周辺環境等）
- ・経済状況（収入、援助の有無、小遣等）
- ・家庭状況（同居の有無、家族関係等）

※ 初回面接では、予約なしに来所することが多く、担当者も十分な時間を確保することが難しい場合もあります。その場合、初回面接をケアマネジメント導入の段階と考え、詳細は家庭訪問や次の面接で把握することも必要です。

(3) 面接後の支援内容

相談の内容に応じて、その後の支援の内容がいくつかに分かれます。

ア この段階で相談者が情報を得たことや、事務手続きを行ったことで、主訴に対する対応が一旦終了になる場合。

イ 緊急性が高いために医療機関の受診や施設の利用調整、警察や児童相談所などの関係機関につないでいくことなどが必要な場合。

ウ いくつかの福祉サービスを組み合わせたり、複数の関係機関と連携を取ったりするなどの調整が必要になる場合。

特にイのように緊急対応が終了したあとの支援やウの場合は、適切な支援方針、支援計画を立て、関係機関と連携を図りながら支援を行う必要があります。

これらの相談課題に対して適切に計画的な支援を実行するための方法として、『ケアマネジメント』があります。

(4) 支援課での記録方法

記録は、相談者によりよい支援を行うために必要不可欠なものです。ニーズの客観的、総合的な把握・個別理解、また、的確な分析や援助目標、方針を決定するために欠かせません。

支援課では、本指針227ページ「様式集」で定めるフェイスシート・アセスメントシートを、以下の方を対象として作成します。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○関係機関への紹介や調整が必要な方○施設から退所したり、病院を退院したりするなど地域移行を行う方○障害福祉サービス等を利用する意志又は可能性がある方○課題を多く抱えているなどその他必要と判断される方 <p>(原則として、在宅において生活している18歳以上の障害者を記録の対象者とします。)</p> |
|---|

※ フェイスシート作成後の相談支援経過は、随時個人台帳としてファイリングする。

※ ケアマネジメントの流れで支援を行う場合は、必ず個人台帳を作成する。

5 障害者ケアマネジメントについて

(1) 障害者ケアマネジメントとは

障害者が地域で支援を受けようとする際に、困りごとや支援して欲しい内容をうまく説明できなかつたり、地域にサービスや支援を行う関係機関が散在しており、どこにどのような相談をすれば良いかわからなかつたりするなど、必要なサービスを利用しにくい状況があります。そのため、障害者が地域で生活することを支援するためには、生活ニーズに基づいたケア計画を立て、計画にそって、複数のサービスを一体的・総合的に提供する必要があります。障害者ケアマネジメントは、そのための手法として不可欠なものとなっています。

障害者ケアマネジメントとは、

- ①障害者の地域における生活支援をするために、ケアマネジメントを希望する者の意向を踏まえ、
- ②そのニーズと様々な地域の社会資源の間に立って、
- ③複数のサービスを適切に結びつけ調整を図るとともに、
- ④総合的かつ継続的なサービスの供給を確保し、
- ⑤さらには社会資源の改善及び開発を推進する援助方法です。

- 緊急性の高い課題や自らマネジメントができる場合は、必ずしもこの手法を活用する必要はありませんが、生活全般を含めた状況把握や課題を理解するためには、障害者ケアマネジメントの理念・原則等を念頭において対応することが必要と考えられます。
- 障害者手帳の申請や情報提供など、相談窓口で解決できる相談もありますが、その場合でも相談を受ける側は、相談の背景に心配事や困り事が無いのかどうか常に配慮をした上で対応する必要があります。
- ここでいうケアマネジメントの対象となるサービスは、障害者総合支援法に規定した以外のサービスや社会資源を含めることとします。したがって、自立支援法の個別給付のためのアセスメント、障害支援区分の認定などは、総合的なアセスメントの一部と理解してください。

この障害者ケアマネジメントは、「障害者ケアガイドライン」（平成 14 年 3 月 31 日 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部）に基づくもので、支援課及び障害者生活支援センターで行うケアマネジメントは、この「障害者ケアガイドライン」に基づいて行うことを基本とします。

(2) ケアマネジメントの基本理念

① ノーマライゼーションの実現に向けた支援

障害のある人もない人も、だれもが住み慣れた地域社会で普通の生活を営み、活動できる社会を構築することを目指します。

② 自立と社会参加の支援

自立とは、一人ひとりが責任ある個人として主体的に生きることを意味し、障害者ケアマネジメントは、自立した生活を目指し、社会経済活動への積極的な参画を支援します。

③ 主体性、自己決定の尊重・支援

サービス提供のすべての過程において、利用者（ケアマネジメントを希望する者）の積極的な関わりを求め、利用者と情報を共有し、利用者が望むものを選択し、利用者の自己決定に基づき実施することとします。

④ 地域における生活の個別支援

1人ひとりの利用者の生活を知り、抱えている課題や困難を理解し、利用者の生活を取り巻く家族や各種の社会資源、地域社会との関わりの中で個別支援をする。そのため、障害者に身近な市町村が中心となって、各種行政サービスや社会経済活動への参加の機会を提供し、地域社会において質の高い生活が継続できるように支援します。

⑤ エンパワメントの視点による支援

利用者が自己の課題を解決するにあたり、自分が主体者であることを自覚し、自分自身に自信がもてるように、利用者の力を高めていくエンパワメントの視点で支援をしていく必要があります。

(3) ケアマネジメントの原則

① 利用者の人権への配慮

ケアマネジメントの利用やケアマネジメント従事者、支援方法、手段等の選択、適切な情報提供と福祉サービス、苦情解決制度等の利用など、すべてのケアマネジメントの過程において、利用者の権利が侵害されることのないよう最大限の努力をしなければなりません。

② 総合的なニーズ把握とニーズに合致した社会資源の検討

地域生活を支援するためには、身体的・精神的側面以外に、日常生活面や社会生活面を含めた総合的なニーズを把握し、ニーズを充足する方法やそのために必要な社会資源の検討を行う必要があります。そのためには、利用者の生活全体を理解することが必要であり、ケアマネジメント従事者は、利用者とは十分なコミュニケーションを図り、信頼関係を樹立するための専門的な援助技術を必要とします。また、日常生活でのニーズを的確に把握するためには、相談窓口の相談だけでは十分ではない場合もあり、家庭訪問等を通して、実際の生活の場でニーズを把握することが必要です。

③ ケアの目標設定と計画的実施

総合的なニーズを把握し、利用者や各種専門職と話し合い具体的なケアの目標設定・ケア計画の策定を行い、計画的にサービスを提供します。その後、利用者の生活状況などを定期的に把握し、計画の見直し、サービスの内容変更等を検討します。

④ 福祉・保健・医療・教育・就労等の総合的なサービスの実現

今まで、サービスを提供する機関が異なるため、サービスを利用しにくい状況がありました。これらのサービスが総合的に提供されるためには、ケアマネジメント従事者を含めた支援者が各機関のサービスを十分に把握していることと、サービス利用のための調整や社会資源の積極的な開発に努める必要があります。

⑤ プライバシーの尊重

総合的なサービスを提供するためには、各種専門職等のチーム・アプローチが必要ですが、そのためには、情報の共有化が必要です。しかし、情報の共有化を行うためには、利用者や家族の了解を得ておくことが必要であり、さらに民生委員等地域の支援者の協力を得る場合にも利用者や家族のプライバシーへの配慮を欠かすことはできません。また、知り得た情報は他に漏らしてはならないなど、プライバシーの尊重、情報管理を十分に徹底する必要があります。

(4) サービス等利用計画に基づくケアマネジメント

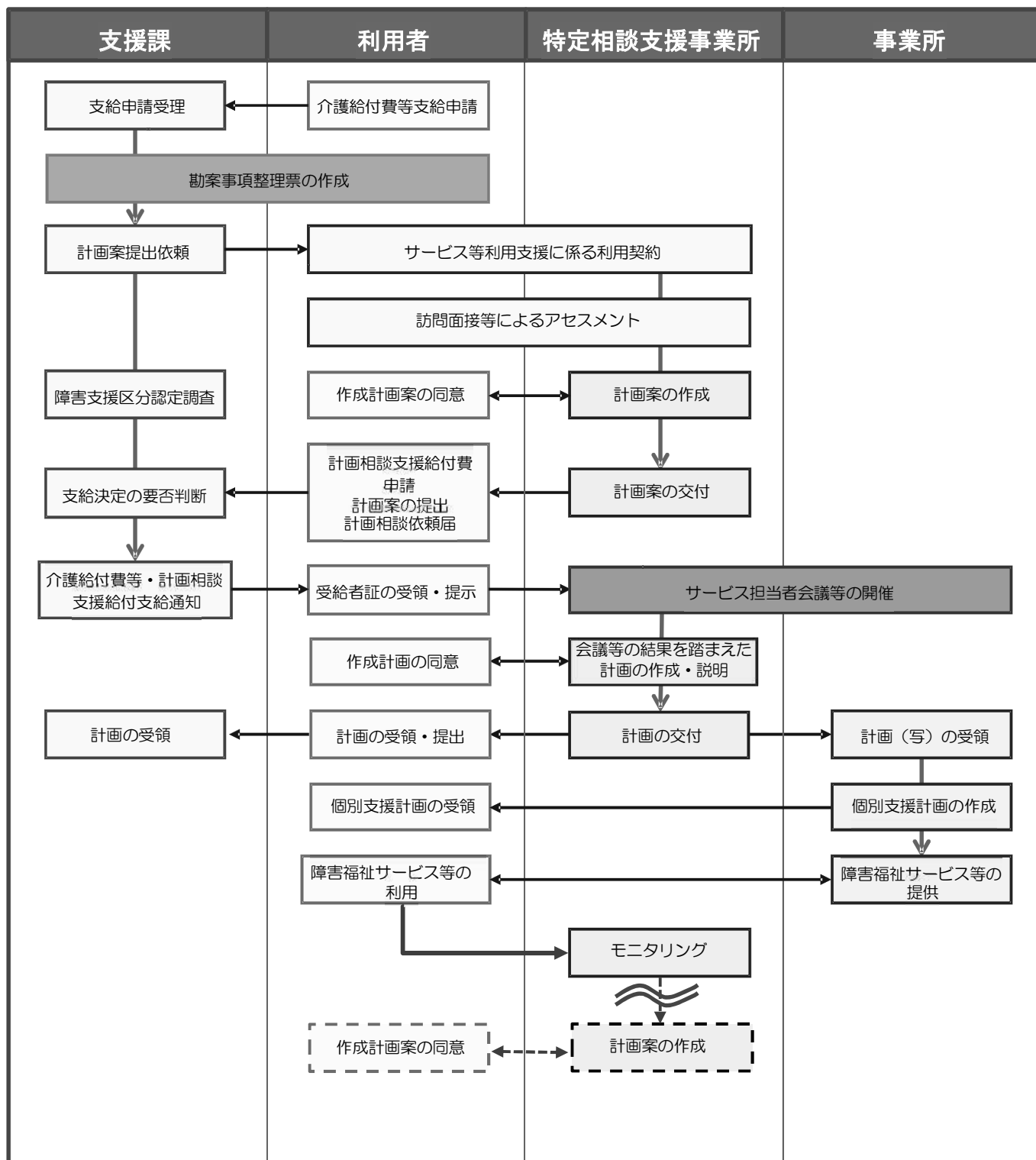
平成24年4月1日の障害者自立支援法・児童福祉法の一部改正によって相談支援体制の充実が図られ、サービスの利用に際しては、特定相談支援事業所によるサービス等利用計画の作成が必要となりました。

サービス等利用計画の作成は、本人が希望する生活の実現のため、本人のニーズを的確に捉えながら、本人が抱える課題の解決や適切なサービス利用に繋げていくうえで、本人を支える関係機関の支援方針の基となるものです。

本人のニーズを把握し、多くの関係機関と連携を図りながら、フォーマル・インフォーマルを問わず、本人にあった支援をチーム・アプローチによって進めていくことが大切です。

また、サービス等利用計画を作成する相談支援専門員は、サービス等利用計画を通じて課題を整理し、関係機関と連携しながら、障害者を支える社会資源の改善や開発する役目を担っています。

【計画相談支援のチャート図】



※ 概況調査から計画案の作成までの間にサービス調整会議を実施する。

※ 支給決定からサービスの利用開始までの間にサービス担当者会議を実施する。

(5) ケアマネジメントの実際

① ケアマネジメントへの導入

○ケースの発見、把握

相談窓口で相談者の来所を待つだけでなく、他の機関に出向いて日ごろからコミュニケーションを取ることで、地域の状況の把握、相談者の紹介を受ける。他の機関の依頼を受けて家庭訪問に同行するなどして、積極的に生活上のニーズを抱えている人を発見し、状況把握を行います。

○相談

本指針7ページ「4相談支援の方法(2)相談窓口」参照。

○情報提供

課題を整理しながら、解決するために必要な情報を相談者に提供し、サービス内容など具体的な話をしながら援助内容の具体化を図ります。

○意思確認

相談者の主訴を把握し、援助内容が具体的にイメージ化できた段階で、障害者総合支援法の介護給付、訓練等給付の利用や他のサービス、社会資源等の活用の可能性などについて説明します。

さらに、課題や今後の支援内容とその方法を明確にするために、ケアマネジメントの手順による支援を行うことを説明し、理解を得ます。

来所面接で確認が取れない場合や状況が十分把握できない場合は、家庭訪問や次の来所面接を約束することも必要です。

② アセスメント

その人がどのように暮らしてきたか、今どのような状態にあるか、今後どのような暮らしがしたいか、本人の状況とニーズを理解する過程であり、さらにニーズを充足する方法や社会資源の検討を行う段階です。

○状況の把握

○ニーズの把握

○ニーズを満たせない要因の把握

○課題の把握

- 一次アセスメントは、面接・家庭訪問・関係機関からの情報
- 二次アセスメントは、一次アセスメントでは判断できない、困難な課題について必要な専門的情報を得るために専門機関に依頼し情報を得るもので、医療機関等への依頼などがこれにあたる。⇒これらの専門機関は、以後支援を行うための連携機関として協力を求める必要がある。
- 支援課が相談支援の窓口になった場合、ケアマネジメントの対象者は、基本的には障害者総合支援法の介護給付、訓練等給付のための認定調査を受けることになるため、支給決定に関わる流れの中でアセスメントを行うことになる。

※ 場合によっては支給決定に関わる認定調査等の手続きにつなげるのが難しいこともあるので、その場合は可能な限り主訴や課題を把握し、障害者生活支援センターと

サービス調整会議において、アプローチや支援の方法などを協議し、障害者生活支援センターとともに相談を継続するなどの対応が必要になります。

○援助方法の検討

○社会資源の検討

- ・障害者総合支援法に規定されたサービス以外のサービスや、社会資源の活用を含めたものも当然に含まれる。
- ・例えば、NPO法人等が行っている日中活動の場やレクリエーション、家族会等で行っているピアカウンセリングなど、法定内サービスと組み合わせることでより効果的な支援を行うことも可能になる。

③サービス等利用計画の作成

○援助目標の検討と優先順位

○援助方法、活用する社会資源の検討

○サービス等利用計画案の作成

- ・アセスメントをもとに、本人または家族と話し合い具体的な支援の内容とサービス等利用計画案を策定する。
- ①目標：大まかな全体の目標、当面の目標、具体的な小項目などを決めていく。
- ②優先順位：まず先に行う必要があることやできそうなことなどから優先順位を決定する。
- ③具体的支援方法：いくつかの具体的な方法をリストアップする。
- ④支援を行う関係機関・社会資源と想定される役割：ニーズや障害特性などに応じて必要と想定される機関、資源を整理する。

※ ここで改めてケアマネジメントの基本理念の一つ「主体性、自己決定の尊重・支援」を再掲する。⇒サービス提供のすべての過程において、利用者の積極的な関わりを求め、利用者との情報を共有し、利用者が望むものを選択し、利用者の自己決定に基づき実施することとします。

○サービス調整会議の開催

- ・サービス等利用計画案を作成後、本人または家族と支援を行う関係機関で構成するサービス担当者会議等を開催し、本人または家族の同意を得てサービス等利用計画を作成する。

※ 関係機関のみで行った場合でも必ず本人または家族に説明し、同意を得る必要があります。

④サービス等利用計画に基づく支援の実施

○個別支援計画の作成

- ・本人が利用を希望するサービス提供事業所において、サービス等利用計画を基に、本人の意向や適性、障害の特性その他の事情を踏まえた個別支援計画を作成する。
- ・サービス提供事業所においては、作成した個別支援計画に基づき、本人へサービスを提供する。

- サービス開始
- サービスの微調整

・計画通りにサービスが提供されていない場合やサービス提供者と利用者との間に問題が生じた場合など、連絡調整役となる機関が状況を把握し、調整を行う。

⑤モニタリング

- モニタリング
- 再アセスメント

・計画どおりに支援、サービス提供が進んでいるか。利用者は満足しているか。新たな問題・課題の発生により別のニーズが生じていないか。計画の見直しの必要性がないか、などの確認を行い、必要に応じて再度アセスメントを行う。

※ さいたま市の場合は、支援課が障害者生活支援センターや特定相談支援事業所と協議した上で、連携しながら、その後の見守りを行うこととする。

⑥ 終了


・利用者が支援の終了を申し出る。計画の目標に達した。などの状況から支援の必要性がなくなった場合には終了となるが、本人または家族の了解を得て、その後も支援課、障害者総合支援センター等の関係機関による見守り（定期的な電話、訪問により生活状況を聞くなど）を継続することとします。

(6) 緊急時の対応

緊急時における短期入所などの障害福祉サービスの利用にあたっては、基本として支援課や障害者生活支援センターが関わった上で契約を行っていくこととなります。

支援方針や支援計画（課題整理とそれへの対処方法なども含め）については、利用施設と支援課、障害者生活支援センターなど関係機関との間で協議を行い、各機関の役割を確認した上で利用につなげていくことを基本にします。但し、状況によっては、利用後に調整を行うことも考えられます。

第2部 ケースワーカーの基本的態度



1 インテーク

インテークとは、相談者とケースワーカーが最初に出会う、「受付相談」の段階です。相談者の相談目的は何かを把握する大切な段階になります。

しかし、相談者は様々な問題や困難とともに、不安や混乱した気持ちを抱えて相談を訪れるため、いくつかの配慮も必要になってきます。

(1) 相談者の話をありのまま受けとめる。

まとまりのない話でも、まず聞き、理解しようという姿勢を継続しながら、その訴えを把握していく。

(2) 「傾聴」を心がける。

安心して話ができる雰囲気作りとともに、相談を受けとめてもらったという安心感が与えられるように配慮する。

※「傾聴」とは、単に話を聞くだけでなく、耳を傾け、相手を理解し、関係を作ろうとする姿勢。相談者は、ケースワーカーのあいづちや、表情、態度などから敏感にその姿勢を感じ取ることができると心得て、常に傾聴する姿勢を保つことが必要である。

(3) 課題や困難な状況を明確に把握する。

表面的なニーズだけでなく、生活状況などを聞きながら、その背景に隠れた課題や困難な状況が無いか把握できるように配慮した上で面接を行う。

2 相談支援のための7原則

支援課で相談支援を行うケースワーカーと相談者の援助関係を「ケースワークの原則（バイスティック著）」をもとに整理をすると以下の7原則になります。これらは、インテークの段階から配慮されるべきもので、支援全般にわたってケースワーカーが心がけるべきものと理解してください。

（1）相談者を個人として理解する

相談者は、それぞれ異なる環境と経験の中で育ち、物事の考え方や感じ方、抱えている課題や悩みも異なっている。それらを理解することから支援が始まるものであり、そのためには相談者を「不特定多数の中の一人」ではなく、「特定の一人の人間」＝「個人」として尊重し理解しなければならない。

（2）相談者がうまく感情表現できるようにする

相談者は、相談の中で自らの不安、悲観、怒りなどで混乱することもある。楽しかったことや感激した経験などからプラスの感情表出をすることもある。これら相談者のプラス・マイナス両面の感情表現を鋭敏に感じ取ることは、一人ひとり異なる課題や困難を抱えて相談に訪れた相談者の状況を理解することにつながる。そのためには、面接の雰囲気作りや「傾聴」する態度を心がけるとともに、その面接が支援を目的としたものであるとケースワーカー自身が理解しておくことが必要である。

（3）相談者の言葉や行動に対して適切な反応をする

相談の中で、相談者の様々な感情表出（喜怒哀楽）がもとで、ケースワーカーの感情が動かされることがある（好意、恐れ、怒り、嫌悪、自省など）。しかし相談者の感情表出は、「特定の一人の人間」として理解するために客観的に受けとめていくべきものであり、ケースワーカーが感情的に反応してしまうことは、誤った理解と誤った対応につながる危険性があるため、自分の感情をコントロールする十分な自覚が必要である。

（4）相談者を受けとめる（受容する）

援助を目的として相談者を理解するために、相談者のありのままの様子を受けとめる。ありのままとは、怒りや不快を感じるような言動があっても、その表現も相談者個人の特性として受けとめ、良い悪いの評価をせずに、ありのまま理解すること。ただし、その言動が正しいものとして認めるということではない。あくまでも、現実の一部として理解するということである。

※ 支援の過程で、相談者本人が自らを理解し、それらの言動や自分自身の課題の改善に取り組むことができるようになることを期待する。

（5）審判的態度で接しない（相談者を一方的に非難しない）

相談者は、一人ひとりの障害特性に違いがあることと同様にその経験や価値観にも違いがある。ケースワーカーは、相談者を支援する過程で、多面的に評価し理解することは必要で

あるが、画一的にあるいは、ケースワーカー自身の価値観によって、一方的に非難したり、責任の有無の判断をしたりしてはならない。⇒偏った判断や信頼関係の崩壊につながってしまう恐れがある。

（６）自己決定の原則

ケースワーカーは、相談者が自ら判断し決定できるように、必要な情報提供や丁寧な説明などを通して支援をしなければならない。相談者を個人として尊重することは、自ら選択し、決定する権利を尊重することにもつながる。しかし明らかな誤りや自分や他人を傷つける行為、法律等で制限がある行為などについては、制限や修正するための支援を行う必要がある。

（７）守秘義務

相談支援を行う過程で知りえた情報や相談内容は、個人の情報として守られなければならない。相談内容は、きわめて個人的な生活上の様々な問題を含んでいることと、相談者が安心して話ができるようにするために厳守すべきことである。さいたま市個人情報保護条例を厳守することとし、外部への漏洩はあってはならない。

※ ただし、本人の同意に基づく場合、生命等を保護するために緊急性があり、やむを得ない場合には、同条例に基づき外部提供を行う。

3 家庭訪問の基本

(1) 家庭訪問の有効性

相談者のニーズ把握やアセスメントを行う過程で、来所による相談だけではなく、家庭や生活の状況を把握するために家庭訪問を行うことも欠かすことのできないことと考えられます。本人や家族からの訴えであれば介入しやすいですが、近所の匿名の方や民生委員からの通報で支援の必要性が発覚するケースもあり、ケースワーカーが訪問をするという行為により、相談者と一層関係を深めることもできれば、配慮の無い訪問により、不信感を抱かれてしまう場合もあります。家庭訪問もケースワーク過程の援助技術の一つと理解する必要があります。

(2) 事前準備

- ①住所、氏名、既往歴、家族構成、保険証等の種別の確認
- ②話の出所、内容の確認（通報の場合。民生委員や近所の匿名者等が考えられる。）

(3) 基本対応

- 訪問前に民生委員や関係機関（福祉課・高齢介護課・保健所等）から本人や家族の状況について情報収集する。
- 情報収集の結果に応じ、関係者で家庭訪問する。突然の訪問は本人側からするとナーバスな事柄であるため、慎重な対応が求められる。
- 本人不在時（通院・外出時）に訪問すれば、家族の要望を聞き取ることもできる。

(4) 訪問の拒否、介入拒否

- 訪問を拒否された場合、断る理由から相手を理解することが大切である。（近所に障害者であることを知られたくない、乱雑だから見られたくない、など。）
- 求められていない訪問であるため、民生委員の方などに協力してもらいながら対応する。
- 支援の必要性に応じ、繰り返し訪問を行う。
- 訪問は継続的に行い、日時・曜日を変更するなどして再訪問する。

(5) 本人・家族への配慮

家庭訪問の際には訪問を受ける側の立場に立っていくつかの配慮が必要になる。特に、十分な関係性が培われていない場合は、一般的な常識に沿って判断するべきである。

- 近隣に聞こえるような声で「支援課の〇〇です」と言わない。
- 公用車、自転車は自宅前や近所に停めないように心掛ける。
- 男性のケースワーカーは、単身の女性宅に一人では行かない。（その逆も）
- 道に迷った時でも、近隣の方に訪問先までの道を尋ねない（特に、市職員とわかる格好の場合は配慮が必要。）
- 出されたお菓子などを遠慮せずに食べるようなことはしない。
- 部屋の様子をキョロキョロ、ジロジロと見るようなことはしない。など

(6) 面接・観察のポイント

○来所面接で聞き取れなかったニーズや家庭状況等の聴取。

○一日の生活リズムの聴取。(起床から就寝までの生活の様子、就寝から起床までの睡眠の様子なども含めて、生活の流れを把握する。)

○住居の周囲の環境の観察(交通・買い物の利便性・近隣の住宅・公園や利用できる公共施設など)。

○住居の外観の観察。

○敷地、部屋の広さ・清潔感の観察(掃除や整理、床や壁、家具、寝具などの様子)。

○本やCD、DVDなど趣味や興味の様子など、普段の生活が理解できるような観察。

○単身の場合は、可能であれば台所や風呂、トイレなど普段良く使う場所の様子も観察。

※ これらは、「汚れている」⇒「だらしない」などと短絡的に理解するものではなく、生活状況全般の様子を把握し、支援方針、支援計画に生かしていくものとする。

(7) 虐待の疑いがある場合

本人の周りからの相談の中には、「虐待の疑い」というかたちでの相談ケースもある。その場合、家庭訪問の趣旨が「虐待の事実確認のための訪問」となる。

○通報内容を基に、虐待者と被虐待者の関係性など、必要な情報を集め、関係者で家庭訪問する。

○訪問の結果に応じて、虐待対応に切り替える。(本指針67ページ)

○訪問拒否された場合、緊急性を判断し、立入調査を検討する。(本指針129ページ)

4 具体的な支援方法について

ここでは、支援課の窓口で具体的に起こりえる相談について、あるべき対応と避けるべき対応を記載しますので、支援の参考にしてください。

相談内容	あるべき対応	避けるべき対応
<p>本人（70歳）も家族も高齢になり、早いうちに施設入所をさせたい。</p> <p>【対象者】 70歳・女性 身体障害者 (肢体不自由1級)</p> <p>【相談者】 兄</p>	<p>①相談内容から支援課が対応すべき相談ではないが、主訴をきちんと聞く。</p> <p>②その上で、相談窓口が高齢介護課になることを説明し、高齢介護課まで案内をする。</p> <p>③相談内容を高齢介護課の担当者へ説明し、引継ぐ。</p> <p>大切なこと どんな相談でも、ひとまず福祉事務所を代表して相談を受け止めるという姿勢が大事である。</p>	<p>70歳であることから支援課には関係ないとして、高齢介護課への相談を勧めるだけ。</p> <p>(中には、たらいまわしと感じ、そのまま帰ってしまう人もいる。)</p>

相談内容	あるべき対応	避けるべき対応
<p>統合失調症を発症し、前の仕事は退職した。就職したいと考えているが、まだ自信がなく、社会復帰へ向けた訓練を行いたい。</p> <p>【相談者】 41歳・男性 精神障害者 (精神手帳2級)</p>	<p>①本人の現在の病状・就労歴などを含めた生活全般の聞き取りを行う。</p> <p>②聞き取った内容から想定される本人にあった訓練施設や制度を紹介する。</p> <p>③障害の状況によっては、本人と訓練施設との仲介をしたり、一緒に施設見学に行ったりすることも必要である。</p> <p>大切なこと 施設・ヘルパー事業所等を紹介する際には、ただ施設等があるということを紹介するのではなく、こういった施設で、本人にあっていかなどを含めて紹介することが大事である。</p>	<p>施設一覧を渡すだけ。</p> <p>(一覧を渡すだけでは、なかなか社会資源につながらない。一覧だけでは施設を探さない人もいる。)</p>

相談内容	あるべき対応	避けるべき対応
<p>特別支援学校卒業後、就職するもすぐに退職。その後も何度か就職と退職を繰り返し、仕事が長続きしないので、支援してほしい。</p>	<p>①就労に関することを中心に本人の能力や希望、日常生活の様子などの聞き取りを行う。また、本人だけでなく、家族からの聞き取りも行う。</p> <p>②聞き取った内容から、現在本人の課題となっている仕事が長続きしない理由を一緒に考察する。 例えば、次のような理由が考えられる。</p> <p>○人間関係がうまくいかない。</p>	<p>アセスメントを行わずに、情報として障害者総合支援センターやハローワークを紹介するだけ。</p> <p>(アセスメントを行</p>

<p>【相談者】 24歳・女性 知的障害者 (療育手帳C)</p>	<p>(コミュニケーションが苦手・あいさつ等できず愛想がない、嘘をついてしまうなど)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○職場の障害への理解がまったくない。 (職場での孤立・障害に配慮しない業務配置など) ○規則正しい生活ができない(朝起きられないなど)。 ○そもそも仕事についていけない。 ○自分の適性に合わない仕事を選んでいる。 ○就職時に、障害を伏せている。 など <p>③課題が整理できた段階で、本人に適した機関を紹介する。紹介にあたっては、本人の了解を得て、紹介先に事前にきちんと連絡をする。</p> <p>例えば、ジョブコーチがいれば仕事を続けられそうだと判断できれば障害者総合支援センターを、障害者雇用枠での就労を目指すべきと判断できればハローワークを、就労はまだ厳しいと判断すれば就労移行支援事業所を、紹介することになる。朝起きられないなど就労だけでなく、生活にも課題があるような場合は、支援課と障害者生活支援センターが連携し支援していく。</p> <p>※本人の能力・状況によっては、紹介先に同行して支援を行う必要もある。</p> <p>④他機関を紹介して終わりとするのではなく、紹介先に状況を確認するなどのアフターフォローを行う。</p> <p>大切なこと</p> <p>最初の相談の段階で、きちんとしたアセスメントを行うことが大事である。アセスメントがきちんとできないことには、適切な支援や他機関の紹介を行うことはできない。</p> <p>また、相談者が他の支援機関や病院に行く際に必要に応じて同行をしたり、他機関を紹介した際に事後確認をするなどアフターフォローまで行ったりするという姿勢はケースワーカーとして非常に大切である。</p>	<p>わずして、本人の状況にあった機関の紹介することはできない。)。</p>
---	--	--

相談内容	あるべき対応	避けるべき対応
<p>障害者本人は、日中、毎日作業所に通っているが、自宅に戻ってくると、家族への暴力がひどい。何とかしてほしい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①相談者の訴えを聴く。表面的な暴力行為という側面だけを捉えるのではなく、作業所を含めた日常生活の様子や生育歴など生活全体の聞き取りを行う。また、本人との面談もあわせて行う。 ②本人は、なぜ問題行動を起こしてしまうのか。原因はどこにあるのか。聞き取った内容から推測を行う。障害者 	<p>相談者の話を聞かずに、暴力行為という表面的な問題を改善するために、精神科や心療内科など医療機関への受診を勧め</p>

<p>【対象者】 29歳・男性 知的障害者 (療育手帳B)</p> <p>【相談者】 母</p>	<p>側の視点に立って、ともに考えていく姿勢が大事である。</p> <p>③現在、家族の問題となっている暴力行為の原因に、思い当たる点があれば、関係機関と協力し、その改善に努める。こうした対応で暴力行為が収まることも多々ある。しかしながら、改善されなかったり、問題の原因がわからなかったりする場合もあるので、そういった場合は、精神科医など専門家への相談を勧めることになる。</p> <p>(想定される具体例)</p> <p>○ 作業所に新しく入った利用者とトラブルが続いており、そのストレスが原因と推測される。 ⇒作業所の支援員と連携して、作業班を別にするなど配慮するように努める。また、作業所そのものが本人にあっていないようであれば、他の作業所を一緒に探す。</p> <p>○ 聞き取りの様子から家族の障害に対する無理解が原因となり、ストレスになっているように思われる。 ⇒障害者生活支援センターや保健センターと連携し、本人だけでなく、家族支援も行う。また、本人と家族の距離を置くという意味で、短期入所などの利用も検討してみる。</p> <p>大切なこと</p> <p>暴力行為など表面的な問題だけを捉えるのではなく、なぜ問題行動に至るのか、原因はどこにあるのかなど、障害者側の視点に立って、ともに考え問題解決を目指していく姿勢が大事である。</p>	<p>るだけ。</p> <p>(表面的な部分だけを見て、対応をしても、なかなか本質的な問題解決につながらない。)</p>
--	--	--

※ 第1部にあるケアマネジメントの基本理念・原則、第2部ケースワーカーの基本的態度を念頭において、支援を行うことが大切です。

第3部 障害者生活支援センターの役割

1 障害者生活支援センターの位置付け

障害者生活支援センターでは、障害者及びその家族、支援機関を対象に相談支援を行い、地域での自立と社会参加を促進するために、各種情報の提供や一人ひとりに応じたサービスの利用援助、関係機関との連絡調整などを行っています。

支援課と障害者生活支援センターは、日常的に相互の連絡や調整会議を行うことで相互理解をしていくことが必要です。また、その前に、各機関の役割を十分に理解することと、「依頼」＝「丸投げ」ではなく、「連携」であることを理解することが必要です。

(1) 障害者生活支援センターの設置の根拠

○さいたま市障害者生活支援センター設置要綱

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項第3号に掲げる事業及び障害者の地域生活の支援に必要な業務を実施するため、さいたま市障害者生活支援センター（以下「生活支援センター」という。）を設置する。

～略～

(基本方針)

第3条 生活支援センターは、条例第3条の基本理念を踏まえ、条例第22条第3項に規定する別に定める指針に従い、事業者及び医療、保健、福祉、教育、就労等に関係する機関（以下「各関係機関」という。）と緊密な連携を保ち、障害者及びその保護者又は養護者（以下「保護者等」という。）に対する支援体制の総合的な調整を行わなければならない。

2 前項の方針を達成するため、生活支援センターは、さいたま市障害児者サービス調整会議実施要綱に基づき市が開催する会議（以下「サービス調整会議」という。）に参加し、障害者に対する支援の方法等について各関係機関と協議を行わなければならない。

(業務)

第4条 生活支援センターは、法第77条第1項第3号に掲げる事業のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 障害者及び保護者等に対し、当該障害者が利用しようとする福祉サービスに関する情報の提供及び利用の援助その他の社会資源を活用するための支援を行うこと。
- (2) 条例第11条に規定する障害者に対する差別と思われる事案に関する調査並びに当該調査の際に助言及びあっせんを行うこと。
- (3) 条例第17条第1項に規定する通報及び障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号。以下「障害者虐待防止法」という。）第7条第1項、第16条第1項若しくは第22条第1項の規定による通報又は第9条第1項、第16条第2項若しくは第22条第2項の規定による届出を受理すること。
- (4) 条例第18条第1項に規定する虐待を受けたと思われる障害者の安全確認、及び保護のための適切な支援を行うこと。

- (5) 障害者に対する差別及び虐待の防止並びに虐待を受けた障害者の保護のため、障害者及び保護者等に対して、相談、指導及び助言を行うこと。
- (6) 障害者及び保護者等に対し、成年後見制度の利用に関する支援を行うこと。
- (7) 障害者及び保護者等に対し、各関係機関を紹介し、当該障害者に適切な支援が行われるようにすること。
- (8) サービス調整会議の開催を市へ要請し、サービス調整会議に参加すること。
- (9) 相談支援連絡会議の開催等を通じて、地域の各関係機関等との連携強化を行うこと。
- (10) 賃貸契約による一般住宅への入居にあたって支援が必要な障害者に対し、入居及び居住に関する支援を行うこと。
- (11) 地域の相談支援事業者に対し、相談支援等に関する指導、助言及び技術的援助を行うこと。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、障害者及び保護者等の生活の支援に必要と認められる業務を行うこと。

(2) 障害者生活支援センターにおける相談者の主な状態像

- 家族や施設の中での虐待が深刻化し、緊急に介入が必要な人や家族
- 障害や疾病の状況が重度化したり、生活環境に大きな変化が生じ、問題が深刻化し早急に何らかの支援が必要な人や家族
- 家族の介護負担に限界が生じ、危機的な状況にある家族
- 地域の中で孤立し、家庭内での問題解決に限界が生じている世帯
- 精神疾患等が疑われるが情報不足や本人の拒否的な態度により、適切な医療に結びついていない人
- 何らかの障害があり、支援が必要にもかかわらず、既存の社会資源に定着できずに転々としている人
- 障害や疾病のために何らかの支援が必要だが、本人及び家族が社会資源とのつながりを求めておらず支援を拒否している人
- 障害や疾病があっても現状の暮らしは成り立っているものの、将来の暮らしに不安を感じている人

(3) 障害者生活支援センターの3つの役割

障害者生活支援センターの相談支援従事者は、以下の3点を基本に据え、相談支援・生活支援活動を行います。

- ① 相談者がどのような支援を求めているか、何に困っているかを掴み、支援課題を整理し適切な支援環境を整える。(アセスメント・支援計画の策定)
- ② 地域の関係機関とのつながりをつくり、生活支援の協力体制を創り出す。(コーディネート)
- ③ 相談を通して不足している社会資源や福祉サービスを明らかにし、必要な施策を提案していく。(課題発見・提起)

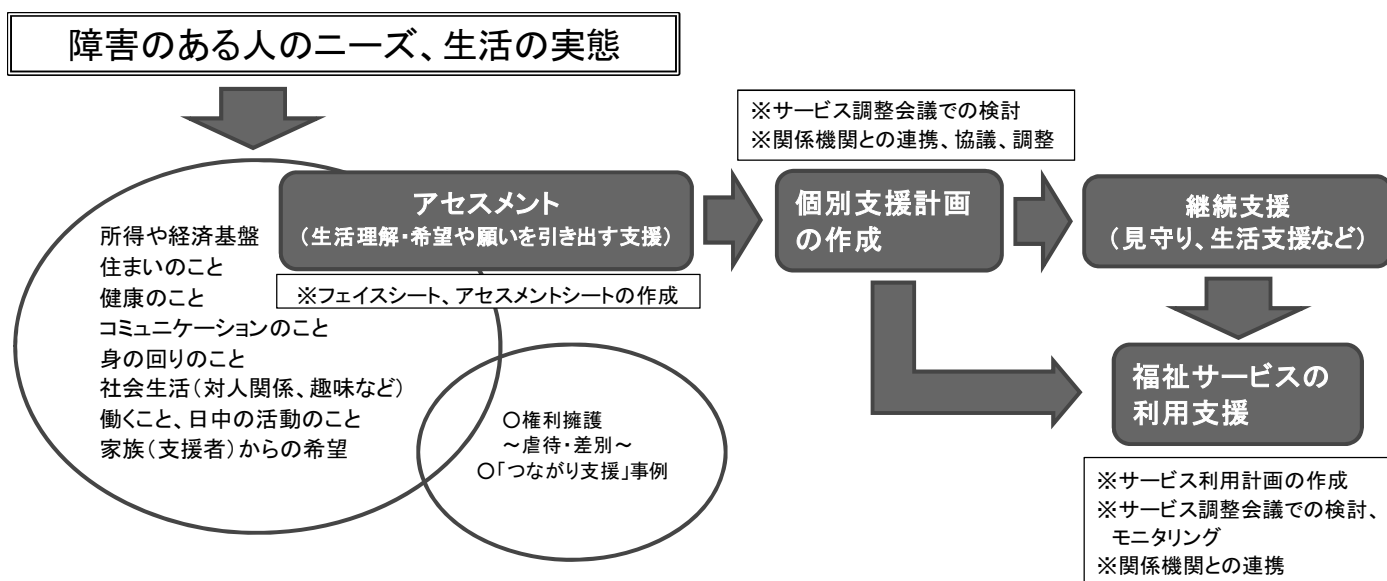
以上の役割を果たすことを通して、障害者・家族が必要な支援につながり、安心して暮らせる地域づくりを目指します。

2 相談支援の進め方

(1) 相談支援の流れ

相談支援の基本は、ケアマネジメントの手法を用います（本指針9ページ参照）。特に、障害者生活支援センターの相談支援は、ニーズが明確な福祉サービスにつながる相談ばかりではありません。福祉サービスにつながるまでの支援、調整も役割の1つです。

相談支援の流れ図



《本人のニーズを中心とした相談支援 フローチャート》
※2012年さいたま市コーディネーター連絡会議作成

【流れ①】 情報提供、さまざまな機関の紹介、資源の定着で支援が終結する場合

【支援展開の実例① 生活基盤の変化に対応するサービスの情報提供と調整】

○重度の肢体障害者

これまで両親、家族で本人を支えてきたが、父親の入院に伴い、母親の介護負担が増え、家族全体のバランスが崩れてしまった。当面母親の負担を軽減するために使えるサービスはないか。



ホームヘルプ、移動支援、生活サポート事業などの活用を相談。サービス提供事業所に連絡をとり、相談に応じてもらえるかを確認の上、家族に情報提供する。必要に応じて事業所への相談に同行、同席し、契約等に立ち会う。必要な支給決定を各区支援課に依頼。判定区分結果に基づき必要な支援を導入し、生活の安定を図った。

【流れ②】福祉サービスの利用や既存の社会資源の利用が難しい場合

生活環境の変化があったり、生活課題が多岐に渡ったりしている場合

【支援展開の実例② 高齢の母親との在宅での暮らしが困難になり継続支援】

○重度の肢体障害者。

本人が肺炎で入院したことを契機に、高齢の母親から在宅への引き取りは困難で、施設入所を希望する相談があった。



本人の意向は在宅での生活。母親に説明してこれまで活用していなかった居宅でのサービスを利用することを提案。母親も本人に定期的にショートステイの利用をしてもらうことを条件に家庭での引き取りを決定。その後継続的な見守りを行ったが、母親が介護の負担感を訴え、本人も単身での生活を希望。単身生活に必要なサービス利用の計画を立案するとともに、本人の障害が以前よりも重度化したため障害支援区分の変更を経て支給量を確保し、借家での単身生活に移行した。その後も本人の金銭管理の体制などを関係者間で検討。

【流れ③】問題が多岐にわたり、早期に関係機関との調整が必要な場合

緊急に福祉サービスの調整が必要な場合

【支援展開の実例③ 生活基盤が揺らいだため関係機関で継続的に支援】

○精神障害のある夫婦。

これまで金銭面、生活面で夫婦を支えてきた両親の世帯が経済的に破綻したため、夫婦の生活が成り立たなくなる。借家からの退去も迫られ、生活保護を決定した福祉課の召集により、生活の再建をどうするか、関係機関を交えて調整会議を実施した。



妻は入院中だったため、夫を生活訓練施設のショートステイに緊急的に保護する。支援課、障害者生活支援センターで、夫のサービス利用に必要な障害支援区分の判定を行う。今後の支援について夫と相談を開始。ショートステイ利用中に新たな住まいの確保を行う。ショートステイ中に夫の生活能力等をアセスメント。関係機関で夫の単身生活にむけてのサービス利用を検討する。家事援助、金銭管理等のサービスを導入し、日中は医療デイケアで過ごす計画を立て単身生活を開始。妻は入院中。関係者間で連絡調整を行い、継続的に見守っている。

(2) 障害者や家族の初回相談

■初回相談時の心構え■

障害者や家族が相談に訪れる時には、様々な不安を抱えて訪れます。まず、相談者の気持ちを受け止め、限られた時間と情報の中から相談者が求めているニーズを掴み、具体的な支援の道筋を立てます。

支援内容	対応	留意点
安心の保証	○相談者の訴え、困りごとを丁寧に聞く ○不安な気持ちを受け止め共感的態度で対応する	安易に関係機関の紹介を行わない
生活状況の把握	○訪問や面接を通して、今の暮らし、世帯状況の実際を把握する ○これまでの生活歴、就労の経験、家族関係を把握する ○相談者の表情・衣服・身なりなども観察し、トータルに生活状況を判断する ○本人の同意を得て家族からも生活状況の情報を得る	1回の相談では把握できない事柄は、継続的な相談面接で把握する
ニーズ把握	○相談者が求めていることは何か、困っていることは何かを明らかにする	初回相談時に判断できる範囲での支援課題を明確にする
支援の道筋	○相談者が先の見通しを持てるよう具体的な支援の道筋を立て、仮の支援計画を立て相談者と確認をする	当面1か月以内の仮の簡易な支援計画を立てる



支援内容	対応	留意点
緊急性の判断	○虐待の事実が確認された・疑いがあるとき、住む場がない、経済的な困窮、主たる支援者の緊急事態（入院・死亡）の場合は、緊急度が高いと判断する	担当者の判断で緊急度を誤らないように、障害者生活支援センター内での情報の共有と判断が必要
緊急時の対応	○支援課を始め関係する機関を招集してサービス調整会議を開き、対応を協議する	支援の見通しがつくまではマネジメント機関を決めておく
適切な情報提供	○相談者の求めている情報を提供する ○他の福祉サービス提供機関を紹介する場合、紹介後も支援の見通しが立つまでは責任をもってマネジメントする	必要な情報が不足している場合は、関係機関から情報を収集し相談者に提供する

<使用する書式>

相談を通して得られた個人情報の管理、取り扱い、漏洩・改ざん・損傷などの事故への対策などについて、相談者に説明した上で個人情報保護の同意を得て、所定の書面にて交わす。

(3) アセスメント・支援方針・計画の作成

■ アセスメント・支援計画作成時の心構え ■

初回相談時に立てた支援課題を含め、再度アセスメントシートに従って支援課題を整理し、初回時に気付かなかった支援課題を明らかにします。そして、本人の求めていることと支援課題に沿って支援方針を導き出し、当面の支援計画を作成します。

支援内容	対応	留意点
情報収集	<ul style="list-style-type: none"> ○初回相談時に得られなかった情報を収集する ○支援課、福祉サービス提供機関、就労支援機関、医療機関、教育機関など、関わる機関から必要な情報を得る ○本人の情報と合わせてフェイスシートを作成する 	本人の同意を得ること
支援課題の再整理	<ul style="list-style-type: none"> ○初回相談時に本人と確認した支援内容の妥当性を確認する ○家族や関係機関からの情報も含め、支援課題を再整理し、アセスメントシートを作成する 	アセスメントは、緊急時を除いて初回相談から1～2週間で整理する
支援方針、計画の作成	<ul style="list-style-type: none"> ○支援課題の中から優先的に取り組む課題を明らかにする ○支援課題に沿って支援方針を立て、支援計画を作成し、本人と確認をとって確定する 	支援計画は、緊急時を除いて当面1か月の計画を作成する

(4) 障害者や家族の継続的な相談支援

相談者の生活状況によっては、数回の相談で問題が解決しない場合があります。その際は、問題解決や生活状況の改善、安定を図るための相談支援を継続します。

継続支援となる場合の判断基準	<ul style="list-style-type: none"> ① 支援の見立てに時間を要する場合 <ul style="list-style-type: none"> ・生活状況の改善に時間を要する ・生活基盤の安定を図るために時間を要する ② 地域資源とのつながりがなく孤立している場合 <ul style="list-style-type: none"> ・既存の社会資源では活用できる資源や福祉サービスがない ・地域住民とのつながりがなく、世帯が孤立している ・社会資源や福祉サービスのつながりがなく孤立している ③ 具体的な社会資源の活用の必要性がある場合 <ul style="list-style-type: none"> ・就労支援機関の利用 ・福祉サービス提供機関の利用 ④ 早期に介入し、支援を開始する必要がある場合 <ul style="list-style-type: none"> ・本人の生活課題が深刻化し、早期に何らかの支援が必要
----------------	---

	<ul style="list-style-type: none"> ・生活破たん、もしくはその恐れが見受けられる ・世帯の生活状況が変化し本人の生活基盤が揺らぐ事態に陥る <p>⑤ 家族の支援が必要な場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家族の介護負担が大きく、疲弊している ・家族の支えの力が弱まっている
支援の頻度 (目安)	<p>① 支援の見通しや問題解決に時間を要する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援の見通しが立つまでは週1回の訪問、相談支援 ・見通しが立った後は月1回の訪問、相談支援 <p>② 生活基盤が重大に変化する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・週1回の訪問、相談支援 ・連絡手段の確保などを留意し、緊急な相談にも対応する <p>※ 家族への支援を行う場合も支援頻度は同様と考える</p>
対応	<ul style="list-style-type: none"> ・支援の頻度と内容は本人との同意を得る ・就労支援機関や福祉サービスを活用する場合は、支援の見通しを立て利用する機関と支援課題の共有を行う ・資源につながった後は、本人の了解を得て利用機関と利用状況の確認を行う ・資源への定着が図られない場合は、関わる機関と支援課題の見直しと対応の検討を行う

<使用する書式>

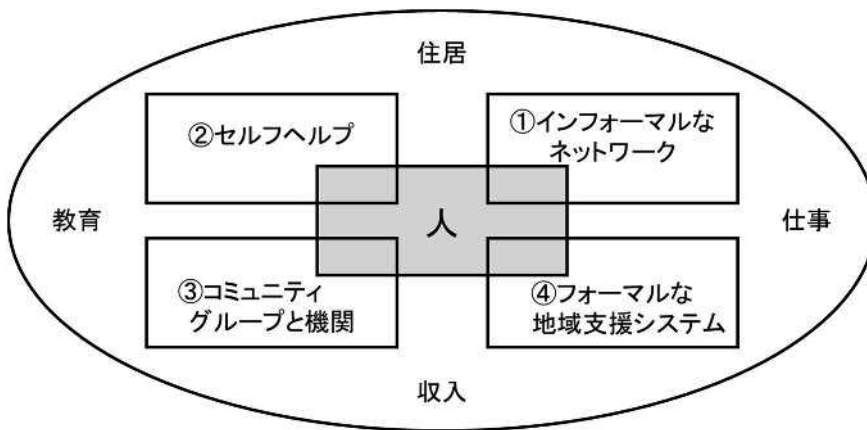
さいたま市障害者相談支援指針で共通化されている支援計画表を活用する。

3 障害福祉関係機関によるネットワーク構築

(1) ネットワークを形成する際の基本的な考え方

機関連携の基本は、多様な課題を抱える障害者を中心に、地域の様々な社会資源と連携しながら、支援環境を整備していくことです。

下の図は、暮らしの基盤となる社会資源の要素を示したものです。障害者を中心にし、支える環境として、①家族や友人などのインフォーマルなネットワーク、②障害のある仲間同士の支え合い、③住民サービスとしての機関、④地域生活を支えるフォーマルな支援システムの4つの要素があることを示しています。そして、人間の暮らしを支える社会資源の基礎として住居、収入、教育、仕事といった基盤が地域で整備されていくことが必要不可欠であることを示しています。



カナダオンタリオ州地域精神保健協会作成

(2) 関係機関による支援体制の構築

相談支援の対象となる人は、年齢も幅広く、世帯の構成や住まいの形態、生活課題や健康課題も多様にあります。

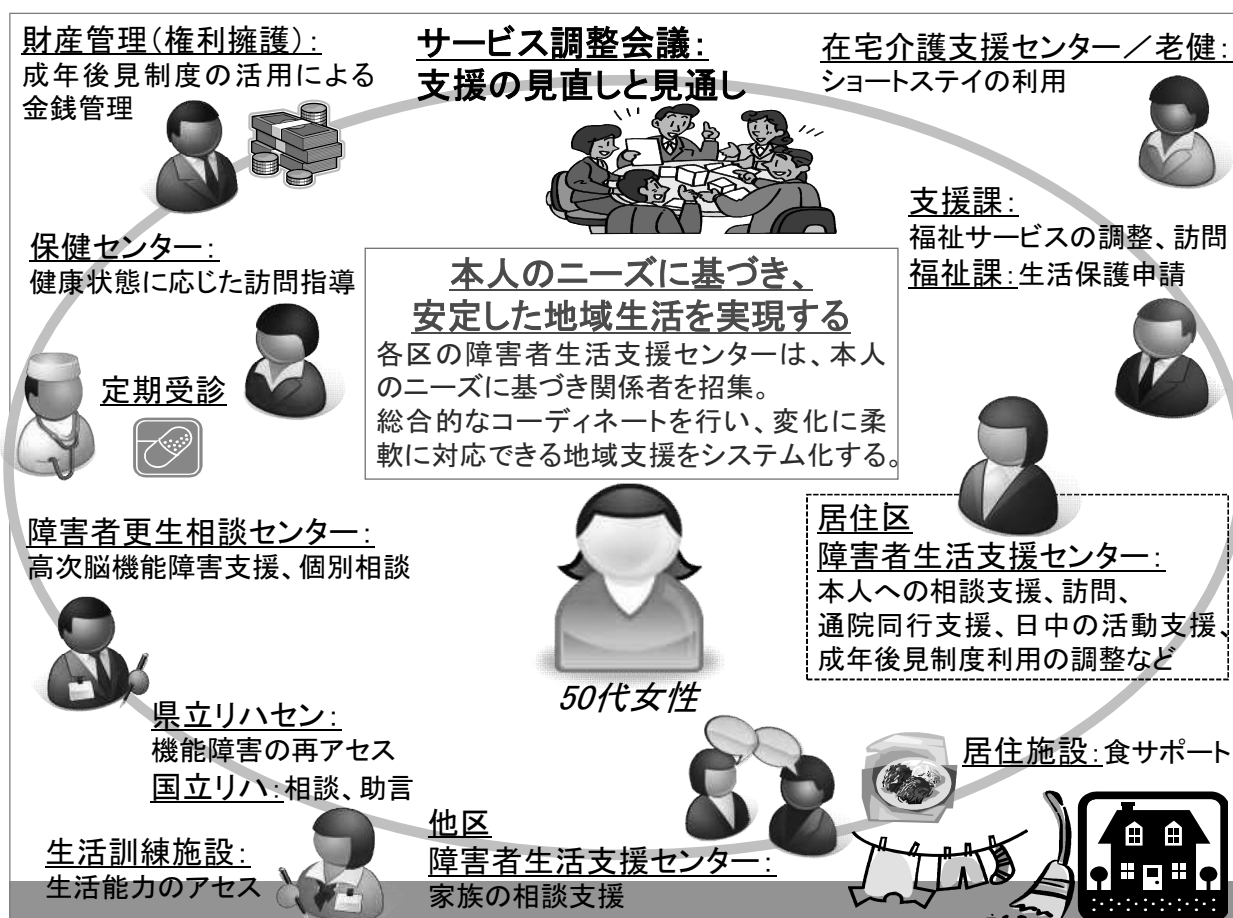
こうした多様な生活課題のある人たちへ支援を継続していく際、関係機関との連携は欠かせません。連携する機関も、教育機関、就労支援機関、医療機関、福祉施設など、障害分野のみならず幅広くなります。

○連携のイメージ図と障害者生活支援センターの役割

【事例概要】

50代女性。高次脳機能障害（記憶力低下、知能低下、見当識障害）。初老期認知症により要介護1。老人保健施設からの退所を求められ、配偶者からの相談で支援開始。支援課と数回の訪問を重ね、生活能力のアセスメント、対人関係の課題、機能面の再アセスメントを調整し、併せて家族への相談支援を継続。成年後見制度の利用、日中の活動、医療面の支援など、継続的に関わっている。

【事例に基づくイメージ図（関係機関等）】



(3) サービス調整会議の活用

複数の関係機関で支援体制を構築しながら支援を進める場合、サービス調整会議を開き、継続的な支援にあたります。

※ サービス調整会議については、本指針54ページ「6 サービス調整会議の役割と機能」において詳述します。

(4) コーディネーター連絡会議の機能と役割

ア 目的

相談支援にかかわる関係機関が連携し、社会資源の開発や再検討等を行い、障害者の自立した地域生活における支援の推進を図ること。

イ 具体的な役割（設置要綱から抜粋）

- ① 障害者の自立した地域生活支援に関する情報交換と連絡調整
- ② 地域のネットワークの形成および障害者支援の技術に関する研究・協議
- ③ 関係職員の資質向上を図るための障害者支援に関する研修の企画運営協力
- ④ その他連絡会議の目的達成に必要と認められる事項に関すること

ウ 取り組み

- ① 広報活動：障害者生活支援センターの認知度を高めるため、広報紙の作成と配布、合同相談会、法律相談会の開催を行う。

- ② 調査研究活動：各区サービス調整会議や相談支援業務から障害者の暮らしの実態を把握し、制度の課題、社会資源不足や連携の課題を明らかにする。見えてきた地域課題は、地域自立支援協議会に提案、報告する。
- ③ 教育研修活動：相談支援に携わる職員の力量形成のため、研修会の開催、事例検討会を行う。
- ④ 権利擁護活動：障害のある人への差別、虐待への対応のあり方を協議するとともに、連携方法や必要な資源などの施策課題を明らかにする。

エ 目指していること

障害者・家族が、さいたま市のどこに暮らしていても必要な支援が受けられるように、切れ目のない支援のネットワークを構築することを目指す。相談支援の充実を図るとともに、実際の相談支援から浮き彫りとなった必要な社会資源や不足している社会資源、既存の支援システムの不備などを地域自立支援協議会に提案するなど、障害者の生活実態に基づき、障害者施策が推進されていくことに寄与していく。

第4部 各行政機関の役割



1 機関連携の基本

障害者の相談支援に関わる行政機関には、区の支援課以外に区の保健センター、専門機関となる早期療育機関としての総合療育センター、就学時期には特別支援教育相談センターなどもあり、各機関がその役割に応じて様々な支援やサービスの提供を行っています。

そのため、多様な課題に対する相談支援では、複数の福祉サービスを組み合わせたり、複数の関係機関や地域の様々な社会資源と連携を取ったり、それぞれの役割を持ちながらチームとして対応をする必要があります。

(1) 連携の取り方（チーム作り）の中心、呼びかけ役

支援課や障害者生活支援センターが相談を受け、他の機関と共同してアセスメントや支援を行う必要がある場合は、サービス調整会議（本指針54ページ）を開き協議をすることを基本とします。

調整会議の開催は支援課が主体となり、要綱に基づいて障害者生活支援センターの出席を必ず求め、他機関への出席依頼も行うことになっています。

また、すでに他の機関が支援の中心になっており、その機関が会議を開催する場合には、支援課も連携機関として積極的に参加し、支援を行うチームの一員となる必要があります。

(2) 連携のあり方（支援の主体が他の機関になる場合）

例えば早期療育は総合療育センターのように、ニーズに応じた対応が一つの機関で可能であれば、相談者に情報提供し、紹介をします。

その際、紹介先の機関がどのような支援を行うのか、丁寧に相談者に説明する必要があります。

また、紹介の際には、本人・家族の了解を得て、紹介先に事前に連絡をするなどの配慮が必要です。

(3) 連携のあり方（支援の主体や連携方法が明確でない場合や役割に応じて

連携し共同で支援をする場合）

支援課が、サービス調整会議を開催し、情報交換、支援方針・支援計画の策定、各機関の役割分担の明確化などを行うことを原則としています。

ただし、緊急性の高い場合や調整会議の開催が困難な場合には、ケースワーカーが関係機関と連絡をとり、調整会議に代わる役割（関係機関を繋ぐコーディネーター）を果たさなければなりません。

※ 相談者に対しては、支援を行うために関係機関連携を行うことを、事前に説明することが必要です。（ただし生命に関わるような緊急事態は別）

2 各行政機関の役割（障害児者に係る主なもの）

（１）区保健センター

- ア 母子保健及び成人保健に関すること。
- イ 歯科保健に関すること。
- ウ 精神保健に係る一次相談に関すること。
- エ 栄養指導及び食生活改善に関すること。
- オ 訪問指導に関すること。
- カ 家族等のない精神障害者の医療保護入院の同意に関すること。

（２）保健所（精神保健課） TEL：840-2223・2234

精神保健に関するさまざまな相談を精神保健福祉士・保健師が行う。

（３）こころの健康センター TEL：762-8548

- ア 精神保健福祉に関する相談（様々な心の悩みやひきこもり、思春期問題、アルコール・薬物問題など）※ ひきこもり相談センター TEL：762-8534
- イ 精神的な疾病や障害に関する情報の提供
- ウ 精神障害者保健福祉手帳や自立支援医療費支給に関する判定（※申請窓口や問合せは、各区支援課）

（４）障害者更生相談センター TEL：646-3128

ア 身体障害者更生相談

障害者総合支援法による補装具費支給や自立支援医療（更生医療）の要否判定及び専門的な助言を行います。

イ 知的障害者更生相談

療育手帳に関する障害程度の判定、その他知的障害者への支援について専門的な援助及び助言を行います。

ウ 訪問相談事業（在宅・施設）

在宅身体障害者等の福祉用具や家屋改修、介護方法等について専門的な助言を行います。また、知的障害者等への支援について、専門的な助言を行います。更に障害者施設などに職員を派遣して、施設職員への専門的・技術的助言を行います。

エ 身体障害者手帳・療育手帳に関する業務

各区支援課で受けた障害者手帳の交付申請書に基づいて、障害の認定及び手帳の発行を行います。

オ 高次脳機能障害者支援事業

一次相談窓口である各区役所支援課や障害者生活支援センターへの情報提供や対応についての提案等を行います。また高次脳機能障害者及びその家族からの電話相談に定期的に専門職員が応じます。

(5) 障害者総合支援センター TEL：859-7255

ア 授産支援 TEL：859-7255

授産施設等で働いている障害のある方々が自立した生活を営むため、あるいは働く実感と喜びを持っていただくため、工賃の向上・増加を目標にし、市内授産施設に対し、各種支援事業を行います。

イ 就労支援 TEL：859-7266

障害者の就労の促進を図るため、ジョブコーチの派遣や雇用創出コーディネーターの事業所訪問による実習の場、就労の場の拡大を行うとともに、職場定着のための離職予防事業を行います。

ウ 発達障害者支援（発達障害者支援センター） TEL：859-7422

発達障害者が自分らしさを発揮し、充実した生活を送れるように、保健、医療、福祉、教育、労働などの関係機関と連携しながら、本人やその家族に対する支援を行うとともに、地域の支援体制の充実を図ります。

※ 継続的相談は、18歳以上の方が中心。18歳未満の方については、総合療育センターひまわり学園や特別支援教育相談センターなどに紹介します。

エ 生活支援

中央区障害者生活支援センターを施設内に設置。生活上のさまざまな問題について、障害者が身近な地域で安心して相談できるようにするとともに、各区の障害者生活支援センターへの助言指導、相談技術向上のための研修会の開催などを行います。

オ 社会参加支援

地域生活をする上で必要なルールやマナーを身につけるための教室・講座などを開催するとともに、就職や就労に必要な技術の習得のため、就職活動研修やパソコン研修などを行います。

(6) 総合療育センターひまわり学園 TEL：622-1211

療育センターさくら草 TEL：710-5811

医療、福祉が一体となって障害児者の早期診断・早期治療、障害に応じた総合的な療育、家族への支援及び保育所・幼稚園等を含めた地域医療への支援を行うことにより障害児の福祉の増進を目的とした施設で、以下の機能があります。

○外来部門（相談検査施設）：診療所を設置しており、診察のうえ、発達や障害に応じて医学的治療や個別的・集団的訓練及び指導を行います。

○通所部門：就学前の障害児に対し、個別的・集団的訓練及び指導を行う通所施設です。

(7) さいたま市社会福祉協議会 TEL：835-5280

社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会に、区役所等相談機関が高齢者及び障害者に対する虐待や差別のうち特に困難な事例を取り扱う場合などに区役所等に専門的な立場から適切な支援について助言すること、市民後見人の養成をすることなど、認知症や重度の障害の方々などに後見的支援を行う「高齢・障害者権利擁護センター」を設置しています。

ア 権利擁護スーパーバイズ事業

虐待や差別事案への対応について、医学的・法的見地から支援への助言を行う「専門職相談」を実施しています。高齢・障害者権利擁護センター職員に事前に相談内容をお知らせの上、内科医（月1回）、精神科医（月1回）、弁護士（月2回）の相談日に来所相談、もしくは職員が代理にて相談を行います。

イ 市民後見人の養成

弁護士や司法書士などの資格は持たないが、社会貢献への意欲が高い一般市民の中から、成年後見に関する一定の知識・態度を身に付けた市民後見人候補者を養成します。

ウ 成年後見相談

認知症、知的障害、精神障害等によって物事を判断する能力が十分でない方が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、生活や財産の管理などを支援する「成年後見制度」の利用に関する相談を受け付けます。

エ 法人後見事業

社会福祉協議会が法人として後見人等となり、認知症、知的障害、精神障害等によって物事を判断する能力が十分でない方の権利を保護するとともに、安心して生活が送れるように支援します。社会福祉協議会では親族、資産及び所得の状況から他に適切な後見人等が得られない方を対象に受任をしています。

オ 福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートさいたま）

認知症等の高齢者等や知的障害・精神障害のある方が、安心して生活が送れるように、生活支援員が定期的に訪問し、福祉サービスの利用援助、日常生活上の手続き援助、日常的な金銭の支払い等の援助、書類等預かりサービスを行います。

3 高齢・障害者権利擁護センター

さいたま市内における障害者への虐待については、区役所支援課と障害者生活支援センターが相談や通報の受付窓口となります。寄せられた相談や通報に対して、「障害者相談支援指針」に基づき、福祉事務所と障害者生活支援センターは連携して対応を行うとともに、施設内で行われた虐待については、監査指導の権限のある部署も障害者自立支援法等の規定に基づき対応します。

個別の困難事例については、「さいたま市高齢・障害者権利擁護センター」（以下、「センター」という。）による医師・弁護士等専門家を交えた事例検討会、スーパーバイズの実施に加え、成年後見制度の利用促進により、適切な処遇を行える体制が整備されています。

センターは、さいたま市の委託を受け、さいたま市社会福祉協議会が運営しています。また、障害者虐待への対応に関する専門的支援のほか、市民後見人の養成等を行います。

センターは、区役所支援課及び障害者生活支援センター、その他関係機関と連携、協力して、障害者及び高齢者の権利擁護の推進に努めていきます。

(1) 高齢・障害者権利擁護センターの設置の根拠

さいたま市高齢・障害者権利擁護センター設置要綱

(設置)

第1条 高齢者及び障害者に対する虐待のうち特に困難な事例を取り扱う場合並びに障害者に対する差別に関する助言やあっせんを行う場合に、専門的な見地から適切な処遇を助言すると共に、さいたま市誰もが安心して長生きできるまちづくり条例（平成24年条例第11号。以下「安心長生き条例」という。）第12条及びさいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例（平成23年条例第6号。以下「ノーマライゼーション条例」という。）第23条の規定を踏まえ、成年後見を担う市民後見人を育成することにより、後見的支援を必要とする高齢者及び障害者に対し必要な便宜を確保するため、さいたま市高齢・障害者権利擁護センター（以下、「センター」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 高齢者 65歳以上の者をいう。
- (2) 障害者 ノーマライゼーション条例第2条第4号に規定する障害者をいう。
- (3) 虐待 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第2条第4項に規定する養護者による高齢者虐待、同条第5項に規定する養介護施設従事者等による高齢者虐待及びノーマライゼーション条例第2条第9号に掲げるものをいう。
- (4) 差別 ノーマライゼーション条例第2条第8号に掲げるものをいう。
- (5) 後見的支援 成年後見制度及び社会福祉法第2条第3項第12号に規定する福祉サービス利用援助事業に基づくサービスのことをいう。

(基本方針)

第3条 センターは、安心長生き条例第3条及びノーマライゼーション条例第3条の基本理念を踏まえ、虐待及び差別（以下「虐待等」という。）のうち、特に困難な事例の処遇に際して、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の46に規定する地域包括支援センター及び市から委託を受けて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第1項第3号に規定する事業を行う相談支援事業者並びに医療、保健、福祉、教育、就労等に関する機関（以下、「各関係機関」という。）と緊密な連携を保ち、さいたま市地域支援個別会議設置要綱又はさいたま市障害児者サービス調整会議実施要綱に基づき市が開催する会議等に参加し、各関係機関による支援が適切に行われるよう助言又は調整を行うものとする。

(業務)

第4条 センターの業務は、次のとおりとする。

- (1) 虐待等及び後見的支援の利用に関する専門相談
- (2) 虐待等及び後見的支援の利用に関する各関係機関への専門的支援
- (3) 市民後見人の養成及び活動の支援に関する業務
- (4) 虐待等及び後見的支援に対応するためのネットワークの構築及び活動
- (5) 虐待等及び後見的支援の利用に関する普及啓発、広報及び研修等の開催
- (6) その他市長が必要と認める業務

2 前項に掲げる業務の実施に当たっては、関係行政機関等と連携を図り、円滑な運営に努めなければならない。

(実施主体)

第5条 事業の実施主体は、さいたま市とする。ただし、法人後見を実施している、又は定款等に規定している法人その他の団体で、事業を適切に実施できると認められるものに業務を委託することができる。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(2) 虐待・差別・対応困難事案等への対応支援

センターでは、障害者に対する虐待・差別を含む権利侵害や成年後見制度等の活用が必要なケースにおいて、実際にその対応を行う区支援課や障害者生活支援センター等に対して、問題の整理・援助の方向性等について助言を行うこと等により支援します。

また、福祉職だけでは気づきにくいあるいは解決しにくい医学的・法律的な課題を含むケースについては、センターに設置する医師（内科・精神科）及び弁護士の嘱託専門職による医学・法律の専門的見地からの助言を加えながら、課題解決を支援します。

① 高齢・障害者権利擁護センターにおける主な相談例

- 虐待かどうかの判断に悩んでいる。
- 虐待の対応や介入方法に手詰まりを感じている。
- 支援方法や支援方針を決めることが難しい。
- 医療面での問題を抱えているが、他の医師の客観的意見を聞きたい。
- 支援について法的問題がないか確認したい。
- 障害者だけでなく、家族等の抱えている問題が複雑に絡み合い、問題解決の糸口が見出せない。
- 成年後見制度等を活用すべきか悩んでいる。
- 差別事案への対応・調整案の検討が難しい。

② 支援の方法

ケースの抱える課題の内容や解決に向けての支援の段階に応じて、以下の方法による支援を行います。

ア 会議等の参加による支援

「サービス調整会議」「個別ケース会議」等の会議への参加により、ケースの抱える課題の整理について支援します。

特に課題解決に向けた支援方針を検討する際に、医学的・法律的な課題に対しての助言が必要な場合には、嘱託専門職が会議に参加し、専門的見地からの助言を行います。

イ 相談機関のセンター来所による支援

嘱託専門職がセンターに来所する日時にあわせて、センターを相談場所として嘱託専門職から直接助言を受けることができます。また、ミニケース会議の形式をとることもできます。

ウ 電話等での相談による支援

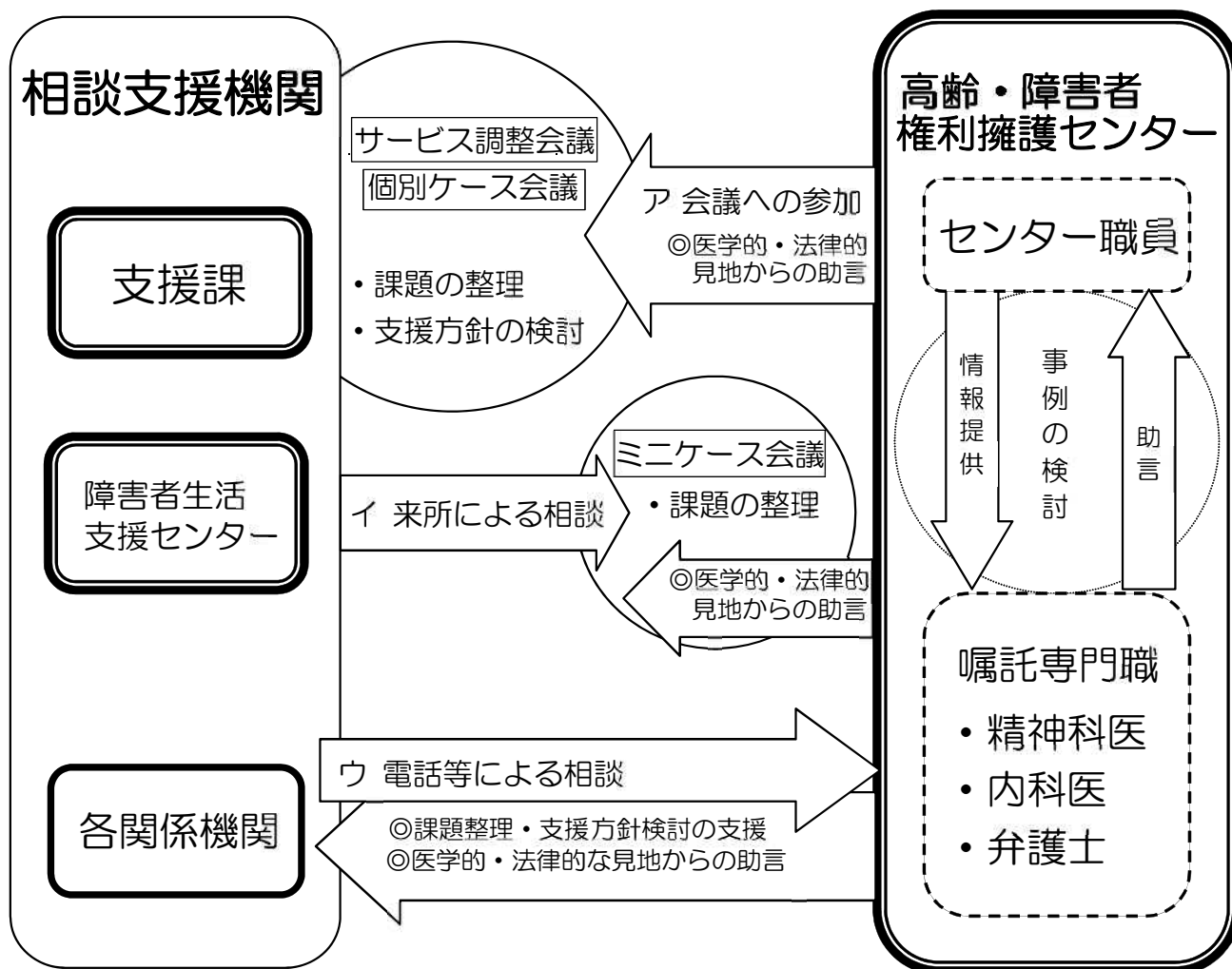
センター職員による「電話」等で、ケースの概要（障害・判断能力の程度、生活の状況、課題と考える内容等）を伝え、センター職員が課題の整理を中心に支援します。

また、センターでは、福祉関係機関・部署だけでは気づきにくい課題の見落としを防ぐため、各嘱託専門職のセンター来所時に、受け付けたケースについての報告・検討をすることで、医療・法律の見地からの助言を得る機会を確保しています。そのため、そこで各嘱託専門職からの助言があった場合、センター職員を介して助言を得ることができるため、急を要

さない虐待・差別対応、後見的支援の必要性があるケースをはじめ、一見すると虐待・差別対応、後見的支援の必要性がないようなケースである場合でも、センターを積極的に活用する必要があります。

なお、虐待等の緊急性の判断は支援課等が行うこととされているため（69、73、78、81、85ページのチャートを参照）、センターでは虐待等の緊急性の判断は行いません。また、医療機関ではないため、医師による診断は行いません。

③ 相談・支援の流れ



(3) 後見的支援が必要な事案への対応

さいたま市社会福祉協議会では、認知症、知的障害、精神障害等によって物事を判断する能力が十分でない方に対し、成年後見人、保佐人又は補助人となって判断能力を補い、安心して日常生活ができるよう支援します。

経済的虐待等により後見的支援が必要なケースへの対応として、さいたま市社会福祉協議会を成年後見人等候補者として家庭裁判所に申し立てることができます。

① 法人後見の対象者

- さいたま市在住の方
- 認知症、知的障害、精神障害等によって物事を判断する能力が十分でない方
- 親族、資産及び所得の状況から他に適切な後見人等が得られない方

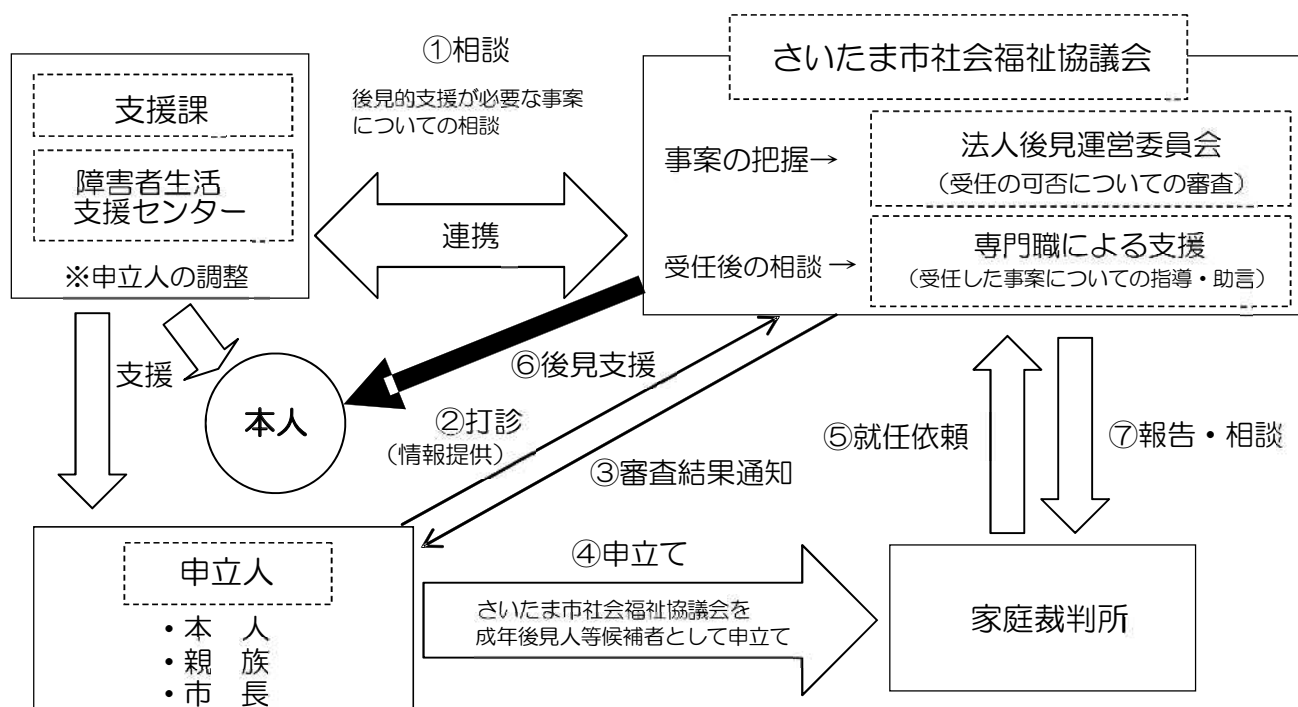
② 後見業務の範囲

主に身上監護面の対応と日常生活に関する金銭管理が中心となります。また、開催されるケース会議等にも成年後見人として参加します。

※ 成年後見人等が選任されたとしても必ずしも課題が解決されるとは限りません。そのため、継続したケース会議等の開催が必要となります。

③ 相談から支援までの流れ

さいたま市社会福祉協議会を成年後見人等候補者として、家庭裁判所に申立てる場合には、さいたま市社会福祉協議会が設置する法人後見運営委員会（法律（弁護士、司法書士）、福祉（社会福祉士）、保健、行政関係者並びに学識経験者で構成）において、あらかじめ受任の可否の審査を行うため、申立人がその本人に関する情報（申立の経緯、本人の状態及び収入状況等）を事前に提出することになります。



(4) センターの活用例

【対象者例】

- ・療育手帳A、30代、女性
- ・父親と兄と同居していたが、3か月前に父親が死亡。兄と二人での生活となった。
- ・市内施設の生活介護を週3回利用している。

【虐待の発見と生活状況】

- ・施設通所時に、職員が背中に不自然なアザを発見し虐待のおそれがあると考え、障害者生活支援センターに通報した。
- ・障害者生活支援センターより報告を受けた支援課で直ちに緊急性の判断を行い、本人、養護者である兄、施設職員、民生委員等に事実確認を行ったところ、父親の死後、兄から叩かれる等の身体的な虐待が日常的に行われていることや、本人の障害年金を、兄が管理し遊興費等に使ってしまい、本人が自由に使うことや利用料の支払いが2か月間滞っていること、亡父の財産についての相続が行われていないことが分かった。
- ・兄も中学生のころから引きこもりがちな生活を続けており、精神科への通院歴があることが分かった。

【援助方針の検討・センターの活用】

- 支援課が開催する個別ケース会議に権利擁護センターも参加し、援助方針や支援内容について検討を行った。また、養護者との分離の必要性や、本人の金銭管理能力を含む判断能力からの後見的支援、亡父の遺産相続等についての課題を含むため、同センターの弁護士も参加をした。
- 弁護士からは、本人及び兄に対する後見的支援や相続等に関する、法律面での助言がなされた。
- また、養護者である兄に精神疾患のある可能性や、兄自身の医療面についての支援の必要性も考えられるため、同センター医師から、兄に対する関係機関のアプローチ方法等についての助言がなされた。

【後見的支援の実施】

- 兄との分離の必要性があったため、本人は、措置により施設に短期入所することとなったが、福祉サービスの契約や年金等の管理が自身で行えないことから、後見的支援の必要性が生じた。
- 当初、日常生活自立支援事業の活用も検討されたが、本人の判断能力や将来的な施設への本入所の可能性を考慮した結果、成年後見制度を活用することとなった。なお、虐待者となっている兄をはじめ申立をできる適切な親族がいないことから、手続きは市長申立により進められた。
- 後見人には、後見業務内容や資産状況からさいたま市社会福祉協議会が法人として受任することを予定している。

4 医療機関との連携

医療機関との連携は、診断書や様々な意見書を求める以外に、ともに障害者の生活を支える機関として、本人・家族等についての情報交換を行う、医師から助言を受けるなど、支援をするチームの一員として、それぞれの役割を持って連携を図ることが必要です。主な内容としては、次の4点が挙げられます。

- (1) アセスメントの一環として、障害や病気の状況、留意点、今後の見通しなどを聞く。
- (2) サービス調整会議等で検討した支援方針、支援内容を伝え、協力を依頼する。
- (3) 相互に得た情報をもとに、状況の再確認や支援内容の見直しを行う。
- (4) 本人が伝えられない情報を、医師に伝える。(例えば、薬を飲んで眠くなる、体がふらつく、などの大切な情報)

※ 医療機関側のケースワーカーや受付窓口等を通して、趣旨を説明し、医療機関訪問の日時の調整を依頼する必要があります。

5 その他の社会資源の活用

行政機関以外に社会福祉法人、NPO法人、ボランティア団体、障害者の家族会など、地域で様々な形で障害者支援を行っている所があります。

支援課や障害者生活支援センターでは、これら区ごとに活用できる資源の情報を日頃から把握しておく必要があります。

障害者総合支援法の規定以外のサービスも多くあるため、法定内サービスと組み合わせる、単独で利用するなど柔軟に活用できます。

利用にあたっては、事前に問い合わせを行い、利用可能かどうかの確認をした上で丁寧に紹介をすることが原則です。

(1) 障害福祉サービス事業所

例えば、居宅介護事業所は、ヘルパー派遣を通して、利用者の日頃の生活状況を把握しているため、生活課題の把握や支援方針を立て、連携した支援を行うことができる。就労移行支援事業所では、日常の就労に向けた支援の中で、本人の生活課題や就労に向けた課題を把握しているため、支援方針を立て、連携した支援を行うことができる。

(2) 地域活動支援センター等

上記と同様に日中活動の場として生活の様子を把握したり、連携した支援を行ったりすることができる。

(3) NPO法人

法人ごとに事業の内容は異なるが、児童から成人、高齢者まで幅広い年齢層を対象に、内容もレクリエーションや日中活動の場の提供から相談支援、各種研修の開催など幅広い。

(4) ボランティア団体

NPO法人と同様に様々な活動を行っている。活動状況については、社会福祉協議会、市民活動サポートセンター等のHPから情報を得ることができる。

(5) 障害者の家族会等

障害種別に当事者会や家族会などがあり、独自に研修会やレクリエーション、ピアカウンセリングや相談会などを行っている。

(6) 幼稚園・保育園

就学前の児童が日中活動や集団経験ができる場として、総合療育センターと連携を取りながら利用するなどの方法がある。

(7) 児童センター

特に障害児のための施設ではないが、子供同士の交流経験、小グループでの遊び体験の場としての利用が検討できる。

(8) その他

公民館、コミュニティセンターなどでは、創作活動など様々な講座が市民活動の一環として開催されている。市報等で情報入手が可能である。

6 サービス調整会議の役割と機能

(1) 経緯

サービス調整会議は、障害者生活支援センターの各区への整備に合わせて、平成17年度に試行をし、平成18年4月から「さいたま市障害児者サービス調整会議要綱」に基づき実施しています。

(2) 目的

さいたま市内に居住する身体障害児者、知的障害児者、精神障害児者、発達障害児者等が地域で安心して生活できるよう支援し、自立と社会参加を促進しつつ権利擁護の推進を図るとともに、福祉、保健、医療、教育、労働等の各種サービスを総合的に調整、推進するために開催します。

(3) 実施方法

- ①会議の実施主体はさいたま市。
- ②参加メンバーは、区の支援課、障害者生活支援センターの他、必要な関係機関。
- ③メンバーの招集は、支援課が日程調整、会場の確保を行った上で、電話又は文書等で行います。
- ④会議は、必要に応じて随時開催するほか、定期的にも開催することもできます。
- ⑤開催要請は、障害者生活支援センターや他の関係機関から支援課に行うことができます。

(4) 調整会議の議題

①支援の主体や連携方法が明確でない場合

【事例】

- ア 家庭環境や本人の状況が複雑で、状況や問題の把握が支援課だけでは困難。
- イ 面接や家庭訪問で状況は把握したが、課題が多く複雑で、どのように理解し、支援方針を立てればよいかわからない。

②複数の関係機関が役割に応じて連携し共同で支援をする場合

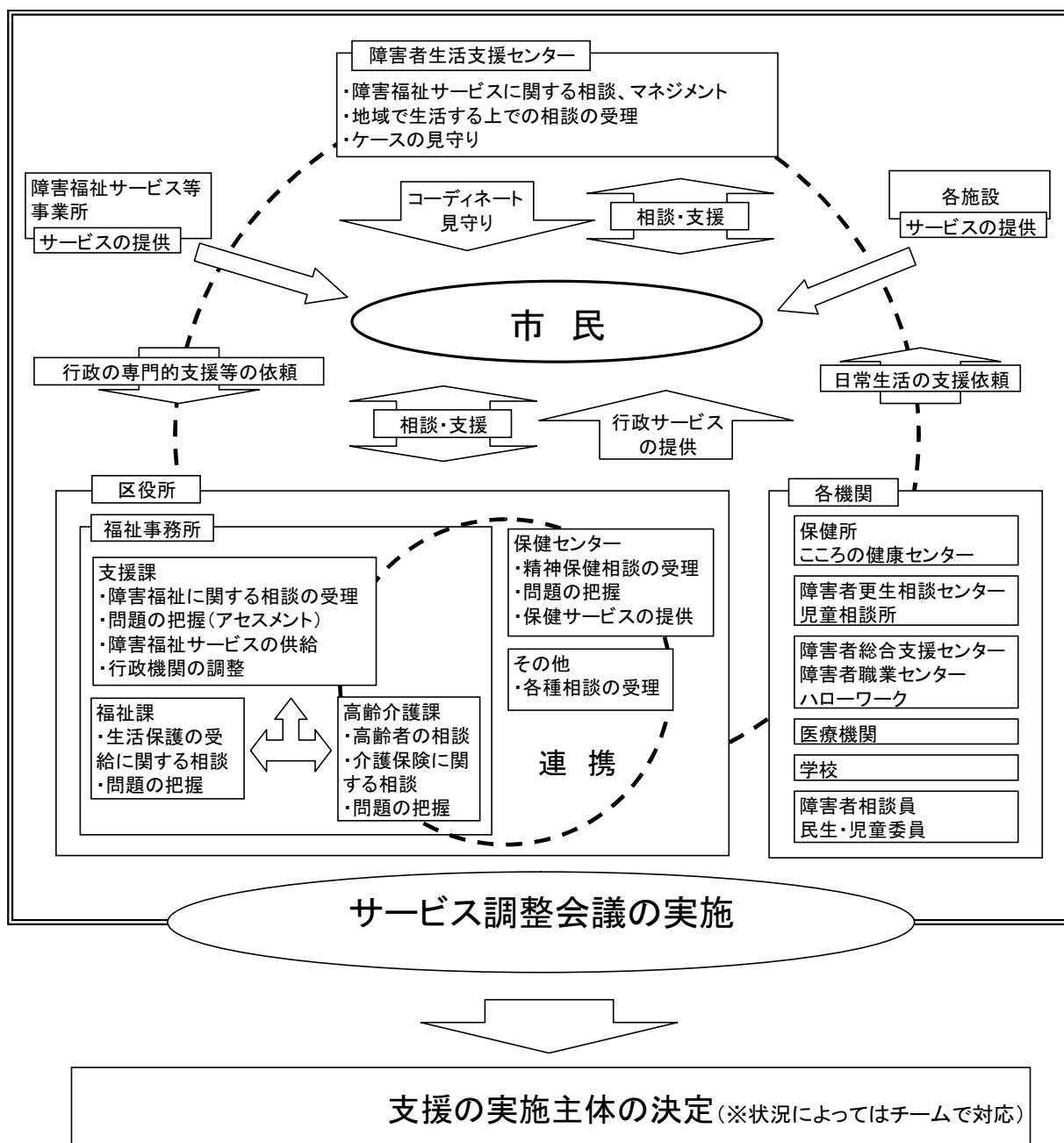
【事例】

- ア 病院や障害福祉サービス事業所など複数の関係機関が関わっているが、それぞれバラバラな支援やアドバイスで連携が取れていない。
- イ いくつかの福祉サービスや地域の社会資源を組み合わせた支援が必要で、複数の関係機関と連携を取るなどの調整が必要な場合。

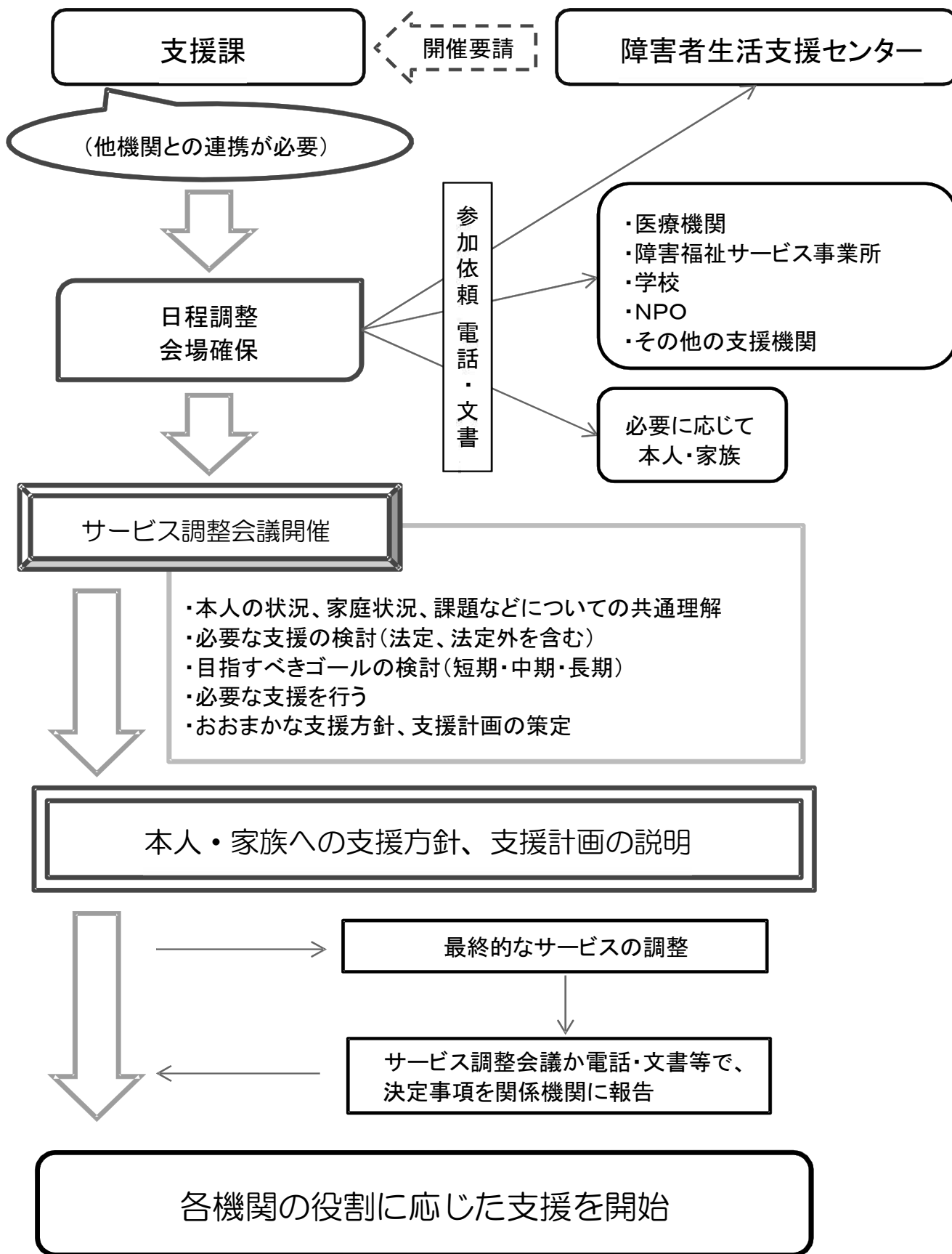
③その他

支援実施後のケースの状況確認や新しい課題の発見・地域の福祉サービスや社会資源についての情報交換など。

(5) 各機関の役割



(6) モデルとなるチャート



(7) サービス調整会議の具体的活用

サービス調整会議を活用する場合は、以下の場合などが考えられる。

検討事例の判断基準	対応	方法
<ul style="list-style-type: none"> ○生活破たんの恐れがあるとき ○家族の状況変化によって生活基盤が大きく揺らぐ事態に陥っているとき ○家族も本人も障害があり生活環境の改善が必要なとき ○相談者の家庭、世帯、経済状況など、背景として複雑な状況があると思われるとき 	<ul style="list-style-type: none"> ○月1回定期開催し支援経過の共有と対応を協議する ○招集は支援課が基本だが、障害者生活支援センターが必要と思う機関を招集して実施を依頼することも可能 	<ul style="list-style-type: none"> ○主に関わってきた機関、または障害者生活支援センターからアセスメント情報の提供を行い、情報の共有をする ○支援計画の立案、当面の取り組み、役割分担を確認する
<ul style="list-style-type: none"> ○相談者に複数の機関が関わっている（病状の不安定さがある場合も含む）とき ○障害福祉サービスのみならず、他のサービス提供、資源利用が必要と思われるとき 	<ul style="list-style-type: none"> ○サービス提供機関、担当課、事業所を招集して調整会議を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ○各機関からの情報の集約と、役割分担の確認を行う ○事前に障害者生活支援センターが一定程度情報の集約を行い、支援計画に反映できるよう方針を立てて臨むようにする
<ul style="list-style-type: none"> ○住む場がない、またはなくなる可能性がある場合 ○虐待の事実、または疑いがある場合 	<ul style="list-style-type: none"> ○主たる支援機関が緊急に会議を招集し、対応を協議する 	<ul style="list-style-type: none"> ○当面の支援方法を協議し、機関の役割を確認する
<ul style="list-style-type: none"> ○支援の見通しが立ちにくい ○対応に共通理解が必要と思われる場合 	<ul style="list-style-type: none"> ○定例会議に提案し、支援課題の共有と対応を協議する 	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者生活支援センターがアセスメント情報を提供し、情報を共有し支援課題を再整理する ○支援経過を共有し、支援方針、支援課題を見直し、役割を確認する

<使用する書式>

さいたま市で共通化された事例検討用紙とフェイスシートを活用する。会議での検討内容、決定事項は会議録を作成し関係機関で共有する。

【サービス調整会議で検討された事例】

検討事例（例示）	検討結果後の対応
○生活破たんの心配がある知的障害者の場合	支援課が訪問して状況を把握して福祉サービスの内容を見直し、障害者生活支援センターが継続的な相談を担い、日中の活動を調整し生活の安定を図った
○生活基盤が揺らぐ事態になった重複障害者の場合	支援課がヘルパー支援の支給量を見直し生活環境を整え、生活状況の把握を継続的に障害者生活支援センターが担った
○本人・家族に知的障害、精神障害があり、生活状況の改善が必要な時	保健センターが定期訪問、福祉課が世帯の経済的な状況の把握、ヘルパーが本人の移動支援、障害者生活支援センターが継続的にマネジメントを担い、生活の安定を図った
○住む場の確保が早急に必要になったとき	支援課がショートステイ先の調整を行い、その間に調整会議を開き対応を協議、障害者生活支援センターが生活状況の把握、住む場の確保を図った

7 機関連携の具体例

【事例】

○父（61歳）・母（54歳）・本人（軽度知的障害・女性・25歳）・本人の子（男児・5歳）の4人世帯

これまで行政機関などとのつながりはまったくなく、両親が本人及びその子を抱え込んで生活を送ってきた。しかし、本人は不安定な行動が増えてきており、また、経済面・子育てを含む生活面が立ち行かなくなったことにより、父から支援課に相談がある。最近通院を始めた精神科の医師から療育手帳の取得を勧められ、判定を経て、手帳取得に至り、支援課を中心とした支援を開始する。

（1）世帯の課題を整理

- ① 本人の状態が、幻聴・幻覚や奇声などが頻繁にあるように非常に不安定である。両親との関係もうまくいっていない。
 - ② 父は、障害受容がまったくできておらず、本人に対して強いストレスを感じている。
 - ③ 母は、障害受容はできているが、父と本人の板ばさみに遭い、精神的に不安定になっている。
 - ④ 世帯として、子育てに手が回らなくなっており、本人の子に対するネグレクトの危険性がある。
 - ⑤ 経済面で立ち行かなくなっている。
- ⇒ 支援課だけでの対応は困難であり、各機関が役割に応じて連携し共同で支援をする必要があり、サービス調整会議を行う。

（2）サービス調整会議の開催

支援課が、サービス調整会議を開催し、これまでの経緯を説明した上で、情報交換、支援方針の決定、各機関の役割分担の明確化などを行う。

今回の事例では、次の機関を招集する。

- 障害者生活支援センター（課題全般に対応するため）
- 保健センター（課題①②③に対応するため）
- 医療機関（課題①に対応するため）
- 児童相談所（課題④に対応するため）
- 福祉課（課題⑤に対応するため）

（3）支援方針の決定

この世帯は、支援が必要でありながら、支援が行き届いていなかった世帯であり、今後は、行政機関がチームできちんと見守っていきながら、各種サービスを利用していくこととする。支援開始後も課題に改善が見られないようであれば、世帯の分離も視野に入れなければならない。

(4) 各機関の役割分担の明確化

- ① 支援課 ⇒ チームのマネジメント・必要に応じ障害福祉サービスの決定
- ② 障害者生活支援センター ⇒ 主に本人支援
- ③ 保健センター ⇒ 主に家族支援
- ④ 医療機関 ⇒ 本人を医療面から支援・家族への説明
- ⑤ 児童相談所 ⇒ 本人の子の支援
- ⑥ 福祉課 ⇒ 経済面の支援

※ この役割分担では、支援課が具体的に行うことは少なく、主に他機関が実際的な支援を担っているが、行政機関である支援課がマネジメントを行うことによりスムーズな連携が可能になる。

(5) 支援の実施

- 各機関において、支援を実施する。
- 支援実施の過程の中で、動き・変化などがあれば、マネジメントを行っている支援課に報告し、情報集約を行う。

(6) 第2回サービス調整会議の開催

支援課が、第2回サービス調整会議を開催し、関係機関を招集する。支援を行った上での情報交換、支援方針・各機関の役割分担の見直しの検討を行う。

※ 2回目以降の調整会議の開催は、最初の調整会議の際に1ヵ月後などと指定してもよいし、情報収集を行っている支援課が大きな動き・変化があり必要と判断した際に実施しても構わない。無論、緊急で開催の必要があれば、随時行う。



以降、各機関が連携しながら、支援と調整会議を繰り返していく。

注意

次のような対応は連携ではない（丸投げという）。

○連携が必要にもかかわらず、関係機関に情報提供をするだけ。

（例）ここで上げられた事例でいえば、支援課が障害者生活支援センター・保健センター・医療機関・児童相談所・福祉課に情報提供を行うだけで支援を終わらせてしまうこと。

○連携が必要にもかかわらず、関係機関を紹介するだけ。

（例）ここで上げられた事例でいえば、支援課が「障害者生活支援センターに相談してください」「医療機関に通院してください」「児童のことなので児童相談所に相談してください」などと案内し、支援を終わらせてしまうこと。

きちんとした連携を行うために、サービス調整会議を有効に活用し、各機関の役割を明確にした上で支援を行っていかなければならない。

8 個人情報の外部提供について

(1) 個人情報保護条例に基づく対応

さいたま市個人情報保護条例では、個人情報取扱事務を実施する場合は、目的及び概要等をあらかじめ届け出ることとされています。

相談支援については、「心身障害者相談事務」「障害者生活支援事業事務」として、虐待対応や差別対応については、「障害者の権利の擁護等に関する事務」として、個人情報保護条例に基づく個人情報取扱事務と認められていることから、相談支援、虐待対応及び差別対応という事務の目的の範囲内において、個人情報の外部提供を行うことができます。

相談支援を適切に実施していくには、機関連携が重要なので、各支援機関がそれぞれ必要な情報を提供し合うという姿勢で対応していくことが望ましいものと考えます。特に、虐待対応の際は、関係機関に対しては積極的な情報提供を行い、共通認識を持って事案に対応する必要があります。

○さいたま市個人情報保護条例
(利用及び提供の制限)

第7条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的の範囲を超えて、個人情報を当該実施機関の内部で利用すること（以下「目的外利用」という。）又は当該実施機関以外の者に個人情報を提供すること（以下「外部提供」という。）をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令等に定めがあるとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているとき。
- (4) 個人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 目的外利用をする場合又は国等若しくは他の実施機関に外部提供をする場合において、当該個人情報を使用することに相当の理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に害するおそれがないと認められるとき。
- (6) 前各号のほか、実施機関が審議会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるとき。

【参考】個人情報取扱事務一覧（関連事務抜粋）

- ・心身障害者相談事務
（目的）心身障害者及びその家族等のかかえる悩み、問題等を解決するため、必要な助言・指導を行う。
- ・障害者生活支援事業事務
（目的）事業者及び医療、保健、福祉、教育、就労等に関係する機関と緊密な連携を保ち、障害者及びその保護者又は養護者の相談に応じるとともに、支援体制の総合的な調整を行う。
- ・障害者の権利の擁護等に関する事務
（目的）誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例の理念に基づき、市は民生委員等の関係機関をはじめとした地域社会と広く連携し、障害者の虐待及び差別の防止等を通じて、障害者の自立した地域生活の実現を目指す。

(2) 具体的な外部提供先

ア 他の関係機関との連携

支援を行うための検討や紹介など、障害者生活支援センター、医療機関、施設、学校など関係機関との連携が必要な場合が想定されます。

(ア) サービス調整会議への提供

(イ) 支援を依頼する関係機関への提供

(ウ) 支援を行っている又は、行う予定の関係機関からの情報提供依頼に対する提供

イ 法令に基づく照会

警察からの刑事訴訟法第 197 条第 2 項に基づく「捜査関係事項照会」等に対する提供等が想定されます。

ウ 調査・研究

さいたま市の相談支援システムの充実と社会資源に関する課題の改善を目的とした、さいたま市地域自立支援協議会への提供等が想定されます。

(3) 目的外利用をする場合の具体的な対応

(2) 具体的な外部提供先における「イ」及び「ウ」における外部提供は、個人情報取扱事務の目的の範囲を超えた「外部提供」となります。個人情報取扱事務の目的の範囲を超えた提供は原則として禁止されており、第 7 条第 1 項ただし書き各号に該当する場合のみ、外部提供が可能となりますので、留意してください。

なお、第 7 条第 1 項ただし書き各号に該当する場合として「外部提供」を行う場合には、次の対応が必要となります。

- ①「本人の同意がある場合」は、決裁及び相談記録等に同意を得た旨記載し、また、「緊急かつやむを得ない場合」は、決裁及び相談記録にその理由を記載する。
- ②情報提供は、課長決裁とし、公文書として発送する。
- ③第 4～6 号に該当する外部提供の場合は、原則、本人通知が必要となるため、情報の内容を本人・家族等に説明し、所定の様式（個人情報外部提供通知書／規則様式第 3 号）で通知する。
- ④外部提供を行った場合は、行政透明推進課への報告が必要であるため、所定の様式（個人情報外部提供（開始・変更・終了）報告書／要領様式第 10 号）で報告します。

9 情報の収集

日頃よりインターネットやケースワークを通じた機関連携の機会等を活用し、社会資源について情報収集を行う必要があります。


厚生労働省のホームページやワムネットを閲覧することで、制度改正について確認することができます。

ワムネットにおいては、国の課長会議の資料等が掲載されており、相談支援業務の参考になります。

また、公益財団法人テクノエイド協会のホームページでは、補装具や日常生活用具についての情報を収集することができます。

- 厚生労働省ホームページ <https://www.mhlw.go.jp/>
- ワムネット <https://www.wam.go.jp/>
- 公益財団法人テクノエイド協会ホームページ <http://www.techno-aids.or.jp/>

第5部 障害者への就労支援



1 障害者への就労支援の方法について

さいたま市では、障害者総合支援センターを拠点として、就労に関する相談、ジョブコーチ派遣、パソコン等の講座など様々な支援を行っています。またハローワーク、障害者職業センター、特別支援学校、就労移行支援事業等の障害者施設など、地域で障害者就労支援を行う関係機関と連携をとり雇用拡大と就労支援を行っています。

(1) 就労支援の基本的な考え

ア 就労支援と生活支援の一体的な対応

就労希望の主訴で相談に来所する場合でも、生活リズムや身辺自立など生活面の課題を多く抱えているため、就労に結びつかない例が多く見られます。就労する上で必要な「基本的なルール理解、作業を遂行するための基本的な能力・態度、対人関係、求職・面接技能など」＝『職業生活の準備性』が整っていない例も多く見受けられます。また、就職後においても、継続就労をするためには、自立した生活の維持が必要であるため、就労と生活の両面を一体的・継続的に支援していく必要があります。

イ 就労するために必要な事項として

- 疾病・障害の管理⇒定期的な受診や服薬管理、健康維持など。
- 日常生活を送る力⇒自立した日常生活を送るためには、生活リズム、身辺自立、金銭管理、社会性・コミュニケーション能力などが必要になります。これらの基礎的な能力を身につけるためには、「生活訓練」として、「デイケア」などの利用を勧めることが必要になります。

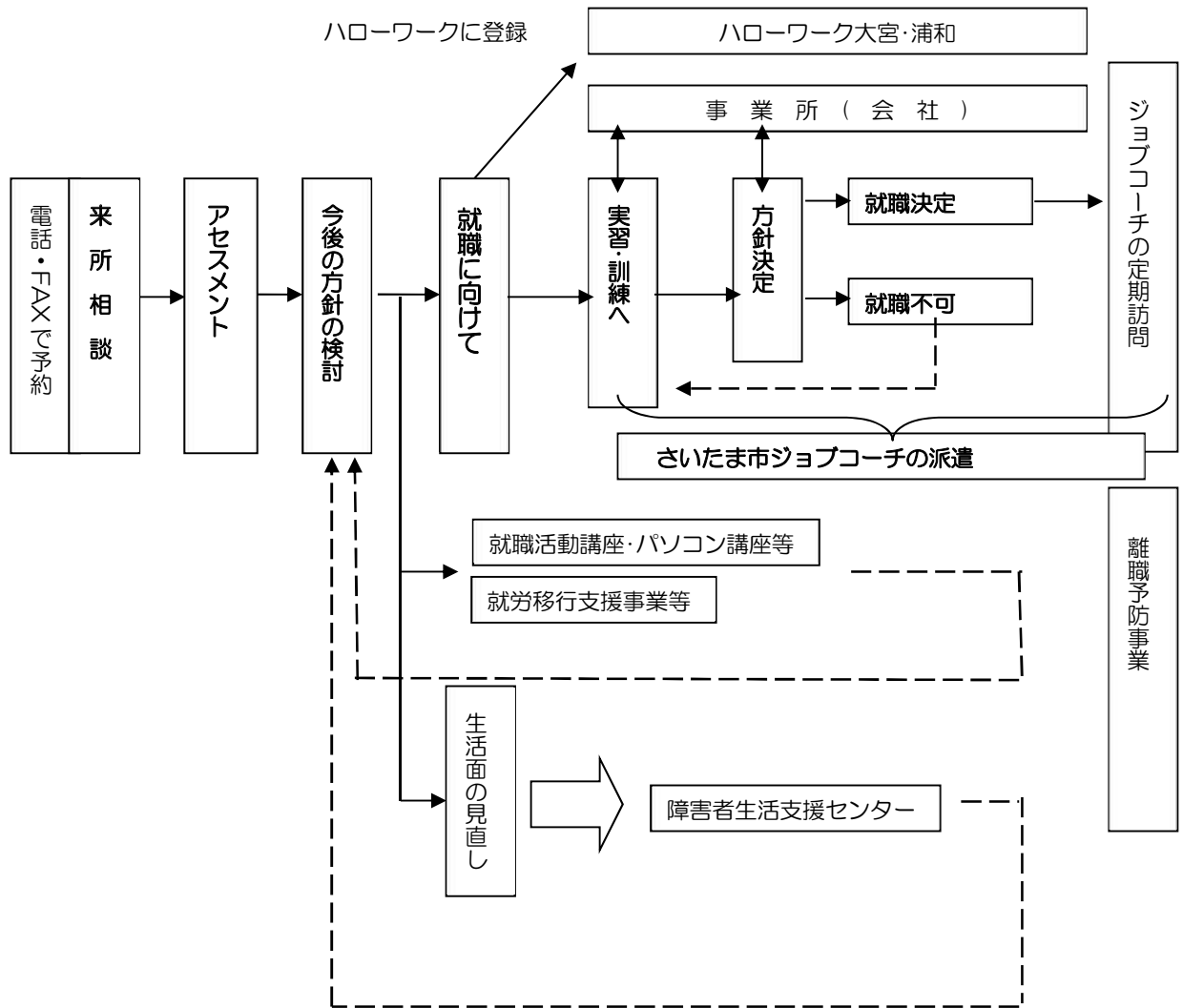
ウ 次のステップとして

- 職業生活を送る力⇒企業等で仕事を行うためには、仕事の理解、基本的なルール理解、仕事を行う作業態度、職場での対人関係など基本的な能力を身につける必要があります。そのためには、「職業準備訓練」として「委託訓練（座学訓練・企業実習）」・「研修」・「職場実習」・「就労移行支援事業」などがあります。

エ さらに職務を遂行するために必要な技術を身につけるために

- 職務を遂行するための力⇒仕事を行うために必要な知識技術として、パソコンや特定の技能を修得して身につける必要があります。これらについては、「専門的な技能訓練や機能訓練」、「OJT」などがあります。

(2) 障害者総合支援センター「就労支援チャート」



来所相談（生活歴・職歴・生活状況・障害の状況・家庭状況などの聞き取りと、当面の対応を説明。）

↓
 アセスメント（相談での聞き取り、支援を受けている関係機関からの情報や職業能力の評価などを行い、現状の把握・就労するための課題等を整理する。）

↓
 方針の検討（アセスメントをもとに、①生活全般の見直しを行う②職業準備訓練を行う③就職を目指す、など方針を検討する。）

↓
 ① 生活全般の見直しを行う⇒（障害者生活支援センターの相談支援やデイケアなどで基本的な生活能力を身に付ける。）

↓
 ② 職業準備訓練を行う⇒（障害者総合支援センターの講座を受講する・ハローワーク登録後委託訓練を受ける・就労移行支援事業等を利用し、生活リズムを確立し、就労するための基本的なルール、マナーなど必要な力を身につける。）

↓
 ③ 就職を目指す⇒（ハローワークで求職登録・実習・雇用面接等へ。その間、市のジョブコーチ派遣などの支援を行う。）

↓
 離職予防（就職後も市のジョブコーチの定期訪問や日曜日の活動の場利用などにより離職予防に努める。）

2 面接時におけるチェックリストの活用

就労を主訴とする相談者に対して、どのような内容を聞き取り、どのような対応をするべきか、経験の長いケースワーカーであっても判断に迷うことが多く、ひとまずハローワーク、障害者総合支援センター、障害者生活支援センターなどへ情報提供を行うということが多く見られます。その対応は間違いではありませんが、相談の際にどのようなことをポイントとして聞き取るべきか事前に理解したうえで面接を行うと、より相談者が抱えている課題や困難が見え、適切な対応が可能になると考えられます。

参考資料として「就労移行支援のためのチェックリスト」厚生労働省ホームページ <https://www.mhlw.go.jp/houdou/2006/08/h0823-1.html> が挙げられます。

このチェックリストは、就労の可能性の有無を判断するものではなく、支援課題を明確にするためのものと理解し、面接の際にこのリストを使用しなくても、ケースワーカーがポイントを理解しておくだけでも面接は充実したものになります。

チェックリストの項目

I 日常生活

- | |
|---|
| ①起床 ②生活リズム ③食事 ④服薬管理 ⑤外来通院 ⑥体調不良時の対処
⑦身だしなみ ⑧金銭管理 ⑨自分の障害や症状の理解 ⑩援助の要請 ⑪社会性 |
|---|

II 働く場での対人関係

- | |
|---|
| ①あいさつ ②会話 ③言葉遣い ④非言語的コミュニケーション ⑤協調性
⑥感情のコントロール ⑦意思表示 ⑧共同作業 |
|---|

III 働く場での行動・態度

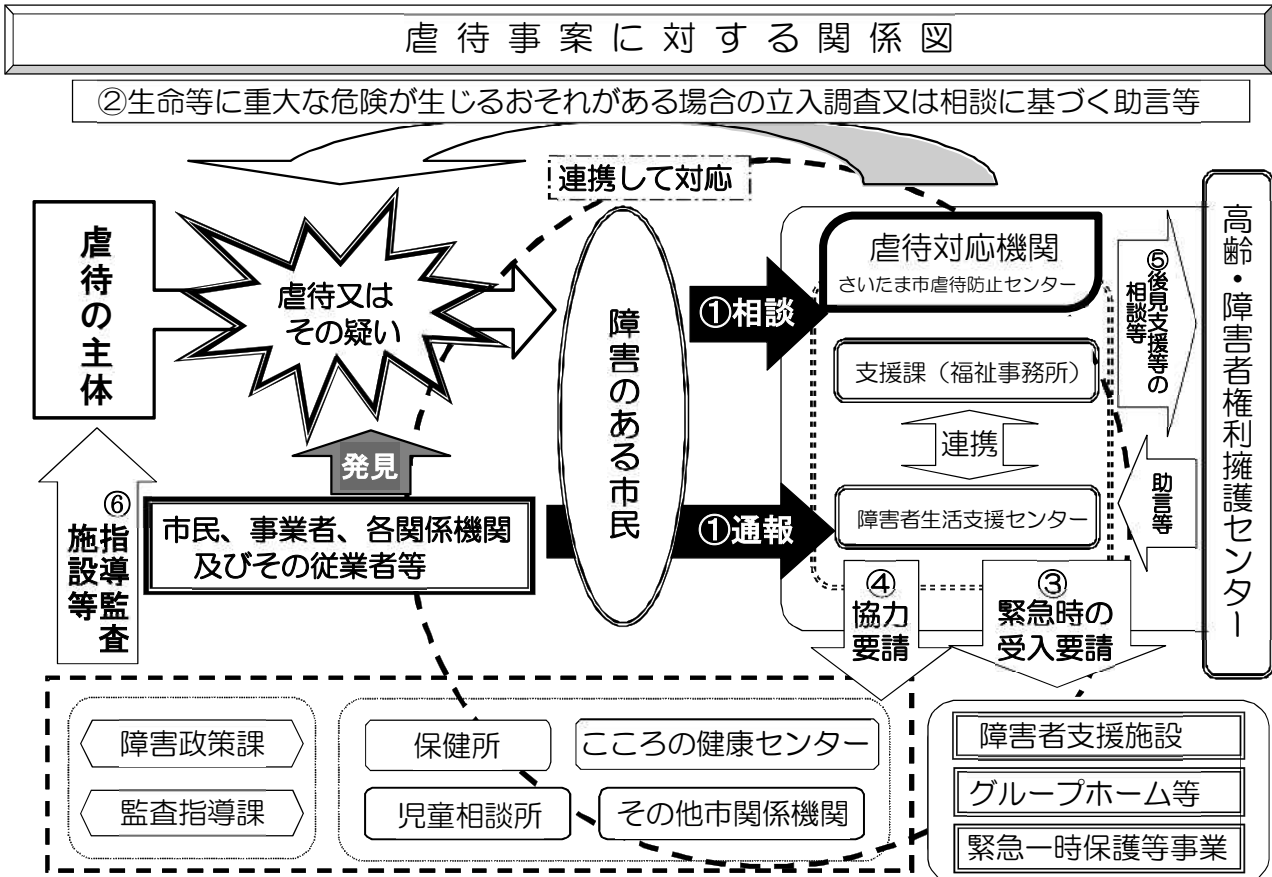
- | |
|--|
| ①一般就労への意欲 ②作業意欲 ③就労能力の自覚 ④働く場のルール理解
⑤仕事の報告 ⑥欠勤等の連絡 ⑦出勤状況 ⑧作業に取り組む態度 ⑨持続力
⑩作業速度 ⑪作業能率の向上 ⑫指示内容の理解 ⑬作業の正確性
⑭危険への対処 ⑮作業環境の変化への対応 |
|--|

例えば：I-1「起床」の項目では ①決まった時間に起きられる②だいたい決まった時間に起きられる③決まった時間にあまり起きられない④決まった時間にほとんど起きられない⑤決まった時間に起きられない の質問があり、①②が望ましいとしています。

第6部 障害者虐待への対応

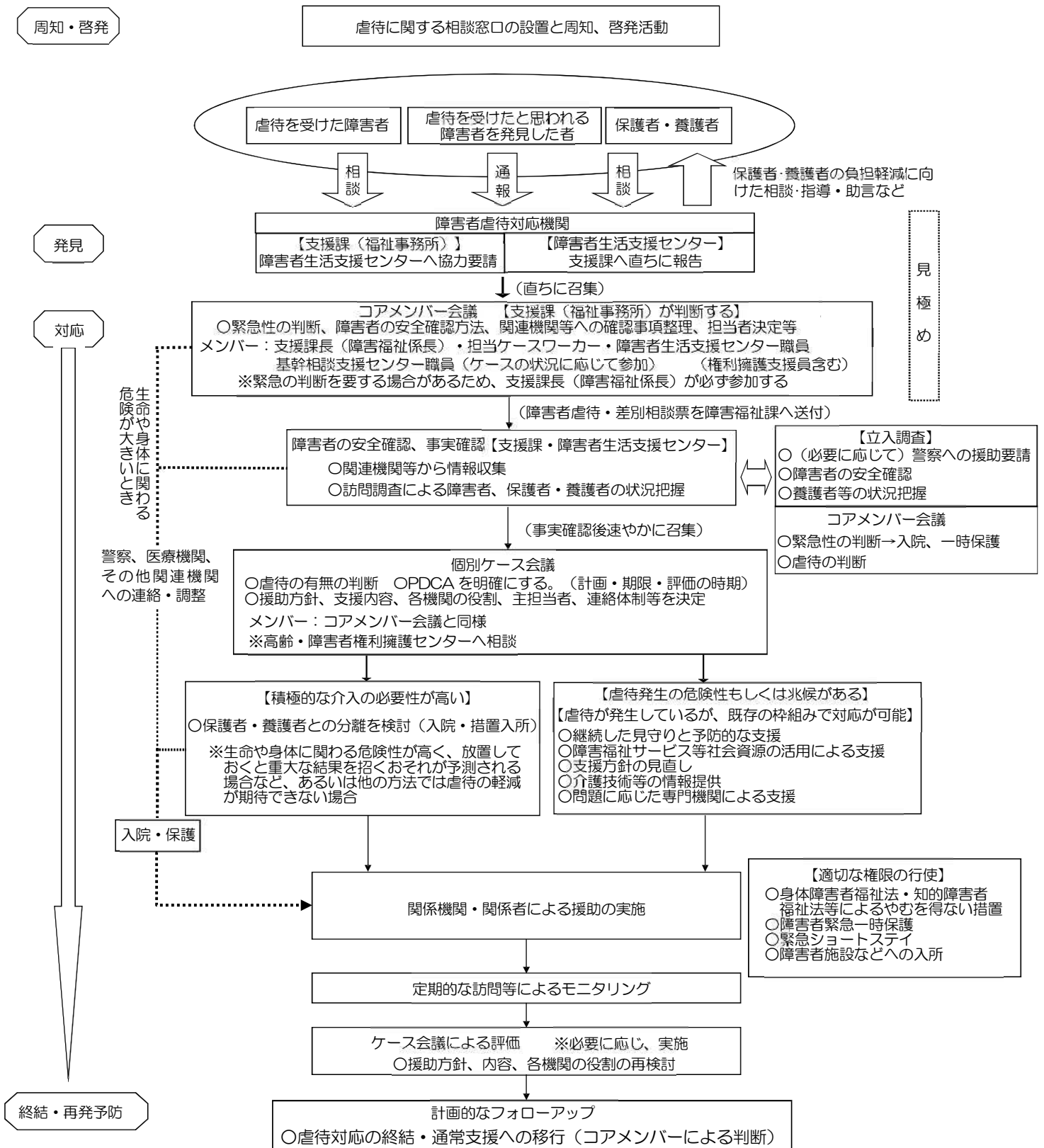
1 障害者虐待への対応

(1) 虐待事案発生時の流れ



- ① 虐待を発見したときは、支援課（福祉事務所）が各区に設置している障害者生活支援センターに相談又は通報をします。障害者生活支援センターが相談又は通報を受けた場合は、支援課に速やかに報告します。
 - ② 通報を受けた支援課は、速やかに障害者生活支援センターや各関係機関と協力し、訪問等により事実確認を実施します。虐待でないことが明らかになるまでは、虐待の可能性を排除せずに対応します。（参考：児童虐待防止法における「子どもの虐待対応の手引き」…虐待の通告受理後、48時間以内に子どもの安全確認を実施すること。）
 - ③ 緊急の場合、支援課又は障害者生活支援センターは、虐待されたケースの受入れを要請します。
 - ④ 必要に応じて各関係機関に対し協力を要請し、各関係機関は権限を適切に行使します。
 - ⑤ 処遇困難事例や虐待により後見的支援が必要な場合等は、高齢・障害者権利擁護センターへ支援・助言を求めます。
 - ⑥ （障害者福祉施設等内での虐待の場合）障害政策課又は監査指導課は、障害者総合支援法等の規定に従い、指導監査を行うとともに、必要に応じて指定の取消や処分の公表を行います。
- ※ 虐待からの保護や対応を実施したあと、時期を決めてモニタリングし、計画的なフォローアップに努めます。施設の場合、必要に応じて、再発防止のために必要な支援策を講じます。

(2) 家庭内での障害者虐待への対応



【具体的対応について】

周知・啓発

① 相談窓口の設置と周知、啓発活動

- ・相談窓口を明確にし、市民や関係機関に周知
- ・障害者虐待に関する知識・理解の啓発
- ・障害に関する知識や介護・支援方法の周知・啓発

発見

② 相談・通報

- ・本人からの届け出
- ・家族・親族等からの相談による発見・通報
- ・民生委員や地域住民等による発見・通報
- ・医療機関・障害福祉サービス事業所による発見・通報
- ・支援課・障害者生活支援センターによる発見・通報

(支援課が相談・通報を受けた場合)

障害者生活支援センターと連携して対応するため、障害者生活支援センターに直ちに協力要請を行う。

(障害者生活支援センターが相談・通報を受けた場合)

支援課が主となり対応するため、支援課に直ちに報告をする。

⇒ 支援課・障害者生活支援センターが連携し、速やかに対応を行う。

※ 相談・通報時は、共通様式である障害者虐待相談票を使用すること

※ 障害者虐待サインリスト・障害者虐待リスクアセスメント・チェックシートを念頭に置き対応すること

対応

③ コアメンバーによる緊急性の判断

- ・相談・通報受理後、支援課・障害者生活支援センター（権利擁護支援員含む）で連携・協議を行い、直ちに判断を行う。その判断については、支援課が行う。（緊急性の判断・障害者の安全確認方法・関係機関への確認事項整理・担当者決定など）また、ケースの状況に応じて基幹相談支援センターにも参加を求める。
- ・判断にあたっては、必ず管理職である支援課長同席で判断すること。但し、不在時は、障害福祉係長が同席し、支援課長には電話等により報告、指示を仰ぐこと。
- ・決定内容を記録し、速やかに支援課長の確認を受け、保存する。

※ 障害者虐待リスクアセスメント・チェックシートを活用し判断を行うこと

※ 緊急性の判断を行い、今後の対応の方向性が決定した時点で、差別・虐待相談票を障害福祉課に送付する。

《緊急性があると判断した場合》

障害者の安全の確認・保護を優先し、早急に介入する。本指針125ページの「分離・集中的援助における要否判断の手順」等を参考に、身体障害者福祉法・知的障害者福祉法等によるやむを得ない措置、緊急一時保護、緊急ショートステイ、入院などを検討する。措置が必要と判断した場合は、障害者への訪問、措置の段取り、関係機関からの情報収集など役割

を分担し、即時対応する。

④ 障害者の安全確認、事実確認

- 相談・通報を受けた時は、支援課・障害者生活支援センターで連携し、速やかに安全の確認その他の事実確認を行う。
- 確認事項：虐待の種類、程度、事実と経過、安全確認、身体・精神・生活状況、保護者・養護者との関係、関係機関からの情報収集。
- 家庭訪問して確認する。訪問調査の際、調査項目や内容は障害者や養護者の状況を判断しつつ、信頼関係の構築を念頭に置いて柔軟に対応する。
- 生命の危険性が高く、時間的余裕がない場合は、安全確認と同時に障害者の保護に向けた動きを開始する。その判断のために、通報内容等の情報から医療の必要性が高いと予想される場合は、保健師等が立ち会うことが望ましい。

※ 訪問調査においては、虐待の事実があるかどうかを調査するだけでなく、緊急対応の必要性を判断することも重要である。

※ 立ち入り調査については、本指針129ページを参照すること。

⑤ 個別ケース会議

- 事実確認後、支援課が速やかに関係機関を招集。
- 虐待の有無の判断。判断にあたっては、必ず管理職である支援課長同席で判断すること。但し、不在時は、障害福祉係長が同席し、支援課長には電話等により報告、指示を仰ぐこと。
- 参加メンバーによる協議。（アセスメント、支援方針の協議、支援内容の協議、関係機関の役割の明確化、主担当者の決定、連絡体制の確認）
- 会議録、支援計画の作成、責任者の確認。

※ 個別ケース会議では、共通様式のサービス調整会議事例検討用紙を使用すること

⑥ 関係機関・関係者による援助の実施

- 積極的な介入の必要性が高い
 - 保護者・養護者との分離を検討。医療が必要な場合は入院を検討。身体障害者福祉法・知的障害者福祉法等によるやむを得ない措置、緊急一時保護、緊急ショートステイなど適切な権限の行使。（生命や身体に関わる危険性が高く、放置しておくとなかなか結果を招くおそれが予測される場合、あるいは他の方法では虐待の軽減が期待できない場合など）
- 虐待発生の危険性もしくは兆候がある
- 虐待が発生しているが既存の枠組みで対応が可能
 - 継続的な見守りと予防的な支援。障害福祉サービスの活用と支援方針の見直し、介護技術等の情報提供、問題に応じた専門的な支援、保護者・養護者支援。

⑦ 定期的な訪問等によるモニタリング

- 主担当者の訪問、関係機関の職員からの情報収集など、関係機関が相互に連携し、情報の確認を行う。
- 情報の集約。共有化については個別ケース会議で決めておく。

⑧ ケース会議による評価

- 援助方針、内容、各機関の役割の再検討。
- 状況の変化により支援方針の変更が必要な場合は、速やかにケース会議を開催し、再アセスメント・支援方針の修正を行う。
- 必要に応じ、繰り返し実施する。

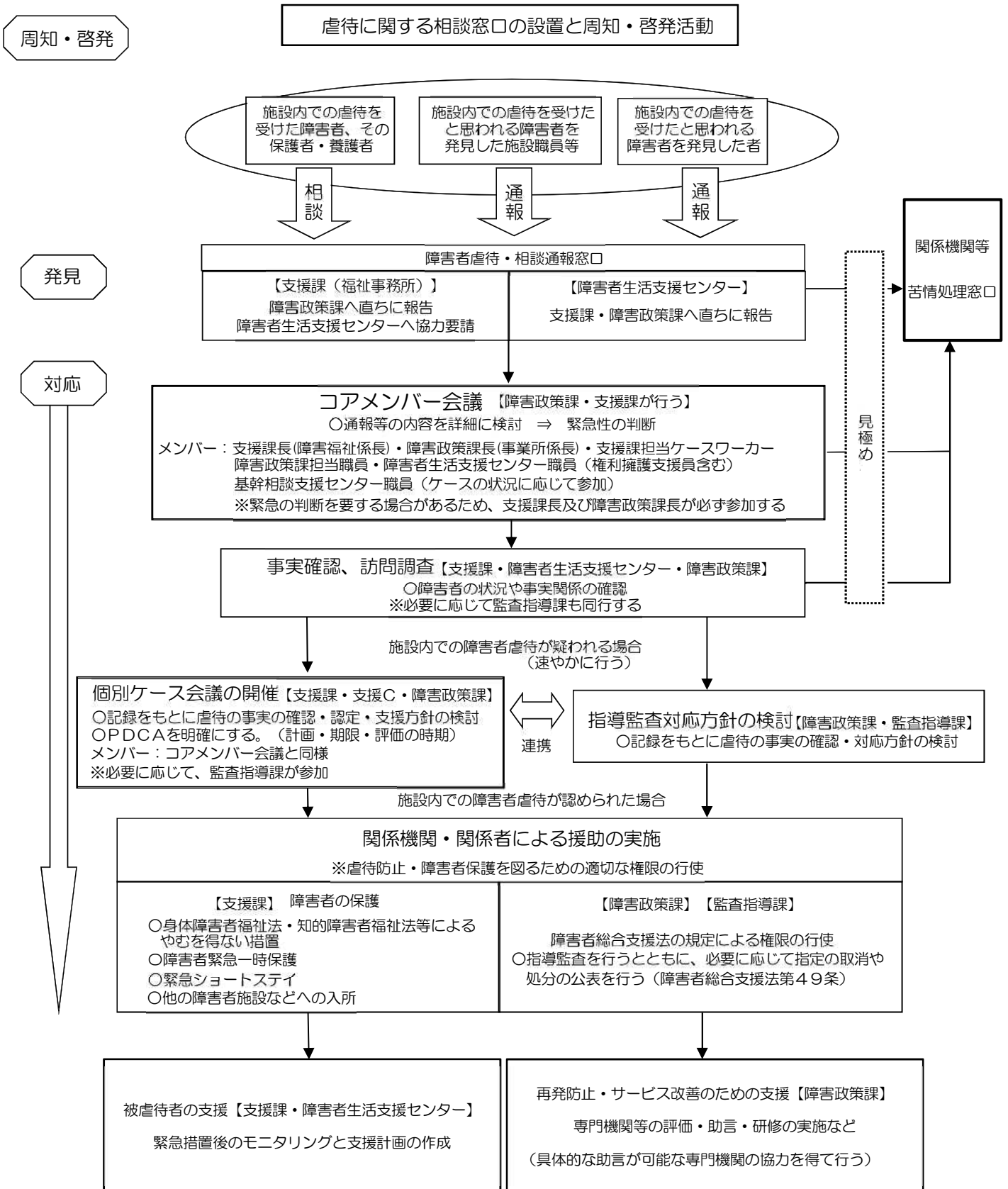
終結・再発予防

⑨ 計画的なフォローアップ

- 障害者や保護者・養護者が尊厳を保持し、安心して暮らせることをもって、ケース会議による評価をもとに援助が終結する。
- 終結後は、再発予防のために障害福祉サービスの利用や地域の見守り、保護者・養護者支援などを継続する。ケース会議で継続支援の役割分担を明確にする。

(3) 施設内での障害者虐待への対応

(被虐待者がさいたま市の援護ケースである場合)



【具体的対応について】

周知・啓発

① 相談窓口の設置と周知、啓発活動

- ・相談窓口を明確にし、市民や関係機関に周知
- ・障害者虐待に関する知識・理解の啓発
- ・障害に関する知識や介護・支援方法の周知・啓発

発見

② 相談・通報

通報窓口：支援課・障害者生活支援センター

- ・本人からの届け出
- ・家族・親族等からの相談による発見・通報
- ・医療機関等による発見・通報
- ・支援課・障害者生活支援センターによる発見・通報
- ・施設職員の内部通告

（支援課が相談・通報を受けた場合）

施設への対応については、支援課・障害政策課が主となり、対応するため、障害政策課へ直ちに報告をする。また、障害者生活支援センターと連携して対応するため、障害者生活支援センターにも直ちに協力要請を行う。

（障害者生活支援センターが相談・通報を受けた場合）

支援課・障害政策課が主となり対応するため、支援課・障害政策課に直ちに報告をする。

⇒ 支援課・障害者生活支援センター・障害政策課が連携し、速やかに対応を行う。

【施設への対応】 支援課・障害政策課が主となり、連携して対応を行う。

【障害者への支援】 支援課が主となり、連携して対応を行う。

※相談・通報時には、共通様式である障害者虐待相談票を使用すること

※障害者生活支援センターについては、当該施設との関係性によっては（運営法人が同じ場合など）対応の正当性を欠きかねないため、施設への関わり方には注意すること。

◎ 相談・通報内容の確認及び記録の方法（施設内での虐待）

1 通報内容の確認及び記録

電話等で通報があったらポイントを押さえて内容を把握し、必要な確認を行う。確認が不十分だと、施設に対する調査が実施できない可能性がある。

（1）施設種別や施設名の確認

施設種別や施設名を確認する。通報者が施設名を言わないこともあるが、その場合は調査ができない旨を伝える。

（2）通報内容の確認

いつ、どこで、だれが、どのようなことがあったのか等、可能なかぎり具体的に苦情の内容を確認する。通報者が直接見聞きしたのか伝聞か等情報の出所も、話を疑っていると勘違いされないよう注意しながら確認する。

（3）通報者への確認

調査を実施すると通報者が特定されるおそれがある場合は通報者にその旨を伝え、調査に

入ることの可否を確認する。可能であれば通報者の氏名や連絡先を教えてもらう。電話に関しては、こちらから連絡して差し支えないか、どのような時間帯にどのようなかたちで連絡するのがよいか確認する。

(4) 記録

通報を受け付けた場合は、障害者虐待相談票にその内容を記録する。この記録がその後の虐待対応の基本的な資料となる。

また、施設内の虐待の場合は、ここで障害福祉課に障害者虐待相談票を送付する。

対応

③ コアメンバーによる緊急性の判断

- ・相談・通報受理後、支援課・障害政策課・障害者生活支援センター（権利擁護支援員含む）で連携・協議を行い、直ちに判断を行う。その判断については、支援課・障害政策課が行う。また、ケースの状況に応じて基幹相談支援センターにも参加を求める。
- ・判断にあたっては、必ず管理職である支援課長・障害政策課長同席で判断すること。但し、不在時は、担当係長が同席し、支援課長・障害政策課長には電話等により報告、指示を仰ぐこと。
- ・決定内容を記録し、速やかに支援課長・障害政策課長の確認を受け、保存する。

《緊急性があると判断した場合》

障害者の安全の確認・保護を優先し、早急に介入する。身体障害者福祉法・知的障害者福祉法等によるやむを得ない措置、緊急一時保護、緊急ショートステイ、入院などを検討する。措置が必要と判断した場合は、施設への訪問、措置の段取り、関係機関からの情報収集など役割を分担し、即時対応する。

④ 障害者の安全確認、事実確認、訪問調査

- ・相談・通報を受けた時は、支援課、障害政策課が連携し、速やかに安全の確認その他の事実確認を行う。
- ・確認事項：虐待の種類、程度、事実と経過、安全確認、身体・精神・生活状況、関係機関からの情報収集。
- ・施設訪問をして確認する。
- ・生命の危険性が高く、時間的余裕がない場合は、安全確認と同時に障害者の保護に向けた動きを開始する。その判断のために、通報内容等の情報から医療の必要性が高いと予想される場合は、保健師等が立ち会うことが望ましい。
- ・証拠保全の観点などから必要が認められる場合は、監査指導課も同行する。

※ 虐待の事実が確認できなかった場合においても、苦情等があったことは事実であり、その訴えに寄り添う支援や「埼玉県運営適正化委員会」など苦情処理窓口関係機関の案内をする必要がある。

※ 虐待があった当該施設が自ら通報している場合、虐待が起きた事実を認め、再発防止策に前向きに取り組もうとしている可能性があるため、施設の姿勢を見極めつつ、事実確認を適切に行い、再発防止に向けた取組みを支援する必要がある。

⑤ 個別ケース会議

- ・事実確認を行い、虐待が疑われる場合は、支援課が速やかに関係機関を招集。

- ・参加メンバーによる協議を行い、記録をもとに虐待の事実の確認及び認定を行い、支援方針の検討を行う。判断にあたっては、必ず管理職である支援課長・障害政策課長同席で判断すること。但し、不在時は、担当係長が同席し、支援課長・障害政策課長には電話等により報告、指示を仰ぐこと。
- ・会議録の作成。
- ・必要に応じて、監査指導課が参加。（指導監査の実施にあたり、状況把握の必要性があるため）

※個別ケース会議では、共通様式であるサービス調整会議事例検討用紙を使用すること

⑥ 指導監査対応方針の検討【障害政策課・監査指導課】

- ・事実確認を行い、虐待が疑われる場合は、速やかに実施する。
- ・指導監査を見据え、記録をもとに虐待の事実の確認を行い、指導監査対応方針の検討を行う。
- ・会議録の作成

⇒ ⑤については障害者への支援、⑥については指導監査についてを検討をする場であるが、虐待対応という目的は同じであることから、連携して対応しなければならない。また、⑤・⑥について、同時に実施することも何ら問題はない。

⑦ 関係機関・関係者による支援の実施

虐待防止・障害者保護を図るための適切な権限の行使

（支援課）

- ・障害者の保護
 - 身体障害者福祉法・知的障害者福祉法等によるやむを得ない措置、緊急一時保護、緊急ショートステイや他の障害者施設への入所などを検討する。

（障害政策課・監査指導課）

- ・障害者総合支援法の規定による権限の行使
 - 指導監査を行うとともに、必要に応じて指定の取消や処分の公表を行う。

⑧ 定期的なモニタリング

- ・被虐待者へのモニタリング、関係機関の職員からの情報収集、必要に応じてケース会議など適宜行い、支援の見直し、方針の確認を行う。
- ・情報の集約。共有化については個別ケース会議で決めておく。
- ・被虐待者は、施設を代わり、環境が変わるなど、著しい不利益を受けることがある。虐待を行った施設への処分など、適宜、支援課から報告し、その後の生活に困ったことはないか、確認し、相談支援事業所等と連携して、支援を継続していく。

再発予防

⑨再発防止・サービス改善のためのフォローアップ

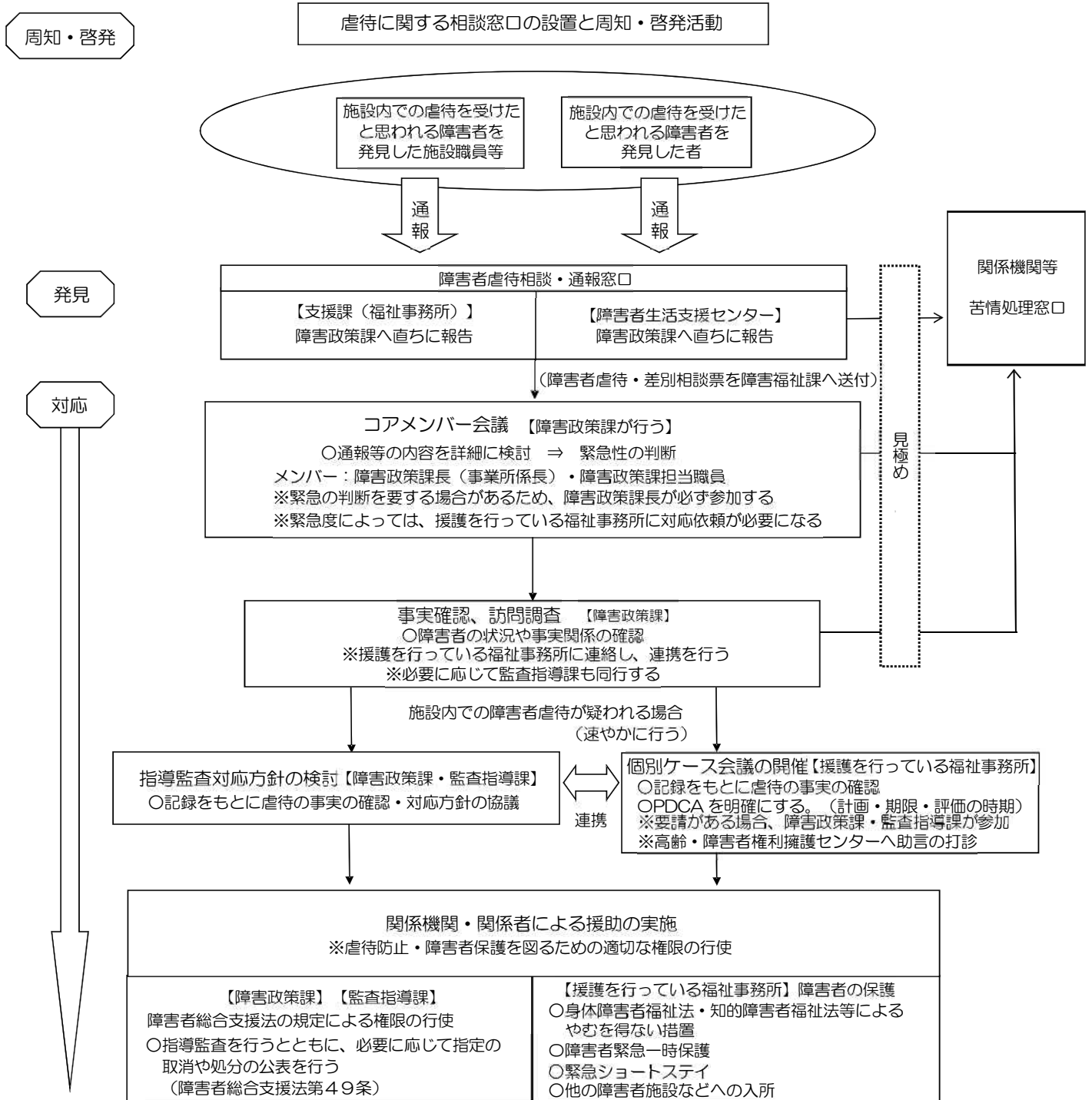
- ・虐待が起きた背景や原因について、専門機関にも参加してもらい、検証する。
- ・専門知識が不足している等、個々の課題に応じて、専門機関（こころの健康センター、障害者総合支援センター、障害者更生相談センター等）の協力を得ながら、再発防止やサービスの改善に必要な支援策を講じる。
- ・組織の運営管理の力量不足等から、具体的な改善の取組に繋がらない場合、行政も指

導、処分に留まらず、その後の改善と一緒に取り組む姿勢を示す必要がある。

- 日ごろから、地域のネットワークづくりをすすめ、連携を密にしていくことで、虐待防止への意識づけを図っていく。

(4) 施設内での障害者虐待への対応

(被虐待者がさいたま市の援護ケースでない場合)



【具体的対応について】

周知・啓発

① 相談窓口の設置と周知、啓発活動

- ・相談窓口を明確にし、市民や関係機関に周知
- ・障害者虐待に関する知識・理解の啓発
- ・障害に関する知識や介護・支援方法の周知・啓発

発見

② 相談・通報

通報窓口：支援課・障害者生活支援センター

- ・本人からの届け出
- ・家族・親族等からの相談による発見・通報
- ・医療機関等による発見・通報
- ・支援課・障害者生活支援センターによる発見・通報
- ・施設職員の内部通告

(相談・通報を受けた場合【支援課・障害者生活支援センターどちらの場合も】障害政策課が主となり対応するため、障害政策課に直ちに報告をする。)

⇒ 障害政策課が主として対応し、監査指導課と連携し、速やかに対応を行う。

※相談・通報時には、共通様式である障害者虐待相談票を使用すること

◎ 相談・通報内容の確認及び記録の方法（施設内での虐待）

本指針74ページを参照

対応

③ コアメンバーによる緊急性の判断

- ・相談・通報受理後、障害政策課において、協議を行い、直ちに判断を行う。その判断については、障害政策課が行う。
- ・判断にあたっては、必ず管理職である障害政策課長同席で判断する。但し、不在時は、事業所係長が同席し、障害政策課長には電話等により報告、指示を仰ぐこと。
- ・決定内容を記録し、速やかに障害政策課長の確認を受け、保存する。

《緊急性があると判断した場合》

障害者の安全の確認・保護を優先し、早急に介入する。そのため、被虐待者の援護を行っている福祉事務所に、身体障害者福祉法・知的障害者福祉法等によるやむを得ない措置、緊急一時保護、緊急ショートステイ、入院などの検討をすすめてもらう。措置が必要と判断した場合は、援護を行っている福祉事務所を中心として、施設への訪問、措置の段取り、関係機関からの情報収集など役割を分担し、即時対応する。

④ 障害者の安全確認、事実確認、訪問調査

- ・相談・通報を受けた時は、障害政策課において、被虐待者の援護を行っている福祉事務所と連携し、速やかに安全の確認その他事実確認を行う。
- ・確認事項：虐待の種類、程度、事実と経過、安全確認、身体・精神・生活状況、関係機関からの情報収集

- ・施設訪問をして確認する。
- ・生命の危険性が高く、時間的余裕がない場合は、安全確認と同時に障害者の保護に向けた動きを開始する。その判断のために、通報内容等の情報から医療の必要性が高いと予想される場合は、保健師等が立ち会うことが望ましい。
- ・証拠保全の観点等から必要が認められる場合は、監査指導課も同行する。

※ 虐待の事実が確認できなかった場合においても、苦情等があったことは事実であり、「埼玉県運営適正化委員会」など苦情処理窓口関係機関の案内をする必要がある。

※ 虐待があった当該施設が自ら通報している場合、虐待が起きた事実を認め、再発防止策に前向きに取り組もうとしている可能性があるため、施設の姿勢を見極めつつ、事実確認を適切に行い、再発防止に向けた取組みを支援する必要がある。

⑤ 指導監査対応方針の検討【障害政策課・監査指導課】

- ・事実確認を行い、虐待が疑われる場合は、速やかに実施する。
- ・指導監査を見据え、記録をもとに虐待の事実の確認を行い、指導監査対応方針の検討を行う。
- ・会議録の作成

⑥ 個別ケース会議【援護を行っている福祉事務所】

- ・障害者への支援を目的とする個別ケース会議については、援護を行っている福祉事務所が中心となって実施する。
- ・必要に応じて、障害政策課・監査指導課が参加（会議録の作成）。

⇒ ⑤については指導監査、⑥については障害者への支援についてを検討をする場であるが、虐待対応という目的は同じであることから、連携して対応しなければならない。また、⑤・⑥について、同時に実施することも何ら問題はない。

⑦ 関係機関・関係者による支援の実施

虐待防止・障害者保護を図るための適切な権限の行使

（障害政策課・監査指導課）

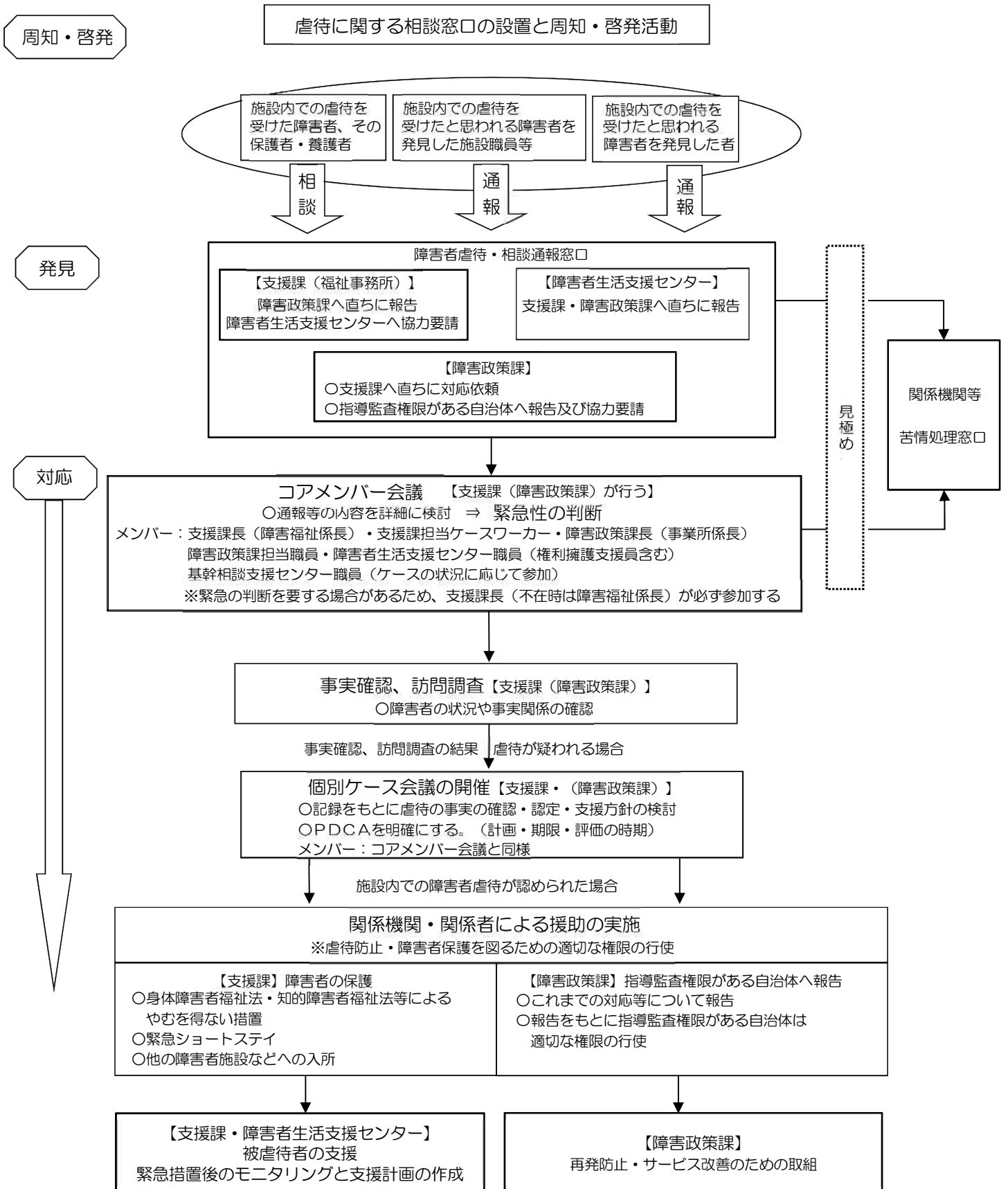
- ・障害者総合支援法の規定による権限の行使
- 指導監査を行うとともに、必要に応じて指定の取消や処分の公表を行う

（援護を実施している福祉事務所）

- ・障害者の保護
- 身体障害者福祉法・知的障害者福祉法等によるやむを得ない措置、緊急一時保護、緊急ショートステイや他の障害者施設への入所などを検討する

(5) 施設内での障害者虐待への対応

(市外の施設で被虐待者がさいたま市の援護ケースである場合)



【具体的対応について】

周知・啓発

① 相談窓口の設置と周知、啓発活動

- ・相談窓口を明確にし、市民や関係機関に周知
- ・障害者虐待に関する知識・理解の啓発
- ・障害に関する知識や介護・支援方法の周知・啓発

発見

② 相談・通報

通報窓口：支援課・障害者生活支援センター

- ・本人からの届け出
- ・家族・親族等からの相談による発見・通報
- ・医療機関等による発見・通報
- ・支援課・障害者生活支援センターによる発見・通報
- ・施設職員の内部通告

（支援課が相談・通報を受けた場合）

市外施設への対応については、都道府県や当該施設所在地の自治体等とも連携して対応するため、障害政策課へ直ちに報告をする。また、障害者本人への支援も重要となるため、障害者生活支援センターにも直ちに協力要請を行う。

（障害者生活支援センターが相談・通報を受けた場合）

支援課・障害政策課が主となり対応するため、支援課・障害政策課に直ちに報告をする。

⇒ 支援課・障害者生活支援センター・障害政策課が連携し、速やかに対応を行う。

（障害政策課が相談・通報を受けた場合）

支援課・障害政策課が主となり対応するため、支援課へ直ちに対応を依頼する。また、市外施設に対する指導監査は行うことができないため、指導監査権限がある自治体等へ報告及び協力要請をする。

【施設への対応】 支援課・障害政策課が主となり、指導監査権限がある自治体等とも連携して対応を行う。

【障害者への支援】 支援課が主となり、障害者生活支援センターと連携して対応を行う。

※ 相談・通報時には、共通様式である障害者虐待相談票を使用すること

※ 障害者生活支援センターについては、当該施設との関係性によっては（運営法人が同じ場合など）対応の正当性を欠きかねないため、施設への関わり方には注意すること。

◎ 相談・通報内容の確認及び記録の方法（施設内での虐待）

本指針74ページを参照

対応

③ コアメンバーによる緊急性の判断

- ・相談・通報受理後、支援課・障害政策課が主となり、障害者生活支援センター（権利擁護支援員含む）と連携して協議を行い、直ちに判断を行う。その判断については、支援課・障害政策課が行う。また、ケースの状況に応じて基幹相談支援センターにも参加を求める。

- ・判断にあたっては、必ず管理職である支援課長・障害政策課長同席で判断すること。但し、不在時は、担当係長が同席し、支援課長・障害政策課長には電話等により報告、指示を仰ぐこと。
- ・決定内容を記録し、速やかに支援課長・障害政策課長の確認を受け、保存する。

《緊急性があると判断した場合》

障害者の安全の確認・保護を優先し、早急に介入する。身体障害者福祉法・知的障害者福祉法等によるやむを得ない措置、緊急一時保護、緊急ショートステイ、入院などを検討する。措置が必要と判断した場合は、施設への訪問、措置の段取り、関係機関からの情報収集など役割を分担し、即時対応する。

④ 障害者の安全確認、事実確認、訪問調査

- ・相談・通報を受けた時は、支援課・障害政策課が連携し、速やかに安全の確認その他の事実確認を行う。
- ・確認事項：虐待の種類、程度、事実と経過、安全確認、身体・精神・生活状況、関係機関からの情報収集
- ・施設訪問をして確認する。
- ・生命の危険性が高く、時間的余裕がない場合は、安全確認と同時に障害者の保護に向けた動きを開始する。その判断のために、通報内容等の情報から医療の必要性が高いと予想される場合は、保健師等が立ち会うことが望ましい。

※虐待の事実が確認できなかった場合においても、苦情等があったことは事実であり、その訴えに寄り添う支援や「埼玉県運営適正化委員会」など苦情処理窓口関係機関の案内をする必要がある。

⑤ 個別ケース会議【支援課・障害政策課】

- ・事実確認を行い、虐待が疑われる場合は、支援課が速やかに関係機関を招集。
- ・参加メンバーによる協議を行い、記録をもとに虐待の事実の確認及び認定を行い、支援方針の検討を行う。判断にあたっては、必ず管理職である支援課長・障害政策課長同席で判断すること。但し、不在時は、担当係長が同席し、支援課長・障害政策課長には電話等により報告、指示を仰ぐこと。
- ・会議録の作成

※個別ケース会議では、共通様式であるサービス調整会議事例検討用紙を使用すること。

⑥ 関係機関・関係者による支援の実施

虐待防止・障害者保護を図るための適切な権限の行使

(支援課)

- ・障害者の保護
 - 身体障害者福祉法・知的障害者福祉法等によるやむを得ない措置、緊急一時保護、緊急ショートステイや他の障害者施設への入所などを検討する

(障害政策課)

- ・指導監査権限がある自治体等への報告
 - 報告の内容を基に、当該施設への指導監査権限を持つ自治体等が指導監査を行うとともに、必要に応じて指定の取消や処分の公表を行う

※ 市外の施設において、さいたま市で支援を行っている障害者が虐待を受けた場合、さいたま市は指導監査を行うことができない。そのため、指導監査権限がある施設所在地の都道府県・指定都市及び中核市の障害者施設指導監査担当課に協力を求め、連携し、上記の対応をとることとなる。

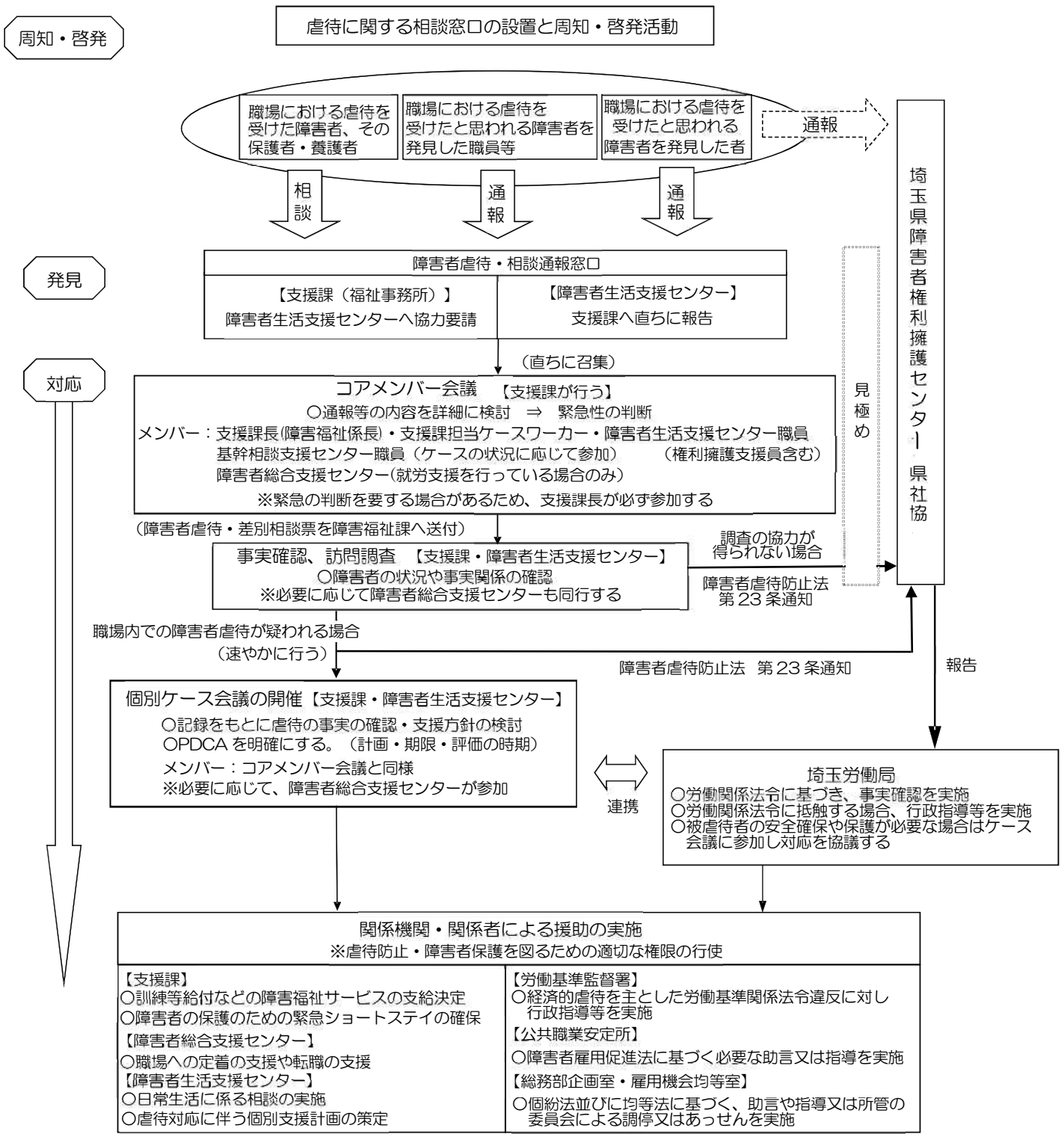
⑦ 定期的なモニタリング【支援課・障害者生活支援センター】

- 被虐待者へのモニタリング、関係機関の職員からの情報収集、必要に応じてケース会議など適宜行い、支援の見直し、方針の確認を行う。
- 情報の集約。共有化については個別ケース会議で決めておく。
- 被虐待者は、施設を代わり、環境が変わるなど、著しい不利益を受けることがある。虐待を行った施設への処分など、適宜、支援課から報告し、その後の生活に困ったことはないか、確認し、相談支援事業所等と連携して、支援を継続していく。

⑧ 再発防止・サービス改善のための取組【障害政策課】

- 虐待が起きた背景や原因についての検証や、再発防止・サービスの改善に必要な支援策の検討などについて記載した報告書の提出を、当該施設に対し依頼する。

(6) 職場における障害者虐待の対応



【具体的対応について】

周知・啓発

① 相談窓口の設置と周知、啓発活動

- ・相談窓口を明確にし、市民や関係機関に周知
- ・事業所に対する研修の実施（労働局）
- ・障害者虐待に関する知識・理解の啓発
- ・障害に関する知識や介護・支援方法の周知・啓発

発見

② 相談・通報

通報窓口：支援課・障害者生活支援センター（埼玉県障害者権利擁護センター）

- ・本人からの届け出
- ・家族・親族等からの相談による発見・通報
- ・支援課・障害者生活支援センターによる発見・通報
- ・障害者総合支援センターによる発見・通報
- ・従業員の内部通告

（相談・通報を受けた場合【支援課・障害者生活支援センターどちらの場合も】障害者総合支援センターに照会し、登録の有無を確認すること）

⇒ 支援課が主として対応し、障害者生活支援センター及び障害者総合支援センターと連携し、速やかに対応を行う。

※ 相談・通報時には、共通様式である障害者虐待相談票を使用すること

対応

③ コアメンバーによる緊急性の判断

- ・相談・通報受理後、支援課が主となり、障害者生活支援センター（権利擁護支援員含む）や障害者総合支援センターと連携して協議を行い、直ちに判断を行う。その判断については、支援課が行う。また、ケースの状況に応じて基幹相談支援センターにも参加を求める。
- ・判断にあたっては、必ず管理職である支援課長同席で判断すること。但し、不在時は、障害福祉係長が同席し、支援課長には電話等により報告、指示を仰ぐこと。
- ・決定内容を記録し、速やかに支援課長の確認を受け、保存する。
- ・本市のケースでないことが明らかであれば、援護地の福祉事務所に早急に連絡を行うこと。
- ・どのケースかにわかに判断できない場合は、緊急性の判断後、速やかに埼玉県障害者権利擁護センターに連絡すること。

※ 緊急性の判断を行った段階で、障害福祉課に障害者虐待相談票を送付する。

※ 個別の支援が想定されず、労働基準法等による対応が中心になると判断された場合には、速やかに都道府県（都道府県障害者権利擁護センター）を通じて都道府県労働局に報告すること。

《緊急性があると判断した場合》

障害者の安全の確認・保護を優先し、早急に介入する。そのため、身体障害者福祉法・知

的障害者福祉法等によるやむを得ない措置、緊急一時保護、緊急ショートステイ、入院などの検討をすすめてもらう。措置が必要と判断した場合は、事業所への訪問、措置の段取り、関係機関からの情報収集など役割を分担し、即時対応する。

④障害者の安全確認、事実確認、訪問調査

- ・相談・通報を受けた時は、速やかに安全の確認その他事実確認を行う。
 - ・確認事項：虐待の種類、程度、事実と経過、安全確認、身体・精神・生活状況、関係機関からの情報収集
 - ・事業所訪問をして確認する。
 - ・生命の危険性が高く、時間的余裕がない場合は、安全確認と同時に障害者の保護に向けた動きを開始する。その判断のために、通報内容等の情報から医療の必要性が高いと予想される場合は、保健師等が立ち会うことが望ましい。
- ※ 障害者の安全確認、事実確認、訪問調査を行った段階で、都道府県知事（都道府県障害者権利擁護センター）に連絡する。障害者虐待の事実が認められる場合には、障害者虐待防止法第 23 条の規定に基づき、都道府県知事（都道府県障害者権利擁護センター）に通知する。
- ※ 必要に応じて、労働局と直接、詳細な情報のやり取りをする場合も、都道府県障害者権利擁護センターとの情報共有を密に行うこと。

⑤ 事業所の協力が得られない場合

- ・④において協力が得られない場合については、労働局との連携が必要となるため、協力が得られないことが判明次第、障害者虐待防止法第 23 条の規定に基づき、都道府県知事（都道府県障害者権利擁護センター）に通知する。
- ・後日、労働局所管の労働基準監督署、ハローワーク等から照会があった場合は、情報提供を行うとともに、事実確認調査を行う際に同行を求められた場合には協力する。
- ・労働局所管の労働基準監督署、ハローワーク等による行政指導等の一連の処理が終了した場合は、都道府県障害者権利擁護センターに情報提供がされるので、必要に応じて確認する。

⑥ 個別ケース会議

- ・参加メンバーによる協議を行い、記録をもとに虐待の事実の確認及び認定を行い、支援方針の検討を行う。判断にあたっては、必ず管理職である支援課長同席で判断すること。但し、不在時は、担当係長が同席し、支援課長には電話等により報告、指示を仰ぐこと。
- ・障害者虐待の事実が認められる場合には、障害者虐待防止法第 23 条の規定に基づき、都道府県知事に通知する。
- ・障害者への支援を目的とする個別ケース会議を実施し、障害者総合支援センター等の関係機関と協議を行い、今後の支援方針を決定する。
- ・必要に応じて、労働局やハローワーク等の対応部署の参加を要請し、行政指導等の実施状況や今後の就労支援の方策について確認する。
- ・障害者の保護が必要な場合は、身体障害者福祉法・知的障害者福祉法等によるやむを得ない措置、緊急一時保護、緊急ショートステイや他の障害者施設への入所などを検

討する。

※ 虐待の事実が確認できなかった場合においても、何らかの困難があったことは事実であることから、障害者総合支援センターの就労支援部門やハローワークを案内して就労の定着支援を行うとともに、必要に応じて労働基準監督署など一般的な労働条件に対する苦情を対応する窓口につなぐ。また、本人の希望があれば、個別労働紛争解決制度の利用について情報提供を行う。

埼玉労働局が所管する機関ごとの権限行使等の規定

(労働基準監督署)

権限行使の内容	根拠法令
労働基準監督官は、事業場、寄宿舍その他の附属建設物に臨検し、帳簿及び書類の提出を求め、又は使用者若しくは労働者に対して尋問を行うことができる。	労働基準法第 101 条
労働者を就業させる事業の附属寄宿舍が、安全及び衛生に関して定められた基準に反し、且つ労働者に急迫した危険がある場合においては、労働基準監督官は、使用者に対して、その全部又は一部の使用の停止、変更その他必要な事項を命ずることができる。	労働基準法第 96 条の 3、第 103 条
労働基準監督官は、使用者又は労働者に対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。	労働基準法第 104 条の 2

(公共職業安定所)

権限行使の内容	根拠法令
障害者に対して、作業の環境に適応させるために必要な助言又は指導を行うことができる。	障害者雇用促進法第 17 条
雇用主に対して、雇い入れ、配置、作業補助具、作業の設備又は環境等について助言又は指導を行うことができる。	障害者雇用促進法第 18 条
事業主等に対する障害者雇用の状況等の報告命令、事業所の立入、関係者への質問、帳簿書類等の検査をできる。	障害者雇用促進法第 82 条

(雇用均等室)

権限行使の内容	根拠法令
都道府県労働局長は、性別を理由とする差別等に関する紛争の当事者の双方又は一方からその解決につき援助を求められた場合には、紛争の当事者に対し、必要な助言、指導又は勧告をすることができる。	雇用均等法第 17 条
都道府県労働局長は、事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。	雇用均等法第 29 条

(企画室)

権限行使の内容	根拠法令
都道府県労働局長は、個別労働関係紛争の当事者の双方又は一方からその解決につき援助を求められた場合には、当事者に対し、必要な助言又は指導をすることができる。	個別労働関係紛争解決促進法第 4 条

(7) 見守り（緊急性が低いと判断した場合のその後の対応方法）

緊急性が低いと判断された場合も、今後虐待に発展することを未然に防ぐため、情報共有等きめ細やかな支援を継続する必要があります。

①定期連絡の継続

見守りの支援に移行後、訪問や電話等の定期連絡を継続します。その中で、本人（被虐待者）の今後に関する要望を聞き取り、要望に沿った支援を行います。

②個別ケース会議の開催

定期的に関係機関が集まり、一度は虐待通報があった案件として情報共有を継続します。今後虐待に発展しないように、現状の情報共有や今後の支援の方向性について話し合います。

【想定される関係機関】

支援課（福祉事務所長含む）・障害者生活支援センター（権利擁護支援員含む）・基幹相談支援センター・医療機関・障害福祉サービス事業所・指定特定相談事業所等

(8) その他の虐待への対応

○病院内での虐待

○学校における児童・生徒への虐待など

条例では、上記の虐待に関しても禁止しており、通報義務の対象としています。そのため、相談・通報があった場合、支援課・障害者生活支援センターでは緊急性の判断・事実確認を行わなければなりません。また、必要に応じて、障害者の保護を行うことも必要となります。

しかしながら、障害政策課、監査指導課や福祉事務所には、医療機関・教育機関などへの指導監督の権限はありません。そのため、支援課・障害者生活センターの担当ケースワーカーは、病院のソーシャルワーカーや学校の特別支援教育コーディネーターなどと連携して虐待に対応していくこととなります。

(9) 障害福祉課への報告

障害福祉課への報告は、支援課が判断するものについては対応方針決定後、障害政策課が判断するものについては対応方針決定前に、障害者虐待相談票を送付することとします。

なお、障害者生活支援センターで作成した障害者虐待相談票も支援課で収受し、障害福祉課に送付します。

また、事実確認、訪問調査後に開催する個別ケース会議の記録についてはサービス調整会議報告書の様式を使用し、会議後速やかに提出することとします。

2 虐待対応における各機関の役割

障害者虐待への対応は、地域の関係機関により「虐待対応チーム」を作り、それぞれの役割を生かした中で、協力・連携を図りながら支援していくことが原則となります。単独の支援機関による対応は困難と考えてください。

(1) 支援課の役割

① 障害者虐待の相談又は通報を受けた場合

速やかに当該障害者の事実の確認及び安全の確保を行い、その対応について関係機関と協議する。

② 生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがある場合

当該障害者を一時的に保護するため、迅速に障害者支援施設・グループホーム等と連携し、身体障害者福祉法・知的障害者福祉法等によるやむを得ない措置・緊急一時保護・緊急ショートステイや障害者施設への入所等、適切な対応を行う。

(2) 障害者生活支援センターの役割

障害者虐待の相談又は通報を受けた場合は、支援課と連携して、速やかに当該障害者の事実の確認及び安全の確保を行い、事例に即した適切な対応をとる。また、日常業務を通じて、障害者への支援を行う中で、障害者虐待の予防に努めるとともに、障害者虐待の早期発見、相談、通報の受付を行い、支援課に速やかに報告する。

(3) その他の関係機関の役割

ア 障害福祉サービス事業者

サービス提供時において障害者や介護者の状況を観察し、障害者虐待の早期発見に努めるとともに、虐待や虐待と疑われる事例を発見した場合、支援課もしくは障害者生活支援センターに速やかに報告する。併せて、今後の援助方針、対応策の検討を行う。

イ 警察

市から障害者の生命及び身体の安全の確保のため、援助要請があった場合は必要な措置を講じる。

ウ 医療機関等

病院、保健所、その他障害者の福祉に業務上関係のある団体及び医師、保健師、弁護士その他障害者の福祉に職務上関係のある者は、障害者虐待の早期発見に努めるとともに、虐待を受けた障害者の保護に努める。

エ 地域住民（民生委員等）

障害者の状況から虐待が疑われる事例を発見した場合は、速やかに関係機関に相談、通報を行う。また、日ごろから地域の中で障害者や介護者への声かけ等により、支援が必要な障害者と介護者となる家族が地域から孤立しないように見守ることが、障害者虐待を予防することにつながる。

(4) 障害者虐待における関係機関について

障害者虐待への対応は、チーム対応、連携・協力が欠かせません。以下に、障害者虐待における様々な事例を想定した上での対応機関を示しますので、参考にしてください。

ア 各区役所健康福祉部支援課（福祉事務所）

- ・障害者虐待の通報又は届出を受けた場合

速やかに当該障害者の事実の確認及び安全の確保を行い、その対応について関係機関と協議する。

- ・立入調査を実施する場合

立入調査の主体として調査に向けた調整を実施するとともに、介入者を選任し、立入調査を実施する。

- ・生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがある場合

障害者の身体の安全を確保するため、迅速に障害者支援施設等と連携して一時保護を実施する。

また、身体障害者福祉法・知的障害者福祉法等によるやむを得ない措置による緊急シヨートステイや緊急一時保護、障害者施設への入所等、適切な対応を行う。

- ・被虐待者が成年後見制度等を活用する場合

65歳未満の知的・精神障害者について、市長申立てや成年後見人等に対する報酬の助成等を行う成年後見制度利用支援事業の対応をする。

イ 各区障害者生活支援センター

支援課と連携して、速やかに当該障害者の事実の確認及び安全の確保を行い、事案に即した適切な対応をとる。また、日常業務を通じて、障害者への支援を行う中で、障害者虐待の予防に努めるとともに、障害者虐待の早期発見、相談、通報の受付を行い、支援課に速やかに報告する。各区障害者生活支援センターに配置されている権利擁護支援員は、障害者虐待の事案について、関係機関との連絡調整、専門的助言、技術的援助などの支援を行う。

ウ 基幹相談支援センター

障害者虐待防止や保護者等に対する支援に関して、広報、啓発活動、体制整備に係るコーディネートなどを行う。また、成年後見制度利用支援事業に関する普及啓発や相談支援を行う。個別の障害者虐待の事案については、ケースの状況に応じてコアメンバー会議などに参加し、必要な助言等を行う。

エ 障害者更生相談センター

やむを得ない措置の実施にあたり、身体障害者及び知的障害者の能力や障害程度について、医学的・職能的判断に基づき判定を行う。

オ 障害者総合支援センター

職場における障害者虐待の通報に対して、事実確認を実施するなどの職場に対するアプローチを確保する。

カ 保健所 精神保健課

精神障害者に対する緊急措置が必要な場合に技術的助言を行うとともに、必要に応じて医療保護入院や措置入院等の対応を行う。

キ 各区役所保健センター等

保健師等の医療的支援が必要な場合に適宜協力を要請する。

ク 各区役所健康福祉部福祉課・高齢介護課等（福祉事務所）

障害者支援以外の部分で事案に関係している場合において、情報提供を求めるとともに、必要に応じてケース会議等への参加を求める。

また、市長申立てや成年後見人等に対する報酬の助成等を行う成年後見制度利用支援事業の対応をする。

ケ さいたま市社会福祉協議会（高齢・障害者権利擁護センター）

処遇が困難な事案に対して専門家による助言の実施や、被虐待者に身寄りがない場合の成年後見人を法人として実施する。また、福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートさいたま）等の権利擁護に関する各種支援を実施する。

コ 埼玉県権利擁護センター

権利侵害・成年後見等に関する各種相談を実施するとともに、使用者による虐待が発生した場合の通知先となり、事案を埼玉県労働局へ報告する。

サ 埼玉県婦人相談センター

女性の生き方、家族、夫婦、家庭内暴力（DV）、人間関係等に関する各種相談を実施する。

シ ハローワーク

使用者による虐待事案が発生した場合、障害者虐待防止法に基づき市町村及び都道府県と連携して必要な支援を行う。

ス 警察

市から（障害者虐待防止法第 12 条に基づく）援助要請があった場合は必要な措置を講じる。

セ 消費生活総合センター（国民生活センター）

消費生活問題に係る情報提供、相談・対応を行う。

ソ 障害福祉サービス事業者

サービス提供時において障害者や介護者の状況を観察し、障害者虐待の早期発見に努めるとともに、虐待や虐待と疑われる事例を発見した場合、支援課に速やかに報告する。合わせて、今後の援助方針、対応策の検討を行う。

タ 医療機関等

病院、保健所、その他障害者の福祉に業務上関係のある団体及び医師、保健師、弁護士その他障害者の福祉に職務上関係のある者は、障害者虐待の早期発見に努めるとともに、障害者虐待を受けた障害者の保護に努める。

チ 弁護士・司法書士（弁護士会・司法書士会）

人権問題や個人情報、その他法的課題について、専門的見地から助言を行う。

ツ 障害者団体・親の会・ピアサポート団体等

同じ悩みを持つ障害者との情報交換等を行う。

テ 民生委員・自治会等

障害者の状況から虐待が疑われる事例を発見した場合は、速やかに関係機関に相談、通報を行う。また、日ごろから地域の中で障害者や介護者への声かけ等により、支援が必要な障害者と介護者となる家族が地域から孤立しないように見守りを行う。

(5) 児童・障害・高齢の担当部署の場合分け（法律上の棲み分け）

18歳未満の障害児や65歳以上の高齢の障害者が虐待を受けた場合や、障害者が配偶者から暴力を受けている場合の、他法と障害者虐待防止法の兼ね合いについては、次の表で整理できる。

ただし、障害が直接の担当とならないケースや、通報時点で養護、被養護の関係の判定が難しいケースでも、他部署と連携して、切れ目のない支援を行うように努めること。

障害者虐待における虐待防止法制の対象範囲

○障害者虐待の発生場所における虐待防止法制を法別・年齢別整理

※厚生労働省「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応の手引き」より抜粋

所在 場所	在宅 (養護者・ 保護者)	福祉施設・事業					企業	学校 病院 保育所	
		障害者総合支援法		介護保険 法等	児童福祉法				
		障害福祉 サービス 事業所 (入所系、日 中系、訪問 系、GH等 含む)	相談支援 事業所	高齢者 施設等 (入所系、通 所系、訪問 系、居住系等 含む)	障害児 通所支援 事業所	障害児入所 施設等 (※3)			障害児 相談支援 事業所
18歳 未満	児童虐待 防止法 被虐待者 支援 (都道府県) (※1)			—	障害者虐待 防止法 (省令) 適切な 権限行使 (都道府県・ 市町村)	改正児童 福祉法 適切な 権限行使 (都道府県)	障害者虐 待防止法 (省令) 適切な 権限行使 (都道府県・ 市町村)		
18歳 以上 65歳 未満	障害者虐 待防止法 被虐待者 支援 (市町村)	障害者虐 待防止法 適切な 権限行使 (都道府県・ 市町村)	障害者虐 待防止法 適切な 権限行使 (都道府県・ 市町村)	— 【特定疾患 40歳以上】	(20歳まで) (※2) —	【20歳まで】 —	—	障害者虐 待防止法 適切な 権限行使 (都道府県 労働局)	障害者虐 待防止法 間接的 防止措置 (施設長・ 管理者)
65歳 以上	障害者虐 待防止法 高齢者虐 待防止法 被虐待者 支援 (市町村)			高齢者虐 待防止法 適切な 権限行使 (都道府県・ 市町村)	—	—	—		

※1 養護者への支援は、被虐待者が18歳未満の場合でも必要に応じて障害者虐待防止法も適用される。

なお、配偶者から暴力を受けている場合は、DV法の対象にもなる。

※2 放課後等デイサービスのみ

※3 小規模住居型児童養育事業、里親、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、指定発達支援医療機関等（児童福祉法第33条の10）

※4 児者一体で運営されている施設においては、児童福祉法に基づく給付を受けている場合は児童福祉法、障害者総合支援法に基づく給付を受けている場合は障害者虐待防止法の対象になる。

3 障害者虐待の定義

「さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例」第2条に、定義されています。

(1) 障害者虐待となる行為

① 身体的虐待

障害者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

② 性的虐待

障害者にわいせつな行為をすること、障害者をしてわいせつな行為をさせること又は障害者であることを理由に、本人の意思にかかわらず、交際若しくは性的な行為を不当に制限し、若しくは生殖を不能にすること。

③ 心理的虐待

障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

④ ネグレクト

障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置をすること。

⑤ 経済的虐待

障害者の財産を不当に処分することその他当該障害者から不当に財産上の利益を得ること。

⑥ 虐待及びセルフ・ネグレクトの放置

保護者、養護者又は障害者の福祉サービスに従事する者が、①から⑤までの事実を知りながら、又は障害者が自らの利益や健康を明らかに損なう行為を継続的に行っていることを知りながら放置をすること。

(2) 虐待の種類・内容とその例示

①養護者による障害者虐待類型

	内容	具体例
身体的虐待	暴力的で、痛みを与えたり、身体にあざや外傷を与えたりする行為	・平手打ちをする、つねる、殴る、蹴る、やけど、打撲をさせる ・刃物や器物で外傷を与える
	本人に向けられた危険な行為や身体に何らかの影響を与える行為	・本人に向けて物を壊したり、投げつけたりする ・本人に向けて刃物を近づけたり、振り回したりする
	本人の利益にならない強制による行為によって痛	・医学的判断に基づかない痛みを伴うようなりハビリを強要する

	<p>みを与えたり、代替方法があるにもかかわらず障害者を乱暴に取り扱ったりする行為</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・移動させるときに無理に引きする ・無理やり食事や飲み物を口に入れる など
	<p>正当な理由のない身体拘束</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・柱やいすやベッドに縛り付ける、医学的判断に基づかない投薬によって動きを抑制する、ミトンやつなぎ服を着せる ・外から鍵をかけて閉じ込める、中から鍵をかけて長時間家の中に入れない
性的虐待	<p>あらゆる形態の性的な行為又はその強要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・キス、性器等への接触、性交 ・性的行為を強要する ・排泄の失敗等に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する ・排泄や着替えの介助がしやすいという目的で、下半身を裸にしたり、下着のままで放置したりする ・人前で排泄行為をさせる、おむつ交換をする ・性器を写真に撮る、スケッチする ・わいせつな映像や写真を見せる ・自慰行為を見せる など
	<p>交際若しくは性的な行為を不当に制限し、若しくは生殖を不能にすること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・障害があることを理由に、異性等との交際を認めない ・障害があることを理由に去勢する など
心理的虐待	<p>脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって、精神的苦痛を与えること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・障害に伴う言動などを嘲笑したり、それを人前で話したりすることにより、障害者に恥をかかせる（排泄の失敗、食べこぼしなど） ・怒鳴る、ののしる、悪口を言う ・侮辱をこめて、障害者を子どものように扱う ・人格をおとしめるような扱いをする ・話しかけているのに意図的に無視する ・排泄交換や片づけをしやすいという目的で、本人の尊厳を無視して、トイレに行けるのにおむつをあてたり、食事の全介助をしたりする ・台所や洗濯機を使わせないなど、生活に必要な道具の使用を制限する ・家族や親族、友人等との団らんから排除する など
放棄・放置	<p>意図的であるか、結果的であるかを問わず、介助や生活の世話をしている者が、その提供を放棄又は放任し、障害者の生活環境や、障害者自身の</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・入浴しておらず異臭がする、排泄の介助をしない、髪や爪が伸び放題である、皮膚や衣服、寝具が汚れている ・水分や食事を十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間にわたって続いている、脱水症状や栄養失調の状態にある ・室内にごみを放置する、掃除をしない、冷暖房を使わせな

	<p>身体・精神的状態を悪化させていること</p> <p>専門的診断や治療、ケアが必要にもかかわらず、障害者が必要とする医療・障害福祉サービスなどを、周囲が納得できる理由なく制限する、使わせない、放置する</p>	<p>いなど、劣悪な住環境の中で生活させる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同居人等による障害者虐待と同等の行為を放置する ・徘徊や病気の状態を放置する ・支援者が医療機関への受診や専門的ケアが必要と説明しているにもかかわらず、無視する ・本来は入院や治療が必要にもかかわらず、強引に病院や施設等から連れ帰る ・必要な障害福祉サービスを利用させない、利用を制限する
経済的虐待	本人の同意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない ・本人所有の不動産等の財産を本人に無断で売却する ・年金や賃金を管理して渡さない ・年金や預貯金等を無断で使用する ・本人の財産を無断で運用する
虐待及びセルフ・ネグレクトの放置	保護者、養護者又は障害者の福祉サービスに従事する者が、虐待の事実を知りながら、又は障害者が自らの利益や健康を明らかに損なう行為を継続的に行っていることを知りながら放置をすること。	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待があると思われる事実があるにも関わらず、役所などに連絡をしない ・一人暮らしなどの障害者で、認知能力が低い、またはうつなどのために生活能力・意欲が低下し、極端に不衛生な環境で生活している、必要な栄養摂取ができていない等の行動をしていることを知っているにも関わらず、役所などに連絡をしない

②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待類型

	内容	具体例
身体的虐待	暴力的行為	<ul style="list-style-type: none"> ・平手打ちをする、つねる、殴る、蹴る ・ぶつかって転ばせる ・刃物や器物で外傷を与える ・入浴時、熱い湯やシャワーでやけどをさせる ・本人に向けて物を投げつける
	本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに障害者を乱暴に取り扱う行為	<ul style="list-style-type: none"> ・医学的判断や個別支援計画等に位置づけられておらず、身体的苦痛や病状悪化を招く行為を強要する ・介助がしやすいように、職員の都合でベッド等へ抑えつける ・車いすやベッド等から移動させる際に、必要以上に身体を高く持ち上げる ・食事の際に、職員の都合で、本人が拒否しているのに口に入れて食べさせる、飲み物を飲ませる

	正当な理由のない身体拘束	<ul style="list-style-type: none"> ・車いすやベッドに縛り付ける ・手指の機能を制限するためにミトン型の手袋を付ける ・行動を制限するために介護衣（つなぎ服）を着せる ・職員が自分の身体で利用者を押さえつけて行動を制限する ・行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる ・自分の意思で開けることのできない居室に隔離する
性的虐待	あらゆる形態の性的な行為又はその強要	<ul style="list-style-type: none"> ・キス、性器等への接触、性交 ・性的行為を強要する ・本人の前でわいせつな言葉を発する、または会話する、性的な話を強要する ・わいせつな映像や写真を見せる ・本人を裸にする、又はわいせつな行為をさせ、映像や写真に撮る。撮影したものを他人に見せる ・更衣やトイレ等の場面をのぞいたり、映像や画像を撮影したりする ・排泄や着替えの介助がしやすいという目的で、下（上）半身を裸にしたり、下着のままに放置したりする ・人前で排泄行為をさせる、おむつ交換をする、またその場面を見せないための配慮をしない など
心理的虐待	威嚇的な発言、態度	<ul style="list-style-type: none"> ・怒鳴る、ののしる ・「ここ（施設等）にいらなくなるよ」「追い出す」などと言脅す ・「給料もらえないですよ」「好きなもの買えなくなりますよ」などと威圧的な態度をとる
	侮辱的な発言、態度	<ul style="list-style-type: none"> ・排泄の失敗や食べこぼしなどを嘲笑する ・日常的にからかう、「バカ」「あほ」「死ね」などと侮辱的なことを言う ・排泄介助の際、「臭い」「汚い」などと言う ・子ども扱いするような呼称で呼ぶ ・本人の意に反して呼び捨て、あだ名などで呼ぶ
	障害者や家族の存在や行為、尊厳を否定、無視するような発言、態度	<ul style="list-style-type: none"> ・無視する ・「意味もなく呼ばないで」「どうしてこんなことができないの」などと言う ・他の利用者に障害者や家族の悪口等を言いふらす ・話しかけ等は無視する ・障害者の大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てる ・したくてもできないことを当てつけにやってみせる など

	障害者の意欲や自立心を低下させる行為	<ul style="list-style-type: none"> ・トイレを使用できるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視しておむつを使う ・自分で食事ができるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視して食事の全介助をする、職員が提供しやすいように食事を混ぜる ・自分で服薬ができるのに、食事に薬を混ぜて提供する など
	交換条件の提示	「これができたら外出させてあげる」「買いたいならこれをしてからにしてください」などの交換条件を提示する
	心理的に障害者を不当に孤立させる行為	<ul style="list-style-type: none"> ・本人の家族に伝えてほしいという訴えを理由なく無視して伝えない ・理由なく住所録を取り上げるなど、外部との連絡を遮断する ・面会者が訪れても、本人の意思や状態を無視して面会させない ・その利用者以外の利用者だけを集めて物事を決める、行事を行う など
	その他著しい心理的外傷を与える言動	<ul style="list-style-type: none"> ・車いすでの移乗の際に、速いスピードで走らせ恐怖感を与える ・自分の信仰している宗教に加入するよう強制する ・利用者の顔に落書きをして、それをカメラ等で撮影し他の職員に見せる ・利用者の前で本人の物を投げたり蹴ったりする ・本人の意思に反した異性介助を繰り返す ・浴室脱衣所で、異性の利用者と一緒に着替えさせる
放棄・放置	必要とされる支援や介助を怠り、障害者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為	<ul style="list-style-type: none"> ・入浴しておらず異臭がする、排泄の介助をしない、髪、ひげ、爪が伸び放題である、汚れのひどい服や破れた服を着せている等、日常的に著しく不衛生な状態で生活させる ・褥瘡（床ずれ）ができるなど、体位の調整や栄養管理を怠る ・おむつが汚れている状態を日常的に放置している ・健康状態の悪化をきたすほどに水分や栄養補給を怠る ・健康状態の悪化をきたすような環境（暑すぎる、寒すぎる等）に長時間置かせる ・室内にごみが放置されている、ネズミやゴキブリがいるなど劣悪な環境に置かせる など
	障害者の状態に応じた診療や支援を怠ったり、医学的診断を無視したりする行為	<ul style="list-style-type: none"> ・医療が必要な状況にも関わらず、受診させない。あるいは救急対応を行わない。 ・処方通りの服薬をさせない、副作用が生じているのに放置している、処方通りの治療食を食べさせない

		<ul style="list-style-type: none"> • 本人の嚙下できない食事を提供する など
	必要な用具の使用を限定し、障害者の要望や行動を制限させる行為	<ul style="list-style-type: none"> • 移動に車いすが必要であっても使用させない • 必要なめがね、補聴器、補助具があっても使用させない
	障害者の権利や尊厳を無視した行為又はその行為の放置	<ul style="list-style-type: none"> • 他の利用者に暴力を振るう障害者に対して、何ら予防的対応をしていない • 話しかけ等に対し「ちょっと待って」と言ったまま対応しない など
経済的虐待	本人の同意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること	<ul style="list-style-type: none"> • 本人所有の不動産等の財産を本人に無断で売却する • 年金や賃金を管理して渡さない • 年金や預貯金等を無断で使用する • 本人の財産を無断で運用する • 事業所、法人に金銭を寄付・贈与するよう強要する • 本人の財産を、本人が知らない又は支払うべきではない支払に充てる • 金銭、財産等の着服、窃盗等 • 立場を利用して、「お金を貸してほしい」と頼み、借りる • 本人に無断で親族にお金を渡す、貸す • 日常的に使用するお金を不当に制限する、生活に必要なお金を渡さない など
虐待及びセルフ・ネグレクトの放置	保護者、養護者又は障害者の福祉サービスに従事する者が、虐待の事実を知りながら、又は障害者が自らの利益や健康を明らかに損なう行為を継続的に知っていることを知りながら放置をすること。	<ul style="list-style-type: none"> • 虐待があると思われる事実があるにも関わらず、役所などに連絡をしない • 一人暮らしなどの障害者で、認知能力が低い、またはうつなどのために生活能力・意欲が低下し、極端に不衛生な環境で生活している、必要な栄養摂取ができていない等の行動をしていることを知っているにも関わらず、役所などに連絡をしない

③使用者による障害者虐待類型

	内容	具体例
身体的虐待	暴力的行為	<ul style="list-style-type: none"> • 平手打ちをする、つねる、殴る、蹴る • ぶつかって転ばせる • 刃物や器物で外傷を与える • 本人に向けて物を投げつける など
	本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに障害者を乱暴に取り扱う行為	<ul style="list-style-type: none"> • 本人が苦痛な姿勢や、危険が及ぶ環境での仕事を強要する • 乱暴に車いすに移乗させる など

	正当な理由のない身体拘束	<ul style="list-style-type: none"> • 車いすやベッドに縛り付ける • 手指の機能を制限するためにミトン型の手袋を付ける • 自分の身体で利用者を押さえつけて行動を制限する • 自分の意思で開けることのできない部屋等に隔離する
性的虐待	あらゆる形態の性的な行為又はその強要	<ul style="list-style-type: none"> • キス、性器等への接触、性交 • 性的行為を強要する • 本人の前でわいせつな言葉を発する、または会話する、性的な話を強要する • わいせつな映像や写真を見せる • 本人を裸にする、又はわいせつな行為をさせ、映像や写真に撮る。撮影したものを他人に見せる • 更衣やトイレ等の場面をのぞいたり、映像や画像を撮影したりする
心理的虐待	威嚇的な発言、態度	<ul style="list-style-type: none"> • 怒鳴る、ののしる • 「できないなら辞めろ」「辞めてもらうことになる」「退職届持ってこい」などと言いつつ脅すなど
	侮辱的な発言、態度	<ul style="list-style-type: none"> • 排泄の失敗や食べこぼしなどを嘲笑する • 日常的にからかう、「バカ」「あほ」「死ね」などと侮辱的なことを言う • 「臭い」「汚い」などと言う • 「使えない」「クズ」「無能」「給料泥棒」「何をやらせてもダメ」「じゃま」「頭おかしい」「お前は嫌われている」などと言う • 「障害者だからって甘えるな」「支援者がいないと何もできないのか」などと言う • 「ブス」などの容姿を侮辱する発言をする • 子ども扱いするような呼称で呼ぶ • 体調が悪く休んだことに対し、「する休みするな」などと言う など
	障害者や家族の存在や行為、尊厳を否定、無視するような発言、態度	<ul style="list-style-type: none"> • 「意味もなく呼ばないで」「どうしてこんなことができないの」などと言う • 他の社員に障害者や家族の悪口等を言いふらす • 他の社員に個人情報等を言いふらす • 本人の意に反して障害の内容を他の社員に伝える • 話しかけ等を無視する • 障害者の大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てる • したくてもできないことを当てつけにやってみせる • 本人の障害から明らかにできない仕事を押し付けるなど

	障害者の意欲や自立心を低下させる行為	<ul style="list-style-type: none"> ・本人が仕事を要求しているにもかかわらず「いそがしい」と言って取り合わない ・どうせできないと決めつけて仕事を与えない ・本来の仕事ではない、お茶くみや草むしり等の過小な仕事ばかり与える
	交換条件の提示	「これができたら辞めなくてもいい」「辞めたくないならこれをしなさい」などの交換条件を提示する
	心理的に障害者を不当に孤立させる行為	<ul style="list-style-type: none"> ・無視する ・本人の意思を無視して、社内の懇親会や行事等に参加させない ・面会者が訪れても、本人の意思や状態を無視して面会させない など
	その他著しい心理的外傷を与える言動	<ul style="list-style-type: none"> ・車いすでの移乗の際に、速いスピードで走らせ恐怖感を与える ・自分の信仰している宗教に加入するよう強制する など
放棄・放置	必要とされる職場環境の改善や配慮を怠り、障害者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為	<ul style="list-style-type: none"> ・本人にとって危険な状況を改善しない ・健康状態の悪化をきたすような環境（暑すぎる、寒すぎる等）で働かせる ・障害に配慮しない環境を継続させ、放置する など
	必要な用具の使用を限定し、障害者の要望や行動を制限させる行為	<ul style="list-style-type: none"> ・移動に車いすが必要であっても使用させない ・必要なめがね、補聴器、補助具等があっても使用させないなど
	障害者の権利や尊厳を無視した行為又はその行為の放置	<ul style="list-style-type: none"> ・話しかけ等に対し「ちょっと待って」と言ったまま対応しない ・「自分で考えろ」と繰り返し何もしないなど
	他の労働者による虐待行為を放置すること	<ul style="list-style-type: none"> ・他の社員がからかっている状況を放置する ・他の社員が悪口を言っているのに注意しない ・他の社員が無視をしている状況を放置する ・他の社員が性的な言動をしたことを放置する など
経済的虐待	本人の同意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること	<ul style="list-style-type: none"> ・最低賃金を支払わない ・決められた給料を払わない ・給料の支払を遅らせる ・不明な金銭を給料から天引きする ・年金や賃金を管理して渡さない ・立場を利用して、「お金を貸してほしい」と頼み、借りるなど

(3) 特殊な見逃しやすい虐待について

その他の特殊な見逃しやすい虐待として、以下のものがあります。

◎ 代理人によるミュンヒハウゼン症候群

代理人によるミュンヒハウゼン症候群とは、保護者・養護者が健康な障害者に危害を加え、あるいは詐病によって、不必要な検査・治療・入院などの医療行為を受けさせ、障害者に身体的、心理的苦痛を与えることです。

⇒ 身体的虐待・心理的虐待・ネグレクトにあたります。

◎ 医療ネグレクト

医療ネグレクトとは、医療水準や社会通念に照らして、その障害者にとって必要かつ適切な医療を受けさせないことです。重症の病気やケガをしたときにあえて病院に連れて行かない場合や、病院には連れて行くものの、治療に同意しない場合（「治療拒否」ともいう）などです。後者については、たとえば宗教上の理由による輸血拒否や手術拒否などがあります。

⇒ ネグレクトにあたります。

※ 代理人によるミュンヒハウゼン症候群・医療ネグレクトどちらも児童や高齢者の分野でも起こりえることですが、もともと身体に障害を抱えていたり、障害により意思がうまく伝えられなかったりすることがある障害の分野では特に発見が難しく、見逃しやすくなっていると言え、事実確認が非常に難しくなっています。

(4) しつけと虐待

虐待対応の現場では、虐待者が「虐待」を否定し、障害のある人に対する「しつけ」であると主張することがしばしば見受けられます。身体的虐待である暴力行為を「しつけのための体罰」であると正当化する考え方は間違いであり、虐待としつけを峻別する判断が求められます。

◇未成年の子に対するしつけと虐待

「しつけ」とは、人が社会生活を営む上で望ましい行動様式を大人から子に教えることを言います。民法第820条は「親権を行う者は、子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う」と未成年の子に対する親の身上監護権を規定し、これを受けて同法822条は「親権を行う者は、第820条の規定による監護及び教育に必要な範囲内でその子を懲戒することができる」として、ここにある「懲戒」の範囲内に体罰を容認する余地を残しています。

このような民法の規定を受け、児童虐待防止法第14条は親権について次のように盛り込んでいます。

(親権の行使に関する配慮等)

第14条 児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、その適切な行使に配慮しなければならない。

2 児童の親権を行う者は、児童虐待に係る暴行罪、傷害罪その他の犯罪について、当該児童の親権を行う者であることを理由として、その責めを免れることはない。

以上のことをまとめると、「しつけ」とは、子どもの社会生活上の自立と権利を守るための教育であり、親権者には適切なしつけとなるように配慮する義務があり、不適切な親権の

行使である児童虐待については暴行罪・傷害罪等の刑事責任を免れることはないということです。

それでもなお、「しつけ」の中に体罰を容認する文化の根強いわが国においては、虐待者が「しつけ」を盾にして虐待を正当化しようとする事態が後を絶ちません。ここでは、「どこまでの体罰であればしつけとみなされるのか」「どこからが虐待と認定されるのか」という「虐待としつけ」の境界線を求める声が上がりがちです。

「しつけ」が子どもの成長・発達にとって必要不可欠な教育の営みであることの内実は、しつけによって子どもが社会生活上の望ましい行動を自ら取れるようになるための「自己管理 (self - control)」と「自己統制 (self - direction)」の力を発展させることにあります。それに対して、「暴力によって言うことを聞かせよう」とする「しつけ」の実態は、暴力をふるう者に「屈服して言いなりになる」状態を作ることであり、自己管理と自己統制に関する自律的な力の発達を阻害することに帰結します。

このようにみえてくると、「しつけ」と「虐待」には明確な違いがある(図1)にもかかわらず、両者の「境界線」が不明になってしまう事態が出来るのは、「しつけ」と「虐待」の領域に「体罰」が覆いかぶさること(図2)によって、本来明確であるはずのしつけと虐待の違いが見えなくなっているからです。(川崎二三彦著『児童虐待—現場からの提言』、岩波新書、26—43 ページ。図の出典も同書。)

子どもに対する暴力は、暴力をふるう側の「しつけ」という意図とは関係なく、子どもの権利を侵害します。親に対する怯え、不安、恨みの沈殿、PTSDの発生等に直結してしまうケースは決して珍しくありませんし、発達障害を生起する原因の一つとしても確認されています。最近の脳研究によると、程度のひどい暴力的な虐待だけではなく、ネグレクトや子どもに対する威嚇・脅迫・罵倒、あるいはまた、子どもの前で繰り広げられる夫婦げんかによってさえ、脳に物理的な変化が発生し、さまざまな疾患と障害の原因になっていることが明らかになっています(友田明美著『子どもの脳をきずつける親たち』(NHK 出版新書 523、2017年)。

体罰や大声でどなる行為は「子どもの利益」のためになることはありません。体罰は、子どもの人権侵害として虐待と認定すべき行為であり、場合によっては、刑事訴追の事案となることもあります。

図1 しつけと虐待を区別して理解する

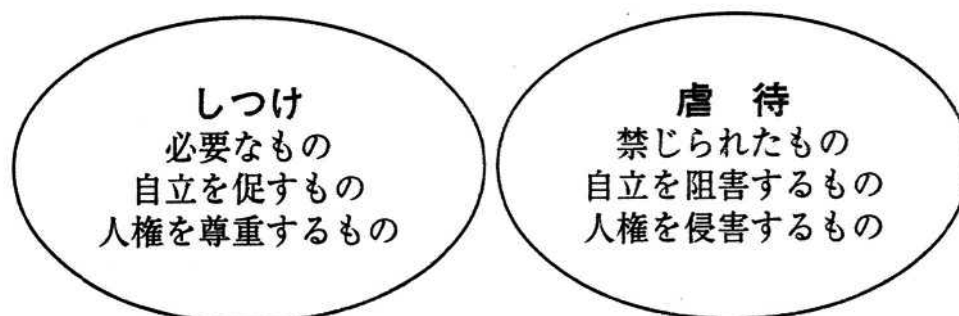
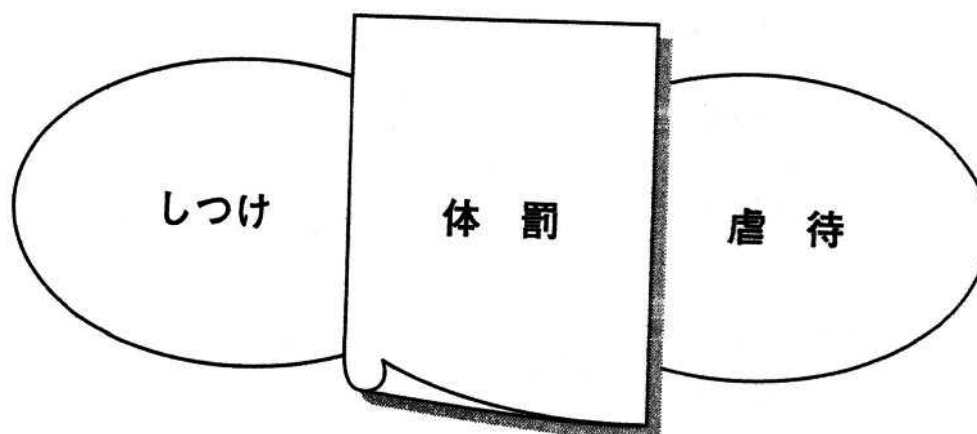


図2 体罰が覆いかぶさって境界が見えなくなる



◇障害のある成年の場合

家庭における「しつけ」は未成年の子に対する親の親権行使であるため、障害のある成年をしつける権利は親にはなく、ましてや体罰をふるうことは例外なく身体的虐待となります。ここでは、児童虐待の場合よりも厳格に、虐待者の意図や自覚の内容いかににかかわらず虐待認定しなければなりません。とりわけ、知的障害や発達障害のある成年に対する暴力・威嚇・脅迫・罵倒等は、強度行動障害を発生・重症化の原因でもあるため、重大な人権侵害としてただちに虐待認定しなければなりません。

(5) 身体拘束に対する考え方

障害者虐待防止法では「正当な理由なく障害者の身体を拘束すること」は身体的虐待とされています。やむを得ず身体拘束をする場合であっても、切迫性、非代替性、一時性の全てを満たす必要があります。

一方で、「虐待にあたるおそれがある」と、車椅子の体幹ベルト等を過度に外すことにより、ベルトなしでは車椅子に乗車できないという理由でベッドに寝かせきりになってしまうなど、かえって虐待を助長させるような対応が取られている不適切な事例もあります。

肢体不自由、特に体幹機能障害がある利用者が、残存能力を活かせるよう、安定した着座姿勢を保持するためには、理学療法士等のリハビリテーション専門職や介護職員が連携し、安全性かつ機能性を高める様々な工夫が欠かせません。この姿勢保持に対する工夫の結果として、ベルト等を装着して身体を固定する行為は支援に必要なものであり、身体拘束にあたらないと言えます。

ただし、座位保持装置等であっても、ベルトやテーブルをしたまま障害者を漫然と長時間放置するような行為については身体拘束に該当する場合もあるため、座位保持装置等を使用する場面や目的・理由を明確にし、障害者本人や家族に意見を定期的に確認し、個別支援計画に記載することが必要です。

また、障害者福祉施設等は、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合の記録をするほか、身体拘束の適正化のための対策を検討する委員会の開催や指針の整備、研修の実施等を行わなければならないとされており、これらを満たしていない場合、身体拘束廃止未実施減算の対象となります。

4 虐待発生におけるグレーゾーンに着目した事例の整理について

(1) グレーゾーン（maltreatment＝不適切な養護、不適切な関与等）は
不斷に発生する

虐待とは、一定の関係性の中で支配力の濫用が行われることです。

（障害者権利条約第16条「搾取、暴力及び虐待からの自由」）

たとえば、次のような関係性の中で発生する暴力とネグレクトを指します。

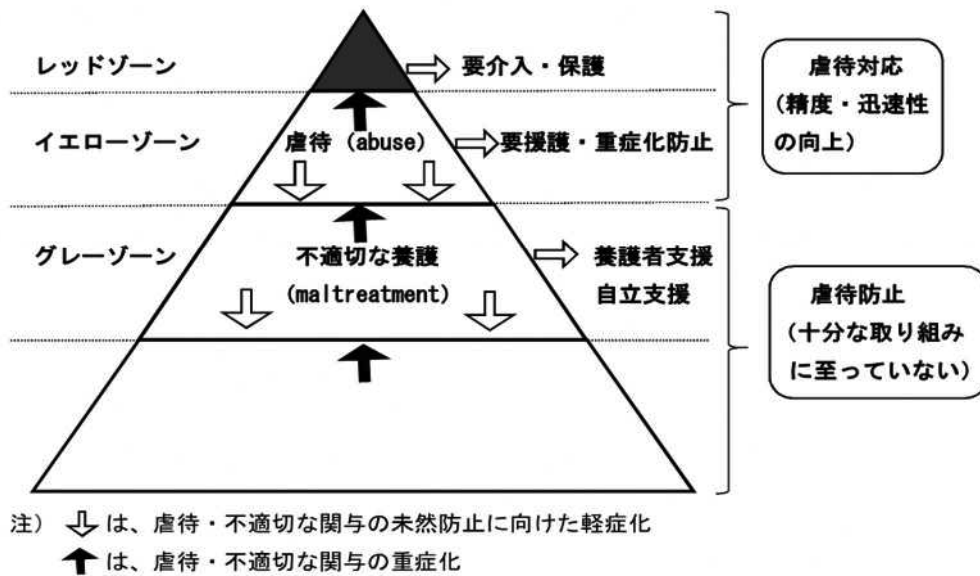
- ・親の未成年の子に対する親権の濫用
- ・成年した子に対する「親権」の行使（成年に対する親権はないため）
- ・支援者の裁量権の濫用・逸脱
- ・上司の指揮権の濫用

まず、あらゆる虐待発生の上には、障害のある人の意思が「踏みにじられている」か「無視されている」日常生活世界がありがちです。そこで、一定の関係性の中で提供されるサービスや養護の出発点には、例外なく意思決定支援を位置づけることが虐待防止のためには必要不可欠です。

次に、このような一定の関係性は、慈しみ合い、励まし合い、労わり合い、育み合い等が本来期待される親密圏であることへの着目が重要です。親密圏は、ある程度の閉鎖的な関係の下で、ちょっとした「わがまま」を容認して受けとめ合うことも含め、互いの生命と暮らしをより豊かに充実させる日常的な配慮が営まれるところです。このような関係性の日常は喜怒哀楽に彩られ、メンバーそれぞれの仕事・家事の時間帯による行き違いや、生活リズムや感情の運びのすれ違いによっては、メンバー同士の衝突や葛藤を避けることができません。

したがって、本来は慈しみ合いを土台にして営まれている家族関係においても、日常生活に葛藤や対立が不斷に生起します。ここで、衝突や葛藤感情への適切な対処ができない事態が長期化すると、関係が悪化してギクシャクし、「言うことを聞かせよう」と力で押し切ろうとする場面がでてくるなどの「不適切な養護・支援・関与」の発生している日常生活世界が「グレーゾーン」です。この時点では、レッドゾーンやイエローゾーンのように直ちに虐待と認定することはできないとしても、この状態を放置することによって、将来的に虐待に発展する恐れのある「虐待の萌芽的状态」とみることができます。

図 1. 虐待の階層構造と重症化・未然防止の概念図



(2) グレーゾーンに着目した虐待防止の取り組み

「不適切な養護」「不適切な関与」の状態であるグレーゾーンには、相対的性質があります。つまり、グレーゾーンは虐待に発展する危険性をもつと同時に、適切な支援の活用や関係の組み替えによっては「望ましい養護」や「慈しみ合う関係」を深めていく可能性を秘めています。葛藤や対立を乗り越えたところに成立する慈しみ合いの関係性は、これまでも増して、より深い絆や情愛を実感できるような親密圏を構成するようになるのです。

イエローゾーンやレッドゾーンへの虐待対応だけでは虐待発生そのものの防止に至ることは難しく、発生した虐待への対応を「モグラ叩き」のように続けていく事態からの脱却を図ることはできません。虐待に発展するリスクと親密さの深化に向かう可能性を併せもつ状態であるグレーゾーンに着目することによって、虐待の発生そのものを防止し、家族と地域社会に親密圏を築き上げる取り組みを推進することができます。

〈虐待の萌芽的な状態を親密さに組み替える視点の例示〉

◇孤立と共生

グレーゾーンにおける虐待の芽	ディーセントライフへの方向性
<ul style="list-style-type: none"> 閉塞的で孤立を招く時空間 支配力の独り歩き、虐待行為の隠蔽 	<ul style="list-style-type: none"> 人目を避けて落ち着くことのできる時空間 安心できる相互性・互酬性
<ul style="list-style-type: none"> 親こそ頑張っているという自負心 共依存 社会サービスの活用を忌避する 	<ul style="list-style-type: none"> 養育にかかわる社会に開かれた自覚 温かい相互性・互酬性に満ちた関係 社会的支援の積極的活用
<ul style="list-style-type: none"> 島状に独立王国化した法人・事業所 一部幹部職員による専制 不適切な支援の慢性化 	<ul style="list-style-type: none"> 法人改革と民主的なガバナンス・情報開示の推進 不適切な支援とその対策についての積極的な情報開示 虐待通報義務の遵守

◇強迫性と熱意

<ul style="list-style-type: none"> ・熱意による勇み足 ・熱意を梃子にした逆ギレ（こんなにも一所懸命やっているのに分からないのか） 	<ul style="list-style-type: none"> ・科学的な根拠に基づく冷静さと理性の涵養 ・一所懸命さを違う形で発揮できるようになるための学習・研修（このような状態をタイムアウトやアンガーコントロールの課題に還元しない）
--	---

◇親心

<ul style="list-style-type: none"> ・上から目線、押しつけがましさ 	<ul style="list-style-type: none"> ・成年同士の温かい心配り・慈しみ
<ul style="list-style-type: none"> ・子ども扱い（親権者意識の延長）⇒経済的虐待 ・共依存的な抱え込み・囲い込み⇒福祉・医療ネグレクト（福祉サービスや医療を活用しない） 	<ul style="list-style-type: none"> ・親の限界の自覚⇒必要な保護・社会サービスの活用 ・「子ども期の親」からの卒業
<ul style="list-style-type: none"> ・意思決定支援を犠牲にしてでも同意権・取消権を担保する 	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者としての人権擁護

◇安全配慮

<ul style="list-style-type: none"> ・トラブル回避の方法論的貧しさ（羽交い絞めにする、大声で怒鳴る） 	<ul style="list-style-type: none"> ・行動障害の重症化につながることを理解する ・身体的侵害の程度を極力低減する、大声を出さない
<ul style="list-style-type: none"> ・身体的侵害・拘束の正当化（3要件を無視） ・3要件を満たしていることを口実に拘束を日常化 	<ul style="list-style-type: none"> ・やむを得ない身体的侵害・拘束そのものの克服
<ul style="list-style-type: none"> ・アセスメントの不十分なその場しのぎの対応（アセスメントの不十分さと突発的アクシデント対応のトレーニングをしていない） 	<ul style="list-style-type: none"> ・突発的アクシデントをめぐる予測と危険回避（突発的アクシデントを予測するアセスメントと危険回避スキルのトレーニング）

◇生活リズムを守る、日課の運びを大切にす

<ul style="list-style-type: none"> ・食事・入浴等を時間内に終わらせようとする ・無理にでもいうことを聞かせようとする ・大声で怒鳴る、利用者を引っ張る・引きずる ・見せしめの懲戒 	<ul style="list-style-type: none"> ・日課の運びに志願的なゆとりをもたせる ・日課や活動の転換点に必要な「間」を吟味する ・日課の集団的強制を廃止し、それぞれの利用者の日課を個別支援計画として策定する ・集団的規律ではなく、市民としての自由を尊重する
---	--

◇目標の設定・モチベーションの強化

<ul style="list-style-type: none"> ・課題に取り組むことと「ご褒美」（報酬）の誤った結合・関連づけ（午前中頑張ったら、缶コーヒーを飲んでもいい） ・目標やモチベーションのあり方を「お駄賃」や「馬の鼻先にぶらさげるニンジン」に解消する（安易で無頓着な目標設定） 	<ul style="list-style-type: none"> ・それぞれの人が大切にす価値や人間的自立支援の目標を明らかにして設定する ・それぞれの人の活動と目標のつながりを、意思決定支援を通じて明確化する
--	---

◇日常生活世界であること

<ul style="list-style-type: none"> ・誰でも、経験値にもとづいて支援することのできる範囲がある（一般的で非専門的支援、誰にでも可能な支援）⇒専門的なアプローチが必要な場面との不連続を見失う、気づかない 	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活世界のまとまりを見失うことなく、専門的な支援を遂行する
<ul style="list-style-type: none"> ・精神障害、発達障害、コミュニケーションを取るのが上手な知的障害のある人に関する障害理解・障害の受容のつまずき（言葉のやり取りができる分、通常の考えの運びの範囲内で障害のある人を捉えてしまう） 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害特性、能力、ニーズに対する正確な理解
<ul style="list-style-type: none"> ・関係性を作れない問題を障害のせいや相性の良し悪しに還元する（「私だって人間なんだから」⇒我慢できないことがある） 	<ul style="list-style-type: none"> ・支援者としての専門性と課題を自己覚知する ・長所に眼をとめて基礎的なリスペクトを基盤とする支援をつくる
<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活における一般的な力の不均衡に埋没する （親の言うことを子は聞いて当たり前だ） 	<ul style="list-style-type: none"> ・力の優位性を自覚したうえで、個人の尊重と人権擁護に資する支援のあり方を吟味する

5 障害者虐待への気づき

(1) 障害者虐待を見逃さないために

障害者虐待は、特定の人や家庭で起こるものではなく、どこの家庭でも起こりうる身近な問題です。支援課・障害者生活支援センター職員を始めとした支援者が障害者虐待に対する認識を深め、虐待の芽を見つける感度を高めること、つまり、気づきの意識を高めることが、障害者虐待を防ぐことの第一歩となります。

養護者本人には虐待をしているという認識がない場合もあります。また、虐待を受けている障害者自身も、虐待だと認知できない、被害を訴えられないなどの状況にあることもあり、家庭内における虐待は発見しにくい状況にあります。よって、相談内容に「虐待」という言葉が含まれていなかったとしても、内容として虐待が疑われるような場合は、「虐待」と捉えて聞き取るといった姿勢が必要となります。また、多問題家族など困難事例の相談については、不適切なケア（≡虐待）が見え隠れしており、特に注意が必要です。

このように、虐待を早期に発見し、問題の深刻化を防ぐためには、支援者の障害者虐待の兆候への気づき、見逃さないという強い姿勢が大切になります。

※ 支援者である支援課・障害者生活支援センター職員が虐待に気づくことができなかつたら、その虐待は見逃され、ずっと続くこととなります。このことを常に意識し、ケースワーク業務や相談支援を行ってください。

(2) 障害者虐待サインリスト

さいたま市地域自立支援協議会では、障害者虐待を見逃さないために、また、支援者の気づきの意識を高めるために「障害者虐待サインリスト」を作成しましたので、積極的な活用をお願いします。

日常のケースワーク業務や相談支援業務において、リストにあるような視点を持ち、障害者虐待のサインを見逃さないように取り組んでください。

○リストの見方

障害者虐待が疑われる場合の「サイン」が、①経済的問題、②居住環境、③健康・疾病・傷病、④情緒・行動、⑤日常生活、⑥労働・日中活動、⑦虐待者・家族と項目ごとにリスト化されています。複数に当てはまる場合は疑いがそれだけ濃いと判断してください。なお、これらはあくまで例示なので、ぴったりと当てはまらなくても虐待ではないと判断せず、類似の「サイン」にも注意深く目を向けてください。

障害者虐待サインリスト

氏名	担当者	評定年月日	年 月 日
1. 経済的問題 本人の金銭管理は <input type="checkbox"/> ある程度できる <input type="checkbox"/> ほとんどできない			特記事項
収支のバランス	<input type="checkbox"/> 過少消費（収入にふさわしくない極端な少額消費） <input type="checkbox"/> 過剰消費（収入を上回る浪費・無駄遣い） <input type="checkbox"/> 福祉サービス利用料・光熱水費・電話代・家賃の滞納 <input type="checkbox"/> 多額の負債（ローン・借入金等）		
日常の小遣い	<input type="checkbox"/> ほとんど渡されていない <input type="checkbox"/> 「お金がもらえない」との訴え		
預貯金・資産管理	<input type="checkbox"/> 本人の意向尊重や同意確認のない管理 <input type="checkbox"/> 本人の意向確認や同意確認のない流用・搾取		
2. 居住環境	<input type="checkbox"/> 単身世帯 <input type="checkbox"/> 家族と同居 <input type="checkbox"/> 戸建て <input type="checkbox"/> アパート・マンション	<input type="checkbox"/> グループホーム <input type="checkbox"/> 施設	
衛生状態	<input type="checkbox"/> ゴミの散乱・放置 <input type="checkbox"/> 食事後の食器類の放置 <input type="checkbox"/> 異臭・悪臭		
自室・寝室	<input type="checkbox"/> 自室がない <input type="checkbox"/> 居場所がない <input type="checkbox"/> 廊下やソファで寝ている <input type="checkbox"/> 万年床 <input type="checkbox"/> 寝具のひどい汚れ		
窓・雨戸	<input type="checkbox"/> 閉まったままの雨戸 <input type="checkbox"/> 窓ガラスのひび・割れの放置		
3. 健康・疾病・傷病（該当の症状に○、特記事項に部位を記入） 本人の症状の訴えは <input type="checkbox"/> ある程度できる <input type="checkbox"/> ほとんどできない			
身体	<input type="checkbox"/> 傷 やけど 痣 <input type="checkbox"/> 傷あと やけどの痕 <input type="checkbox"/> 褥瘡		
手足	<input type="checkbox"/> あかざれ しもやけ ひどいささくれ <input type="checkbox"/> 伸びたままの爪 慢性的な爪垢		
体重	<input type="checkbox"/> 急激な減少 <input type="checkbox"/> 急激な増加 <input type="checkbox"/> 標準体重よりかなりやせている <input type="checkbox"/> 標準体重よりかなり太っている		
口腔	<input type="checkbox"/> 虫歯が多い <input type="checkbox"/> 虫歯の放置 <input type="checkbox"/> ひどい口臭		
性器	<input type="checkbox"/> 傷 やけど <input type="checkbox"/> 傷あと やけどの痕 <input type="checkbox"/> おりものが増えた <input type="checkbox"/> 生理が止まる <input type="checkbox"/> 性感染症 <input type="checkbox"/> 失禁が増えた		
睡眠	<input type="checkbox"/> 睡眠リズムの乱れ <input type="checkbox"/> 睡眠不足の継続 <input type="checkbox"/> 不眠の訴え		

アディクション (嗜癖・依存)	<input type="checkbox"/> アルコール	
	<input type="checkbox"/> 麻薬・覚せい剤 その他薬物 ()	
	<input type="checkbox"/> ギャンブル	
	<input type="checkbox"/> 買い物	
	<input type="checkbox"/> 異性関係	
4. 情緒・行動		
情緒不安定・不安	<input type="checkbox"/> うめき声をあげる	
	<input type="checkbox"/> 大声を突然出す	
	<input type="checkbox"/> 以前より口数が減った	
	<input type="checkbox"/> 表情が乏しくなった	
	<input type="checkbox"/> ふさぎこむ	
	<input type="checkbox"/> ひきこもる、人との接触を避ける	
	<input type="checkbox"/> 怯える(人を恐れる・顔色を窺う・視線をそらす・おどおどする)	
	<input type="checkbox"/> 「生まれてこなければ良かった」と訴える	
	<input type="checkbox"/> ベタベタ甘える	
	<input type="checkbox"/> 自傷行為の増大(叩く・つねる・引っかく・爪噛み)	
反社会的・ 脱社会的・ 衝動的言動	<input type="checkbox"/> 「死にたい」と訴える(希死念慮)	
	<input type="checkbox"/> 自殺企図	
	<input type="checkbox"/> 「家出したい」と訴える	
	<input type="checkbox"/> 家出企図(家に帰らない・家出の繰り返し)	
	<input type="checkbox"/> 自分よりも弱い立場の人をいじめる・暴力をふるう	
	<input type="checkbox"/> 小動物をいじめる・殺す	
	<input type="checkbox"/> 不純異性交遊	
<input type="checkbox"/> 万引き・窃盗		
<input type="checkbox"/> 支援を受けることに拒否的		
5. 日常生活		
食 事	<input type="checkbox"/> 1日3食を食べていない	
	<input type="checkbox"/> 孤食(家族と同居の場合)	
	<input type="checkbox"/> 慢性的な偏食(菓子・スナック・菓子パン・多量の清涼飲料)	
	<input type="checkbox"/> 食事への強い執着(がつがつ食べる・人の食べ物を盗る)	
清潔・衣服	<input type="checkbox"/> 入浴していない(耳後ろの垢・べたついた髪・ふけ・ひどい体臭)	
	<input type="checkbox"/> 洗濯されていない着衣	
	<input type="checkbox"/> 着た切り	
	<input type="checkbox"/> 繕われない衣服(やぶれ・ほつれ・かぎざき・とれたボタン)	
6. 労働・日中活動		
様子の変化	<input type="checkbox"/> 欠勤・遅刻・早退が増える	
	<input type="checkbox"/> 集中力がなくなる	
	<input type="checkbox"/> 間違いが多くなる	
条件の変化	<input type="checkbox"/> 就業環境の変更(上司・同僚の人事異動)	
	<input type="checkbox"/> 仕事・作業内容・持ち場の変更	

7. 虐待者・家族		
暮らし向き	<input type="checkbox"/> 主たる世話・介護者の加齢に伴う困難の増大（認知症・足腰の弱り）	
	<input type="checkbox"/> 主たる世話・介護者の変更・交代（親のリタイヤ等）	
	<input type="checkbox"/> 疾病・障害・負債・経済的困窮等による複数の生活困難がある	
	<input type="checkbox"/> 地域社会から孤立している（町内会・当事者組織とのかかわりが無い）	
本人との関係	<input type="checkbox"/> 障害・疾病に関する無理解・決めつけ	
	<input type="checkbox"/> 欠席・欠勤・遅刻等の連絡をしない、理由を説明しない	
	<input type="checkbox"/> 本人の福祉サービスの利用・医療機関の受診・治療に消極的である	
	<input type="checkbox"/> 傷病（ケガ・やけど・骨折等）の説明が不自然である、こころろ変更する	
	<input type="checkbox"/> 本人への支配的・権威的な関与 <ul style="list-style-type: none"> ・ 支援方針や利用料を決めつける・強く干渉する ・ 子ども扱いする 	
	<input type="checkbox"/> 本人の預貯金・資産等を本人の同意・了解なく流用・処分する	
家族文化	<input type="checkbox"/> 家族に他者・支援者の入ることへの抵抗・拒否	
	<input type="checkbox"/> 高い感情表出を伴うコミュニケーション（高感情表出家族） <ul style="list-style-type: none"> ・ 批判的・干渉的コメントが多い ・ 敵意ある言動が目立つ ・ 大きな感情のもつれ・巻き込み 	
	<input type="checkbox"/> 束縛的ルールへの強制（機能不全家族） <ul style="list-style-type: none"> ・ 外出・通信の制限 ・ 柔軟さや合理性に欠ける家庭内役割の強制 	
家族のアクション (嗜癖・依存)	<input type="checkbox"/> アルコール	
	<input type="checkbox"/> 麻薬・覚せい剤 その他薬物（ ）	
	<input type="checkbox"/> ギャンブル	
	<input type="checkbox"/> 買い物	
	<input type="checkbox"/> 異性関係	

(3) 市民の障害者虐待への気づき

障害者虐待を防ぐためには、市民一人ひとりが障害者虐待に対する認識を深めることもまた重要なことです。虐待を早期に発見し、問題の深刻化を防ぐためには、近隣住民をはじめ、地域の民生委員や自治会などの地域組織、相談支援事業者、障害福祉サービス事業者など障害者を取り巻く様々な関係者が障害者虐待に対する認識を深め、虐待の兆候に気づくことが大切です。

そのために、「障害者虐待サインリスト」を関係機関や地域住民と広く共有を図ることは有効です。

この「障害者虐待サインリスト」については、日常のケースワーク業務や相談支援の中で、関係機関や地域住民に対して、広く配布し、障害者虐待に対する気づきの意識の共有を図ってください。

(4) 「障害者福祉施設従事者等による虐待」の通報義務について

「障害者福祉施設従事者等による虐待」の対象となる施設や事業は、虐待防止法上で限定列挙となっているため、市単独事業の施設等には虐待防止法上の通報義務が適用されません。

しかし、このことは通報義務が適用されない施設等からの通報や相談を妨げるものではなく、通報・相談内容に応じて適切に対応する必要があります。

6 緊急対応の判断基準（介入の判断基準）

（1）障害者虐待リスクアセスメント・チェックシート

障害者虐待の緊急対応については、

- I. 虐待の程度
- II. 本人の状況
- III. 虐待者の状況
- IV. 家族の状況

などを総合的に評定して、判断をしていかなければなりません。

そこで、さいたま市地域自立支援協議会において、支援の緊急度・方向性等を総合的に判断するための「障害者虐待リスクアセスメント・チェックシート」を作成しました。

障害者虐待対応時には、このシートを必ず活用して、緊急対応の判断を行ってください。

なお、この「障害者虐待リスクアセスメント・チェックシート」は、本指針125ページの「分離・集中的援助における要否判断の手順」のフローチャートとリンクしており、シートの評定をチャートに当てはめて、分離・集中的援助における要否判断を行うものとなります。

◎障害者虐待リスクアセスメント・チェックシートについて

1 活用の目的

① 支援の緊急度、方向性の判断

虐待を受けている障害者を緊急一時保護するか否かという支援の緊急度の判断の際に、また、保護するか在宅での集中的援助とするか、あるいは、在宅での継続的、総合的援助とするか、という支援の方向性を判断する際に活用します。

② 情報の整理と認識の共有

個別ケース会議（サービス調整会議）を行う際、参加者の持つ情報を整理し、事例に関する共通認識を形成していくために活用します。

③ 必要な情報の確認

必要な情報を収集・確認できているかどうかチェックするために活用します。

2 構成

・アセスメント・チェックシート

- | | | |
|-------------|-------|-------------------|
| I. 虐待の程度 | I-1 | 現在の虐待の状況 |
| | I-2 | 過去の不適切な状況 |
| | I-3 | 本人と虐待者の距離・パワーバランス |
| II. 本人の状況 | II-1 | 現在の状況 |
| | II-2 | リスク要因 |
| III. 虐待者の状況 | III-1 | 現在の状況 |
| | III-2 | リスク要因 |
| IV. 家族の状況 | IV-1 | 現在の状況 |

- ・ 評価シート
 - A. 事実確認の記録
 - B. 最終評価
 - C. 支援の利用状況
 - D. 虐待対応チーム
 - E. 当面する支援の重要課題

3 活用方法

・ アセスメント・チェックシート

支援機関（支援課・障害者生活支援センター）において、障害者虐待のアセスメント・評価を行う際に活用します。

- ① さいたま市の虐待対応機関である支援課もしくは障害者生活支援センターがⅠ～Ⅳについて、アセスメントを行います。
- ② アセスメント結果を、
 - ・「状況」欄（該当する…○、疑い…△、不明…?）
 - ・「特記事項」欄
 - ・「各項目に現れない特記事項」欄
 に記入します。

- ③ アセスメント結果（記入されている内容）を総合的に勘案し、Ⅰ－1～Ⅳ－1の個別事項ごとの評価を行った上で、それぞれの最下段にあるⅠ～Ⅳの評価を行います。

※ 障害者虐待については、チェック項目数の積み上げなど機械的に「介入の緊急度」を判断ができるものではありません。本シートに基づいたアセスメント結果を参考として、総合的な判断を行い、評価をするものとしています。

【注意点】

アセスメント・評価を行う際には、単独の支援者が行うのではなく、組織として複数人の支援者で対応を行うこととします。また、支援課・障害者生活支援センターが連携して、対応することが望ましい体制といえます。

個人対応では見落としのリスクがあるだけでなく、訴訟など後々のトラブルに対応ができなくなるおそれがあります。

・ 評価シート

アセスメント・チェックシートをはじめとした収集された情報を基に、虐待対応チームまたは支援機関（支援課・障害者生活支援センター等）が緊急性や方向性の評価・協議を行う際に活用します。

- ・ A～Eについて、虐待対応チームまたは支援機関（支援課・障害者生活支援センター等）として協議・評価を行った結果を記入してください。
- ・ 「B. 最終評価」については、アセスメント・チェックシートをはじめとした収集されている情報を基に、チームとして総合的な判断を行い、「介入の緊急度」「支援の必要度」を評価するものとなります。

（Ⅰ～Ⅳについては、「アセスメント・チェックシート」の最下段の評価を転記すること）

【注意点】

評価シートによる評価は、単独の支援者によるものでなく、虐待対応チームまたは支援機

関（支援課・障害者生活支援センター等）が組織的に協議して実施することとします。

4 留意点

- ① 緊急度が高い事例においては、本シートを活用することなく、一時保護などの緊急対応を行うことも考えられますが、本シートは情報共有や記録として有用であることから、事後的にでも確認を行い、必ず作成してください。
- ② あくまで保護・援助の必要性を判断するための一つのツールですので、このシートを機械的に適用することは避けてください。
- ③ リスク要因だけでなく、リスク要因を緩和するような当事者の強み、良い点、長所（ストレングス）についても確認し、特記事項に記入してください。
- ④ シートに記載された情報だけで支援方針を立てるのではなく、事例の全体像を把握し、なぜ虐待が起きているのか、繰り返される要因等は何かを見極めた上で、支援方針を検討する必要があります。
- ⑤ そのためには、生活史などシートに記載されていない情報についても収集する必要があります。

障害者虐待リスクアセスメント・チェックシート

氏名		担当者・機関		評定年月日	年 月 日	
I. 虐待の程度 (「状況」欄：該当する…○、疑い…△、不明…?)						
I-1 現在の虐待の状況					状況	特記事項
最重度	身体的虐待	身体の内いずれかの部位に、入院を必要とする外傷・骨折・火傷がある				
		健康に有害な食物や薬物を与えられている				
		本人の自殺企図				
		一家心中 (未遂を含む)				
		四六時中、ベッドや部屋に拘束・監禁されている				
		法定の労働安全・衛生の遵守されていない職場で働かされている				
	ネグレクト	脱水・栄養不足による衰弱がある				
		潰瘍や褥瘡が悪化している				
		口腔内の出血・腫れ				
		治療中の服用薬を飲んでいない、飲ませてもらえない				
		生命にかかわる医療拒否がある (宗教やオカルトを理由する場合を含む)				
		ライフラインがすべて止まっている				
性的虐待	性行為・わいせつな行為を強要されている					
	性風俗業で働くことを強要されている					
	性感染症に罹患している					
経済的虐待	本人名義の預貯金・資産が家族・他者に不当に流用・処分されている					
	悪徳商法の業者に多額の金銭を巻き上げられている					
	最低賃金以下で働かされている					
重度	身体的虐待	身体の内いずれかの部位に、通院を必要とする外傷・骨折・火傷がある				
		外出・通信が著しく制限されている				
	ネグレクト	著しい体重の増減がある				
		偏食・不衛生・不眠によって健康に明らかな問題がある				
		家族と同居しているが、実質的な世話・介護者はいない				
		必要な医療を受けることができない				
		必要な福祉サービスを受けることができない				
		医療機関の指示と異なる服薬調整が行われている				
	本人が家出・徘徊をしても放置するか、無関心である					
	心理的虐待	家族の自殺企図				
家族や身近な人から本人の意向にそぐわない宗教・オカルトを強要される						
性的虐待	性的ないやがらせ、はずかしめを受けている					
	障害を理由に、他者が交際する異性との関係を引き裂く					
経済的虐待	本人名義の預貯金・資産が本人の了解なく家族・他者に管理されている					
	遺産相続等で差別的な扱いを受けている					
	悪徳商法の業者に接近されている					
中度	身体的虐待	通院を必要とするほどではないが、治療に必要な外傷・火傷がある				
		繰り返し傷・あざがある				
		外出・通信が自由にできない、行事への参加を制限されている				
	ネグレクト	健康問題につながる可能性のある偏食や不衛生等、衣食住の不適切さがある				
		必要な医療を受けることを制限されることがある				
必要な福祉サービスの利用を制限されることがある						
本人がしばしば欠席・欠勤していても連絡をしてこないか、無関心である						

	心理的虐待	無視・暴言・乱暴な扱い・締め出し・懲罰的な扱いによって情緒的問題が出ている 必要な医療・福祉サービスの内容を周囲が勝手に決める 養護者から強い拒否感の訴えがある		
	性的虐待	障害を理由に、他者から異性との交際を禁じられている 他者から窃視や不自然なアプローチを受けている（関係妄想と区別する）		
	経済的虐待	「小遣いがあまりもらえない」と訴える 周囲の人間からお金をたかられている		
軽度	身体的虐待	治療の必要はない程度の外傷がある 養護者から暴力を振るってしまうとの訴えがある		
	ネグレクト	健康問題がただちに生じるほどではないが、衣食住の不適切さがある 本人・周囲ともに必要な医療や福祉サービスの内容を考慮することができない		
	心理的虐待	無視・暴言・乱暴な扱い・締め出し・懲罰的な扱いを受けている 家族の間にけんかや争いごとがしばしば起きる 養護者から拒否感の訴えがある		
I-2 過去の不適切な状況			状況	特記事項
重度	虐待による入院歴、分離保護歴がある（子ども期を含む）			
	DVによる入院歴、分離保護歴がある			
	子ども期からずっと必要な支援を受けていない			
	性的虐待を被った経験がある			
	性風俗業で働いた経験がある			
中度	虐待による通院歴がある			
	不安定な性的交友関係の継続的経験がある			
	本人以外の家族に、DVや虐待による入院歴、分離保護歴がある			
軽度	虐待の通告歴がある			
	本人以外の家族に、DVや虐待による通院歴がある			
I-3 本人と虐待者の距離・パワーバランス			状況	特記事項
本人と虐待者は同居	虐待者は一人（身近に虐待を抑止できる人が：いる いない）			
	虐待者は複数（身近に虐待を抑止できる人が：いる いない）			
本人と虐待者は日中のほとんどを共有	虐待者は一人（身近に虐待を抑止できる人が：いる いない）			
	虐待者は複数（身近に虐待を抑止できる人が：いる いない）			
虐待者とはたまに会う関係	虐待者は一人（身近に虐待を抑止できる人が：いる いない）			
	虐待者は複数（身近に虐待を抑止できる人が：いる いない）			

各項目に現れない特記事項						
評 定						
I-1 現在の虐待の状況	最重度	重度	中度	軽度	問題なし	不明
I-2 過去の不適切な状況		重度	中度	軽度	問題なし	不明
I-3 距離・パワーバランス	虐待は抑止できない		工夫次第で抑止可能		虐待は抑止できている	不明
I. 虐待の程度	最重度	重度	中度	軽度	問題なし	不明

Ⅱ. 本人の状況		〔状況〕欄：該当する…○、疑い…△、不明…？)				
Ⅱ-1 現在の状況		該当する項目に○、疑いのある項目に△、()内は具体的補足			状況	特記事項
障 害	()				—	
身体状況	低体重 肥満 栄養不良 衰弱					
	外傷 火傷 痣 (部位:)					
	虫歯 口腔内疾患 ()					
	褥瘡 皮膚疾患 ()					
	性感感染症 ()					
その他の疾患 ()						
生活状況	不潔 異臭 口臭 髪の毛のべたつき ふけ あかぎれ しもやけ					
	大食い 盗み食い 偏食					
	睡眠リズムの乱れ 不眠 睡眠不足					
情緒	攻撃的 衝動的 怒り 乱暴 (他者に 動物に)					
	怯え (顔色をうかがう 人を恐れる 視線をそらす おどおどする)					
	抑うつ (表情が乏しい マスクをかぶったような笑い)					
	とじこもり ひきこもり					
	べたべた甘える					
(家 職場 施設 その他)のことを話したくない						
アディクション (嗜癖・依存)	アルコール 麻薬・覚せい剤 その他の薬物 ()					
	ギャンブル 買い物 異性関係					
反社会的・脱社会的行動	希死念慮 自殺企図					
	家出の訴え 家出企図 徘徊					
	万引き 窃盗					
	不純異性交遊					
社会生活上の問題	通勤・通所の不安定 (欠勤・欠席 遅刻 早退)					
	孤立 (家 職場 施設等 その他)					
Ⅱ-2 リスク要因		該当する項目は○、疑いのある項目は△、()内は具体的補足				
主たる障害以外の 病歴	疾病名 ()	・ _____ 歳頃)				
	疾病名 ()	・ _____ 歳頃)				
	疾病名 ()	・ _____ 歳頃)				
現在の養護者との別居歴 ()						
現在の配偶者との別居歴 ()						

各項目に現れない特記事項					
評 定					
Ⅱ-1 現在の状況	重度	中度	軽度	問題なし	不明
Ⅱ-2 リスク要因	重度	中度	軽度	問題なし	不明
Ⅱ. 本人の状況	重度	中度	軽度	問題なし	不明

Ⅲ. 虐待者の状況		〔状況〕欄：該当する…○、疑い…△、不明…？)			
Ⅲ-1 現在の状況		該当する項目に○、疑いのある項目に△、()内は具体的補足		状況	特記事項
疾患・障害の有無	認知症 足腰の弱り				
	精神疾患・精神障害 ()				
	身体障害 知的障害 発達障害 ()				
	その他の疾患 ()				
情緒・性格	攻撃的・暴力的・威圧的言動				
	衝動的 感情の高ぶりを抑制できない				
	強迫的・束縛的言動 (○○しなさい、○○でなければならない)				
	認知の歪み (自分勝手な受けとめ方・思いこみ・自分の考えへの強い執着)				
	共感性の欠如 (相手の気持ちや立場を理解できない)				
	孤立 非社会的 対人関係の困難が高い				
アディクション (嗜癖・依存)	アルコール 麻薬・覚せい剤 その他の薬物 ()				
	ギャンブル 買い物 異性関係				
反社会的・脱社会的行動	希死念慮 自殺企図				
	家出企図 徘徊				
	万引き 窃盗				
	福祉サービスの利用・介入に拒否的である				
本人との親密さ・関係性	拒否 (嫌悪する 排除する 厄介者扱い 他の者との差別)				
	諦観 (本人のことを腐れ縁、自立できない人間とあきらめている)				
	無関心 (注意を向けない)				
	支配・執着 (思いどおりにコントロールしようとする)				
	過度の要求 (強迫的な課題・役割の押しつけ)				
	依存 (ひたすら本人のために献身していないと不安になる)				
虐待の認識	否定 (していない、知らない、本人の不注意・責任だと言い張る)				
	正当化 (行為の事実は認めるが、しつけであると本人の問題を指摘する)				
同居者・同僚・身近な人の態度	同調 (虐待行為を容認し加担する)				
	黙認 (虐待行為を知っているが、止めさせようとしない)				
	観客 (虐待行為を容認し、面白そうに見ている)				
	回避 (虐待行為の事実そのものに気づかないふりをする)				
Ⅲ-2 リスク要因		該当する項目は○、疑いのある項目は△、()内は具体的補足			
被虐待・被DV歴	誰から ()	・ _____ 歳頃)			
	誰から ()	・ _____ 歳頃)			
虐待・DV歴	誰に ()	・ _____ 歳頃)			
	誰に ()	・ _____ 歳頃)			

各項目に現れない特記事項					
評 定					
Ⅲ-1 現在の状況	重度	中度	軽度	問題なし	不明
Ⅲ-2 リスク要因	重度	中度	軽度	問題なし	不明
Ⅲ. 虐待者の状況	重度	中度	軽度	問題なし	不明

IV. 家族の状況

(「状況」欄：該当する…○、疑い…△、不明…?)

IV-1 現在の状況	該当する項目に○、疑いのある項目に△、()内は具体的補足	状況	特記事項
家族関係	高い感情表出を伴う関係 ・批判的・干渉的コメントが多い ・けんか腰や敵意ある相互の言動が目立つ ・大きな感情のもつれ・感情の巻き込みが多い ----- 束縛的なルールの強制 ・外出・通信の制限 ・柔軟性と合理性に欠ける家庭内役割の強制 ----- ひとり親家庭 ----- 内縁者の同居・出入り		
経済的問題	失業中 (求職中 就職をあきらめている 求職の意志はない) 不安定就労 (不定期就労 日々雇用 休職中) ----- 多額の負債 ----- 光熱水費・電話代・家賃の滞納 ----- 本人の障害年金が家族の生計費に重みをもっている ----- 準要保護 生活保護 (申請中 受給中)		
生活環境	不衛生 (異臭、室内にゴミ散乱) ----- 家事が実質的に営まれていない (食事、洗濯、入浴、掃除)		
関係機関の受け入れ	拒否・抵抗 (接触を拒む、電話・訪問に応じない、根深い不信) ----- 接触困難 (連絡が取れない、応答がない) ----- 社会的孤立 (近隣や友人、当事者組織との交流がない)		
関係改善の媒介者	本人と虐待者との関係改善を媒介できる第三者の存在 (あり：親族 知人、なし)		

各項目に現れない特記事項

評 定

IV. 家族の状況	重度	中度	軽度	問題なし	不明
-----------	----	----	----	------	----

評価シート

氏名		評価協議した機関・チーム
評価日	年 月 日	

※評価は単独の支援者によるものではなく、虐待対応チームまたは支援機関（支援課、障害者生活支援センター、虐待対応チーム等）が組織的に協議して実施すること

A. 事実確認の経過記録				
	実施年月日	実施機関	担当者氏名(必ず複数)	方法
最初の安全確認	年 月 日			
事実確認 ①	年 月 日			
事実確認 ②	年 月 日			
事実確認 ③	年 月 日			

B. 最終評価							
I. 虐待の状況		最重度	重度	中度	軽度	問題なし	不明
II. 本人の状況			重度	中度	軽度	問題なし	不明
III. 虐待者の状況			重度	中度	軽度	問題なし	不明
IV. 家族の状況			重度	中度	軽度	問題なし	不明
介入の緊急度		非常に高い (取り急ぎ介入)	やや高い (落ち着いて介入)	状況の推移次第 (様子を見て介入)	やや低い (あまり介入の必要はない)	低い (介入は不要)	
支援の 必要度	本人	非常に高い (全面的な多くの支援)	やや高い (多くの支援)	ターゲットを絞った支援の必要 (部分的でインテシヴな支援)	通常の支援 (通常支援の範囲内)		
	家族 ()	非常に高い (全面的な多くの支援)	やや高い (多くの支援)	ターゲットを絞った支援の必要 (部分的でインテシヴな支援)	通常の支援 (通常支援の範囲内)		

C. 支援の利用状況

D. 虐待対応チーム	
ケースマネジメント機関	
現在の虐待対応チームの構成	
新たに加えるべき機関	

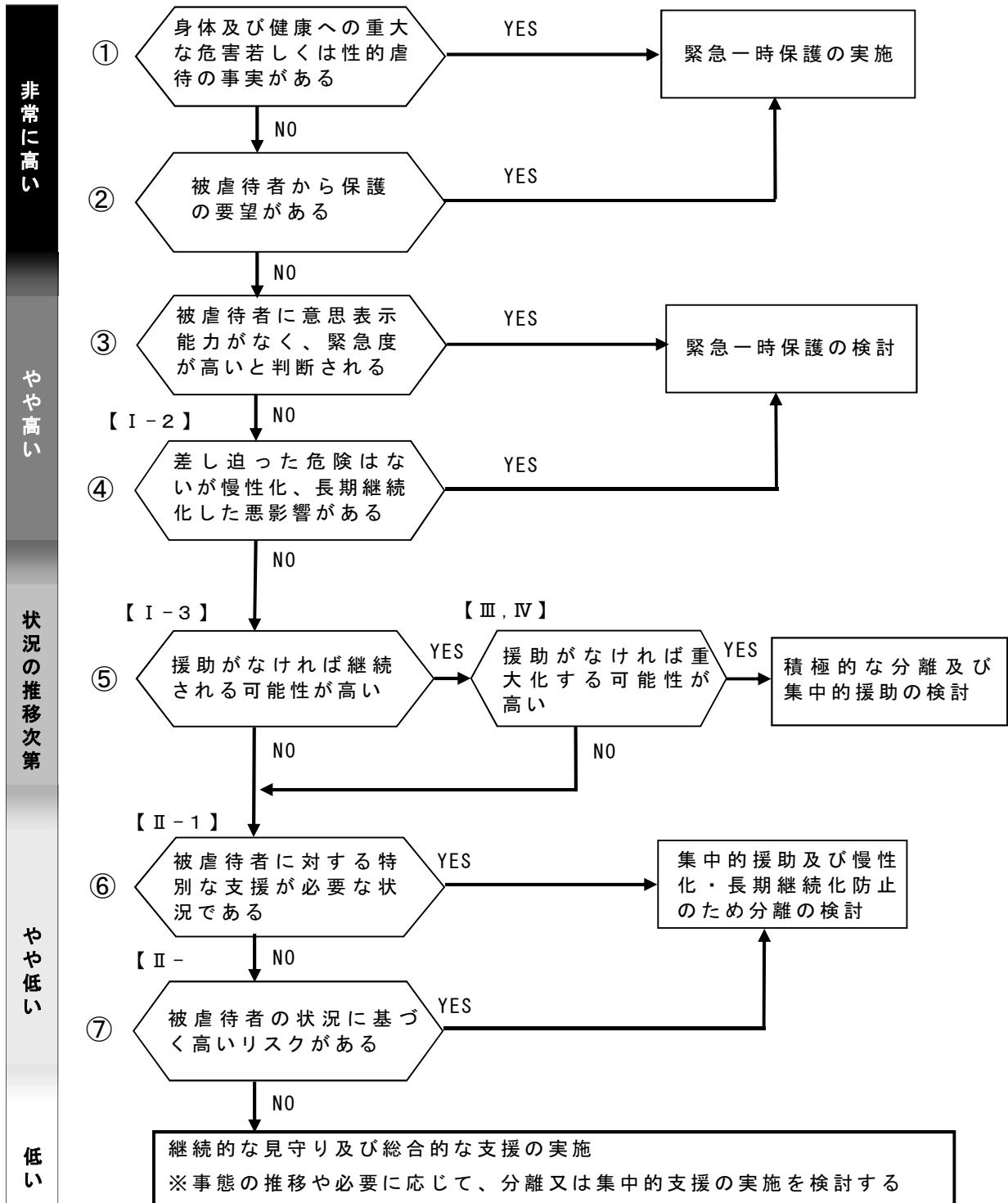
E. 当面する支援の重要課題		
順位	支援課題	対応方法
1		
2		
3		

(2) 分離・集中的援助における要否判断の手順について

各項目に付したローマ数字は、「障害者虐待リスクアセスメント・チェックシート」における評価項目に、「介入の緊急度」は同シートにおける最終評価の同名項目にそれぞれ対応するようになっていますので、評価結果を次のフローチャートに当てはめて、「分離・集中的援助の要否判断の判断」を行ってください。

〔介入の緊急度〕

※緊急度が高いにもかかわらず、介入への拒否がきわめて強く、事実確認が困難な場合や養護者から物理的な抵抗を受けるおそれがある場合などは、警察への援助要請を検討すること



(3) 虐待状況からの判断基準（前ページのフローチャートに対応）

①・② 介入の緊急度：非常に高い【最重度】

→ 生命、心身の健康、生活に重大な危険が生じている状態

身体的暴力・極度のネグレクトによって、生命の危険がある、あるいは、そのような状態に陥る可能性が高い。また、性的虐待の事実がある。

【例】

- ・入院を必要とする外傷（特に、頭部・腹部・大きな外傷等）・骨折・火傷がある
- ・脱水症状・栄養不足による衰弱がある
- ・性行為・わいせつな行為を強要されている
- ・本人名義の預貯金・資産が家族・他者に不当に流用・処分されている
- ・本人から保護の要望が出ている など

【対応】

緊急一時保護、関係機関・かかりつけ医への連絡、入院・入所の手続き等を行う。

③・④ 介入の緊急度：やや高い【重度】

→ 心身の健康に、慢性化・長期継続化による重大な悪影響がある状態

今すぐには生命に危険はないと感じられるが、虐待が慢性化・長期継続化していることなどから、現に障害者の健康や生活に重大な影響が生じている。

【例】

- ・通院を必要とする外傷（多数の打撲傷・挫傷、目の周りの傷等）・骨折・火傷がある
- ・偏食・不衛生・不眠によって健康に明らかな問題がある
- ・必要な医療や福祉サービスの利用を受けることができない
- ・性的ないやがらせ、はずかしめを受けている

【対応】

緊急一時保護を念頭に置きながら、障害福祉サービスの導入など重点的かつ多くの支援を実施する。

⑤ 介入の緊急度：状況の推移次第【中度】

→ 心身の健康に悪影響がある状態

今すぐには生命に危険はないと感じられるが、障害者の健康や生活に重大な影響が生じる可能性がある。

【例】

- ・繰り返し傷・あざができる
- ・必要な医療や福祉サービスの利用を制限されることがある
- ・周囲の人間からお金をたかられている

【対応】

適切な障害福祉サービス等の導入や見守りを続け、障害者や虐待者が自ら援助を求めるなど、他の問題が出てくれば、緊急に介入する。

⑥⑦ 介入の緊急度：やや低い・低い【軽度】

→ 意思が無視・軽視されている状態

健康問題を起こすほどではないが、障害者のケアにムラがあり、きちんとケアしていない状態。

【例】

- ・治療の必要はない程度の外傷がある。
- ・健康問題がただちに生じるほどではないが、衣食住に不適切さがある。
- ・無視・暴言・乱暴な扱い・締め出し・懲罰的な扱いを受けている。

【対応】

関係機関でチームを組み、サポート・監視下で経過観察し、環境を含めた調整、具体的な援助を通じて注意深くフォローアップしていく。

(4) 緊急性の判断材料

虐待対応には、緊急一時保護をはじめとした緊急的な対応が必要な場合があります。

緊急度は、総合的に判断する必要があります。障害者の生命に危険はあるか、医療の必要性はどうか、過去に不適切な状況はなかったか、虐待を受けている本人にリスク要因はないか、虐待を行っている人の心身の状態はどうか、家族の関係機関の受入れ状況はどうか等に着目した上で、虐待を行っている人との分離の必要性があるかなど緊急性について、関係機関で協議を行い、総合的に判断を行います。

「障害者虐待リスクアセスメント・チェックシート」は以下に記載した項目を含め構成されておりますので、シートを必ず活用し、虐待の緊急性について総合的な判断を行ってください。

項目	緊急性が高い状況（例）
虐待の状況	医療を必要とする外傷（特に、頭部・腹部・大きな外傷等）・骨折・火傷がある 脱水症状・栄養不足による衰弱がある 必要な医療や福祉サービスの利用を受けることができない 性行為・わいせつな行為を強要されている 本人名義の預貯金・資産が家族・他者に不当に流用・処分されている など
過去の不適切な状況	虐待もしくはDVによる入院歴、分離保護歴がある 子ども期からずっと必要な支援を受けていない 性的虐待を被った経験がある など
本人と虐待者の距離・パワーバランス	本人と虐待者は同居し、日中のほとんどの時間を共有している 身近に虐待を抑止できる人がいない など
本人（障害者）の状況	情緒不安定（攻撃的・怯え・抑うつなど） アディクション（アルコール・薬物など）に問題を抱えている 自殺企図・家出企図など反社会的・脱社会的行動が見られる 通勤・通所が著しく不安定である など
虐待者の状況	精神疾患・認知症による症状が著しい 衝動的であり、感情の高ぶりを抑制できない 自分勝手な受けとめ方・思いこみなど認知に歪みがある アディクション（アルコール・薬物など）に問題を抱えている

	自殺企図・万引きなど反社会的・脱社会的行動が見られる 虐待行為を否定もしくは正当化している など
家族の状況	経済的な問題を抱えている 家事が実質的に営まれていない 関係機関の受け入れを拒否・抵抗している 社会的に孤立している など

7 立入調査について

(1) 立入調査とは

障害者虐待防止第11条及びさいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例第19条の規定により、虐待により障害者の生命や身体に重大な危険が生じるおそれがあるときに、立入調査などを行うことができるとされています。立入調査については、養護者等に、事前に認知されないように実施する点に留意してください。

(2) 根拠法令

【参考1】障害者虐待防止法（厚生労働省 平成24年10月1日施行）

（立入調査）

市町村長は、養護者による障害者虐待により障害者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、障害者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該障害者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。（第十一条第一項）

（警察署長に対する援助要請等）

市町村長は、前条第一項の規定による立入り及び調査又は質問をさせようとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該障害者の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。（第十二条）

（罰則）

正当な理由がなく、第十一条第一項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは障害者に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、三十万円以下の罰金に処する。（第四十六条）

【参考2】さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例
(立入調査)

- 第19条 市長は、虐待により障害者の生命又は身体に重大な危険が生じるおそれがあると認めるときは、その職員に、当該障害者の住所若しくは居所に立ち入り、必要な調査をさせ、又は関係者に質問させることができる。
- 2 障害者の保護者及び養護者、事業者並びに関係機関は、前項の規定による立入調査及び質問に協力しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 4 第1項の規定による立入調査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(趣旨)

- 障害者の生命や身体に重大な危険が生じるおそれがあると思われるときは、障害者を守る必要があるため、支援課（福祉事務所）職員が、その保護者等の同意を得て、立入調査等を行うことができる。（強制力は無いため、あくまでも障害のある人の保護者等の同意の上で調査を行うこととなる。）
- 立入調査等の依頼があった場合は、障害のある人の保護者等は協力しなければいけないこととする。（調査の対象者は、調査に対し協力しなければならないが、従わなかったことに対する罰則はない。）
- 立入調査をするときは必ず身分を示す証明書（規則で定められた身分証をいう。）を携帯する。提示を求められたときは速やかに提示を行う。また、立入調査が正式な手続きによるものであることを明示するため、指示書も携行する必要がある。
- 立入調査を行える規定は、あくまでも虐待の早期発見のために付与されており、強制力を持つものではなく、また捜査が行えるわけではない。調査とは、相手方の協力に基づいて、事情を伺ったり、状況を確認したりするなどの活動であり、無断で住居に立ち入ったり、強制的に書類等を押収したりするなどの活動は含まれない。

(3) 立入調査の要否の判断

障害者の生命又は身体に関わる事態が生じているおそれがあるにもかかわらず、介入拒否があり、関係機関、親族、知人、地域関係者等からのアプローチをもってしても調査や介入が困難な場合には、行政権限としての立入調査の実施を検討しなければなりません。

決定にあたっては、担当部署の管理職が出席している会議で検討するとともに、正式な決裁を経ることが大切です。

以下に、立入調査が必要と認められる状況の例を示します。

○立入調査が必要と判断される状況の例

- 障害者の姿が長期にわたって確認できず、また養護者が訪問に応じないなど、接近する手がかりを得ることが困難と判断されたとき。
- 障害者が居所内において物理的、強制的に拘束されていると判断されるような事態があるとき。
- 何らかの団体や組織、あるいは個人が、障害者の福祉に反するような状況下で障害者を生活させる、又は管理していると判断される時。
- 過去に虐待歴や援助の経過があるなど、虐待の蓋然性が高いにもかかわらず、養護者が訪問者に障害者を会わせないなど、終始非協力的な態度であるとき。
- 障害者の不自然な姿、けが、栄養不良、うめき声、泣き声などが目撃されたり、確認されたりしているにもかかわらず、養護者が他者の関わりに拒否的で接触そのものができないとき。
- 入院や医療的な措置が必要な障害者を養護者が無理やり連れ帰り、屋内に引きこもっているようなとき。
- 入所施設などから無理やり引き取られ、養護者による加害や障害者の安全が懸念されるようなとき。
- 養護者の言動や精神状態が不安定で、一緒にいる障害者の安否が懸念されるような事態にあるとき。
- 家族全体が閉鎖的、孤立的な生活状況にあり、障害者の生活実態の把握が必要と判断されるようなとき。
- その他、虐待の蓋然性が高いと判断されたり、障害者の権利や福祉上問題があると推定されたりしているにもかかわらず、養護者が拒否的で実態の把握や障害者の保護が困難であるとき。

(4) 立入調査の前提

- ① 立入調査の実施は市（福祉事務所）の役割です。必要に応じて相談支援事業者をはじめとする関係機関の協力を求めることとします。
- ② 立入調査の実施にあたっては、訪問調査や関係機関、関係者などから情報収集を行い、必要に応じて複数の職種が連携して多面的に状況を確認する必要があります。
- ③ 緊急性が高い事例への対応を図るため、立入調査は相談・通報があってから速やかに実施されることが望ましいです。

(5) 立入調査の前に確認すること

① 事実確認

被虐待者が生命に関わる危険な状態となっている可能性を踏まえ、可及的速やかに虐待の事実を確認し、緊急性の判断を実施することが望まれます。当該事例に以前から関わっている関係機関や関係者等からの情報収集を実施するとともに、訪問調査等も併せて実施するべきです。なお、現地調査による事実確認を実施する場合には、養護者等に虐待による介入のための調査であることを疑われないような相当の理由を予め用意しておく必要があります。

また、市内（区内）の他部署で何らかの関わりを持っている場合も少なからずあるため、普段から福祉課や高齢介護課等の関係部署との情報交換や連携を担当者間で意識していくことが望ましいです。

② 個人情報の取り扱い

事実確認を行う際には、障害者本人とその家族を支援するという立場を明確にする等の配慮により、情報提供者へ障害者虐待に対する先入観を与えないよう注意する必要があります。

また、個人情報であることを理由に情報提供を拒否される場合も想定されますが「障害者本人やその家族の生活を支援することが目的である」ことや「誰から情報を得たのかを外部に漏らすことはない」ということを丁寧に説明し、理解を得なければなりません。

なお、情報管理については、さいたま市個人情報保護条例及びさいたま市情報公開条例の規定に基づき適切に行うことが必要であります。障害者虐待への対応については、誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例に基づくものとして個人情報の外部提供や目的外使用が可能となっていることを常に留意しておく必要があります。

(6) 立入調査の準備

- ① 介入担当職員（介入者）の選任、調査を行う時間帯、建物の管理人等の調査関係者への協力依頼、病院への救急搬送や社会福祉施設等への緊急保護が必要になる場合に備えた保護の方法や受入先について、事前に具体的な介入計画を立てるとともに、介入者間で情報の共有を図ります。
- ② 介入者については、必ず複数（可能な限り3名以上）を選任することとし、事前の事実確認において強度の身体的虐待が疑われる場合には、医療職（看護師、保健師 等）の同行や支援体制も含めて検討する必要があります。また、介入者全員が条例に基づく身分証明書を携行します。
- ③ 立入調査の執行について、養護者等に事前に認知されないよう注意しなければなりません。
- ④ 介入のタイミングは重要なポイントであるため、個々の事例の入念な検討、関係者の協議に基づき決定します。（例：障害者本人と養護者等が共に在宅しているときと、障害者本人が通所しているとき（養護者等が外出しているとき）のいずれが良いか等）
- ⑤ 障害者本人と養護者等を分離して対応することを原則に、介入者の役割を事前に決定します。（例：本人担当、養護者等担当、介入統括等）
- ⑥ 限られた介入時間の中でより多くの事実を確認できるよう、事前に収集範囲と収集事項をチェックリスト等により整理します。（例：家の状況、居室内の状況、本人の様子など）
- ⑦ 解決すべき事項について介入者側で事前に意識合わせを行います。（本人や養護者等の状況により事前の判断が変わることは想定されるが、介入者個人の価値観で判断しないようにします）
- ⑧ 個人情報保護や調査の法的根拠については、養護者等から説明を求められる可能性が高いため、予め説明できるように準備します。

(7) 立入調査の実施

【訪問時】

- ① 訪問時には、この立入調査が条例に基づいた行政行為であることを説明し、冷静な対応を求めます。
- ② 養護者等に、この立入調査の目的や理由、調査で確認する事項等を説明します。また、障害者本人も在宅している場合は、（本人の理解度に合わせて）訪問した理由等を本人に対しても説明し、安心感を与えることが必要になります。
- ③ 養護者等がドアを開けないなど、介入へ拒否的な姿勢を示す場合には、調査の意義について粘り強く告げる等の説得を試みるとともに、親族や知人・近隣住民等の協力を得られないか等の方法を検討します。

【緊急性の判断】

- ① 障害者本人の身体的な外傷の有無や程度、健康状態、養護者等に対する態度、怯えの有無などを観察します。医療職が同行している場合や支援体制を構築している場合には、速やかに医学的判断を仰ぐことが望ましいです。
- ② 障害者本人とコミュニケーションが可能な場合には、養護者等から離れた場所で聴取することを原則とします。

- ③ 居室内の様子に注意を払い、不衛生・乱雑である等の特徴的な様相があれば、養護者等の同意を得た上で写真等の活用により記録をします。

【緊急性ありと判断した場合】

- 障害者本人の心身の状態、養護者等の態度、室内の様子等を総合的に判断し、障害者本人の生命や身体に対する危険が大きい場合には、養護者等に緊急一時保護を実施しなければならない旨を告知し、多少摩擦が発生したとしても一時保護の実行に踏み切ることが重要です。

【緊急性なしと判断した場合】

- ① 緊急分離を図る必要性が認められない場合は、関係者の不安が調査で解消されてよかったということを率直に伝え、養護者の心情に配慮したフォローを十分に行うことが必要です。
- ② 介入時においては、緊急性がなかった場合であっても、今後の状況の変化についての予測は困難であるため、今後も支援を要すると判断される場合には、継続的に関わりをもつことが必要になります。そのためにも、各機関で受けられるサービスの説明や、何かあればいつでも相談に乗る旨を伝え、今後の支援につなげやすくしておくことが望ましいです。

(8) 調査記録の作成と関係書類等の整備

- ・立入調査執行後は、調査記録を作成します。
- ・関係書類については、障害者の外傷の状況記録や医師の診断書、調査に同行した関係者による記録などの入手、保存などに努め、調査記録とともに整備します。

(9) 警察に対する援助要請

① 援助の要請

立入調査の実施にあたり、養護者から物理的その他の手段による抵抗を受ける恐れがある等、警察官の援助が必要と判断される場合等には、所轄の警察署長へ援助要請を行うことができます。

なお、援助要請に当たっては、緊急の場合を除き、所轄の警察署等あてに「障害者虐待事案に係る援助依頼書」を提出すると共に速やかに事前協議を行い、対応の方法、役割分担等を検討した上で行います。

② 警察官の職務範囲

警察署長は所属の警察官に、障害者の生命又は身体の安全を確保することを援助するために必要な警察官職務執行法その他の法令に定めるところによる措置を講じさせるように努めることとされていますが、その範囲について明文規定はありません。

障害者虐待と同様に警察への援助要請が可能な児童虐待に対する対応を参照すると、市長より援助を求められた警察官は、

- 1 立入調査の現場に臨場すること又は現場付近で待機すること、また、状況により市職員等と一緒に立ち入ること
- 2 養護者等が暴行、脅迫等により介入者の職務執行を妨げようとする場合や障害者への加害行為が現に行われようとする場合等において、警察官職務執行法第5条に基づき警告を発し又は行為を制止し、あるいは同法第6条第1項に基づき住居等に立ち入る

こと

3 現に犯罪に当たる行為が行われている場合に刑事訴訟法第213条に基づき現行犯として逮捕する等の検挙措置を講じること

といった措置がとれるものと考えられます。介入にあたっては、介入の統括者と警察官の間で十分の意思疎通を図り、対応方法などについての認識に齟齬のないようにしておくことが重要です。

こうした連携を円滑に行うためには普段から組織として警察署との連携体制を構築するとともに、緊急の場合にも対応が図れるよう、担当者レベルで必要な手続き等を整理しておくことが必要です。

各警察署管轄区域（埼玉県警察 HP から）	
浦和警察署 （代表 048-825-0110）	さいたま市浦和区（上木崎1丁目除外）
	さいたま市南区
浦和東警察署 （代表 048-712-0110）	さいたま市緑区
浦和西警察署 （代表 048-854-0110）	さいたま市中央区（大字上落合、新都心除外）
	さいたま市桜区
	さいたま市浦和区内の上木崎1丁目
大宮警察署 （代表 048-650-0110）	さいたま市北区
	さいたま市大宮区（上小町、櫛引町1丁目、三橋1～4丁目除外）
	さいたま市中央区内の大字上落合、新都心
大宮東警察署 （代表 048-682-0110）	さいたま市見沼区
大宮西警察署 （代表 048-625-0110）	さいたま市西区
	さいたま市大宮区内の上小町、櫛引町1丁目、三橋1～4丁目
岩槻警察署 （代表 048-757-0110）	さいたま市岩槻区

（10）立入調査（訪問調査）に必要な準備品目

立入調査については、その性質から綿密な準備が必要となります。

以下に、立入調査に必要な準備品目を示しますので、参考にしてください。本指針138ページには「立入調査における準備品目チェックリスト」がありますので、こちらも併せて活用してください。

また、この準備品目は、立入調査以前に実施する訪問調査においても、参考となるものであり、その際にも活用してください。

【必須】

○身分証（職員証・立入調査員証等）

立入調査（訪問調査）においては、我々は招かれざる訪問者であり、身分証の携帯・提示は必須となります。また、条例第19条第3項では、立入調査員証の携帯、請求時における提示が義務付けられています。

○支援課・障害者生活支援センターのパンフレット

支援課・障害者生活支援センターが「支援をする」機関であることを伝えるために、支援機関としての基本的性格や連絡先を記載したパンフレットが必要になります。パンフレットを準備することで、説明が容易になるとともに、渡すことでこちらの連絡先を伝えることが可能となります。

○立入調査指示書（様式集286ページに記載）

市長名での調査員に対する立入調査指示書であり、調査時に対象者に提示をしてください。立入調査が正式な手続きによるものであることを明示するために、必ず携行します。

○立入調査時における定型原稿（様式集287ページに記載）

立入調査開始時に対象者に対し、読み上げる原稿です。必要事項を必ず対象者に伝えるため、また、統一的な対応をとるために定型原稿を準備しています。

○筆記用具、メモ用紙、クリップボード等

記録は必ずとらなければなりません。どのような状況下で、メモが求められるかわからないため、クリップボードを忘れないようにしてください。

○障害者虐待サインリスト、障害者リスクアセスメント・チェックシート等

これらのリスト等を参考にして、虐待の判断を行うこととなります。ただし、相手方に虐待の調査と告げずに、訪問調査を行う場合には、相手に見せないような配慮が必要です。

○記録様式

共通様式であるフェイスシートやアセスメントシートを活用し、聞き取れていない項目を確認していく必要があります。

○ICレコーダー・デジタルカメラ等

虐待の状況によっては、記録・証拠として、録音・撮影等を行う必要も出てきます（ケガの状況・室内の様子撮影や相手との質疑応答の録音など）。また、虐待対応、特に立入調査は、対象者の意に反したかたちで行うため、訴訟リスクの高い行政権限の行使といえます。ICレコーダー・デジタルカメラ等を活用し、記録・証拠をきちんと保全し、訴訟にも対応できるような対策をとる必要があります。ただし、録音・撮影等を行うことについては、相手方に配慮が必要になります。

○時計

確実な記録を残すために、常に時間を確認できるようにしておく必要があります。

○携帯電話

虐待の状況や調査の成り行きによっては、職場や関係機関などに緊急で連絡をとらなければならない事態も考えられ、必須です。

○関係機関等の連絡先一覧

携帯電話があっても、連絡先がわからなければどこにもかけられません。あらかじめ連携が想定されている機関には連絡できるようにすることが必要です。

○障害福祉ガイドブック

事実確認の結果、障害福祉サービス等の利用が適当と判断されるケースについては、訪問したこの機会にガイドを使用し、各種サービスの説明をしてください。また、ガイドは関係機関等の連絡先一覧にもなりえます。

○各種サービス等申請書等（朱肉も）

障害福祉サービス等の利用が適当と判断されるケースについては、その場で諸手続きを

進めるべきです（その後、連絡がなかなかとれないというリスクがあるため）。そのためにも、各種サービス等申請書の準備が必要になります。

○障害者相談支援指針

本市における障害者虐待対応の指針が記載されています。指針に即した対応を行うためにも携帯してください。

【必要に応じて用意】

○救急箱

通報内容から怪我等が想定される場合は、準備をする必要があります。このような場合は、保健師等の同行も必要になります。

○懐中電灯、ヘッドライト等

夜間の訪問調査やライフラインが止まっている家への訪問調査においては、懐中電灯、ヘッドライト等があると役に立ちます。

○軍手、室内履きの靴、スリッパ・靴下等

訪問先の状況によっては、これらのアイテムが必要になることもあります。通報内容によっては、準備をしましょう。

○メジャー

確実な記録を残すために、必要になることがあるかもしれません。

※トラブルを事前に防止するためにも、調査員としてふさわしい言葉遣い、身だしなみで対応を行ってください。

立入調査（訪問調査）における準備品目チェックリスト

必 須 品 目	身分証（職員証・立入調査員証等）	<input type="checkbox"/>
	支援課・障害者生活支援センターのパンフレット	<input type="checkbox"/>
	立入調査指示書	<input type="checkbox"/>
	立入調査時における定型原稿	<input type="checkbox"/>
	筆記用具、メモ用紙、クリップボード等	<input type="checkbox"/>
	障害者虐待サインリスト、障害者リスクアセスメント・チェックシート等	<input type="checkbox"/>
	記録様式	<input type="checkbox"/>
	ICレコーダー・デジタルカメラ等	<input type="checkbox"/>
	時計	<input type="checkbox"/>
	携帯電話	<input type="checkbox"/>
	関係機関等の連絡先一覧	<input type="checkbox"/>
	障害福祉ガイドブック	<input type="checkbox"/>
	各種サービス等申請書等（朱肉も）	<input type="checkbox"/>
障害者相談支援指針	<input type="checkbox"/>	
任 意 品 目	救急箱	<input type="checkbox"/>
	懐中電灯、ヘッドライト等	<input type="checkbox"/>
	軍手、室内履きの靴、スリッパ・靴下等	<input type="checkbox"/>
	メジャー	<input type="checkbox"/>

8 やむを得ない事由による措置について

(1) やむを得ない事由による措置とは

障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所、障害児通所支援及び障害児入所施設への入所（以下「障害福祉サービス等」という。）を必要とする身体障害者、知的障害者及び障害児が、やむを得ない事由により介護給付費、訓練等給付費、障害児通所給付費及び障害児入所給付費（以下「介護給付費等」という。）の支給を受けることが著しく困難であって、福祉事務所長が必要と認めるときに、職権をもって障害福祉サービス等の提供に結びつけることです。

また、平成24年10月1日施行の障害者虐待防止法により、虐待を理由とした措置を行うことが明確にされたほか、当該措置を理由として面会の制限を行うことができることになりました。

(2) 根拠法令

- ① 身体障害者福祉法第18条第1項、及び第2項
- ② 知的障害者福祉法第15条の4、及び同法16条第2項
- ③ 児童福祉法第21条の6第1項、及び27条第1項第3号

(3) 対象となるもの

介護給付費等の支給を受けることが著しく困難であると認められたものであって、障害福祉サービス等を必要とする下記のもの。

- ① 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者
- ② 知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者
- ③ 児童福祉法第4条第2項に規定する障害児

※ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第9条第2項の規定により、①・②以外の障害者であっても、身体障害者又は知的障害者とみなして措置することができることになりました。

(4) やむを得ない事由とは

- ① 本人が家族等から虐待、又は無視を受けている
- ② 本人の意思能力が乏しく、かつ、本人を代理する家族等がない
- ③ 介護給付費等の支給申請、又は指定障害福祉サービス事業者との契約ができない相当の理由

(5) 支給を受けることが著しく困難とは

次の場合であって、障害福祉サービス等の提供に結びつくことができないこと。

- ① 指定障害福祉サービス事業者等との「契約」が期待しがたい場合
- ② 市町村への介護給付費等の支給「申請」が期待しがたい場合

支給申請をした日から支給決定の効力発生日の前日までの間に、緊急その他やむを得ない

理由により、障害福祉サービス等を受けなければならない場合であって、指定障害福祉サービス事業者等との契約締結が可能な場合は、特例介護給付費等の支給対象となります。

視点	障害者虐待における具体的内容（例）
緊急及び早期の対応が必要	<ul style="list-style-type: none"> • 早急に対応を行わなかった場合に、生命、身体、精神等に重要な侵害が生じる可能性が高い。 • 虐待が恒常化しており、被害が軽減もしくは終結する見込みが全く立たない。 • 介護・支援の放棄・放任の場合で、障害福祉サービス等を利用しないと本人の生活が成り立たず、本人の権利擁護に重要な問題が生じる
障害福祉サービスによる支援が必要であるが、入院治療を必要としない	<ul style="list-style-type: none"> • 身体上又は精神上的の障害や疾病等の理由により、日常生活を営むのに支障があり、支援を要する。 • 障害支援区分の認定基準に照らして支援を要する。 • 入院による治療を必要としない。
障害福祉サービスの契約ができない、もしくは（被虐待者の状況により）契約を行うことが著しく不合理な場合	<ul style="list-style-type: none"> • 本人に判断能力がなく、代理人として適切な親族等もいないため、障害支援区分認定に関する手続きや障害福祉サービスの契約ができない（契約することが著しく不合理） • 本人が何らかの理由で障害支援区分認定や障害福祉サービスの利用を拒んでいるが、本人の権利擁護のためには障害福祉サービスの利用が不可欠である。

（6）措置の解除

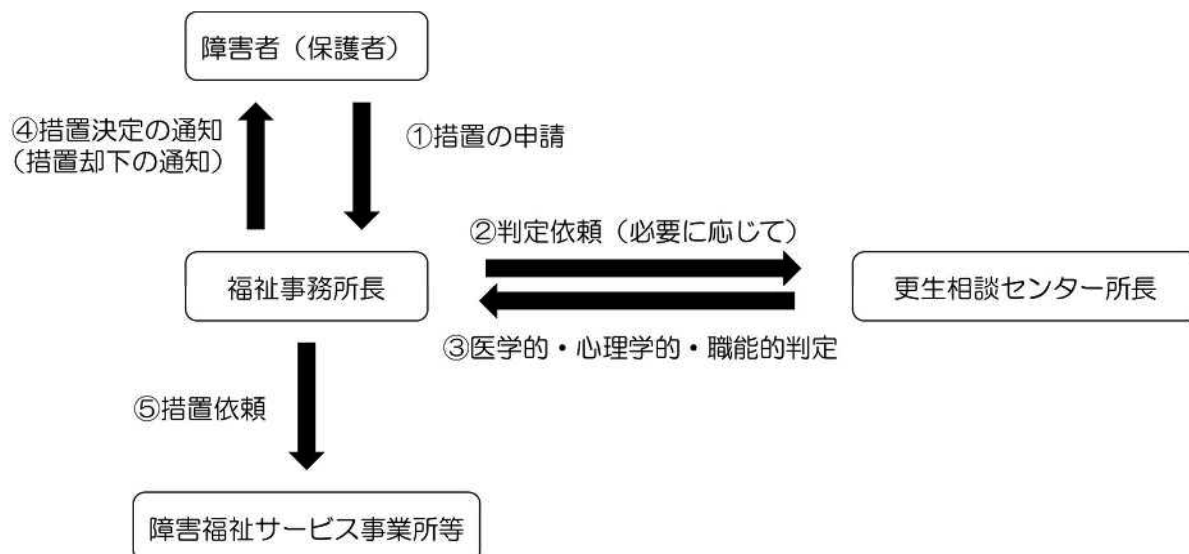
原則として、措置を行った月の翌月末までに介護給付費等の支給決定を行い、翌々月から介護給付費等の支払を行います。ただし、措置を行った日が月の初旬である場合は、当該月末までに支給決定を行い、翌月から介護給付費等の支給を行うことができるように努めます。具体的には、措置を行うに至った状態を下記の通り解消するよう努める必要があります。

① 家族等の虐待又は無視の状況から離脱し、介護給付費等の支給「申請」を行うことができるようになる、または指定障害福祉サービス事業者等との「契約」が締結できるようになる。

② 成年後見制度を活用することにより、介護給付費等の支給「申請」を行うことができるようになる、または指定障害福祉サービス事業者等との「契約」が締結できるようになる。

また、措置後の対応として、被虐待者が国民健康保険組合の組合員の世帯に属している場合、被虐待者の申し出によって被保険者資格を喪失させることができます。その際は支援課等の虐待相談窓口で、暴力等を理由として保護や相談をした旨の証明書を発行する必要があります。なお、健康保険の手続きについても上記と同様の取扱いが可能となっています。

(7) 措置による障害福祉サービス等の利用手続き



(8) 措置による障害福祉サービス等の利用に係る利用者負担額

平成23年9月28日付け障発0928第1号「やむを得ない事由による措置を行った場合の単価等の取扱いについて」の別紙「やむを得ない事由による措置を行った場合の利用者負担の額の算定に関する基準」に基づく額とし、利用者負担額の決定等の事務手続きは下記施行細則によります。

- ① 身体障害者福祉法施行細則第11条から14条
- ② 知的障害者福祉法第4条から7条
- ③ 児童福祉法施行細則第3条から7条、及び第22条から24条

○性的虐待に伴う「やむを得ない事由による措置」等による一時保護における留意点
性的虐待に伴い、「やむを得ない事由による措置」などによる一時保護等を実施する場合は、性感染症（STD）の罹患についても目を向ける必要があります。

支援者には、施設における感染症の防止を規定している「障害者総合支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年9月29日厚生労働省令第172号）第45条から、被虐待者に検査を受けさせるという姿勢も求められています。

I リスクが高い対象者像

- ・不特定多数の者との性行為・わいせつな行為を強要されていた
- ・性風俗業で働いていた
- ・異性関係に著しいアディクションがあり、不安定な性的交友関係が認められるなど

II 検査の概要

さいたま市保健所では、感染の機会や心配のある方に対し、匿名・無料で血液検査・相談を実施しています。

検査項目はHIV抗体（エイズ）、梅毒、B型肝炎、C型肝炎です。

（詳細については、保健所疾病予防対策課感染症対策係 Tel.840-2204へ）

9 障害者緊急一時保護等事業について

(1) 障害者緊急一時保護等事業とは

虐待等により緊急に保護が必要な障害者を一時的に保護したり、親元からの自立等を検討する障害者に、一人暮らし等の体験の機会や場の提供をしたりするための事業です。

この事業は、市と施設（法人）の業務委託契約によって実施されています。

※事業の利用にあたって、事前に障害福祉課へ相談してください。

(2) 障害者緊急一時保護等事業実施要綱（一部抜粋）

（目的）

第1条 この要綱は、さいたま市障害者緊急一時保護等事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定め、虐待その他の理由により緊急に保護を必要とする障害者の保護並びに親元からの自立その他の理由による一人暮らし等の体験の機会及び場の提供を行うことにより、障害者の身体の安全と精神の安定を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者 さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例（平成23年さいたま市条例第6号。以下「ノーマライゼーション条例」という。）第2条第4号に規定する障害者をいう。
- (2) 虐待 ノーマライゼーション条例第2条第9号に掲げるものをいう。

(3) 対象となるもの

事業を利用できる方（以下「利用者」という。）は、さいたま市に住所がある18歳以上65歳未満の障害者であって、①から③までのいずれかの場合に当てはまるものとします。

- ①虐待（疑いを含む）を受けている又は受けるおそれがあり、緊急に保護が必要な場合
- ②主たる介護者の入院等により介護者が不在となり、緊急に保護が必要な場合
- ③親元からの自立等の検討のため、一人暮らし等の体験の機会や場が必要な場合

※本事業は、緊急かつ一時的な保護や、既存制度で受入れ先のない方への対応を目的としているので、通常の障害福祉サービスの利用や、やむを得ない事由による措置（本指針139ページ）等ができる場合は、この事業は利用できません。

(4) 利用期間

利用期間は原則、緊急保護の場合は10日間以内、体験利用の場合は2日間以内ですが、30日間を限度に必要期間延長ができます（事前に障害福祉課へ相談してください）。

ただし、「緊急かつ一時的な保護」又は「体験利用」が事業の目的のため、「とりあえず」といった安易な理由での延長は認められません。

(5) 利用料

ア 事業の利用料

本事業の利用料（施設利用料や食事、日用品、衣服等）は、

【利用者】 → (利用料) → 【市】 → (委託料) → 【施設】の流れで施設に支払われます。

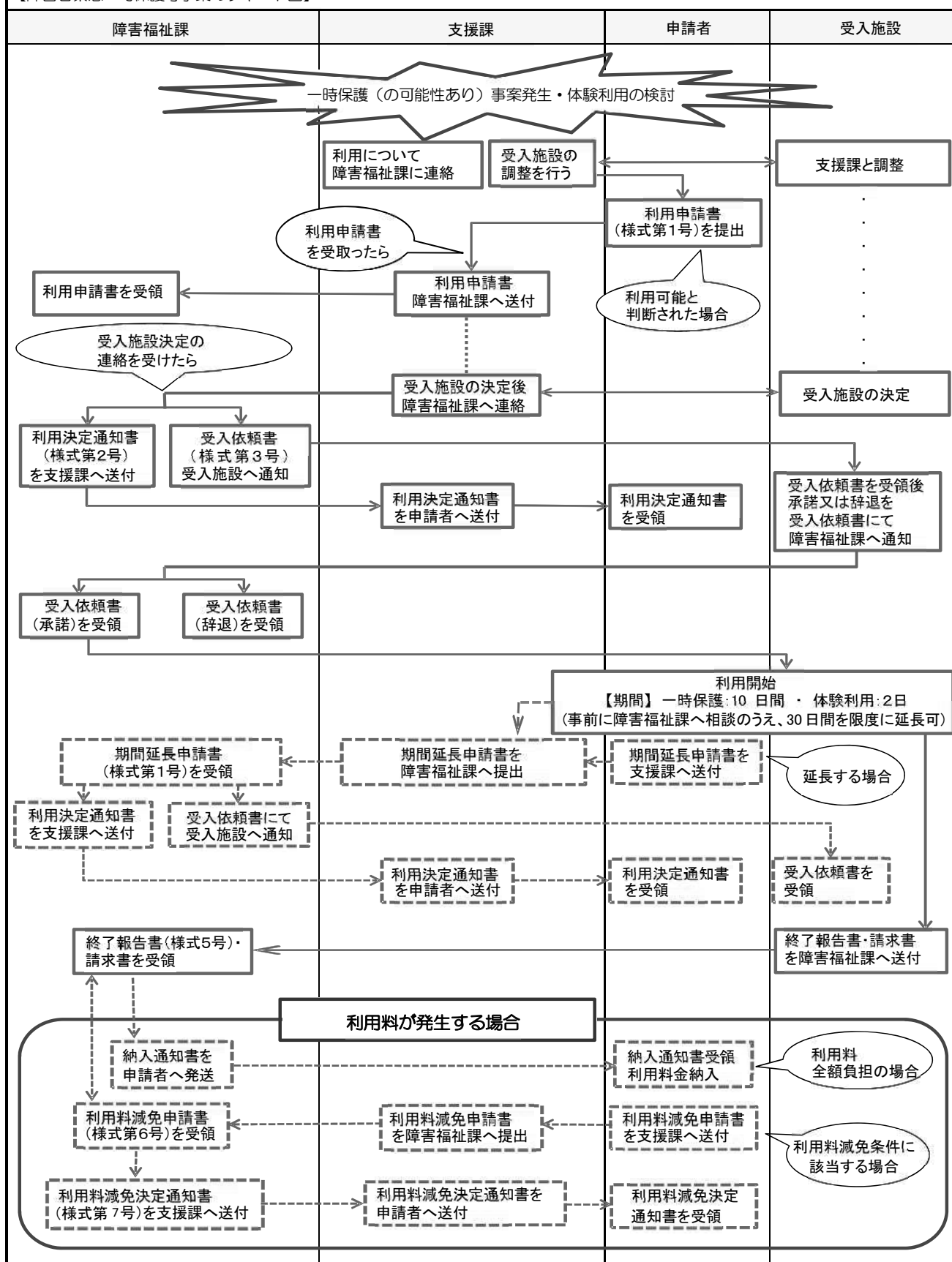
イ 利用料の本人負担

事業の利用料は、利用者が市へ支払います。利用者の支払う利用料は、「やむを得ない事由による措置を行った場合の単価等の取扱いについて(平成 18 年障障発第 1117002 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)」に準じて決定します。

ウ 利用料の減免

利用者が利用料を負担する資力がないと認められる場合（被保護者等や該当年度の市町村住民税が非課税の場合等）、または利用料を徴収することが適当でないと認められる場合は利用料を減免することができます。

【障害者緊急一時保護等事業のチャート図】



※各様式は「様式集」参照

10 障害者緊急一時保護等事業（体験利用事例）

①＜事例概要＞

本人氏名	Aさん	
年齢・性別	45歳・女性	
住居形態	一軒家・家族同居	
経済状況	障害年金：月額 64,000円	
福祉サービス	障害者手帳：有（療育手帳 A） 障害支援区分：4 利用している福祉サービス：無	
公費負担・医療保険	自立支援医療：無	
医療機関の利用状況	無	

1. 家族状況

- ・現在の父と本人には血縁関係がない。
- ・異父兄弟の中に、障害に理解のある兄がいるが、結婚して別世帯。
- ・同居の異父兄弟も就労しており、不在としていることが多い。

2. 支援経過（虐待の兆候等）

- ・中学生（特別支援学級）の頃に母からの家庭内暴力が発生し、家族が行政に相談して入所施設で暮らしていたが、本人が30歳のとき、母が施設に対して不信感を持ち、自宅へ引き取った。
- ・障害者生活支援センターがサービス利用計画を作成し、自宅からB生活介護事業所へ通所。しかし、母がB生活介護事業所に対して不信感を持ち、5年程度で退所に至った。
- ・在宅生活がしばらく続いた頃、近隣住民から障害者生活支援センターへ虐待通報があり、区支援課と合同訪問を実施。母が介護に疲弊し、生活介護事業所探しを希望した。
- ・C生活介護事業所を体験利用中、C生活介護事業所職員から障害者生活支援センターに、家庭内虐待に発展する可能性があるとの報告があり、要見守りとなった。
- ・その後、C生活介護事業所への通所を開始したが、事業所の支援方針と母の希望が異なることから、母がC生活介護事業所に対して不信感を持ち、1年程度で退所に至った。
- ・母の希望に沿う障害福祉サービスが見つからないこと、感染症への不安から区分更新のための医療機関受診を行わないことから、障害福祉サービスの支給決定を更新できない状況となった。
- ・支援機関と母との間に良好な関係を構築するため、障害者生活支援センターと区支援課が連携して定期的な家庭訪問を実施し、障害者緊急一時保護等事業による一時的な体験利用に至った。

②＜事例概要＞

本人氏名	Bさん	
年齢・性別	55歳・男性	
住居形態	アパート・家族同居	
経済状況	障害年金：無	
福祉サービス	障害者手帳：有（身体障害者手帳4級） 障害支援区分：2 利用している福祉サービス：無	
公費負担・医療保険	自立支援医療：無	
医療機関の利用状況	内科受診	

1. 家族状況

- 両親は高齢で母は要介護1。妹と妹の息子（大学生）が近隣で生活している。
- 本人は以前アルバイトをしていたが、手の怪我をきっかけに退職し、現在は無職。

2. 支援経過（虐待の兆候等）

- 本人から、「母と妹に、家から出て行けと言われて困っている」と障害者生活支援センターに相談あり。
- 家族からの暴言や必要なお金をもらえない等、虐待の疑いがあり、障害者生活支援センターが本人にグループホームの利用を案内。本人の希望もあり、見学に至った。
- 本利用に向け、自宅を訪問し区分認定調査を実施したところ、家族からは以下の話があった。
 - 本人には、アルバイトも家事もしないのであれば家から出ていけと伝えたが、真面目に生活するのであれば、家を出て行って欲しいとは考えていない。
 - 本人に金銭を渡すと、全て使い込んでしまう。
 - グループホームに入居したとしても、迷惑をかけるのではないか。
 - 障害年金を受給できず、家族の扶養であるため、入居費用がない。
- その後は本人からも自宅から出たいという意向が見られず、グループホームの本利用には至らなかった。
- 障害者生活支援センターや区支援課としては、本人の生活の乱れが家庭内のストレスを高めていると考えている。また、高齢の両親はいずれ主たる養護者からリタイヤすることが予想されるため、妹に過重な負担がかかることなく、スムーズに養護者の世代交代が進むよう見守りつつ、将来の自立に向けた支援をする必要がある。
- 障害基礎年金受給なども含め、制度利用等に向けた支援を進めるとともに、本人自身が将来の自立をイメージできるような経験をするため、障害者緊急一時保護等事業による一時的な体験利用に至った。
- なお、家族に対しては、体験利用は将来の自立生活に向けた本人のニーズであるとともに、生活と就労の自立性を高める支援であることを十分に説明して了解を得た。

1 1 障害者虐待に関わる支援の留意点

(1) 虐待者・被虐待者との関わり方—信頼関係の形成に向けて

① 虐待対応で直面する支援者の困難

1) 虐待対応に生じやすいジレンマ

虐待通報を受けて障害のある人の安全確認・安全確保から訪問調査等による事実確認までの初期段階は、迅速な対応の必要がある一方で、関係当事者へのアプローチがにわかには進まないというジレンマに陥ることが予想されます。

2) 介入的アプローチの必要性（次の支援につながるように心がける）

成年期の虐待は、障害のある人から自発的に訴えを起こすケースもありますが、第三者による虐待の発見・通報を対応の起点とすることが多いでしょう。

虐待の関係当事者が自発的な来談をした場合には、通常の支援と同様、「受容的アプローチ」から支援を開始することになります。それに対して、通報からはじまる虐待対応では、虐待をめぐる関係当事者（被虐待者と虐待者）には虐待の自覚と支援サービスを利用する積極的な意思が弱いだけでなく、支援者の関与に拒否的であるなどの接近困難性を持つ場合もしばしばみられるため、支援者が虐待現場を訪問して調査をするというアウトリーチの手法による「介入的アプローチ」からはじまることとなります。

この「介入的アプローチ」は、「相談支援のための7原則（バイスティックの7原則）」（本指針19ページ参照）に留意する点で「受容的アプローチ」となんら変わることはありません。しかし、虐待対応においては、支援の起点であるファースト・コンタクトを大切に信頼関係を形成することに、最大限の注意を払うことが求められます。この点を軽視すると、その後の支援に差しさが生じやすくなるからです。

3) 感情の揺らぎ

虐待は、日常生活において避けることのできない身近な人間関係において発生する人権侵害であるため、「あってはならないこと」「なんてひどいことを」等の決めつけや価値観が支援者にあらわれやすい問題の特質をもっています。

その上、介入の初期段階では関係当事者が支援者に対する拒否感情や攻撃を示すこともありますから、支援者は「審判的態度」をとり、「受容」の困難に直面しては「糾問的な話の運び」に陥るなど、支援者の個人的感情を思わず表出してしまうことがしばしば起こります。

4) 複数の職員による対応の必要性

したがって、虐待対応を複数の職員で担当することには、虐待に対する思い込みや事実の片面的な把握を排除するとともに、支援者の感情の揺らぎを相互にコントロールして冷静な対応を確保する目的があることを理解しておきましょう。

② 初期対応の原則

1) 受容・非審判的態度を貫く

まず、「受容」と「許容」を峻別することが大切です（「受容≠許容」）。虐待者の価値観・言動にあらわれる問題に対して良し悪しの判断をするのではなく、虐待者の置かれた状況や虐待発生に至る背後の問題を理解しようと努めることによって、〈非審判的態度〉と〈受容〉を貫くことを心がけましょう。

たとえば、ネグレクトや心理的虐待では、第三者が虐待の事実確認を行うことに難しさを伴うことがあります。ここで、虐待者の方が言語的コミュニケーション能力が高く、一見合理的な説明をする一方で、虐待を受けた人自身は「自分にも問題があるから」と思い込まされてきたために訴えを明確に話せない場合があります。ここで支援者は、時間と回り道を惜しまない共感的傾聴に努めることが大切であり、「この程度のことなら“虐待”とまでいわなくとも」とか「本人の方にも問題があったのではないか」などの誤った推認をしないように注意しましょう。

2) 統制された情緒的関与・意図的な感情の表出にはとくに注意する

第三者の通報によって事実確認のための訪問調査を受けることは、関係当事者に戸惑いと混乱をもたらし、支援者の突然の介入に対する怒りや拒否感情を湧きあがらせるなど、ときとして大きく揺れ動く感情の表出を招くことがあります。

ここでは、支援者が関係当事者の感情の表出を無視したり、頭ごなしに否定したりするのではなく、相手の感情表現を尊重しながら相手の感情に適切に対応することによって、当事者と支援者との間に信頼関係を形成することが大切です。それは、当事者の怒りや拒否感情を表出してもらうことやそれらの感情に寄り添うことに目的があるのではなく、信頼関係を初期段階で形成することに真の目的があることを理解しておきましょう。

3) 初期対応における具体的要点

〈虐待者・被虐待者共通〉

- ㊦ 障害のある人とその家族を「支援する」機関・職員であることを伝える（支援課・障害者生活支援センターのパンフレットを活用する）
- ㊧ 「プライバシーは必ず守られる」ことを伝える
- ㊨ むやみに「虐待」という言葉を使用しない
- ㊩ 虐待の事実だけに眼を向けるのではなく、虐待発生の背後にある状況に関心を向けた関わりをつくる
- ㊪ 当面する支援に関する適切な情報を提供する

〈障害のある被虐待者に対して〉

- ㊦ 怯え・不安をせずめ、コミュニケーション能力を見極めながら、混乱した訴えを整理するように心がける
- ㊧ 非虐待者が虐待の発生した場所では話し辛そうであれば、必要に応じて、本人が安心できる静穏な環境に移動して、話を聞くようにする
- ㊨ 心身の健康状態に対する配慮を最優先し、安全・安心を確保する支援方針をしっかりと伝える

㊦ 支援者に本人が訴えや事実を打ち明けた勇気を高く評価する

〈虐待者に対して〉

㊧ 養護者に対して予断をもって臨まず、「虐待者」「加害者」など、決めつけた態度で接しない

㊨ 感情の巻き込まれに注意し、感情的なコミュニケーションにならないようにする

㊩ 安全確認・事実確認に対する拒否に対しては、警察への援助要請の検討を含めて、立入調査権を適切に行使する

※ 接近困難・拒否・抵抗の具体例

・面接の約束をしたがらない

・電話に出ない

・面接の約束を反故にする（約束の訪問時にいない、居留守を使う）

・支援者や他者を攻撃する

「他人のあなたにはこれまでの苦勞なんて分かるわけがない」「障害のある人の人生に責任をもってくれるのか」など、虐待の事実とは無関係なところについて支援者を攻撃する

（２）虐待に関するアセスメントと支援

① 「障害者虐待リスクアセスメント・チェックシート」の活用（必須）

虐待の背後にある複雑で構造的な発生関連要因をアセスメントすることを通してはじめて、障害のある人とそれを取り巻く人への支援課題を明らかにすることができます。多くのネグレクトに共通する慢性化した事態には総合的な支援が求められるでしょうし、新たに生じたとみられる身体的暴力に対しては、短期的な危機介入アプローチに資する支援ターゲットを明らかにすることが有効です。そのためには、必ずリスクアセスメント・チェックシートを活用する必要があります。

次に、虐待対応には私権領域への介入という性格があり、場合によっては、立入調査権の行使、市長による成年後見申立て、面会制限の措置を実施することになります。そのため、虐待対応の根拠を文書によって常に明らかにしておく法的な必要があり、訴えや通告のあったすべての虐待ケースのリスクアセスメント・チェックシートの記録と保管を必ずしておかなければなりません。

② アセスメントに関する留意事項

虐待の事実は明らかであっても、虐待発生をめぐる問題状況のアセスメントが簡単に進むわけではありません。成年期の虐待は、子ども虐待よりも長い時間をかけて生成していますから、虐待の背後にある問題の構造は必ずしも目に見える形でないことも多く、その問題構造に虐待関係当事者が気づいていない場合もしばしばあります。

1) 客観的な情報によるアセスメントと支援の実施—障害者の自信・自尊心を育みながら、具体的な障害者支援の内容と方法を考える

障害のある被虐待者は、例えば次のようなことを、これまでの生活史を通じて自身の日常における当たり前のこととして受けとめてきたかも知れません。

- ・生活上の依存

家族や施設がなければ生活そのものが成り立たない

- ・自立生活への不安・諦観

現在の生活・労働の場やそれらの人間関係とは別の形で、自立生活へのイメージや見通しをもつことができない、あきらめている

- ・否定的・消極的な自己評価

「自分は厄介者なんだ」「ひどい扱いを受けても仕方のない人間なんだ」等、自己の存在そのものや人生全体に対する否定的な見方や自尊心を持てない状況から身動きできなくなっている

被虐待者からの訴えや要望にときとして乏しい場合があるのは、このような事情が背後にあるからです。したがって、被虐待者からの訴えや要望の乏しさをもって支援サービスの厚みを考慮するのではなく、客観的事実にもとづくアセスメントを積み重ね、障害者の自信と自尊心を育みながら、新たな生活と人生を展望できるような支援を組み立てる必要があります。

2) 生活史的なアセスメント視点の必要性—アセスメントの協働作業から、虐待を起こさない具体的な方法を一緒に考える

障害のある人の介護・世話を長年してきた養護者や家族には、たとえば、次のような状況が背後にあるため、「今ここで」把握できる事実だけでもってアセスメントできると考えてはなりません。

- ・長年に及ぶ養護者としての役割に由来する疲弊・困難の蓄積
- ・世話・介護を長年続けてきたことによる社会的孤立・閉塞感・閉鎖性
- ・養護者役割を引き受けざるを得なかったため、個人としてのニーズを断念し続けてきたことによる喪失感・自己犠牲感情
- ・献身的な世話・介護をし続けてきたことから派生する分離不安
- ・家族関係の歪みやまとまりの悪さ

このように多問題が慢性化している状況のアセスメントには、障害者とその家族の生活史的なアセスメントが必要不可欠です。養護者・家族の不安・喪失感が長期間、高原状態のまま推移することは、孤立や接近困難性を関係当事者に生じさせ、介入に対する怒りや拒否感情だけがまず表出されやすい構造であるということが出来ます。

そこでまず、当事者にとって必ずしも自覚されていない生活史的な問題状況の振り返りとアセスメントを協働作業として深めていくことによって、虐待を起こさない日常生活をつくる具体的な方法を一緒に考えていくことが重要です。

次に、虐待者に、たとえば「不適切な行為と思いつつも、ついやってしまう」というような葛藤の有無と所在（何と何が葛藤しているか）をアセスメントすることが有効です。この点に留意することは、虐待者と被虐待者の関係修復の可能性と手立てを明らかにするだ

けでなく、支援者と関係当事者の間のより一層の信頼関係の充実にもつながるでしょう。

3) DV・虐待サイクルへの注意—頻度の少なさだけで判断せず、養護者の世話・介護負担を軽減する

成年期のDVや虐待の中には、必ずしも日々の虐待としては現れることのない、一定のインターバルを置いた虐待が発生する場合がしばしばあります。このタイプの虐待は、虐待の発生自体は散発的なために、虐待関係当事者にとっては習慣的である一方、第三者からは長期的な潜在性によって発見しにくい性格を持ちます。このような虐待において、虐待行為の頻度の少なさを支援の必要度の低さに結びつけてしまうのは、妥当な判断ではありません。

献身的な世話・介護を続けることに伴うストレスと緊張の累積は、ある臨界点に達した時、緊張の糸が途切れるように身体的虐待として暴発したり、突然のネグレクトとしてあらわれることがあります。ここでは、ストレスと緊張の累積によるエネルギーが「虐待」というかたちで一度放出されると、しばらくの間は平穏な時（平穏な状態からは、一見情愛に満ちた関係に見えることすらある）が過ぎ、そしてまたエネルギーが溜まると虐待が発生するという周期性をもちます。

周期性を持つ虐待は、虐待行為の発生頻度の少ないケースであっても、虐待程度を軽度と捉えるのではなく、養護者の世話・介護負担の積極的軽減に向けた支援の実施を考慮することが大切です。

4) 共依存と虐待—養護者に障害者の尊厳と権利を守ることのできる理解を育む

共依存とは、養護者・施設等従事者などが障害のある人に対する世話・介護をとおして相手を支配することが、自らの存在理由や自尊心を日々確認する術となっている状況を指します。ここでは、養護者・施設等従事者が「身を粉にして」世話・介護につとめ、場合によっては「振り回される」ほどの献身をしているように見えたとしても、実は、障害のある人に世話・介護のあてにされることを理由に養護者・施設等従事者が障害者を支配する構造が生成しています。

このような共依存は、養護者・施設等従事者の存在理由を確かめる手段として障害者が位置づく構造を指しますから、分離不安は高く、両者の適切な距離のコントロールができなくなって、強迫的に煮詰まりやすい関係性であるということができるようでしょう。共依存の下では、適切な親密さを保ち、自己実現をそれぞれに発展させることが困難なため、障害者に対する「支配」が不適切な攻撃性となって現れてみたり、養護者・施設等従事者の考える暮らし方・働き方の枠組への「囲い込み」が進んだりすることがあります。

そこで、障害者への支援とともに、養護者・施設等従事者が自らの生きがいや自己実現の課題を見つめ直し再構築できるような支援を考慮することも強く求められます。このようにしてはじめて、障害者も養護者・施設等従事者ともに個人の尊厳と人権主体としての対等・平等性にもとづく適切な関係性をつくることのできるのです。

5) 5W1Hの確認をしておく—経済的虐待や使用者による虐待ではとくに重要

経済的虐待や使用者による虐待（職場内虐待）では、関係者の法的な権利・義務を問わざるを得ない対応の必要性が生まれます。そこで、虐待行為が、〈いつ(When)〉、〈どこで(Where)〉、〈誰が(Who)〉、〈どのような行為を(What)〉、〈どのようなわけで(Why)〉、

〈どのように（How）〉発生したのかの確認がとても重要となるのです。

とりわけ、使用者による虐待の場合、使用者には労働契約法（第3条・第5条等）にもとづく「職場環境保持義務」があります。これは、すべての労働者に対して物的・精神的に良好な状態で就業できるように職場環境を保持する使用者の義務であり、このような義務の内容の一つに「職場いじめ・パワハラ防止義務」を使用者は負っています。また、職場の同僚には「職場秩序遵守義務」があるため、障害者の就業を妨げるあらゆる言動は違法行為です。

そこでたとえば、虐待者は同僚で、使用者には虐待行為や悪意が全くない場合においても、使用者は職場においていじめや虐待が発生することを防止する法的義務のあること、同僚がした虐待行為は「職場秩序遵守義務」違反であり、使用者が直ちに是正措置を講じる義務を負っていることを伝える必要があります。ここでは、5W1Hの明確な虐待の事実確認を根拠にすることによってはじめて、「職場いじめ・パワハラ防止義務」の履行をとともに考えていくような支援が成立する運びとなるでしょう。

（3）連携によるチーム・アプローチと研修を重視して

① 常にチーム・アプローチを心がける

虐待対応を担う支援者には、細心の注意を払いつつも迅速な対応を求められるため、迷いや消耗感に襲われることが予想されます。障害領域における虐待対応は緒についたばかりであることから、全体に経験値が乏しく、一つの機関の支援経験の延長線上で判断することに困難を伴うことが多いといえるでしょう。

また、虐待対応は、医療・保健・福祉・労働等の各専門領域が連携して、知恵を出し合いながら、総合的なアセスメントと支援を実施しなければならない性格をもっています。

したがって、所属機関の内部連携とともに、必要で十分な外部連携を速やかに構築し、それぞれの虐待ケースにふさわしいチーム・アプローチを進めていくことが虐待対応の基本です。

② 所属機関を超えた研修を大切に―虐待対応の専門性を深める

虐待対応は、支援者自身の感情をコントロールする必要性を避けて通ることはできないなど、支援者としての高い自己覚知が求められる支援領域です。また、虐待という一見ネガティブな事象への支援を通じて、燃え尽きることなく、支援者としての自己実現を図ることのできるような営みの継続が大切です。

自己覚知を深め、支援者としての自己実現を促し、バーン・アウトを予防するための取り組みは、通常、スーパービジョンの役割ですが、経験値の乏しい障害者虐待の領域では当面、支援者個々の所属機関内部に適切なスーパーバイザーを求めることは、妥当ではありません。

そこで、さまざまな支援機関の職員とともに研修の機会を増やすことによって、普段から虐待対応をともにする連携と連帯感を培い、所属機関の枠を超えた虐待対応の発展に資する知見と支援者としての専門性を深めていくことが大切です。

1 2 虐待対応における連携・協力のポイント

虐待への対応では、迅速に関係者が認識を共有することが不可欠です。それぞれの関係者が1対1でコミュニケーションを取っていると時間がかかり、共通した認識が持ちにくくなりがちです。そのため、以下のような点に留意して、適切な連携をとらなければなりません。

(1) 一堂に会することが必要

対応が困難なときや多数の機関の連携が必要なときには、関係者が一堂に会することが必要です。会議では以下の点に留意することが大切です。

- ① かかわりの必要な関係者や関係機関にはできるだけ参加してもらう。
- ② 危機感を持っている人の意見を尊重する。
- ③ 具体的な対応を中心に議論を進める。
- ④ 役割分担を明確にしてキーパーソンを定める。
- ⑤ 具体的な対応策に関して、期待できる点と危険性を明確にしておく。
- ⑥ 具体的な対応に関して、タイムリミットを定める。
- ⑦ タイムリミットが来たら、予定通りに進んでいるかチェックするための会議を再び開く。
- ⑧ 計画がうまく進んでいないときには速やかに計画を見直す。
- ⑨ 会議では会議録を作成し、関係機関での共有を図る。

(2) 障害者を中心に考える原点を大切に

連携や協力も大切ですが、ときに機関中心、支援者中心の考え方に陥りやすいものです。常に障害者の安全や希望など障害者本人の視点で支援のあり方を考えていく必要があります。

(3) 個人情報の取扱いについて

障害者虐待への対応については、条例による定めと安全保護のための緊急性という点からさいたま市個人情報保護条例に基づく個人情報取扱事務と認められており、虐待対応という目的の範囲内において、個人情報の外部提供を行うことができます。

虐待対応は、チーム対応、連携・情報共有が欠かせません。また、事案によっては、限られた時間の中で迅速な対応を求められることも考えられます。そのため、各支援機関がそれぞれ必要な情報は提供するという姿勢で対応していくことが望ましいです。各機関が個人情報との理由で情報を提供せずに、会議にならないという事態こそ避けなければなりません。ただし、個人情報は、本人や家族にとって重要なものでありますので、必要な関係者以外に情報が漏れないようにするということは、当然に求められています。

(4) 守秘義務について

公務員や医師には法律上の守秘義務があります。しかしながら、守秘義務により、緊急避難としてショートステイを受け入れた施設に対し、虐待を受けた障害者に関する詳細な情報が伝えられない等ということが往々にしてあります。これでは、施設において適切な支援が行うことができないという問題が生じかねません。

この守秘義務は、虐待を受けている障害者を守るためにあります。虐待を受けている障害者に適切な支援を行うためにも、他機関との連携を図り、情報共有を行う際には、障害者に対して丁寧に「支援のためには他機関と協力する必要性がある」ということを説明し、他機関への情報の提供を了承してもらうことが大切です。

しかしながら、了承が得られない場合や意思が確認できない場合であっても、障害者に危険があるときは危機介入であり、その限りにありません。ただし、この場合であっても必要な関係者以外に情報が漏れないようにすることが求められています。

(5) 通報者の保護について

障害者福祉施設等の職員が虐待を発見した際、通報したことが所属団体に分かってしまい不利益を被るのではないかと、所属事業所が調査によって混乱し利用者に迷惑がかかるのではないかと、通報をためらう場合があります。

これらの心理的抑制を軽減するために、匿名での通報が可能なことなどを研修等で周知する必要があります。

また、個人情報を出して通報した場合でも、団体や事業所への市からの聞き取りは個人が特定されないように配慮をもって実施されることを伝え、心理的負担の軽減につながります。

(6) 連絡の取り方のポイント

他の機関と連絡を取る際には、以下の点を覚えておくことでスムーズな連絡が行えます。

- ① ネットワークを通して、普段からの確かな連絡方法を決めておく。
- ② 実際に協力してもらう人にはできるだけ会って話をする。
- ③ 実務者同士で連携を図りながら、機関の長には文書で依頼するなど、現場の人が動きやすいように配慮する。
- ④ 感じている危機感と要点を押さえて、うまく伝えるように工夫する。
- ⑤ 連絡したときの記録を取っておく。
- ⑥ 連絡がうまく取れないときでも、あきらめず、粘り強く連絡を試みる。
- ⑦ 普段からの連携を心がける。

13 障害者虐待防止チェックリスト（支援者用）

さいたま市地域自立支援協議会では、支援者による障害者への虐待を未然に防ぐために「障害者虐待防止チェックリスト」を作成しました。

障害者にかかわる支援事業所・機関のすべての従事者に、このチェックリストを活用していただき、グレーゾーンを含めた障害者虐待や不適切なケアへの意識を高めていただければと思います。継続して、チェックリストを活用していくことで、障害者虐待への気づきの意識が高まり、適切な支援が実施できるものと考えます。

また、障害者の人権擁護にふさわしい支援は、個々の支援者のあり方とともに、事業所の体制や職場環境の課題が明らかにされ、組織的な問題を改善・克服していくことにより、充実・発展するものでありますので、個々の支援者だけでなく、事業所・機関・法人等が組織として、このチェックリストを活用し、障害者虐待の防止に積極的に努めていただければと考えます。

○「障害者虐待防止チェックリスト」の構成

「障害者虐待防止チェックリスト」は、以下の4つのシートで構成されています。

- ① 支援者共通シート
- ② 就労系支援者シート
- ③ 支援者の自己点検シート
- ④ 支援事業者の体制整備点検シート

○「障害者虐待防止チェックリスト」の活用方法

「障害者虐待防止チェックリスト」の最終ページに活用方法の詳細を記しています。（本指針159ページ参照）

障害者虐待防止チェックリスト

〈記入方法〉

右欄の1～5の該当番号の中からお気持ちに近いものを選んで○印をつけて下さい。

1	不適切だと思う
2	やや不適切だと思う
3	どちらとも言えない
4	あまり不適切だと思わない
5	不適切だと思わない

① 支援者共通シート

1	場面や利用者によって、つい感情的な対応になってしまうことは仕方ない	1	2	3	4	5
2	排泄・入浴介護やオムツ交換のときに言うことをきかないからと、お尻や太腿をつねる	1	2	3	4	5
3	ベッドから落ちないようにと支援者の判断で長時間縛る	1	2	3	4	5
4	言葉によるやり取りでどうしても分かってもらえないことがあるなら、体で覚えてもらうように力づくの対応をする	1	2	3	4	5
5	危険だからと事業者の判断でいつでも出入口の鍵をかける	1	2	3	4	5
6	事業者報酬の減少を理由に帰宅・帰省の機会を減らす	1	2	3	4	5
7	携帯電話の使用を原則自由としていない	1	2	3	4	5
8	支援者と利用者の上に厚い信頼関係があれば、多少の体罰があっても問題にはならない	1	2	3	4	5
9	利用者からの要求や苦情を「対応しきれないから」といって取り上げない	1	2	3	4	5
10	介護等の支援をしながら「面倒だな」という	1	2	3	4	5
11	緊急時のコールを「まだだ」といって無視する	1	2	3	4	5
12	利用者の他の利用者への他害行為があっても、「集団生活の場だから仕方ない」と考える	1	2	3	4	5
13	歯科治療の要求に対して次の決められた診察日まで待つようにいう	1	2	3	4	5
14	利用者から要求があっても「今忙しいから」とあとまわしにしておく	1	2	3	4	5
15	利用者から「朝食にポテトチップやシュークリームを食べたい」という要望を受けたら、その通りにすることが利用者主体の原則である	1	2	3	4	5
16	利用者に性的いたづらをする	1	2	3	4	5
17	職員やボランティアに恋愛感情を表現すると「いやーね」という	1	2	3	4	5
18	利用者が性的な表現や行動をとることをひたすら禁止する	1	2	3	4	5
19	障害のある人の利用する施設や職場で恋愛を禁止しても差し支えない	1	2	3	4	5
20	大勢の人の前で排泄や入浴の介護を行う	1	2	3	4	5
21	利用者によって露骨に態度を変える	1	2	3	4	5
22	「仕事ができないなら不満や要求を言うな」という	1	2	3	4	5
23	行事やクラブ活動への参加を強制する	1	2	3	4	5
24	事故防止のために、事業者の判断で居室に監視カメラを設置する	1	2	3	4	5
25	利用者が楽しみにしている行事や買い物について、「作業や日課にきっちり取り組まないなら連れて行かないよ」という	1	2	3	4	5
26	発達検査結果で3歳代の知的障害のある成年には「ちゃん」づけで呼ぶ	1	2	3	4	5
27	「あなたの親や家族はどうなっているの」と他の人のいる前で嫌味をいう	1	2	3	4	5
28	小額のお金なら管理ができる障害者でもその管理をさせない	1	2	3	4	5
29	障害者名義の預貯金・収入・不動産等を、代理人の了解だけで処分する	1	2	3	4	5
30	障害者名義の預貯金・収入・不動産等を、本人への断りなしに処分する	1	2	3	4	5
総括欄 (該当する各番号の個数を記入⇒)						

〈記入方法〉

右欄の1～5の該当番号の中からお気持ちに近いものを選んで○印をつけて下さい。

- | |
|----------------|
| 1 不適切だと思う |
| 2 やや不適切だと思う |
| 3 どちらとも言えない |
| 4 あまり不適切だと思わない |
| 5 不適切だと思わない |

② 就労支援系支援者シート

1	一般就労のためには、いささか乱暴な叱責や懲罰にも我慢できなければならない	1	2	3	4	5
2	一般就労の継続のためには、多少のサービス残業や最低賃金割れも仕方ない	1	2	3	4	5
3	一般就労の拡大に資する経済動向・業態・業種の検討は福祉の支援者の仕事ではない	1	2	3	4	5
4	職業準備性が十分訓練され事前に達成されていなければ、就職はできない	1	2	3	4	5
5	就労支援が問題なく進んでいけば、アセスメントや個別支援計画づくりに利用者が参加していなくともよい	1	2	3	4	5
6	利用者が業種・職務・働き方等に要望を出すのは、就職難の時代にはわがままである	1	2	3	4	5
7	就労移行に向けたアセスメントは一回の職場実習によるもので十分である	1	2	3	4	5
8	就労先の受け入れ態勢は企業責任なので、必ずしも支援者からの改善提案をしなくてもいい	1	2	3	4	5
9	就労支援とは、働くことに限られた支援領域である	1	2	3	4	5
10	就職後の問題は本人と職場の問題であるから、本人からの訴えがない限り放っておいてよい	1	2	3	4	5
11	就労継続支援事業の安定運営の必要によっては、働く力のある利用者をとどめておいてもよい	1	2	3	4	5
12	工賃増額のために作業種目の検討をすることは福祉の支援者の課題ではない	1	2	3	4	5
13	作業種目の検討にかかわる地域の市場ニーズの検討は福祉の支援者の仕事ではない	1	2	3	4	5
14	支援者や事業者が努力したところで工賃はさほど上がるものではない	1	2	3	4	5
15	工賃額がさほど高くなければ、支援者が配分基準や収支について適切に判断すればよい	1	2	3	4	5
16	限られた作業種目の事業所では、さまざまな障害特性・適性・個別の要望に応えられないことは仕方がない	1	2	3	4	5
総括欄 (該当する各番号の回答数を記入⇒)						

③ 支援者の自己点検シート

(該当する回答欄に○印)

		はい	いいえ
1	支援に困難を感じた利用者については、職場全体でケース・カンファレンスしている		
2	外部の支援機関との連携をつねに大切にしている		
3	職場に適切な助言のできる上司がいる		
4	職場で不適切な行為に気づいたら、放置せずに改善に向けた話し合いをしている		
5	アセスメントシート・個別支援計画を活用して職場内の事例検討を実施している		
6	外部の研修機会を積極的に活用している		
7	専門性を高めるための自己学習に努めている		
8	行動障害を伴う発達障害や精神障害のある人への適切な支援方法を身につけている		
9	支援者としての自らの専門性について、課題意識をもって不断に追究している		
10	支援者としての自己実現を心がけている		
11	バーン・アウトしないための具体的な対策をもっている		
12	職場を離れると、自分の担当する利用者のことから適度に距離を置いた心境になれる		
13	業務日誌・アセスメント・個別支援計画等は、処理を先延ばしにせずに記録・管理できている		
14	自分の勤務する事業所以外の取り組みや実践をしばしば視察する		
15	職場にスーパーバイザーと呼べる支援者がいる		
総括欄 (「はい」「いいえ」の回答数を記入⇒)			

④支援事業者の体制整備点検シート

(該当する回答欄に○印)

はい いいえ

		はい	いいえ
1	利用契約・サービスの変更の際には、必ず利用者に情報提供と説明を行い、同意を得ている		
2	個別支援計画の作成は、利用者の意向把握と参加保障によって実施している		
3	個人情報保護指針（プライバシーポリシー）と職員の倫理綱領を定め、利用者に文書で説明している		
4	個別支援計画の修正・変更は、利用者の意向把握と参加保障によって実施している		
5	「利用者の会」などを設けて、利用者一人では表明しづらい要望や意見を受けとめている		
6	事業者の苦情解決体制や虐待防止体制について、担当職員・第三者委員の氏名・連絡先、さいたま市障害者虐待防止センターの所在地・連絡先を含めて、すべての利用者に十分な説明をしている		
7	成年後見制度・福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートさいたま）の説明と利用促進を実施している		
8	夜間等の職員配置が手薄な場面・時間帯について、事故・不適切対応の具体的防止策がある		
9	ヒヤリハット事例の収集と改善対策の実施を含むリスクマネジメントを日常の業務で徹底している		
10	虐待防止・権利擁護のためのポスターを事業所をよく見えるところに掲示している		
11	止むを得ず身体拘束・行動制限を実施する場合の要件と手順を法令に基づいて定め、必ず利用者（とその家族）の説明と同意を得て、拘束等を実施した場合の記録を残している		
12	虐待防止・権利擁護に資する具体的な取り組みを事業計画に明記して実施している		
13	職場の虐待防止・権利擁護マニュアルを整備し、すべての職員に周知徹底している		
14	情報公開や第三者評価の活用を推進し、閉鎖的な体質にならないような仕組みをもっている		
15	重大事故・虐待発生時の対応方法とさいたま市への報告手順を定め、職員に周知徹底している		
16	理事等役員・現場責任者・支援職員の風通しのいい相互コミュニケーションに努め、支援・運営・経営に関する課題認識の共有が図れるようにしている		
17	法制度・事業者体制の変更に伴う説明と学習の機会をすべての職員に保障している		
18	職員の採用と育成について、事業者としての明確なビジョンをもって明らかにしている		
19	すべての職員に虐待防止に関する研修と学習を実施している		
20	すべての職員に社会福祉法・障害者基本法と障害者の権利条約に関する学習を実施している		
21	行動障害を含む様々な障害特性をふまえた虐待防止の研修と専門性の向上に取り組んでいる		
22	研修や学習会を実施した後、それらの効果や成果を具体的な形で点検している		
23	すべての職員に支援者としての課題と課題達成のための取り組みを明らかにする計画について、定期的に文書で報告させる仕組みをもっている		
24	事例検討のための統一書式を定め、事例検討会で活用している		
25	外部機関との連携やサービス調整会議のための書式を定め、活用している		
26	現場の幹部職員・中堅職員にはスーパーバイザーとしての専門性が確保できている		
27	職員の支援者としての悩みに対応できる取り組みを実施している		
28	職員の心身疲労・メンタルヘルスに対応できる職場体制と外部専門家との連携が確立している		
29	有給休暇・育児休暇・介護休暇の活用促進等、職員の休息保障に十分な手立てを講じている		
30	職場のパワハラ・セクハラ・いじめ等の対応システムを定め、周知徹底している		
31	残業時間が多くならないように配慮されているか、または管理されている		
32	休日出勤がある場合も、回数が多くならないようにしている		
33	休憩する時間と場所が確保されている		
34	年休は法定以上付与され、義務日数以上取得している、かつ取得しやすい状況である		
35	宿直は法定回数以内かつ宿直環境が整っている		
36	勤務後の次の勤務までのインターバルが十分である（遅番の後の早番がない等）		
37	上司・同僚などからフォローを受けられる、または相談できる		
38	人員配置や仕事量は適切に行われ、特定の人に負荷が偏っていない		
39	各々の力量にあった難易度の仕事が割り振られている		
40	指示命令系統が明確になっている		
41	業務の内容や方針にしっかりと説明がある		
総括欄 （「はい」「いいえ」の回答数を記入⇒）			

〈活用方法〉

①支援者共通シート

障害のある人にかかわる支援事業所・機関のすべての従事者に共通して活用いただくためのチェックシートです。各項目に記された内容は、いずれも人権侵害に該当し、虐待または不適切な行為と指摘できるものです。したがって、すべての項目に「1 不適切だと思う」の○印が記された回答が望ましい状態だと判断して下さい。

「2 やや不適切だと思う」と「3 どちらともいえない」の回答は、「状況次第によっては不適切な行為ではない」という支援する側のご都合主義的な無理解のある点で問題が残ります。「4 あまり不適切だと思わない」と「5 不適切だと思わない」の回答については、障害のある人の暮らしの中の人権保障に関する基礎的な学習が必要です。

虐待類型については、項目番号の「1～8」が身体的虐待・身体拘束・行動の制限、「9～15」はネグレクト、「16～19」は性的虐待、「20～27」は心理的虐待、「28～30」は経済的虐待にそれぞれ分類されています。ただし、このような類型は、各項目の虐待・不適切な行為の現象面の特徴から分類されたものであり、たとえば、項目番号「16～19」の性的虐待はすべて心理的虐待であると同時に、場合によっては身体的虐待という側面を持つ行為です。

②就労支援系支援者シート

このシートは、働くことにかかわる支援を実施する事業所職員に活用していただくためのものです。各項目に記された内容は、いずれも不適切な行為と指摘できるものです。したがって、すべての項目に「1 不適切だと思う」の○印が記された回答が望ましい状態だと判断して下さい。

「2 やや不適切だと思う」と「3 どちらともいえない」の回答は、「状況次第によっては不適切な行為ではない」という支援する側のご都合主義的な無理解のある点で問題が残ります。「4 あまり不適切だと思わない」と「5 不適切だと思わない」の回答については、障害のある人の働くことの人権保障に関する基礎的な学習が必要です。

③支援者の自己点検シート

このシートは、すべての支援機関・事業所の従事者に活用していただくためのものです。仕事の進め方と支援の専門性を不断に向上するために必要な諸点から構成されています。「はい」の回答が望ましい状態で、「いいえ」の回答だったところを個々の支援者が点検するとともに、職場全体で集約し「職場に共通する課題」を明らかにして、組織的な改善に取り組みしましょう。

④支援事業者の体制整備点検シート

このシートは、事業者として体制整備に取り組みなければならない課題を点検するためのものです。「はい」の回答が望ましい状態で、「いいえ」の回答だったところについては、事業者・機関・法人等が組織的に取り組まなければならない課題として改善をはかることが大切です。

項目は次のように構成されています。項目番号の「1～11」はサービス利用者との直接的な関係において問われる人権擁護の取り組み、「12～18」はサービス利用者の人権保障に責任を負う内部体制に関する取り組み、「19～27」は支援者職員の専門性の向上をはかるための取り組み、「28～41」は支援者にとって良好な職場環境を確保するための取り組みです。

⑤全体を通じて

支援の現場では、複数の利用者への同時対応を余儀なくされる場面等、適切な利用者への対応に十分心を砕ききれない現実から、不断にジレンマを感じている支援者が多いかもしれません。そこで、個々の支援者が自己点検すると同時に、職場ごとに通ずる悩みや無理解のある点を日常的に話し合いながら障害のある人の人権保障に資する共通理解と良識を培うことが大切です。支援者個人の「心構え」の問題に決して還元することなく、職場全体で改善すべき課題を「④支援事業者の体制整備点検シート」の活用から明らかにしつつ、事業所全体の取り組みを進めるようにしましょう。

したがって、個々の支援者と事業所・機関・法人は、①～④のシートすべてを一体のものとして活用することが重要です。たとえば、①と③のシートだけを用いて④のシートが活用されないとすれば、個々の支援者の責任だけを問うような抑圧的で「後ろ向きの職場」を作りかねないからです。

また、障害者福祉施設を運営する団体は、虐待防止委員会や虐待防止マネージャーを適切に配置し、施設間の

基準の統一や第三者的視点の取入れ等に努めなければなりません。令和4年4月から障害福祉施設等の運営基準に基づき、「①虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催すると共に、その結果について、従業者に周知徹底を図ること」「②従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること」「①②に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと」が義務化されました。

障害者福祉施設においては、虐待防止委員会を活用し、「倫理綱領」や「行動指針」等の制定、「虐待防止マニュアル」や「チェックリスト」の作成、「権利侵害防止の掲示物」の掲示等を行うことで、職員に周知徹底を図る必要があります。

障害のある人の人権擁護にふさわしい支援は、個々の支援者のあり方とともに、事業所の体制や職場環境の課題が明らかにされ、組織的な問題の改善・克服への歩みを進めることによってはじめて、充実・発展するのです。

14 司法面接（事実確認面接について）

被虐待の疑いのある人への事実確認面接マニュアル

（1）被虐待者への事実確認の重要性

障害者の支援では、障害者本人の意思を尊重する「意思決定支援」が重要であるとされています。「意思決定支援」については、障害者総合支援法や障害者基本法の中にも記述があり、国及び地方公共団体においても、障害者の意思決定の支援に配慮が必要である旨が規定されています。

意思決定支援の定義

意思決定支援とは、知的障害者や精神障害（発達障害を含む）等で意思決定に困難を抱える障害者が、日常生活や社会生活等に関して自分自身がしたい（と思う）意思が反映された生活を送ることが可能となるように、障害者を支援するもの（以下「支援者」という。）が行う支援の行為及び仕組みをいう。
（厚生労働省「障害福祉サービスの利用等に当たっての意思決定支援ガイドラインについて」）

事実確認面接は、長時間の聞き取りによるストレスなど、本人に与える負担をできる限り少なくし、できごとをありのままに伝えてもらうという聞き取り手法です。本人が、面接者からの誘導や暗示の影響を受けないという点で、本人の話の内容が間違っただけの結果ではないかという疑念がもたれる可能性を、できるだけ排除できるとされています。今後、本市の障害者虐待防止研修で重点的な課題に位置付けていく予定です。事実確認面接の実施にあたっては、面接者に一定の専門性が求められるため、無理のない範囲で取り組んでいただきたいところですが、社会福祉士や精神保健福祉士等の専門職のほか、長年にわたりケースワーク業務に従事してきた者等については、以下の内容と手順を厳密に遵守して、事実確認面接に取り組んでいただきたいと考えています。

（2）事実確認面接の原則

〈目的〉

- 中立的で温かく接しながら、子ども・成年に影響を及ぼすことなく、事実に即した情報を得ること

（参考）臨床的面接

- 認知面、行動面もしくは感情面における望ましい変化をもたらすこと、または、望ましい変化に向けた方針を明らかにすることに目標がある
- 現在の生活において「困っていること」「いやなこと」「助けてほしいこと」の事実を確認するための手法であり、司法面接とも言われる
- 面接の中で、新たな虐待事案と疑われる事実の発言があった場合には、速やかに虐待通報を行わなければならない

〈面接者のコントロールを最小限にする〉

- 利用者の言語レベル（発達段階）、障害特性、能力の不均等に即した発問をする
- 難しい語彙を用いず、単純な文章による質問を、一度に一つずつ行う

- 落ち着いた普通の声で話す
- 答える前に十分な時間を与える
- オープン質問を原則として、暗示質問はしてはならない。
「～あったことを話してください」
- 障害のある子ども・成年・高齢者の場合、オープン質問のままだと何を応えていいかわからない状況に追い込んでしまう運びが予想されるため、焦点化した誘導質問から入って、すぐにオープン質問に切り替えるアプローチをすることもある

(例1) 「何か困ったことはありますか」

「ある」

「では、どんなことに困っているか話してください」

(例2) 「〇〇さん(家族・職員の名前)と一緒にいるのはどんなときですか」

「寝る前」

「では、寝る前に〇〇さんと一緒にいるとき、どんなことがあったかを話してください」

- 相手が話そうとしているとき、相手が話しているときは、自分が話すのではなく、相手の話を第一に傾聴する。「うんうん」「ああそうなの」と相槌を挟みながら、相手の発言を促す
- 回答のための選択肢を用意してはならない
- 安心するためのお気に入り(ハンカチ、縫いぐるみ等)を肌身離さず持っている場合は、取り上げてはならない
- 身体接触をしてはならない
- チックなど、利用者が普通ではない動作をしても制止してはならない
- 原則は一对一の面接であるが、相手の居心地の良さ・落ち着きのために付き添いが必要な場合は、面接に介入しないことを条件に付き添い者を認める場合がある
- 一問一答形式によらず、できる限り、相手の自発的な語り(ナラティブ)を得るように努める

(3) 面接の準備

①面接室の準備

- 注意を阻害し、余計な刺激となる事物のない構造化された空間で実施する
- 静かな状態を担保できる部屋にする
- 子どもの場合には親権者に、成年後見人のいる場合には成年後見人に面接の主旨と方法を説明し、録画についての同意をとっておく。この同意のない障害のある人については、録画しない。成年後見人がいない場合は、本人の同意さえあればよい
- 録画機器の設置をする

②面接計画の立案

◇障害特性、言語レベル、コミュニケーション能力等についてそれぞれの人を担当する支援者に尋ねて調べておく(別紙の「事実確認面接準備票」を用いる)

⇒①実際に発問する際の言葉を検討しておく

②面接時間の長さの限界と休憩時間の必要を予測しておく

③その他、特別の配慮の必要があれば準備しておく

◇相手の日課と行動特性を調べる

⇒どの時間帯に面接するのが良いのかを決める

◇障害特性に応じたAAC（拡張代替コミュニケーション）を検討する

⇒決められた面接の手順（進行表）、面接の約束事を大きく記した掲示物、または
絵図を交えた掲示物を用意する

◇必要に応じて、付添いの必要性和最適な付添い者（性別の吟味を含めて）の特定をして
おく

◇疾患・障害特性に応じた注意事項を確認しておく（記載内容は一般的事項）

③面接当日の注意事項

- 面接者の注意を阻害したり、余計な刺激を与える身なりをしてはならない
- 当日の面接者のコンディション（睡眠状態、体調、心配事が発生していないか等）を確認すること
- 面接中は、筋緊張の低下や疲労に注意し、必要に応じて休憩や体を少し動かす場面を挟むこと
- 何かを聞きだそうとするのではなく、最長 30 分を限度として面接を終了する。
- 1 回目の面接終了後、さらに面接を重ねる必要があると考える場合、利用者に負担がかからない時間と方法を吟味して、再度面接を実施すること
- 対象者の心身のコンディションに変調が生じた場合、面接の続行の可否について慎重に判断し、決して無理をしないこと

〈被虐待者と疑われる人からのヒアリングの例示〉

1. 導 入

①こんにちは

〇〇さんですね。来てくれてどうもありがとう。
この時間（面接）は、あなたに起きていること、
助けてほしいこと、困っていることを聞かせてください。

②私の名前は〇〇です

- ・私の仕事は、あなたと会って、あなたが家庭や施設でどう過ごしているか、困っていることはないか、助けてほしいと思っていることはないか、の話を聞くことです。
- ・私は、あなたが「もっと楽しく」「もっと気持ちよく」毎日過ごせるように、手助けします。
- ・あなたに何がおきているか、困っていることはないか、聞きたいのです

2. 面接の約束事

(1) 約束事の説明

- ・分からないことがあれば、質問してもいいですよ
- ・本当に話すことがないのであれば、
「知らない」「分からない」と答えてもいいですよ
- ・私が間違っ（あなたの話を）まとめたときは、
「違うよ」「間違っているよ」と言ってほしいのです
- ・途中で疲れたり、話すことがイヤになったりしたら教えてください

(2) 約束事の練習（相手の言語レベルに応じてアレンジする）

「今日、遊ぶ時間はあった？」
「あった」
「何をして遊びました？」
「サッカー」（テレビ）
「誰とサッカーやったの？」（テレビ観ていたの）
「A君とか、B君とか」
「あなたの話はこうですね。C君とサッカーして遊んだ」
「違うよ。A君とかB君」

3. エピソード記憶を思い出す練習

（体験した出来事の記憶を、時間と場所に関する情報とともに、呼び覚まして話す練習）

「今日、サッカーをしましたね」（先の練習の続きで確かめている）
「うん」
「どこでサッカーをしましたか」

「運動場（公園）」

「サッカーをしてから、この部屋に来るまでにあったことを全部話してください」

4. 本題に入る

◇焦点化したオープン質問

「何か困ったこと、心配なことはありますか。

困ったことがあれば、なんでも私に話して下さい」

（被虐待者については）

「何か困ったことがあったと聞いています。

何があったのか、ぜんぶ私に話してください」

◇誘導質問からオープン質問

①人物はオープンな質問（「誰」）

②家族・施設職員等に焦点化して特定しない質問（「職員の誰」）

「(家族の・職員の) 誰かがあなたを叩きましたか」

（大声で怒鳴りましたか、首を絞めましたか、意地悪しましたか…）

「うん」

「誰がしましたか」

「〇〇さん」

（必要に応じて挿入⇒「他にした人はいませんか」）

「それはどこでありましたか」

「集会室」（「台所」）

「では、集会室であったことを、ぜんぶ私に話してください」

5. クロージング

・お話をしてくれてどうもありがとうございました


・おしまいにする前に、何かもっと話しておきたいことはありますか？

あれば、なんでも話しておいてください。

（間をおいて）

・それではこれでおしまいです。どうもありがとう。

第7部 事例集



1 家庭内での障害者虐待

①<事例概要>

本人氏名	Aさん	
年齢・性別	44歳・男性	
住居形態	親・兄所有（持家）	
経済状況	労働収入 月額 10,000円 障害基礎年金 月額 66,000円	
福祉サービス	障害者手帳：有（療育手帳B） 障害支援区分：3 利用している福祉サービス： 就労継続支援B型 23日/月	
公費負担・医療保険	自立支援医療：無 国民健康保険（個人）	
医療機関の利用状況	なし	

1. 家族状況

- ・祖父の代まで専業農家、父の代より土木建築業を営む。本人Aに目をかけていた父は7年前に死亡し、その後、長兄が家業の経営を引き継ぐ。この家族は「家業・家産を長男が継ぐ」営みを代々続け、家父長的な文化を保持している。家族をめぐる事柄の決定権は、概ね長兄が握っている。
- ・公共事業削減の折から本業の経営は厳しいようだが、長兄は代々引き継いできた土地を活用した賃貸マンションの経営も手がけている。母は、父の死亡以降、本人Aの処遇に関して長兄を前にほとんど口をはさめない状況になっていった。
- ・長姉は、子ども時代からAをもっとも可愛がって面倒をみていた経緯がある。結婚後は近隣市で暮らしている。
- ・実家住居は、家業の事務所・資材置場も兼ねているために、従業員と顧客の出入りがある。長兄の外出中は、兄嫁が事務所の差配と家族内部の切り盛りをしており、障害のある義弟Aを従業員や顧客の前に出さないように厳しく管理している。

2. 生活歴

- ・本人Aは、就学前に精神遅滞が確認され、小・中学校は特殊学級で過ごし、養護学校高等部卒業後、一般就労。
- ・一般就労は、町工場の工員、商業店舗のバックヤードなど多様な仕事に1～2年の間隔で転職を繰り返し、長続きすることはなかった。
- ・25歳のとき、仕事を辞めて自宅生活となったところ、引きこもりがちで生活リズムも乱れてきたため、福祉事務所に相談し、Z授産施設を利用することとなる。その後、同施設事業所の新体系への移行に伴い、就労継続支援B型の利用となって現在に至る。

3. 支援経過

〈虐待の発見・通報〉

- 7年前の父死亡以降、Aさんの不安定な言動やふさぎ込む様子がZ事業所の職員によって、ときおり確認されるようになっていた。この時点では、本人に事情を尋ねても特に訴えはなく、家庭をめぐる事情について話されることは一切なかったため、父の死亡に対する悲しみや寂しさに起因する情緒的不安定と受けとめてきた。
- 〇年〇月、AさんからZ事業所職員に「家出をしたい」との訴えがある。左頬が赤く腫れ、背中には痣が確認される。数カ月前より体重減少も確認されていたため、〇区支援課に通報し、支援課長の確認の上で、生活支援センターを交えて本人からの聞き取りと対応支援への協議を開始。
- 訴え当日の本人からの聞き取りでは、「部屋を汚す、約束事の掃除をしない」と兄嫁から叱られ、ビンタされて、蹴飛ばされたとのこと。この日は、Z事業所に兄嫁と母が来所し、ひとまずの家族間調整を行った結果、兄嫁が謝罪して本人が落ち着きを取り戻したため、帰宅。
- 虐待対応チームは、支援課が全体のケースマネジメントと家族への対応、生活支援センターが家族対応と個別支援計画の策定、Z事業所がAさんへの支援をそれぞれ担当することとした。
- 翌日以降の一週間は、Z事業所から授産製品を配達するという名目で、Aさんを生活支援センターへ移動する特別メニューに切り替え、そこで生活支援センターとZ事業所の職員がお茶を飲みながらAさんから聞き取りを進めることとした。

〈聞き取られた内容〉

- ① 兄嫁から「言うことを聞かない」「約束を守らない」「指示に従わない」などと大声で叱られては殴る・蹴る等の暴力をふるわれている。
- ② 兄夫婦、その子どもたちおよび母には十分な食事が提供されていても、Aさんにはふりかけご飯1杯しか出されていない。
- ③ 空腹に耐えかねたAさんが買い食いをする、「無駄遣いをするな」と折檻される。工賃・年金収入は兄夫婦がすべて管理している。Aさんは少額の金銭であれば、十分な管理能力があるため、Aさんは自分の判断でお金を使いたいという。

〈訪問調査・面接による事実確認〉

- 支援課職員2名でAさん宅を家庭訪問。障害福祉サービス受給者証の更新手続きとAさんの健康相談を兼ねて、Aさんからの訴えについて事情を伺うこととする。母と兄嫁が応接するが、兄嫁は「何のために来たのか、家の中のことは一切かまわないでほしい」と警戒心が強い上に、母が発言しかけるとすぐに制止する。兄嫁は「Aについては家族で最後まで責任をもつから、今後の訪問は断る」という。
- 支援課職員による長兄との面接。体重低下、左頬の腫れ、痣等の事実確認がされていることを伝えた上で、事情を伺う。長兄からは、「いささか行き過ぎたことはあったかも知れない」としつつも、「長男として弟の面倒に生涯責任をもつから、無駄なお金は遣わせないようにしている。従業員の手前もあるし、甘やかさない対応を妻とともに一貫している」と言う。とくに、Aさんが買い食いをしている件については、「まるで家で夕食を

食べさせていないように思われてしまう」ために厳しい対応をしたと話す。

〈虐待対応チームによる対応方針の協議〉

- ・〇区支援課課長・職員、〇区生活支援センター職員、Z事業所職員による協議。
- ・長兄夫婦は、Aさんにふさわしい自立生活への見通しを具体的にイメージできていないため、ずっと自分たちが面倒を見なければならない「やっかいな」存在として映っている。ここから、家族内部に虐待の発生構造が生成・定着し、繰り返されているとの見方で一致する。対応方針は次のとおり。
 - ① Aさんから再度「家を出たい」との申し出があるか、痣等によって身体的虐待が確認された時点で、ショートステイによる保護を速やかに実施できるように準備する。このとき、Aさんへの兄夫婦による帰宅の説得やショートステイ事業所に対する引き取り要求を回避するため、家族には本人の居場所等について伏せておくように留意するか、必要に応じて面会の制限措置を実施する。
 - ② ショートステイの利用期間中に障害基礎年金が振り込まれる預金通帳の管理を本人に取り戻すか、場合によっては、市長による成年後見の申し立てを行う。
 - ③ 将来的にはグループホームでの自立生活につなげていくことを展望し、ショートステイの期間中から、Aさんには自立生活に向けたエンパワメントと生活訓練の実施を検討する。

〈分離保護の実施〉

- ・数日後、本人から「家に帰りたくない」との申し出があり、四肢と背中に複数の痣が確認され、Z事業所での話し合いの最中に失禁するなど、極度の緊張がみられる。ただちに、ショートステイによる分離保護を行うとともに、保護の実施を家族に連絡する。
- ・兄から怒鳴り込むような問い合わせがあったため、支援課職員から「不適切な行為の事実確認により保護した」とことと預金通帳と印鑑の本人への引渡しを要望し、これらが本人の希望でもあることを伝える。
- ・一週間後、本人名義の預金通帳と印鑑を持って兄が支援課に突然現れ、「当分、弟を家に入れるつもりはない」と話す。
- ・一連の出来事を実家の母親から伝え聞いた他市在住の長姉が支援課を訪れ、「実家の弟の扱いに心を痛めていた」とことと「弟をぜひとも励ましたい」旨が表明される。翌日、長姉は母親とともにショートステイ先でAさんと面会する。
- ・家族から離れて暮らすことに不安を募らせていたAさんは、支援者のみならず、長姉と母親の面会により励まされることによって、ひとまずの落ち着きを取り戻す。
- ・支援課から長姉に対して、Aさんとの面会の継続と長兄夫婦とAさんとの関係調整への協力を依頼し、快諾を得る。

〈その後の支援方針〉

- ・ショートステイによる保護期間中に、日常生活自立支援事業の利用につなげるとともに、今後、兄夫婦との関係調整がはかどらない場合には、Aさんの世帯分離をはかり当面の経済的自立に向けて生活保護の受給を検討することとする。
- ・長兄夫婦とAさんとの関係調整は、長姉と母親に間を取り持ってもらうことを含め、生活支援センターが実施する。

- ショートステイの間にもAさんの希望を確認した上で、グループホームでの自立生活に向けたイメージを豊かにするとともに、生活自立訓練の利用をはかる。
- Aさんの就労に関する潜在能力が高いということがZ事業所でアセスメントされているため、将来的には、生活面が落ち着き次第、職業準備性の評価を改めて実施したうえで、一般就労に向けた支援の実施を改めて検討していくこととする。

②＜事例概要＞

本人氏名	Bさん	<p>父49</p> <p>離婚</p> <p>母</p> <p>本人25 (長女B)</p>
年齢・性別	25歳・女性	
住居形態	賃貸（アパート）	
経済状況	生活保護	
福祉サービス	障害者手帳：有（療育手帳C） 障害支援区分：3 利用している福祉サービス：居宅介護週2回	
公費負担・医療保険	生活保護による医療扶助	
医療機関の利用状況	X病院精神科（主治医Y） 疾患名：PTSD、精神発達遅滞 精神安定剤・睡眠導入剤の服用指示	

1. 家族状況

- ・長女Bは2歳の時、父による虐待の発見・通報があり、3～4歳の間、児童養護施設入所。
- ・父による母へのDVと長女Bへの児童虐待が併存し、母は逃げるように家を飛び出し、長女Bが3歳の時に父母は離婚。親権者は父。以来、母と長女Bとの接触はない。
- ・本人5～8歳の間、父方の祖母宅で養育される。9歳から父と同居。
- ・現在、父は製造業の派遣労働に従事するもアルコール依存症が強く疑われる。数年前より、不規則就労による稼働収入の不安定がある。

2. 生活暦

- ・就学時に軽度精神遅滞が確認されるが、小・中学校は通常学級で過ごし、定時制高校を19歳で卒業。小学生時代に激しいいじめに遭い、中学生半ばから高校生の間、リストカット等の自殺企図が4回あった。
- ・定時制高校卒業後、コンビニ店員となるが、接客態度が悪い、レジの勘定が合わない等で店長とトラブルを繰り返し、21歳時スナック・ホステスへと転職。
- ・22歳時、不安・不眠を訴えてX病院精神科を受診。この時点までは父と同居しており、Bさんの稼働収入はしばしば父親に取り上げられることがあった。
- ・23歳頃から不特定の男性と関係をもち、2度の妊娠・中絶を繰り返し、男性宅を転々と過ごす。

3. 支援経過

〈生活保護受給の開始〉

- ・25歳時、精神科の主治医であるY医師とPSWが、半ばホームレスの状態に陥っているBさんをO区福祉課に紹介。調査の結果、父に扶養能力はない、すでに定職はない、手持ち金も底をついていることが確認されたため、世帯分離の上で生活保護の支給開始決定となり、アパートでの単身生活が始まる。

〈虐待の発見・通報〉

- ・26歳時。生活保護ワーカーの家庭訪問の際、ゴミや雑誌の散乱した状態の居室に、以前よりも痩せたBさんがたたずんでいた。Bさんからは、炊飯器と冷蔵庫を「父に持って行かれた」との訴えがある。
- ・その他、「ときどき父にお金をとられる」との訴えもあるため、支援課に通報し、支援課長が確認の上、生活支援センターを交えて緊急協議。早急に、生活保護ワーカーと支援課職員による家庭訪問を実施し、事実確認のための調査に着手することとした。

〈訪問調査・面接による事実確認〉

- ・生活保護ワーカーと支援課職員による家庭訪問により、明らかにされた点は、次のとおり。
 - ① 保護費の支給日を狙って、数カ月前から父が訪ねてくるようになり、月2万くらいのお金を強引にもっていかれている。父には酒乱で暴力をふるう癖があるため、Bさんは恐ろしくて断れない。
 - ② 父親は酒乱であるが、アルコール依存症にかかわる医療にはつながっていない。
 - ③ 居室内はほとんど掃除をした形跡がなく、食事はカップ麺と缶詰の類ですませている。そのことを父に話したところ、炊飯器と冷蔵庫を持って行かれてしまった。
 - ④ 訪問日は保護費の支給日から10日しか経っていないが、手持ち金はほとんど残っていない。事情をたずねると、いささか高額な化粧品を購入したためであることが分かった。Bさんによると「とても寂しい気持ちになったときに、ついブランドものの化粧品を購入してしまう」という。

〈虐待対応チームによる方針の協議〉

- ・〇区支援課職員、〇区生活支援センター職員、生活保護ワーカー、保健師による協議。
- ・父による経済的虐待とBさんのセルフ・ネグレクト傾向への対応の必要性を確認し、以下の対応方針が出される。
 - ① 転宅指導を行って父親との接触を断ち切ることに加え、生活保護費の支給を1ヶ月1回から1週間に1回の手渡しに変更する。
 - ② 週2回の居宅介護（ホームヘルプサービス）を導入して衣食住を安定させるとともに、週1回の保健師による家庭訪問を実施し、食事と健康管理についての訪問指導を行いつつ、精神面の点検とサポートを行う。
 - ③ 病院精神科デイケアの利用について、Bさん本人と主治医・PSWを交えて至急検討を行う。Bさんの診断はPTSDと軽度精神遅滞であるため、Bさんの症状の改善と精神面の安定に向けた支援の充実をはかる。
 - ④ 手紙または訪問によって父親とコンタクトを取り、経済的虐待をめぐるこの間の対応経緯の説明と事情の聞き取りを行いつつ、父親自身のアルコールをめぐる支援に着手することを検討する。
 - ⑤ 該当福祉地区の民生委員にBさんの見守り支援を要請する。
 - ⑥ 虐待対応チームは、当面のケースマネジメントと父親対応を支援課が、個別支援計画の策定を生活支援センターが、生活保護と民生委員への対応については福祉課が、治療支援と生活面の改善指導を保健所が、それぞれ担当することを確認した。

〈転宅から病院精神科デイケアの通所へ〉

- 父の住まいと通勤ルートを考慮し、父との接触が起こらない地域に転居。転居先については、父に知られないように注意することとする。
- Bさんと病院主治医・PSWを交えた検討では、服薬管理の課題もあるため、Bさんに無理のないプログラムを立てて、週3日ほどの精神科デイケア通所にすることが決まり、Bさんも同意。通所日には、デイケアで昼食をとることとなるため、食事の安定にもつながる利点がある。
- デイケアの通所日でない曜日に、ホームヘルパーと保健師による支援を組み込むこととした結果、簡単な自炊による食事が定着するようになる。
- 民生委員の報告では、ときおり洗濯物を干したり取り入れたりする姿がみられるようになったとのこと。Bさんの今後の様子次第で、他の支援の入っていない日曜日に民生委員による声かけと訪問の実施を検討することを確認した。

〈その後の支援方針〉

- 引き続き、父親との接触がおこらないように関係機関が注意するとともに、父親とのコンタクトが取れた場合には、経済的虐待が事実確認されていることを伝えた上で、Bさんと面会しないように強く要請するとともに、父親自身のアルコール問題を含む生活困難に支援の用意があることを申し出ることとする。
- 父親がBさんと接触をはかり経済的虐待をする事態が生じた場合に備えて、速やかにBさんをショートステイで保護し、面会の制限を実施することを含めた準備をしておくこととする。
- Bさんは軽度精神遅滞に児童虐待の後遺障害であるPTSDが重複することに由来する生活のしづらさが認められるため、当面は精神科の治療と病院デイケアによる症状の改善と仲間づくりを支援課題の中心に据え、生活の質を向上させながら生活の安定をはかることとする。
- したがって、生活保護ワーカーは、当面は生活の安定に向けてじっくりと支援しつつ見守りを重ね、性急な就労指導を行わないこととする。

③＜事例概要＞

本人氏名	Cさん	
年齢・性別	38歳・男性	
住居形態	親所有（持ち家）	
経済状況	父親の厚生老齢年金	
福祉サービス	障害者手帳：Cさん なし Dさん 療育手帳B 利用している福祉サービス： Dさん 就労継続支援B型	
公費負担・医療保険	国民健康保険	
医療機関の利用状況	Cさん：精神病院 疾患名：統合失調症 服薬管理に課題あり 母親：精神病院、疾患名：うつ病	

1. 家族状況

- ・父は元銀行員で厳格な性格である。
- ・母は結婚以来ずっと専業主婦であり、障害のある長女Dの養育に心を砕いてきた。現在はうつ病を発症し、精神病院への通院に加えてときおり入院治療を受けている。
- ・長女Dは知的障害があり（療育手帳B）、特別支援学校卒業の後、就労継続支援B型のW事業所に通所している。
- ・次男Eは、大学卒業後、民間企業に就職して独立し、実家の隣接区に妻子とともに暮らす。

2. 生活歴

- ・長男Cは、中学生時にいじめ体験を持ち、高校2年生の1学期から不登校となって高校中退のまま在宅中心の生活となる。不登校になった時点で、父はCさんをなんとか学校に通わせようと厳しい態度で接していたという。
- ・18歳のとき、「みんなが自分のことを見透かしている」「どこにいても誰かに監視されている」と言い出し始めた。在宅での不穏な言動を心配した父が精神病院に連絡し、警備会社の職員と父親が一緒になって、Cさんを力づくで無理やり病院に連れて行き、数日間の保護室を皮切りに入院となる。Cさんの不穏な言動については、統合失調症と診断された。
- ・半年後に退院し在宅生活となるが、Cさんは服薬と通院を頑なに拒むようになる。それ以来、Cさんは両親に対して暴力をふるい、父がそれに対して力で応戦するような場面があるかと思えば、父に対して自分の欲しいものを買ってくるように言いつけては父がすぐに買い与えてしまうような場面が交錯して繰り返されるようになった。ときおり、夜中に両親をたたき起こしては自分の「話を聞け」と迫る場面もしばしばあったという。
- ・母が数年前からうつ病を発症したため、父は母の世話と長女Dの面倒をしなければならず、父の体力の衰えもあってCさんの暴力への対応ができなくなってきた。
- ・Cさんの両親への暴力沙汰に長女Dが巻き込まれてけがをすることもしばしばみられ、長

女Dの就労継続支援事業所への通所をCさんが妨害することも起きるようになってきた。

- ・隣接区に暮らす次男Eは、折にふれて実家のことを気遣い、実家をしばしば訪ねている。ただ、父がCさんに応戦できないような場合、父に代わって力でCさんをねじ伏せる対応をするようになっている。

3. 支援経過

〈虐待の発見・通報〉

- ・Cさん37歳時。Cさんの暴力に起因する父の骨折により、父は入院。Dさんの通所するW事業所に対して、母親からDさんのショートステイ利用の相談が入る。W事業所は、ただちに〇区の支援課と生活支援センターに連絡を取り、速やかなショートステイの利用をはかることを確認する。
- ・翌日、母から「Cから私と長女Dが暴力を受けている」との連絡がW事業所に入ったため、同事業所は支援課と地域包括支援センターに虐待通報を行う。支援課長の確認の上で、W事業所、支援課、地域包括支援センターおよび生活支援センターで緊急の対応協議を即日実施する。
- ・この時点で、W事業所から、Dさん宅には「引きこもりの兄」がいるとの情報しか把握していない旨の報告がある。
- ・支援課より、Dさんのショートステイは翌日から利用可能となったので、W事業所職員がDさんをショートステイ先まで移送する翌日の訪問時に併せて、支援課、高齢介護課および地域包括支援センターの職員で家庭訪問することとした。また、生活支援センターの職員は、入院中の父に医師の了解を得て面会し、父に無理のない範囲でのヒアリングを実施することとした。

〈訪問調査・面接による事実確認〉

(1) 父への聞き取り調査から

- ① Cさんの18歳時の統合失調症の発症から現在に至るまでの経緯が明らかになる。Cさんの最近の様子は、生活リズムが不規則で、イライラする時や気分が不安定な時に、家族への暴力がある。そのようなとき、最近は次男を呼んで対応してもらうようになってきていた。
- ② Cさんは発症時の半年間の入院の後、ほとんど通院しておらず、退院後は長らく、病院の処方した薬を味噌汁等に混ぜて、本人に飲ませようと努力してきたという。
- ③ 子どもたちが幼かった頃は、障害の重い長女Dの養育に父母の手がとられることが多く、長男Cには十分に目をかけられなかったことが今日の事態を招いたのかもしれないと、父は自責の念を吐露する(支援者からは、Cさんの統合失調症は、子育てのあり方に原因をもつ疾患ではないと伝える)。
- ④ うつ病の母は心労が重なり、息子の暴力のことで不安が大きい上に、父自身もCさんへの対応に限界を感じているので、息子の精神障害と家族の困難な状況について相談にのって欲しいとの要望が出される。

(2) 訪問調査から

- ① 母はふさぎ込む様子がみられ、支援者の問いかけに対しては、Cさんの暴力をおそれてか「何も問題はありません」と応える。そこで、母とCさんをそれぞれ別の部屋に移し

て再度訊ねたところ、母は「怖くて家から離れたい」と話し泣き崩れた。

- ② CさんとはC自室での面接を試みるが、ほとんど面接は成立しない。自室は、CDや雑誌類が散乱し、厚めのカーテンが外部と遮断するようにガムテープで目張りした状態となっていた。
- ③ 自宅リビングの壁は、Cさんが暴れたときに生じた大きな穴が3カ所ほど確認される。以上から、緊急対応チームは、即日、保健所とも連携することとし、夕方から緊急対応会議を開催する。

〈虐待対応チームによる方針の協議〉

- ・O区支援課及び高齢介護課の職員、O区生活支援センター職員、地域生活包括支援センター職員、保健所精神保健福祉相談員で協議。
 - ・Cさんの両親に対する身体的虐待（高齢者虐待）、Cさんの長女Dさんへの身体的虐待（障害者虐待）、父と次男EさんのCさんに対する身体的虐待（障害者虐待）及びCさんのセルフ・ネグレクトの事実を確認する。
 - ・長女Dさんへの父母の養育負担が大きい中で、父はCさんを厳格に育てようとしてきた上に、Cさん発症時における父の不適切な対応が重なったことを契機として、暴力を含む家族間の不適切な相互作用が生成・発展したケースである。以上から、家族全体への支援が必要であるとの見立てで一致し、以下の方針が確認された。
- ① 地域包括支援センターから、母親への面接を通じて軽度の認知症の疑いを感じたとの指摘があり、母親のうつ病にあたる主治医との連絡を取り、認知症の検査入院のかたちで、母親は速やかに精神病院に入院することとする。母親の行き先は、Cさんには伏せておく。
 - ② 父親の骨折治療にかかわる主治医によれば、父親は加療の必要から当面1ヶ月間は入院の予定である。Cさんへの対応の推移によっては、父親の退院後の落ち着き先が自宅になるか、ショートステイによる保護のいずれかの検討が課題となる。そのため、ショートステイでの対応もできるように関係機関と調整しておくこととする。
 - ③ Dさんは、ショートステイで当面保護することとし、ショートステイからW事業所に通所できるようにW事業所は送迎の対応を行う。ショートステイの名前・場所等については、Cさんには伏せておく。
 - ④ Cさんは、発症時に無理やり入院させられた出来事が尾を引いていると考えられるため、次のような手順を踏んだ対応を行うこととする。
 - （ア）保健所の精神保健福祉相談員と保健師が、速やかに家庭訪問し、本人の病感を確認した上で、可能な限り任意入院に向けた面接を実施する。
 - （イ）陽性症状が強く、任意入院の方向が著しく困難と判断した場合には、都道府県知事（政令指定都市市長）による入院措置（精神保健福祉法第29条）または医療保護入院に向けた対応をはかる。
 - ⑤ 次男Eさんと面接を行い、今後の必要な連携について明らかにする。
 - ⑥ 母親のうつ病・認知症の状態像と、Cさんの治療の進展と予後によって、家族の落ち着き方は変化するため、必要に応じて各機関の実務担当者で協議をもつこととチーム内の役割分担を確認した。
 - ・高齢介護課と地域包括支援センターは、父親と母親を担当する

- 生活支援センターは、長女Dさんと次男Eさんを担当する
- 保健所は、Cさんを担当する
- 全体のケースマネジメントを支援課が担当し、各機関から会議の必要が提起され次第、支援課は速やかに関係者を招集することとする

〈Cさんの入院と母親の入院〉

- 翌日、保健所の精神保健福祉相談員・保健師と高齢介護課・地域包括支援センターの職員が合同で家庭訪問し、Cさんと母親を別の部屋に分けて面接する。
- 母親は当初、「Cを置いたままほかの場所には行けない」とCさんへの恐れと気遣いから入院を拒んでいた。そこで、Cさんには入院治療がご本人のために必要な状態であることを説明した結果、ようやく自分の入院に同意する。
- Cさんとは十分なコミュニケーションがとれず、家族に対する他害行為のおそれが高いため、都道府県知事（政令指定都市市長）による入院措置に向け、速やかに精神保健指定医の診察の実施に向けた手続きをとる。同日、保健所精神保健福祉相談員の立会いの下に、異なる医療機関の精神保健指定医2名による診察と判定を受け、Cさんは入院。

〈Eさんとの面接から〉

- この間の対応経緯について説明を行う。
- Eさんは「長い間、家族に暴力をふるってきた兄を憎く思ってきたが、ここまでこじれる前にもっと適切な対応があったのではないかと今は感じている」と話す。
- Cさんが入院加療から地域生活への復帰・定着に至るまでには、いささか時間を要するかも知れないが、母親やDさんへの支援も併せて、関係機関が協力して支援することを伝える。
- 高齢になった両親が今後とも長女Dさんの世話をつづけることには無理があり、だからといってEさん夫婦も共働きで2人の子を育てている最中なので、Dさんを引き取って世話することは難しいという。
- そこで、Dさんの意向を十分に汲んだ上で、ショートステイからグループホームでの自立生活に向けた取り組みを提案するとともに、Dさんへの面会や週末帰宅等の実施について協力を求めると、Eさんは了承する。

〈その後の支援方針〉

- 父親は退院し、母親もそれに合わせて両者とも自宅生活に戻る。
- 母親には認知症の診断が確定し、要介護認定審査を経て、週3日間のデイサービスを利用することとした。これに併せて、しばらくの間は父親の母親に対する介護負担を軽減する観点から、週2回(1回半日程度)のホームヘルプサービスを導入する。
- Dさんは、自宅とEさん宅を交互に週末帰省しながら、生活支援センターとW事業所職員の支援を受けて、グループホームでの生活に向けた生活自立訓練を利用している。
- Cさんは今のところ治療が徐々に進んでいるとのことであるが、自立生活や就労の経験が一度もないため、退院に目途がついてきた段階でCさんと話し合い、生活自立訓練を含めた退院支援の支援計画を立てていく見通しを関係機関で確認した。

④＜事例概要＞

本人氏名	母親Fさん	長女Gさん	
年齢・性別	76歳・女性	48歳・女性	
住居形態	母親所有（持家）		
経済状況	母親F：厚生遺族年金 月額 140,000円 長女G：労働収入 月額 10,000円 障害基礎年金 月額 66,000円		
福祉サービス（長女G）	障害者手帳：有（療育手帳B） 障害支援区分：3 利用している福祉サービス： 就労継続支援B 23日/月		
公費負担・医療保険	自立支援医療：無 国民健康保険（個人）		
医療機関の利用状況	なし		

1. 家族状況

- ・父親は、メーカーの営業勤務であったが、14年前に病死。
- ・以来、母親Fは夫の死亡退職金・死亡保険金とパート収入で生計を立ててきた。
- ・長男Hは、高卒で土木関係の会社で土木作業員の仕事に就いている。この10年ほど、公共事業削減の影響から会社の仕事が少なくなり、土木作業のない日もあるなど経済的に困窮している。

2. 生活暦

- ・長女Gは、昭和54年養護学校義務制実施を前に16歳に達していたため、就学猶予により義務教育は受けておらず、就学年齢期間を知的障害児施設で過ごした。
- ・18歳時に実家に戻り、段ボール箱製造会社に就職し、箱製品の積荷・搬送等の作業に従事した。26歳時に町工場に転職して以来3回の転職をしてはいるが、40歳までほぼ途切れなく就労してきた。それ以降、小規模作業所（現在、地域活動支援センター）に通所している。
- ・転職原因は、本人の勤務態度等の問題ではなく、勤め先の倒産等による転職であり、現在通所する地域活動支援センターにおいても、Gさんはいたってまじめで従順な性格であると評価されている。

3. 支援経過

＜虐待の発見・通報＞

- ・母親Fから〇区生活支援センターに電話相談の連絡が入る。「長男Hが私と長女Gのお金を使い込み、お金を返してもらえない」との相談であるが、電話では詳細が確認できない。そのため、同日家庭訪問をしたい旨を伝えたところ、母Fも「すぐに来てほしい」という。
- ・生活支援センターは経済的虐待の可能性があると判断し、支援課に通報。支援課長の確認

の上、支援課・地域包括支援センター・生活支援センターの職員の3名で急遽、家庭訪問することとする。

〈訪問調査・面接による事実確認〉

(1) 母親との面接から

- ① 過去3年間ほどのクレジットカード引き落としの記録を示し、500万円余りの引き落としがされていることを確認。長男Hは、母親名義のクレジットカードを使って、自分の家族全員の外食代・携帯電話代を引き落としとしており、日常の買い物でも引き落とすことがしばしばあるという。1年前には、自家用車の代金140万円も引き落とされていた。
- ② 自分名義のクレジットカードを長男Hに渡してしまった経緯については、次のように話した。自分が死んでしまうと長女Gは兄に頼って生きていくほかないと心配してきたし、長男Hはこのところ経済的に苦しそうだったので、将来長女の面倒をみてもらう「保険の掛け金のようなつもりで」少しくらいなら経済的に援助していいと考えた、ということである。
- ③ 母親Fが長男に注意をしようにも、Hは母親と長女Gに対して居丈高な態度で「お母さんの亡き後は、俺がGの面倒をちゃんとみてやるんだから」と言うため、言い返せないという。
- ④ 半年前に、長男Hが突然自宅にやってきて、「Gの面倒は俺がみるからさ。家や預金の相続は俺ということで、公証役場に一緒に行こう」と言いはじめた。財産を狙っているなどは思うがどうしたらいいのか、という。
- ⑤ 市の職員の人たちには相談に乗っていただきたいが、長男Hには自分が相談していることを秘密にしておいてほしいと訴える。

(2) 長女Gさんとの面接から

- ① これまで母親から「兄とは仲良くしておきなさい」と言われ続けてきた。
- ② 兄は自分を呼びだしてはソフトクリームをご馳走してくれた後、命令口調で銀行ATMに連れて行く。障害基礎年金が振り込まれる口座から、Gさん自身にお金を引き出させては、1回2～3万円の金額を持っていく。兄はGさんが断ろうとすると態度が豹変するため、怖くてとても拒めなくなって、お金を引き出してきた。

〈虐待対応チームによる方針の協議〉

- ・支援課は経済的虐待の事実を確認し、高齢介護課と地域包括支援センターに連絡を入れて、生活支援センターとともに即日緊急対応協議をするとともに、〇県社会福祉協議会権利擁護センターの弁護士に連絡を取り助言の申し入れをした。
- ・弁護士の助言は次のとおり。

長男Hの行為は、母親の自発的な便宜の供与と長女Gが自分の通帳から自らお金を引き出すという形をとっているため、この分のお金を法的に取り返すことは難しい事案である。ただ、公証役場の件については、財産権侵害のおそれもあるため、母親と長女に成年後見人をつける必要がある。

- ・虐待対応チームで協議の結果、当面の方針が次のように確認された。

- ① 地域包括支援センターより、母親には軽度の認知症(日常生活自立度ⅠまたはⅡa程度)が疑われるため、精神科の診断を受けた方が良いとの見解が出される。

- ② 母親と長女Gに成年後見制度の説明と利用を勧めることとし、同時に、長男Hに渡しているクレジットカードの差し止め手続きをとるよう提案する。今後の推移によっては、速やかに市長による成年後見申し立て手続きに入れるように準備しておくこととする。
- ③ 虐待対応チームの役割分担は、母親を地域包括支援センター、長女Dを生活支援センター、成年後見の申し立てに関しては高齢介護課、全体のケースマネジメントを支援課が、それぞれ担当することを確認した。

〈家庭訪問による母親と長女との面接〉

- 家庭訪問時の面接では、母親と長女Gは成年後見制度の利用について同意するが、クレジットカードについては、「長男Hが怒るだろうから」といって差し止めることを拒む。
- 翌日、母親より電話があり、「成年後見制度の利用をしたくない」と伝えてくる。事情を訊くと、長男Hが自宅にやって来て「市の人に内輪のことを話すなんて恥ずかしいじゃないか。市の人にお金をとられるだけだよ。俺がいるからこそ、Gのことはお母さんがなくなっても安心なんだよ」と強い口調で告げられたという。
- 長女Gの通所する事業所から痣があるとの連絡を受けたため、支援課と生活支援センターの職員が地域活動支援センターにGさんを緊急訪問。面接の結果、長男Hから「成年後見のことは絶対に断れ」といわれ殴られたという。
- この1ヶ月間のクレジットカードの長男Hの使い込みによる決済額は、約30万円にのぼっていることが明らかとなる。
- 精神科受診の件について、母親は同意する。

〈虐待対応チームの協議〉

- ① 長男HのGさんへの暴力にまで事態がエスカレートしてきたことをふまえ、対応の緊急度が高くなっている事実を確認。
- ② 精神科受診により母親が認知症であるとの診断が出たことに加え、長女Gに知的障害のあることから、市長による後見申し立てを速やかに行うこととする。
- ③ 遅くとも、後見申し立ての手続きに入る段階から、母親と長女Gにはショートステイを実施し、長男Hとの接触と電話連絡がとれないように留意するとともに、面会の制限を実施する。ただし、後見申し立ての手続きに入る以前の段階であっても、急迫した事態が生じた場合には、直ちに母親と長女Gの保護を行うこととする。
- ④ 母親の要介護認定審査を速やかに実施する。

〈保護の実施と成年後見の開始〉

- 母親と長女Gをショートステイによる保護を実施し、市長による後見申し立てを行う。
- 長男Hに対し、支援課と高齢介護課の職員2名で家庭訪問して面会し、虐待を認定したことで市長による申し立ての手続きに入ったことを伝える。
- 家庭裁判所の審判により、母親は被保佐人、長女Dは被後見人とそれぞれ認定される。司法書士が2人の保佐人・後見人として着任し、クレジットカードは速やかに差し止めの手続きを実施した。
- 成年後見の開始以降、Hは母親宅に全く近寄らなくなった。

〈その後の支援方針〉

- Hが母親宅に接近しないよう関係機関が注意を続けるとともに、該当福祉地区の民生委員

に見守りの要請を行うこととする。

- 母親と長男Hの関係調整については、地域包括支援センターを中心に長期的に取り組むこととする。
- 母親と長女Gのショートステイからの帰宅に伴い、ホームヘルプサービスを導入できるようにしておく。
- 長女Gについては、母親の認知症の今後の推移によっては自宅生活が困難になるとの見通しから、長期的にはグループホームでの自立生活に向けた検討を行うこととした。

⑤<事例概要>

本人氏名	Bさん	
年齢・性別	43歳・男性	
住居形態	公営住宅	
経済状況	生活保護・障害年金2級	
福祉サービス	療育手帳B（のちに再判定でA） 自費購入の車いす使用 （のちに身体障害者手帳下肢1級及び 精神障害者保健福祉手帳3級を取得）	
公費負担・医療保険	生活保護受給	
医療機関の利用状況	なし	

1. 家族状況

- ・実母は死亡。父と義母の三人暮らし。
- ・弟は結婚し、県外に居住。弟とは連絡を取っていない。

2. 生活暦

- ・小学生の時に、両親が離婚し、父、弟と共に市外で暮らす。中学校（特別支援学級）卒業後就職。職を転々とする。17歳の頃、母親にひきとられ都内で弟と三人で暮らす。母の死亡後は、アパートでの独居（家賃滞納や不衛生のため退去）やグループホーム入居（人間関係の悪化による退去）を経て、34歳の時に市外で父、義母と同居を始める。しかし、父との折り合いが悪くなり家を出て路上生活を始める。行き倒れているところを保護され、緊急のショートステイを利用し、その後グループホーム入居。精神的に不安定だったことから精神科を受診し精神薬の服用を始めたが、医療への拒否が強かった。人間関係がうまくいかず何度かグループホームを飛び出すことがあった。グループホームでの生活を嫌がり、38歳の時に市内に住んでいた父、義母と再度暮らし始める。この頃から徐々に歩行が困難となる（原因不明）。
- ・父と暮らすこととなったが、喧嘩が絶えず警察沙汰になることが度々あった。顔を会わせたくないため、日中は常に外出しており、深夜にならないと帰宅しないような状況が続いていた。
- ・自宅では食事はとらずに、コンビニ等で買って食べる。また、毎晩、近所の居酒屋にてツケで飲酒しており、障害年金が振り込まれると支払うという生活を続けていた。
- ・本人は歩行困難となった原因を精神科の薬の服用と考えており、医療機関の受診を拒否している。
- ・被害妄想と思われる症状（のちに精神障害者保健福祉手帳3級を取得）で周りの人間が自分の悪口を言っていると思い込んで大声で叫んだり、図書館で他の利用者とトラブルになってゴミ箱やいすをひっくり返し警察に通報されたりと、家庭外でもトラブルとなることがあった。

3. 支援経過

- ・父との口論から殴り合いになることも多く、その都度本人もしくは父が警察に通報し駆けつけた。警官の前でも喧嘩を続けることもあった。
- ・父も気が短く、本人の障害に対する理解も低い。

<虐待の発生>

- ・〇月29日9時頃、父より頭部をゴルフクラブで叩かれる（部屋が汚いとのやり取りが発端）。本人が病院を受診、「頭部挫傷、全治10日間」の診断書を持参し、交番を訪問。警察が父に事情聴取したところ、「ぶっ殺す！面倒みられない」等の反省の色なく逮捕となる。
- ・〇月30日、警察署から支援課に「障害者虐待事案通報票」が提出される。父は早ければ31日に釈放されるとのこと。

<緊急性の判断>

- ・〇月30日、支援課長、障害福祉係長、担当ケースワーカー、生活支援センター職員で協議。今までも、本人と父の折り合いが悪く、警察が介入するトラブルを度々起こしており、父の本人の障害に対する理解も低い。今回も大きなけがを負っており、今後、父との同居は危険と思われ、早急に対応しないと生命に重要な侵害が生じる可能性が高いと判断。支援課長が分離保護を決定する。

<分離保護>

- ・〇月31日朝、支援課職員が自宅訪問し安全確認と共に、本人を保護する。
- ・やむを得ない事由による措置での入所による保護を複数の障害者支援施設へ打診するも、受け入れ可能な施設が見つからなかったため、さいたま市障害者緊急一時保護等事業を利用することとなる。

⑥＜事例概要＞

本人氏名	Aさん	<p>The diagram is a family tree. At the top left is a box labeled '祖父' (Grandfather). A horizontal line connects it to a vertical line that leads to a box labeled '父' (Father). To the right of '父' is a circle labeled '母' (Mother). A horizontal line connects '父' and '母'. From this line, two vertical lines lead down to two boxes: the left one is labeled '本人 A 20' (Person A 20) and the right one is labeled '兄 25' (Brother 25). The box for '本人 A 20' has a double border.</p>
年齢・性別	20歳・男性	
住居形態		
経済状況		
福祉サービス	障害者手帳：有（療育手帳④） 障害支援区分：5 利用している福祉サービス： 生活介護	
公費負担・医療保険		
医療機関の利用状況		

1. 家族状況

- ・父は会社員、母は専業主婦。兄は5歳上。二世帯住宅で父方の祖父と暮らす。
- ・本人は「多動」傾向があり、発語はないが、簡単な指示の理解はできる。
- ・同居している祖父から、母が障害について責められたことがあり、幼少期から母ひとりで介護をしていた。父、兄も協力的ではない。

2. 生活歴

- ・通園施設から特別支援学校の小・中・高等部を卒業して、生活介護事業所Yに通う。

3. 支援経過

（支援経過）

- ・Aさんが中学部の時に、母から生活支援センターに相談がある。Aさんの行動が落ち着かず、服薬内容があっているのかどうかと短期入所の費用負担についての相談であった。父の意向で、税などの減免の申請をしていなかったことがわかる。
- ・高等部の担任教諭より生活支援センターに相談がある。母から、Aさんと父、兄との関係が悪く、Aさんのことを父も兄も叩くことがあり、父が「Aさんをごみ収集場に捨ててこい」と発言したこともあるとの報告を受ける。身体にもあざが発見され、学校より児童相談所に相談したが、受け入れる場所がないとの回答だったため、今後の対応について相談がある。

関係者（学校、支援課、生活支援センター）でケース会議を行い、週末は日中一時支援の利用と長期休暇の時は短期入所を利用することで家族の介護負担を軽減することとした。あわせて、支援課が父と話し合いを行い、父の負担感などを確認し、福祉サービスの利用を勧めることを提案している。

- ・高等部の担任教諭より生活支援センターに2回目の相談がある。短期入所でX事業所を利用後、担任教諭がAさんの首に絞められたような跡と、かみつかれた傷を見付けたとの相談があり、支援課に虐待として報告を行う。支援課がX事業所を訪問して確認するが、職

員は「状況がわからない」とのことで、事実確認ができなかった。母の意向で、短期入所の定期利用は継続することとなった。

- 高等部卒業前に、母から担当教諭に「Aさんが家で不安定になり暴れたときに、父が顔を殴り、馬乗りになって首をしめた」という相談がはいり、支援課に虐待の通報を行う。「緊急性の判断」を行い、緊急度は「中」と判断する。その際、「父との話し合いをすること」「父と接触する時間を減らすため、短期入所や日中一時支援の利用を継続する」という方針を確認する。

母の意向で、支援課は同席せずに、両親と生活支援センターで話し合いを行う。父から「自分は中間管理職で仕事が忙しくイライラする。またAさんの行動にも悩んでいる」と話がある。Aさんの卒業後の支援の確認と、Aさんに対する関わり方の助言を行う。

- 市内の生活介護事業所Yに通所を始める。毎月、Y事業所に生活支援センターはモニタリングで訪問し、支援方針・事業所の状況や対応の確認を行う。母から「X事業所での短期入所の利用は考え直したい」と相談があり、短期入所の利用をZ事業所でおこなうことになる。両親、支援課、生活支援センターでAさんの今後について、話し合いを行う。父から「小さいころはかわいかったが、思春期になり暴れるようになり、それをおさえられない。やむをえず、力でおさえちゃっている。施設入所を考えたい」と話があり、入所施設の申請を行う。

数か月後、Y事業所に母から「朝、Aさんの首を絞めた。そのままY事業所に送りだしたが、帰宅したら、自分が何をかわからない」との訴えがあった旨、生活支援センターに報告がある。家族で唯一Aさんを見守っていた母の行動・訴えについて「緊急性が高い」と判断し、入所施設で緊急に保護を行う。その後継続して、市外の入所施設で期限なく短期入所を利用している。

4、その後の支援

- Aさんは、緊急保護で家族と離れた暮らしをすることとなった。言語のないAさんに保護をすることを伝えしたが、本人の意思決定にかかわる支援の難しさもあった。しかし、生命にかかわるため、保護が必要と判断をした。入所施設にAさんに面会に伺った際、自宅にいた時にみられた険しい表情はみられず、穏やかになっており、安定した生活が維持できている。
- Aさんと両親の関係は、月1回に帰省し、市内の精神科病院に継続して通院を行っている。父も職場の異動もあり、忙しさが軽減されており、母と一緒に車で送迎を行っている。また、帰省した際は自宅で一泊している。
- 支援課と生活支援センターで入所施設に訪問し、Aさんとの継続的な見守りを行っている。また、母とも定期的に面談（モニタリング）を行い、家族状況の把握を取り組んでいる。

⑦＜事例概要＞

本人氏名	Tさん	就労先	中古車販売業務 (株式会社X、従業員 1,600人)
年齢・性別	18歳・男性		
住居形態	親所有(賃貸)	雇用形態	契約社員(年度更新有期雇用)
経済状況	労働収入 月額 143,640円	勤務形態	週5日(1日7時間勤務)
福祉サービス	障害者手帳：療育手帳C級	仕事内容	展示車などの洗車業務
公費負担・医療保険	自立支援医療：無 社会保険：有		
医療機関の利用状況	通院はなし	職場状況	障害者雇用の経験は豊富な会社であり、本人の仕事についての評価も高い。

1. 家族歴

- ・家庭状況は、父、母、弟3人、妹2人の8人家族。さいたま市転入前、父からのDVを理由に、婦人相談センター経由で母子が転居した経緯があったが、さいたま市に転入後、父が再び家に出入りするようになり、再婚している。
- ・父は、会社を辞めてから生活保護受給。就労意欲はなく、飲酒の量が多くなると不安定になり、自分が居ない方がいいと首を絞めることもある。
- ・母は、精神障害者手帳取得であるが、主の障害は知的障害と診断されている。また、適応障害との診断もあり、精神的に不安定になると自殺企図で精神科への入退院を繰り返している。
- ・兄弟の内、弟3人、妹1人が療育手帳を取得している。
- ・家族的に、金銭管理能力が乏しく、学校へ納める費用も未納が見られる。
- ・家事能力も低いため、定期的に居宅介護ヘルパーを利用している。

2. 生活歴

- ・小学校は通常学級で学び、5～6年生の時に先生の勧めで療育手帳を取得。中学校は特別支援学級に入学。中学の時、転居に伴いさいたま市の特別支援学級に転入。中学卒業後、特別支援学校高等部に入学。
- ・特別支援学校高等部では、生徒会長に立候補し、生徒会活動に励んでいた。
- ・高等部在籍中に、中古車販売会社の洗車業務の実習を経験し、採用となる。

3. 支援経過

＜主訴＞

- ・特別支援学校高等部卒業後の支援機関として、障害者総合支援センターに母と来所。就労定着のため、職場への訪問を行うなど障害者総合支援センターの機能について説明をし、了解を得る。
- ・事前に特別支援学校からも、会社との就労契約は交わしているが、卒業後に支援が必要と

される生徒として、家庭状況に問題があり両親の協力が得られにくいこと、また、お金が無くなると食事が減らされること、本人も自身で金銭管理が出来ないことから、就労後は支援機関で相談していく必要があるとの引き継ぎを受けていた。

- 就職後、月 1 回ジョブコーチが職場訪問を実施する予定とした。

〈虐待の発見・通報〉

- 入職 2 か月後、ジョブコーチが企業を訪問した時に店長から、先週本人から「給与振り込みの銀行口座など通帳関係を親に取り上げられた」との話があった。未成年であるため、親が管理するのも良いが、家庭環境から考えると親に働いた分をとられてしまうのではないかと心配であるとの報告を受けた。
- ジョブコーチ訪問時の情報について、生活支援センターに報告。また、卒業した特別支援学校の先生にも伝えた。
- 生活支援センターは、銀行通帳を取り上げられたとのこと事実であれば経済的虐待であるので、もっとしっかり状況を把握させていただきたい。また、関係機関が集まり会議を行うとの旨が伝えられた。なお、支援課への連絡は、生活支援センターから報告してもらうこととなった。
- 翌月、支援課、福祉課、生活支援センター、障害者総合支援センターが集まり、情報共有のための個別ケース会議を実施する。

〈個別ケース会議（1 回目：虐待事実の確認・情報共有・支援方法の協議）〉

- 支援課、福祉課、生活支援センター、障害者総合支援センターによる個別ケース会議を実施する。

① 福祉課

• 両親が、本人が収入を得るようになったことにより、生活保護費が少なくなるため、心配しているとの話があった。以前は、生活保護費の支給額を維持した上での余剰額（手元に残るお金）は 5 万円程度であったが、半年経過後には、4 万円になり、本人が 20 歳になるとさらに 1 万円減ることになる。

② 生活支援センター

• もともと月末になるとお金が無くなる家庭である。本人が就労したことで、生活保護費が減らされているのでさらに苦しいと思われる。先日も訪問の際、本人の給料が入ったら、母親を病院に連れて行こうと話していた。

• 本人が家を出ることについては、母親は、20 歳までは自立してはいけないとの考えを持っており、グループホームへの入所は反対している。

③ 障害者総合支援センター

• 会社からは、就労上の問題はないと言われているが、朝食を食べて来ていないようだ。また、本人の給料が家計費に使われており、このままでは就労意欲が減退してしまう恐れがある。

(今後の支援の方向性)

- ・ジョブコーチが就労先に訪問した時に、食事、給与の件、本人が自由に使えるお金、グループホーム入所の希望、会社の社員寮の有無など、現状を企業および本人から聞き取りを行った上で、グループホームへの入所について検討していくこととした。

<経過>

○入職 3 か月後にジョブコーチが企業へ訪問した際に、本人から聞き取りを行う。

- ・預金通帳は父が持っており、キャッシュカードは本人が持っている。
- ・親に給料のうち 3 万円は自分の手元に残したいと伝えたので、口座に入っている。それ以外は、家庭の生活費になっている。(次回、本当に口座に貯金されているか確認をする。)
- ・本人は、車の免許を取りたいと考えていると言う。ジョブコーチから 3 万円は、教習所代の貯金とし、1 万円をお小遣いとしたいので、4 万円を手元に残したいと親に相談するよう勧める。
- ・その他、朝食はあまり食べていないと言うので、働くために朝食が必要であることを伝える。
- ・20 歳になったら、自立したいと考えていると言う。
- ・会社の社員寮はないことを確認。

○入職 4 か月後、ジョブコーチが企業に訪問時、本人から聞き取りを行う。

- ・今月分の給料のうち 4 万円を手元に残してよいと親に言われたと言う。しかし、先月分は、3 万円を手持ちに残してよいと親に言われたため、給与振込口座に入れて貯めていたが、父に利用しなかった分を生活費に充てるように言われ、仕方がなく 2 万 7 千円程度渡した。本人としては、渡したくなかったが、渡さなければ父が憤慨し、警察沙汰になると考えたため、渡してしまった。
- ・本人は、毎月貯金をして、教習所の費用を貯めたいと考えている。
- ・家を出てグループホームで一人の生活に慣れて、いずれはアパート等で一人暮らしがしたいとの希望を話す。

<第 2 回目：個別ケース会議>

- ・支援課、福祉課、生活支援センター、障害者総合支援センターによる個別ケース会議を実施する。
- ① 福祉課
 - ・移転費用については、福祉課から支出できる可能性がある。また、社会福祉協議会の貸付制度の利用もできるのではないか。
 - ・母親は足が悪いため、バリアフリーとなっている住居への転居の話が出ている。
 - ② 生活支援センター
 - ・グループホームに入るとなると、移転費用、生活必需品購入のための初期費用などが発生するため、費用の工面が必要となる。
 - ③ 障害者総合支援センター
 - ・給与については、本人の小遣いとして手元に残しておいたお金も父に強要され渡していると言う。

- また、朝食はあまり食べていない様子である。
- 本人としても、家を出たいとの希望があるため、グループホームの検討が必要である。

<今後の支援方針>

- 就労意欲を削がないためにもグループホームへの入居に向けて、進めていく必要がある。
- グループホームへの移転費用については、福祉課から支出できる可能性があるか確認する。
- 生活支援センターから、両親に本人のグループホームの入所について説明し了解を得る。

それぞれの機関が連携を図りながら支援を実施し、本人を家族から自立させることで、給与の搾取防止、適切な食事管理を行い、就労継続を支援することを確認した。

2 雇用現場での障害者虐待

①<事例概要>

本人氏名	Aさん	就労先	事務用品問屋 (株式会社X、従業員 150人)
年齢・性別	26歳・女性	雇用形態	契約社員(年度更新有期雇用)
住居形態	親所有(持家)	勤務形態	週4日(1日7時間勤務)
経済状況	労働収入 月額 100,000円	仕事内容	事務用品の選別・梱包・発送
福祉サービス	障害者手帳： 精神保健福祉手帳2級	職場状況	障害者枠の雇用はAさんがはじめての会社。Aさんの所属セクションは現場主任を含めてすべてパート従業員で構成。
公費負担・医療保険	自立支援医療：有 国民健康保険(個人)		
医療機関の利用状況	Zメンタルクリニック、学習障害、 2週間～1月に一回通院		

1. 生活歴

- ・小・中学校は通常学級で学び、私立高校に単願で進学の後、専門学校に進学・卒業。その後、派遣労働で2年間事務補助として働くが職場になじめずに退職し、障害者雇用枠で事務用品問屋に就職し現在に至る。
- ・小学校時代は、読みと書字について困難が高く、跳び箱が大の苦手である等が指摘されてきた。小学生の間、同居する祖父母と学校の先生の両方から挟み撃ちにあるようなかたちで「努力が足りない」「真剣味に欠ける」「怠けている」などと叱責され、同級生からもしばしばいじめを受けてきた。
- ・中学校時代まで友人ができず、自分の気持ちを言葉にして表現することが困難である。
- ・中学3年生の時、小学生時代のいじめられた体験が強い不安感情を伴って再体験されるようになったため、精神科を受診。学習障害との診断を受ける。
- ・両親は、学習障害の診断が、中学卒業後の進学に不利益をもたらすかもしれないと心配し、専門学校卒業後の派遣労働の職場で行きづまるまで、精神保健福祉手帳の取得をしないようにしてきた。
- ・労働者派遣で事務補助をしていた時代は、職場の上司に「こんな簡単なこともできないのか」「頭がどうかしているんじゃないか」などと罵倒される場面がしばしば起きようになる。そのたびに過去のいじめ体験がフラッシュバックし、物を投げたくなる、叫びたくなる衝動に駆られたため、派遣労働を退職する。
- ・この退職はAさんと両親にとって挫折体験の意味を持ったが、そのことが逆に、Aさんの障害と向きあい受けとめる考えの運びを促したため、精神保健福祉手帳を取得することにつながった。その結果、Aさんは「障害を理解してもらえるところで働きたい」と考えるようになり、ハローワークの斡旋による現職場の事務用品問屋に就職することとなった。

2. 支援経過

〈来所時の主訴〉

- ・就職後半年ほど経過した時、現在の職場で「うまく挨拶ができない」「挨拶を交わすことができない」ので「挨拶がうまくできるようになりたい」との主訴でAさんと父親が障害者総合支援センターに来所。
- ・インテークを担当した支援者は、この主訴の背後に何か別の問題が伏在するかも知れないと考えたが、父親とAさんはこれ以上の事情を話そうとはしない。そのため、しばらくはAさんとの信頼関係づくりを含めた挨拶に関するソーシャル・スキル・トレーニングを進めることとした。

〈虐待の発見・通報〉

- ・挨拶のSSTを数回取り組む内に、Aさんから次のような職場の状況が訥々と打ち明けられた。
- ・朝、出勤して挨拶をしても挨拶を返してもらえない。言葉をかけても、返事もしてくれず無視されることが多い。とくに、Aさんの働くセクションで現場主任を務める古株のパート従業員からは、挨拶をして無視されるだけでなく、「こんなことも分からないの」と怒鳴られるようになってきた。近頃は、会社に行くこと自体が辛くなり、休みがちになっている。
- ・障害者総合支援センターは「職場いじめ」による心理的虐待の可能性が高いと判断し、支援課へ通報し（障害福祉課へ報告の上）、虐待対応をはかることとした。

〈事業所訪問による事実調査〉

- ・障害者総合支援センターの職員2名は、（*労働局の担当部署の職員とともに）事務用品問屋を訪問し、総務部人事課長と営業部事務課長に面会する。
- ・心理的虐待の通報があり事実確認したい旨を伝える。会社からは、何ぶんはじめての障害者雇用なので注意が行き届かなかった点もあるかも知れないが、CSR（Corporate Social Responsibility、企業の社会的責任）として障害者雇用の推進を捉えているため、Aさんの職場処遇に不適切な点が確認されれば誠実に対処したいとの話がある。
- ・事務課長から現場主任であるパート従業員を呼び出してもらい、聞き取り調査を行った結果、次のような事実が確認された。
 - ① Aさんの就職当初の2ヶ月間は、種類の多い事務用品すべてを扱うことを避け、特定商品の選別・梱包作業をAさんに任せていた。この期間に現場責任者であるパート従業員は、Aさんは仕事を十分にこなしていると判断し、就職後3ヶ月目から扱う商品の制限をなくしてしまったところ、まったく作業ができなくなってしまった。
 - ② 現場主任は会社から「障害のある人を任せるから使ってやってほしい」と言われただけで、ハローワークから伝えられた障害特性等への理解は十分伝えられておらず、「一見どこに障害があるのか分からない普通の人」であるし、当初は仕事をちゃんとこなしていたので、商品種類が増えたからできないのは「やる気がないから」と思い込んでいたという。
 - ③ 注文ごとに多様な商品の組み合わせを選別・梱包しなければならないため、現場主任が複数の指示を出してAさんが混乱している場面が多くなり、「いい加減にやる気を出した

らどうなのよ」という言葉が現場主任から出るようになった。

- ④ このような現場主任の無理解に起因する言動は職場の他のパート従業員に伝染するように広がり、職場ぐるみでAさんを「厄介者」扱いし、無視するようになっていった。

〈虐待対応チームの組み直し〉

- 労働局の担当部署は、この職場に心理的虐待があると事実認定し、職場環境の改善と従業員の職場秩序遵守の徹底を会社に指導する。
- 職場管理職からの「責任をもってAさんの就労を受けとめたい」との申し出が明確なため、障害者総合支援センターからジョブコーチを派遣し、職場のナチュラル・サポートの形成に向けた支援をする中で職場環境の改善を図ることとした。
- Aさんと両親はともに障害を受容できていない側面があるため、今後の長く安定した就労生活を見通す観点から、職場改善への支援とともに家族への支援も行うこととした。
- 虐待対応チームは、障害者総合支援センターとAさん在住区的生活支援センターで構成し、前者は就労支援・職場改善および全体のケースマネジメントを、後者は家族支援をそれぞれ担当することとした。

〈就労再支援・職場改善の取り組み〉

- 障害者総合支援センターは、Aさんの「障害を職場で理解してもらって働きたい」意向を確認した上で、その要望に即したジョブコーチによる支援を行うことをAさんに伝え、Aさんは同意。
- ジョブコーチからは改めて、障害特性に関する説明を職務内容と関連づけて行った。現場主任とパート従業員に対して一度に複数事項の指示を出すことはAさんに混乱を招きやすい特性のあることを理解してもらった上で、外見の類似する商品の判別法を含む図・画像を含めた「Aさん用業務マニュアル」を作成することへの協力を要請する。
- 数日間、ジョブコーチが具体的な指示の出し方を、業務マニュアルを用いて職場で実際に提示したところ、Aさんの仕事ぶりは順調に進み、それを見ていた現場主任は「何だ、そういうことだったの。それなら任せてよ」と比較的短期間で障害特性の「ツボを押さえるよう」に理解が進んでいった。
- Aさんに対しては、毎日の業務を自己点検するためのチェックリストを作成して、退勤時に職場に提出することとし、当面は1週間に一度、職場で課長、現場主任及びAさん本人で反省会をもってもらうこととした。意思・感情の言語表現に困難のあるAさんが、職場のストレスや「いじめられ感」を溜めこむことを防止し、職場での相互理解と自己点検を進めるツールとしてこのチェックリストを活用してもらえよう確認した。
- 以上の取り組みから、Aさんに対する直接的な指揮監督を行う現場主任だけでなく、会社の組織的なナチュラル・サポートが形成されたため、ジョブコーチはフェイディングの段階に入ることとした。

(*障害者総合支援センターは、以上の経緯を労働局の担当部署に報告する。)

〈家族への支援〉

- ジョブコーチの取り組みがナチュラル・サポートに向けて順調に進んだ頃を見計らって、障害者生活支援センターの職員が家庭訪問する。
- Aさんは、安心して職場に行けるようになってきたと話す。

- ご両親に対して、Aさんの「障害を職場で理解してもらって働きたい」という自覚が今回の困難を乗り越える大切なポイントになっていることを伝え、Aさんの障害受容のための見守り支援の必要を伝える。
- ご両親からは、これまでは障害をどちらかという世間に隠そうとしてきた面があったが、今回のような支援を受けて、むしろ娘の長い人生のためには、障害を「いい意味」で受けとめることの大切さが分かったように思うとの話がなされた。

〈今後の支援方針〉

- 就労支援と生活支援は一体のものとして進める必要があるため、今後とも両センターは連携しながらAさんの支援を進めていくことを確認した。
- 障害者総合支援センターは、職場定着とナチュラル・サポートが進み、フェイディングした後も、アフターフォローのために定期的な職場訪問を実施するとともに、会社の側で何か困りごとが生じた場合には速やかに連絡してもらうことを会社責任者・現場主任と確認する。とりわけ、現場主任やパート従業員の入れ替えなどがあった場合には、その都度ジョブコーチがフォローアップに入ることとした。
- 生活支援センターは、職場定着が安定した状態になったことを確認した段階から、Aさんの要望に即して余暇支援に関する個別支援計画を策定・実施することとし、これまで家族関係に限られがちだった人間関係を広げるため、とくに仲間づくりの充実を図ることとした。

② 〈事例概要〉

本人氏名	Bさん	就労先	宅配ピザ店（株式会社Yのチェーン店） 店舗従業員は12名
年齢・性別	23歳・男性		
住居形態	親所有（持家）	雇用形態	パート契約社員
経済状況	労働収入 月額80,000円	勤務形態	週4日（1日6時間勤務）
福祉サービス	障害者手帳：療育手帳B 精神保健福祉センター相談、 地域活動支援センター余暇支援	仕事内容	店舗清掃、調理器具洗浄、ピザ宅配箱組み立て、食材準備、宅配バイク清掃
公費負担・医療保険	自立支援医療：無 国民健康保険（個人）		
医療機関の利用状況	W病院精神科、自閉症、 1月に一回通院	職場状況	正社員・パートが混在する職場の中で働く。この店舗内では障害者枠の雇用はBさんだけである。

1. 生活歴

- ・就学前に言葉の遅れがあり、医療機関を受診。精神発達遅滞、自閉症の診断。
- ・小・中学校の特殊学級、養護学校高等部卒業の後、工場で働く。
- ・工場では、部品組み立ての単純作業に1年半ほど従事するが、職場で良好な対人関係が築けずにストレスをため、情緒不安定となり退社。
- ・この頃から家族との折り合いも悪くなり、19歳の時にこころの健康センター（精神保健福祉センター）に相談する。精神医療機関との連携の下で、家族間調整とデイケアでの取り組みから安定を取り戻す。
- ・21歳時、再就職に向けて地域障害者職業センターに就労相談を開始。職業センターにおいてはワークトレーニング、3ヶ月のトライアル雇用の後、Y社ピザ宅配チェーン店に就職。店舗清掃、調理器具洗浄、ピザ宅配箱の組み立て、食材準備等の作業を担当する。
- ・就職当時の店長は障害者雇用とBさんに理解があり、ジョブコーチの効果的な支援もあって、店舗での就業定着が進んだ。
- ・この頃から、こころの健康センターから障害者生活支援センターに余暇支援のための相談があり、地域活動支援センターの余暇活動への参加に取り組む。

2. 支援経過

- ・Bさん就職後、一年半ほど経ったときに店長が交代し、さらにまた半年後に副店長及び正規従業員が人事異動したため、就職当時と同じ顔ぶれはパート従業員のみとなった（地域障害者職業センタージョブコーチは、アフターフォローの電話連絡時に、これらの人事異動を把握）。
- ・この頃より、本人が不安を訴えるようになり、ときおり自宅でパニックを起こしては自傷し、腹痛を理由に仕事を休むようにもなってきたため、Bさんが母親とともに生活支援センターに相談。

〈来所時の主訴〉

- ・生活支援センターでの主訴は、職場で「仕事が終わらないと切腹だ」「仕事ができないやつは首切りだ（刃物で首を切るように手をBさんの首にあてながら言う）」などと言われ、「自

分は死ななくてはいけないのかと恐ろしくなって、パニックになる。パニックにならない方法を知りたい」とのこと。職場における関係調整等に向けた支援が必要と考えられたため、地域障害者職業センターと連携することとする。

〈事業所への訪問・事実調査〉

- 生活支援センターと職業センターの職員2名で訪問。店長が対応。
- 前店長より「丁寧に対応すればちゃんと働ける人」との申し送りがあり、「自分としては通常以上に分かりやすく仕事の指示を出すよう努めてきたがうまく伝わらず、仕事がかどらなくなって困っている」とのこと。
- 店長からの聞き取りで明らかになった点は、次のとおり。①Bさん就職時にジョブコーチが作成したカード指示書（職務の課題分析にもとづく仕事の進め方を指示する画像付カード）が職場で紛失していること。②この2年間にBさんの店舗清掃の作業能力が徐々に高くなり、手持ち無沙汰の時間が出るようになってきたため、宅配バイクの清掃を加えてやってもらおうと試みたら、まったく指示が伝わらずにBさんのパニックが起きるようになったこと。「石鹸をつけて洗浄するためのスポンジとワックスがけに使うスポンジの区別が、いくら説明してもできない」と店長は訴える。

〈ジョブコーチによる支援の行き詰まり〉

- そこで、支援者側からは、ジョブコーチが再度職場訪問を行うことを提案する。就職時の支援で作成した支持カードを再度作成し、新たにバイク清掃に関する職務分析にもとづく指示カードも作成した上で、職場内部のナチュラル・サポートを再構成するための支援を行うことを確認する。
- ジョブコーチによる3回目の事業所訪問時、Bさんに職務上の指示をだす役割は店長とすることが確認されていたのであるが、実際は、パート従業員に変更されていることが分かる。
- ジョブコーチはBさん退勤時に同道し、職場の様子をうかがう。職場では周囲から「被害者ぶるな」「頭からっぽ」などと言われ、いつもではないがときおり頭を小突かれることがあるとの訴えがある。
- 4回目訪問時、パート従業員から長時間に及び注意を受けていた最中に、Bさんがパニックを起こして従業員の手を叩く行動があり、それに腹を立てた従業員もBさんのカバンを足で蹴飛ばす騒動が起きたことが伝えられる。
- このパート従業員は店長の指示で、「熱心に」Bさんへの指導をしていたが、障害の特性を踏まえた指示の方法については店長からほとんど伝えられておらず、熱心に取り組んでも一向にBさんが理解しないことに腹を立ててしまっていたことが明らかとなる。
- 生活支援センターが家庭訪問したところ、母親から「自宅では最近、音に過敏に反応する」「出勤時に母親にしがみつくと」ことが多くなり、心配しているとの申し出がある。

〈虐待の事実確認・通報〉

- ジョブコーチの職場訪問による支援が進まず、職場環境が改善されないことに起因するBさんの情緒不安定も悪化しているため、今後の対応方針について地域障害者職業センターと生活支援センターで協議する。
- 現状は、Bさんと障害特性に関する店長の無理解と店舗従業員の店長の姿勢への同調があ

り、このような状況の下で、職場ぐるみの心理的虐待と軽度の身体的虐待が発生していることを確認する。

- 現店長には、人事異動に伴って店舗の売り上げを落とせない「名ばかり店長」としてのプレッシャーがかかっていることを留意しつつ、支援課に通報し（*障害福祉課への報告を行い）、Y社としての職場環境配慮義務の履行責任を問うこととした。

〈行政当局（*労働局の担当部署）による指導・助言〉

- 支援課と地域障害者職業センターの職員は（*労働局の担当部署の職員とともに）、店舗従業員からのヒアリングによって事実確認をした上でY社本社を訪問し、Bさんの職務を妨げるような言動を是正し、職場環境の改善と従業員に対する職場秩序遵守の徹底するよう指導・助言する。
- Y社担当管理職は、本社からもしばらくの間、該当店舗に社員を出向させることを含め、当局からの指導・助言に責任をもって対応すると回答する。

〈就労支援の仕切りなおし〉

- 生活支援センター職員がBさん宅を訪問し、この間の虐待通報と労働局の担当部署のY社に対する指導・助言の内容を伝える。Bさんからは、店長が代わる以前は、やりがいを感じ落ち着いて働くこともできていたので、できれば現在の店舗で働き続けたいとの要望が伝えられる。
- Bさんの現在の職場に対する就業意欲を改めて確認できたことを踏まえ、ジョブコーチによる職場での就労支援を再び開始することとする。
- ジョブコーチの職場訪問時は、本社から人事担当者が派遣されており、まずは店長・副店長・正規従業員に対して、Bさんの障害特性について説明を行う。言語指示のみによって職務を理解することはBさんの最も苦手とするところであるが、ジェスチャーや見本の提示を繰り返し行うことによって一度仕事の仕方を体得してしまえば、安定した職場戦力となりうる人であり、そのことをジョブコーチの職場訪問期間中に理解していただけるように支援を組み立てる方針を伝える。
- ジョブコーチは、入職時と同様の職務について、カード指示書を用いながら一通りBさんの仕事ぶりを点検修正した。
- 新しい職務として期待されているバイク清掃の仕事については職務分析を行った上で、最初は「見本の提示」と「手添え」から仕事の進め方をBさんに指導し、ある程度体得した段階からは「ジェスチャー」で指示をするようにし、最後の段階では本人がカード指示書によって確認しながら仕事を進めるというジョブコーチによる一連の進め方を、店長・副店長に観察してもらった。

〈新たなナチュラル・サポートの形成〉

- 3週間後、Bさんのバイク清掃の職務をほぼ完全に会得した姿を、店舗従業員は「目を見張るような思い」で受けとめた様子である。店長からはジョブコーチに「最初は、石鹸のスポンジとワックスのスポンジを区別する程度のことと言うだけでなぜ分からないのかと苛立っていたが、ジョブコーチの指示の仕方を見ていて、Bさんの苦手とする言葉だけの伝え方ではなく、仕事の見本やジェスチャーで繰り返し仕事の進め方を提示していけば、このようにちゃんと仕事ができるようになることが、はじめて分かりました」と伝えられ

た。

- ジョブコーチは、店長・副店長がBさんに適切な指示を出せるようにナチュラル・サポートが適切な水準であることと、対人関係を含む良好な職場環境が確保されてきたことを確認し、フェイディングに向けて次のような確認を店長・副店長と行った。①Bさんは人事異動による対人関係の変化を苦手とする面があるので、今回のような人事異動のある場合にはBさんに関する丁寧な引継ぎに留意してほしいこと、②Bさんは一度特定の職務を体得しさえすれば作業能力が伸びていくことが予想され、そこに新しい仕事を入れようとして行き詰まりを見せるようであれば、ジョブコーチとしてフォローアップするので連絡をしてほしいこと、③その他、何か困ったことがあれば地域障害者職業センターと生活支援センターで必要な支援をする用意があるので遠慮なく連絡をしてほしい。

〈今後に向けて〉

(*・地域障害者職業センターは、一連の経過と良好な職場環境が確保されたことについて労働局の担当部署に報告を行う。)

- 生活支援センターはBさんの余暇の充実に向けて引き続き支援を行うとともに、自宅でBさんの様子に気がかりな点を感じたら、いつでも相談をうけるので連絡をしてほしいと家族に伝える。
- 地域障害者職業センターはBさんの職場を、生活支援センターはBさん宅と余暇支援を利用する障害者地域活動支援センターをそれぞれ定期的に訪問して、Bさんのフォローアップに努めることを確認した。

③ 〈事例概要〉

本人氏名	Cさん	就労先	仕出し弁当店（有限会社の形態であるが、実質的に家族経営、従業員25名）
年齢・性別	32歳・男性		
住居形態	グループホーム	雇用形態	パート契約社員
経済状況	労働収入 月額62,000円	勤務形態	週4日（1日6時間勤務）
福祉サービス	障害者手帳： 精神保健福祉手帳2級	仕事内容	弁当容器・調理器具の洗浄と片づけ、 食材準備
公費負担・医療保険	自立支援医療：有 国民健康保険（個人）		
医療機関の利用状況	V精神病院、統合失調症、 1月に一回通院	職場状況	社長、仕入れ担当専務（長兄）、調理担当専務、経理等はすべて身内で固められ、その他はすべてパート従業員。

1. 生活歴

- ・小・中学校は通常学級を卒業し、県立高等学校に進学・卒業の後、大学受験を目指していた予備校生時代に統合失調症を発症する。
- ・3年間ほど入退院の繰り返しはあったが、病院デイケアを2年間、就労継続支援B型事業所を2年間それぞれ利用した後、28歳時、持ち帰り寿司チェーン店の裏方として食材準備や調理器具洗浄の仕事に就く。30歳時、不眠と陽性症状を訴えて退職したが、大きな崩れには至らず半年で落ち着きを取り戻す。
- ・以前の精神障害者作業所を再利用した上で、31歳時、ハローワークの斡旋より、現在の仕出し弁当店に就職。この就職の職場定着時から、グループホームに転居し、暮らしの面は安定している。

2. 支援経過

- ・「職場で困ったことがある」と以前利用していた精神障害者作業所の職員に相談したところ、障害者総合支援センターを紹介され来所。

〈来所持の主訴〉

- ・勤務する仕出し弁当店で、「お前の代わりなんていくらでもいる」「月給泥棒」などと言われるようになり、どうしたものかと訴える。
- ・現在の職場はハローワークの斡旋によるものと確認されたため、ハローワークに連絡を取り、障害者総合支援センターで支援する旨伝える。

〈職場訪問〉

- ・職場は社長の身内だけで実質的な切り盛りをする弁当店であり、経理・人事担当専務である社長の妻が応接する。支援者からは、Cさんの相談を受けてハローワークと連絡をとった上、訪問したことを伝える。
- ・専務は、「競争の激しい業界のため、うちのような零細企業は、注文の波に臨機応変に对应していかなければやっていけない」が、Cさんはその点で「融通が利かない、自分の決まったペース以上には仕事をしない」と言う。「職場でいささか荒っぽい言葉が飛び交うのは日常のことだが、行き過ぎはないように注意したい」と応える。

- Cさんの仕事ぶりを観察すると、人並みよりやや遅い作業スピードではあるが、手を抜かず一心に働く姿が印象的である。
- 専務に対し、次の3点を伝える。①作業の内容やスピードについて、Cさんには急な変化には対応しづらい特性があること、②Cさん自身の人間性を否定するような言葉は、「職場いじめ・パワハラ」（人格権の侵害を含む）に該当するだけでなく、Cさんの再発不安を招くため、良好な職場環境保持に努めて欲しいこと、③Cさんの就労継続をめぐるお困りの点があれば支援する用意のあること。
- Cさん退勤時に同道し、職場環境が改善するかどうかしばらく様子を見ることと、支援の必要があればいつでも遠慮なく連絡して欲しい旨を伝えておく。

〈虐待の発見・通報〉

- 職場訪問から2ヶ月ほど経過した後、Cさんが障害者総合支援センターに来所し、「今月から時給を下げられた」と訴える。かねてより職場の経営者一族は新興宗教に入信しており、社長から「お前も入信するなら、ずっと面倒見てやろう」と言われ、Cさんが断ったところ今月から時給が下げられたという。
- ハローワークに求人時の時給を確認の上、Cさんの給与明細と照らし合わせたところ、200円ほど時給は低額であり、最低賃金を下回っていることが判明する。
- 障害者総合支援センターで緊急会議を開き、特定宗教への信仰の強要を含む心理的虐待と経済的虐待の事実があると確認し、支援課へ虐待通報し（*障害福祉課へ報告の上）、虐待対応をはかることとした。

〈行政当局（*労働局）の担当部署による事実確認〉

- 労働局の担当部署の調査により、最低賃金法違反に加え、雇用保険料を給与から天引きしていたにもかかわらず加入していない事実が明らかとなる。最賃関係については労働基準監督署が、雇用保険についてはハローワークがそれぞれ担当して是正に向けた指導に入ることとする。

〈Cさんの要望と新たな就職に向けて〉

- 障害者総合支援センターでCさんと面接。センターからはこの間の虐待通報とその後の経緯について説明し、今後の意向をCさんに伺う。
- Cさんから「主治医にも相談したところ、以前の職場で働く最中に調子を崩した苦い経験があり、今の職場でも再発に大きな不安を感じるので、職場を変えたい。今のところは穏便に退職できさえすればいいと思っている」との申し出がある。
- これを受けて、センターはCさんに次の3点を伝える。①今回の職場での不適切な処遇は、明白な法令違反を含む虐待に該当するものであるため、Cさんの希望に即して新たな就職に向けた支援を実施すること、②最低賃金との差額分は使用者がCさんに支払うべきものであり、Cさんには受け取る権利があること、③雇用保険については未加入をめぐるハローワークの判断を待つことになるが、「職場いじめ」等の虐待によって退職を余儀なくされた場合、職業安定法の特定受給者退職制度による手厚くした雇用保険受給がありうること。
- 今後の仕事については、Cさんの相談の中で次のように確認された。①急な変化への対応を求められる外食・弁当系の仕事はCさんにとってリスクの高い業種であること、②Cさんの作業能力や仕事の理解力の高さを活かしつつ、コンスタントなペースで仕事を続ける

ことを配慮した時、パソコン作業の就労訓練をくぐった上でパソコンを使用する仕事への就職を見通すこと、③就労訓練と併せて、職場のストレスだけを溜めないような地域生活の質を高めるために、余暇の充実と仲間づくりに向けた地域活動支援センターのサービス利用をはかること。

- Cさんに対し、仕出し弁当店から未払い賃金と雇用保険料の不当徴収分が支払われ、Cさんは退職することとなった。（*以上の経緯は、労働局と確認された。）

〈今後に向けて〉

- Cさんは就労移行支援事業所にパソコン作業の就労訓練サービスを利用するようになった。障害者総合支援センターと連携をすることとなった生活支援センターは地域生活の質的向上に向けた個別支援計画を策定することとなった。

④ 〈事例概要〉

本人氏名	Dさん	就労先	大手チェーンストア子会社物流センター
年齢・性別	31歳・女性		
住居形態	親所有（持家）	雇用形態	契約社員（年度更新有期雇用）
経済状況	労働収入 月額 120,000円	勤務形態	週5日（1日7時間勤務）
福祉サービス	障害者手帳：療育手帳B	仕事内容	軽作業（シール類貼付、ラッピンググッズの製作、伝票類整理等）
公費負担・医療保険	自立支援医療：無し 組合医療保険（個人）	職場状況	責任者は本社退職者、幹部社員と現場指導員1名は本社からの出向者、パートの指導員補助2名。従業員15名が知的障害で、Dさんが最軽度者。
医療機関の利用状況	通院はなし、精神遅滞		

1. 生活歴

- ・他県の小学校通常学級、中学校特殊学級、養護学校高等部をそれぞれ卒業している。学校卒業後は、穏やかな性格と作業能力・手指の巧緻性の高さが評価され、地元大手スーパーの製パン部に就職。ここでは、「楽しく働いていた」とDさんはいう。
- ・両親・兄夫婦と市内転入に伴い、Dさん30歳時、障害者総合支援センターを利用して現在の職場に就職する。
- ・家族関係は良好。公務員であった父親（転入直前に定年退職）と専業主婦の母親は、娘Dさんをととても可愛がってきているが、Dさんの人格的自立という観点から見た場合、やや過保護な傾きが見受けられる。

2. 支援経過

〈虐待の発見〉

- ・障害者総合支援センターのフォローアップとして職場訪問の際、以前には見られなかった「おどおどした目つき」や「虚ろな表情」が観察されたため、退勤時に同道して職場の様子を聞くこととする。
- ・Dさんから、「あなたはどうせここで長続きはしない」とか「親会社はお金があってあなた一人くらいのお給料は出せるから、職場に来ても、何もしなくていいのよ」と言われ、この間「ずっといじめられている」と訴える。

〈虐待の事実調査〉

- ・この物流センターには、近隣の複数の就労支援機関を介して障害のある人が就職しているため、他の就労支援機関に連絡をとり情報を収集・交換する。
- ・その結果、3～4人の障害の軽い人を標的に絞り、一人ずつ順繰りに、それぞれ一定期間の、指導員による言葉によるいじめが行われており、現在はいじめの対象がDさんになっていることが明らかとなる。
- ・物流センターに就職した障害のある人の複数の親からの情報として、指導員は退勤間際の「終わりの会」の時に「ジョブコーチの言うことは信用してはいけません」と話していることも伝えられた。

- Dさん宅を訪問しこれまでの経緯を説明した上で、本人に父母を交え現在の職場と就労継続に関する意向を伺った。父親は「大手の子会社だから、無難に勤め上げてくれさえすればいいと考えている」と、職場いじめの問題解決よりも娘が「大手子会社」に継続就労することが優先的な要望であると明言する。その一方で、Dさんは「いじめられた」ことを訴えるが、働くことと職場に関する要望については「お父さんの言う通りでいい」とだけ答える。

〈障害者総合支援センター会議〉

- 障害者総合支援センターの会議では、次のことが確認された。①職場いじめがあること、②この職場いじめは、親会社と子会社をあわせた構造的問題に由来すると考えられる。すなわち、親会社の退職後に子会社に再雇用された責任者は、ここで最後まで大過なく過ごすことだけを考えている節があり、指導員は指導員で障害者雇用に関するミッションに意欲はなく「出向させられたからやっている」という姿勢が強く、障害特性に対しても深い理解を寄せようとはしない、③Dさんは転居によって以前勤めていたパンの仕事を辞めた後、「親が通えと勧める会社だから行っている」姿勢が強い。そこで、惰性気味に働くDさんの姿を前にして、指導員の言葉かけは威嚇的となり、Dさんには注意の中身が伝わらないまま「私はいじめられている」との被害感情だけがDさんに残るため、指導員とDさんの関係性はますます悪循環に陥っている。
- 障害者総合支援センターの支援方針は、職場が子会社であることを考慮し、ひとまず親会社の責任者に連絡をとって企業としての事実確認と職場環境に向けた対処を要請することとした。

〈親会社の対応〉

- 親会社の責任者である担当重役からは、「聞き取り調査の結果、連絡をいただいたような事実は確認できなかった。〇〇指導員はDさんと折り合いが悪いと言っているのは確かだが、だからといって指導員を交代させることは当社としてはできない。しばらくの間、親会社のジョブコーチを派遣し、従業員への就労支援と見守りを強化する」旨の連絡が入った。
- そこで、障害者総合支援センターからもジョブコーチを派遣することを提案し、会社側も了承する。センターから派遣するジョブコーチの人は、〇〇指導員の苦労を労い、受けとめながら支援できるベテランとすることとした。
- Dさんは転居によって居住地域に友人・知人が一人もおらず、職場と自宅の往復だけの生活になっているため、生活支援センターと連携し、仲間づくりと余暇支援を地域活動支援センターの利用を含む個別支援計画を策定することとした。
- 生活支援センターは、余暇活動の中に「パン作り」を入れる提案をDさんに行ったところ、Dさんは嬉しそうに「やりたい」と応える。地域活動支援センターで知り合った仲間と徐々にうちとける関係が育まれ、自分の給料を使って土日を利用した映画鑑賞や一泊二日の旅行にも行くようになり、Dさん自身の「会社で働くことの意味」も芽生えるようになっていった。
- 以上のような対応の結果、ジョブコーチ派遣期間中に職場環境の改善は図られたかのようにはみえた。

〈職場いじめの再発〉

- ジョブコーチ派遣期間が終了して2カ月ほど経過した後、職場訪問を行う。すると、以前のようなDさんのおびえた様子が再び認められたため、退勤時に話を伺う。指導員から「みなさんは就労支援機関を卒業したのだから、私の言うことだけ聞きなさい」「Dさんは一所懸命働こうなどと思わなくていいの。余計なことをせずに来るだけでいいのだから」と罵られるようになり、電車が事故のために長時間不通となっていた際に、歩いて帰ろうとしたときにも「歩いて帰れる人はいいわね」と嫌味を言われたという。
- 前回のいじめ訴えの時とは異なり、今回はDさんから「今の会社で働き続けたい」という明確な要望が伝えられた。
- そこで、障害者総合支援センターは緊急会議を開き、心理的虐待の事実があると判断し、（*障害福祉課へ報告の上）、虐待対応をはかることとした。

〈行政当局（*労働局の担当部署）による事実確認・指導〉

- 労働局の担当部署の調査により、障害者総合支援センターの把握してきた情報に加え、一ヶ月ほど前に知的障害のある従業員にゴミ箱を投げつけて軽度の打撲傷を負わせた事実も判明する。パワーハラスメントによる心理的虐待・身体的虐待の事実を確認し、労働局の担当部署は子会社ならびに親会社に対して良好な職場環境への改善と再発防止の徹底を指導する。
- 親会社は、障害者雇用を推進するCSRを再確認し、子会社の体制・人事の一新も含めて責任ある対応をとると回答する。

〈職場環境改善の実現〉

- 親会社はまず、子会社の戦力として見直しを行った。従来は下請け注文にも出していた商品に添付するリボン等のラッピンググッズについて、子会社を主力生産の拠点と位置づけ直し、これまでの指導員に加えて第2号ジョブコーチの経験を重ねてきた親会社の社員を配置することとした。
- 新しく配属された指導員は、障害者雇用を推進する親会社のミッションに対する理解と責任感が強く、障害特性に対して配慮できる力もあるため、その後の職場環境はおおむね良好な状態に改善されるようになった。
（*・障害者総合支援センターは、以上の経緯を労働局の担当部署に報告する。）

〈今後に向けて〉

- 障害者総合支援センターは引き続き定期的な職場訪問をするとともに、生活支援センターと連携し、Dさん自身の働くことの意味と意欲を質的に高めていく視点を大切にしながら、地域生活の向上に資する個別支援計画を策定・実施していくこととした。
- 生活支援センターは、Dさん宅を家庭訪問し、これまでの支援経緯の報告を行った上でこの間にDさん自身が社会人としての自尊心を育ててきたように受け止めているとの支援機関の見立てを伝え、それをさらに育てていくことの大切さをご両親とともに確認した。

3 施設内での障害者虐待

<事例概要>

本人氏名	Aさん
年齢・性別	34歳・男性
経済状況	障害基礎年金
福祉サービス	療育手帳 A 施設入所支援・生活介護
公費負担・ 医療保険	心身障害者医療 国民健康保険
医療機関の利用状況	〇〇病院を利用

1. 家族状況

- ・両親と妹。関係は良好。母が癌で入院したことで、施設利用することになる。

2. 生活歴

- ・Aは、特別支援学校を卒業後、地元の作業所に通っていたが、27歳の時に、母が癌で入院し、障害者支援施設〇〇施設に短期入所した。その後、母が亡くなり、正式に入所となった。父とは月に2回、面会と外出があり楽しみにしている。
- ・Aは、重度の知的障害があり、自閉的な傾向がある。日常的な言葉かけは理解しているが、問いかけてもオウム返しで答えることが多く、本人の意向がよく確認できないことがある。穏やかな性格で、毎日の作業もがんばっているが、起きるとすぐにすべての居室のカーテンを開ける、人の飲みかけのコップを片付けてしまうといったことで、ほかの利用者とトラブルになることがよくある。

3. 支援経過

<通報>

- ・〇〇施設を退職した職員Bから、区支援課に相談がある。Bは、3年前から支援員として勤務していたが、施設での利用者への対応、特にAさんに対して、しつこく「いじり」をする数人の職員たちの対応に耐えられず、退職に至ったということだった。
- ・Aが気になっていることを乱暴に制止し、騒いでいるのを職員らで面白がっていたり、本人が並べのものを日課にしているコップをわざと隠して、探し回らせたりした。
- ・日ごろから、「〇男！」と呼び捨てにし、お笑い芸人のネタを言わせたり、時にプロレスの技をかけたりすることもあった。Aは、職員に笑顔で応じることが多かった。
- ・Bは、在職中に上司にも相談したが、深刻にとらえてもらえず、むしろBの対応が柔らかすぎるので、利用者が落ち着かないのではと指導を受けた。
- ・上記の内容は、情報源の秘匿を約束した上で、支援課がBから聞き取ったものである。

〈初動方針の検討〉

- Bからの聞き取り調査から、虐待が疑われたため、支援課にて虐待受付し、障害政策課に報告した。緊急性は低いと判断し、1週間後に、障害政策課、支援課、生活支援センターでコアメンバー会議を実施し、初動方針を検討した。
- ○○施設は、開所から20年が経過した施設である。短期入所等はあまり積極的に受け入れず、研修会や地域の交流の場にも参加することが少なかったようである。
- Bからの通報内容は、いずれも虐待にあたること、それが長期にわたり、日常的に続いている様子がうかがえた。
- ○○施設には、通報があったことを伝えた上で、聞き取り調査に入ることを決定した。

〈事業所への訪問・事実調査〉

- 支援課、生活支援センターで、○○施設を訪問し、聞き取り調査を行った。
- ○○施設 課長Cが対応。Cは、利用者の行動は改善が必要であり、そのための指導だった、権利侵害ではなく、あくまでも指導の一環と主張した。
- C以外にも、複数の職員から聞き取りを行った。サービス管理責任者Dは、課長Cとほぼ同じ主張であった。ベテランのEは施設批判に終始し、職員が少なすぎることで、職場の職員育成が不十分で、特に正当な業務評価ができていないことが問題と主張し、この件も含め、そういう状況ゆえに適切な支援を期待されても無理だとの答えであった。
- 入社3年目のFは、Bの通報を全面的に認めた上で、「夜中に起きだす利用者を静養室で朝まで過ごさせた」、「作業を拒否する利用者に、罰としておやつを提供しなかった」、「Aも含めこだわりのある人の行動を制限するため、日常的に職員の怒声がある」、「利用者を呼び捨てにする」、「利用者にあだ名をつけ、嘲笑する」などがあると話した。そのほか、現場職員からの聞き取りでは、Fと同様の証言が複数聞かれた。
- Aに聞き取りを行うが、こちらからの問いかけに、そのまま返すだけで、事実の確認は困難であった。しかし、職員の顔色をうかがいながら、慌てて動くなど、Aが職員を怖がっている様子が見受けられた。
- ほかの利用者からも話を聞いたところ、「こわい職員がいる」、「言えない」、「しゃべったら怒られる」などの証言も聞かれた。

〈虐待の認定〉

- 障害政策課、支援課、高齢・障害者権利擁護センター、生活支援センターにて、個別ケース会議を開催し、聞き取り調査報告をもとに、今後の方針を検討した。
- 聞き取り調査からは、Aも含め、多数の利用者に対して、呼び捨てなど敬意のない態度で接する、高圧的な声掛けをする、悪意のあるからかいやいじりをする、時に暴力的な制止や閉じ込めなども確認された。組織としても、職員の研修を十分に行っておらず、根拠のない支援をしていた。
- 日常的に繰り返されていたものは、長い場合で数年にも及び、複数の職員が関与し、組織的に容認していたことから、行為の内容を問わず、「重度の虐待である」と結論をだした。

〈虐待の原因〉

- ・管理者、現場を問わず、職員からは「呼び捨てはいけないとは知っていたが、なんでいけないのか考えたことがなかった」、「こんなことも虐待にあたるとは知らなかった」などという声があがっており、権利擁護に対する認識が全体的に低いことがうかがえた。
- ・さらに強度行動障害を含め、専門性が必要な支援も、利用者が「甘えている」、「我がままだ」と認識している職員が多く、専門性の著しい欠如があると思われた。
- ・職員育成に関しては計画性がなく、また、研修参加の機会も少ないことが分かった。
- ・組織の中で職員間のコミュニケーションが十分ではなく、チーム力が低いと感じられた。
- ・見学者、ボランティアの受け入れは少なく、施設の中に第三者の目が入りにくい状態になっていた。
- ・管理職の職責などが未整理で、施設長のワンマンな運営があると思われた。

〈対応〉

- ・障害政策課が施設指導を行い、結果として、施設責任者は、事実を認め、利用者に謝罪し、改善のための取り組みを進めていくことになった。
- ・障害政策課では、改善計画の提出を求めるとともに、研修の機会を増やし、地域の関係機関との勉強会や交流の機会に積極的に参加することを指導した。
- ・障害政策課を通じて、研修を外部機関に依頼し、施設内で虐待防止研修を実施するように指導した。
- ・生活支援センターが定期的に訪問し、利用者支援に関するアドバイスをを行い、勉強会などの情報を提供して、地域とのつながりを増やせるよう働きかけた。
- ・少しずつではあるが、〇〇施設から、対応に困ったことの相談があったり、積極的に研修に参加したりするなどの変化が出てきている。

〈課題〉

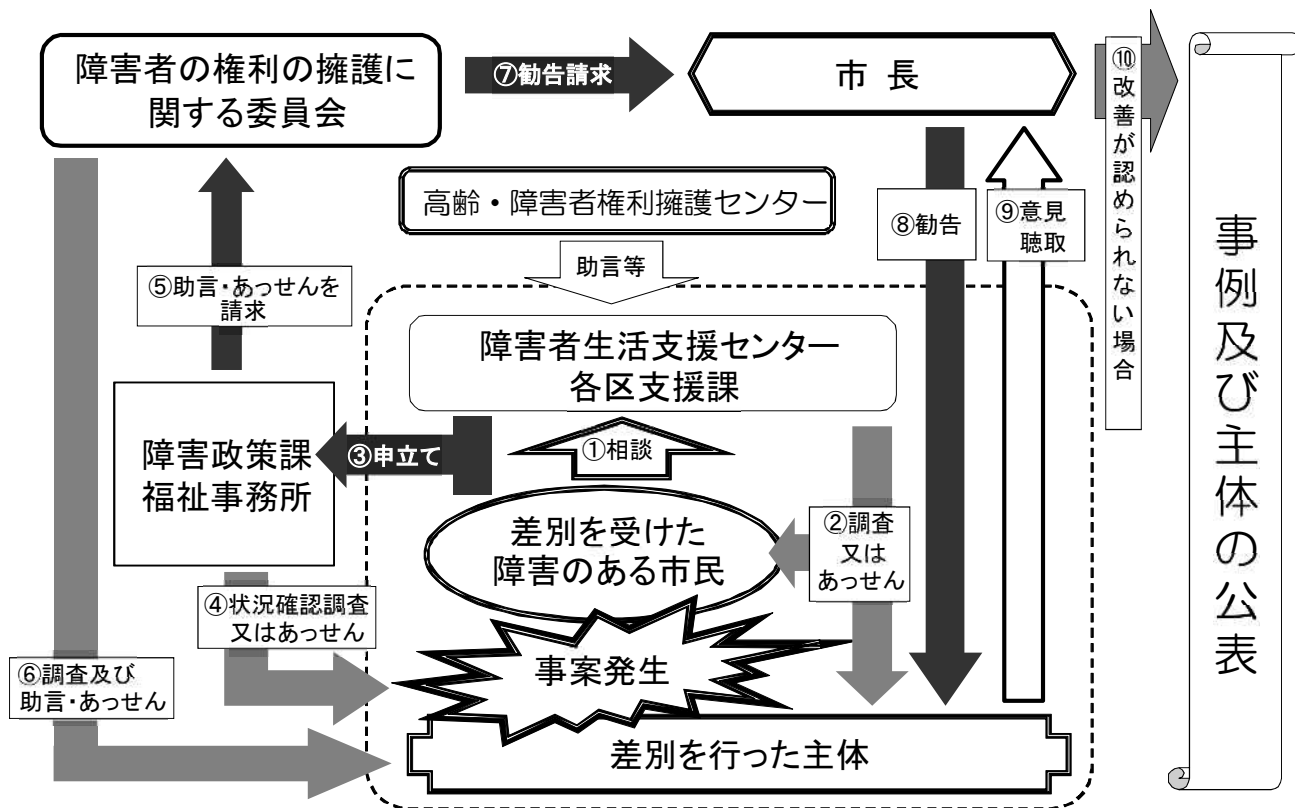
- ・複数の職員から退職の意向が出ており、このままでは事業継続が厳しいと施設長からの相談がある。
- ・今回、虐待を受けた利用者の援護機関は、県外も含めて多岐にわたり、さいたま市外の人への対応は行政間の連携が必要であったが、十分な連携がとれない市町もあった。

第8部 差別事案への対応



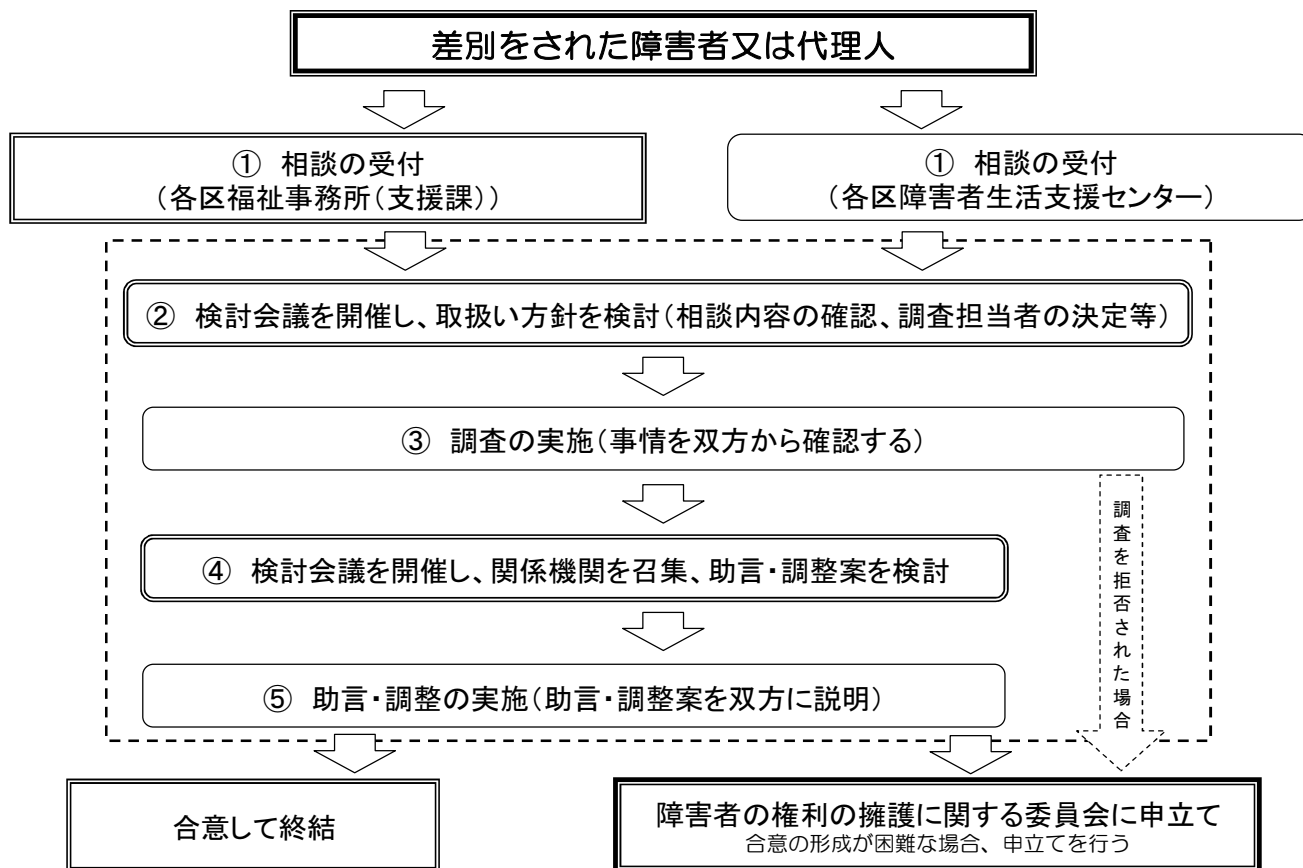
1 障害者に対する差別事案への対応

(1) 差別事案発生時の流れ



- ① 差別を受けたとき、まず各区に設置している障害者生活支援センター又は支援課に相談します。
- ② 相談を受けた障害者生活支援センター又は支援課は、連携して状況の調査や差別を行った主体と問題の解決に向けたあっせんを行います。
- ③ 障害者生活支援センター又は支援課の調査の中でのあっせんでも解決しなかった場合、市長（障害政策課又は福祉事務所）に申立てを行います。
- ④ 市長は申立てを受け、状況の確認や必要な調査を行います。
- ⑤ 市長は、障害者の権利の擁護等に関する委員会に助言やあっせんの適否の審議を求めます。
- ⑥ 障害者の権利の擁護等に関する委員会は、報告に基づき調査及び助言やあっせんを行います。
- ⑦ 助言やあっせんを行っても解決されない場合、助告を市長に請求します。
- ⑧ 市長が請求に基づき助告を行います。
- ⑨ 助告しても改善されない場合、公表に向け意見の聴取を行います。
- ⑩ 意見を聴取した結果に応じ、公表します。

(2) 申立て以前の段階における差別事案の相談の流れ



- ① 相談窓口において、来所または電話等での相談に応じます。また、相談窓口での受付だけでなく、日常の業務や活動の中での相談についても対応します。
- ② 検討会議（サービス調整会議）では、相談体制を確立した上で、相談者に対して事案の担当者を決定する。
- ③ 事案の担当者が双方から事情を確認する
- ④ 検討会議を開催し、関係機関に出席を要請し、助言・調整案を検討する。
- ⑤ 事案の担当者が双方に対して助言及び調整を実施する。
- ⑥ 合意が得られた場合、相談は終結するが、合意の形成や調査自体を拒否された場合など、状況を説明した上で、相談者本人の意志に従い、本人又は代理人が市長に申立て、障害者の権利の擁護に関する委員会が助言やあっせんを行います。

※匿名の相談に対しても、検討会議に事例を報告します。

※検討会議及び終結については障害政策課に報告します。

【具体的対応について】

周知・啓発

① 相談窓口の設置と周知、啓発活動

- ・相談窓口を明確にし、市民や関係機関に周知
- ・障害者の差別に関する知識・理解の啓発
- ・障害に関する知識や介護・支援方法の周知・啓発

相談

② 相談等

- ・本人からの相談
- ・家族・親族等からの相談
- ・民生委員や地域住民等における相談
- ・医療機関・障害福祉サービス事業所における相談
- ・支援課・障害者生活支援センターにおける相談

(支援課が相談を受けた場合)

障害者生活支援センターが主となり対応するため、障害者生活支援センターに直ちに報告をする。

⇒ 支援課・障害者生活支援センターが連携し、調査担当者を決定し、速やかに対応を行う。

(障害者生活支援センターが相談を受けた場合)

支援課と連携して対応するため、支援課に直ちに協力要請を行う。

※ 共通様式である障害者差別相談票を使用し、支援課が障害政策課へ送付すること。

※ さいたま市に居住、通勤、通学する障害者が市外において受けた差別について、深刻と判断される場合、差別したとされる側に対し状況を説明し事実の確認を行ったうえで相談者に報告する。確認の手立てがない場合はその限りでない。

対応

③ 差別か虐待かの判断

- ・相談受理後、支援課・障害者生活支援センターで連携・協議を行い、支援課長などに相談の上、判断を行う。その判断は、支援課が行う。
- ・虐待と判断した場合は、虐待のスキームに移行する。
- ・決定内容を記録し、速やかに支援課長の確認を受け、保存する。

④ 検討会議

- ・相談受理後、支援課が関係機関を招集する。(サービス調整会議と同時開催等)
- ・参加メンバーによる協議(関係機関の役割及び主担当者の決定、連絡体制の確認)
- ・会議録、責任者の確認

※ 検討会議では、共通様式である区サービス調整会議事例検討用紙を使用する

⑤ 申立て以前の段階における調査の実施

- ・相談者本人(代理人による相談の場合であっても可能な限り本人と面談する)に面談を行い、事情を調査すると共に、調整活動の意向を確認したうえで、相手方と接触す

る。

→ 相談者本人が調整活動を望まない場合は助言を行い終了する。

※ 相談に至る前に当事者間に別のトラブルがすでに発生していることが予想されることから、第三者として調整に入り、感情的な対立から冷静に話し合えるような関係の修復を図る必要がある。

・調査の結果、虐待発生の危険性もしくは兆候がある場合

→ 虐待のスキームに移行するが、虐待のスキームで対処できない場合は引き続き差別対応の枠組みで処理する。

・既存の枠組みで対応が可能

→ 既存の相談窓口を活用する（障害者総合支援センター、ハローワーク、消費生活総合センター、教育相談室、スクールカウンセラー等）

※ 相談に至る前に既存の窓口とは接触済みであることが予想されることから、事情を聴取するとともに、解決の方策について連携して取り組むことを確認する。

⑥ 検討会議における助言・調整案の検討

・調査の結果受け、関係機関の参加のもと、各種制度の内容や情報収集について確認を行う。

・助言・調整案を決定する。

・助言や調整よりも、障害福祉サービス事業所の利用等の処遇の問題として取り扱うほうがふさわしい場合は、通常のサービス調整会議として支援方針を決定する。

⑦ 助言・調整の実施

・双方の主張をそれぞれに整理し、主に差別をしているとされる側に説明し、改善点について確認する。

・相談者に連絡をするようお願いする。

・必要に応じて当事者同士が話し合う機会の設定をおこなう。

終結

⑧ 確認

・調整の結果、当事者間で連絡がとられているかを確認する。

・相談者に調整の結果を報告する。

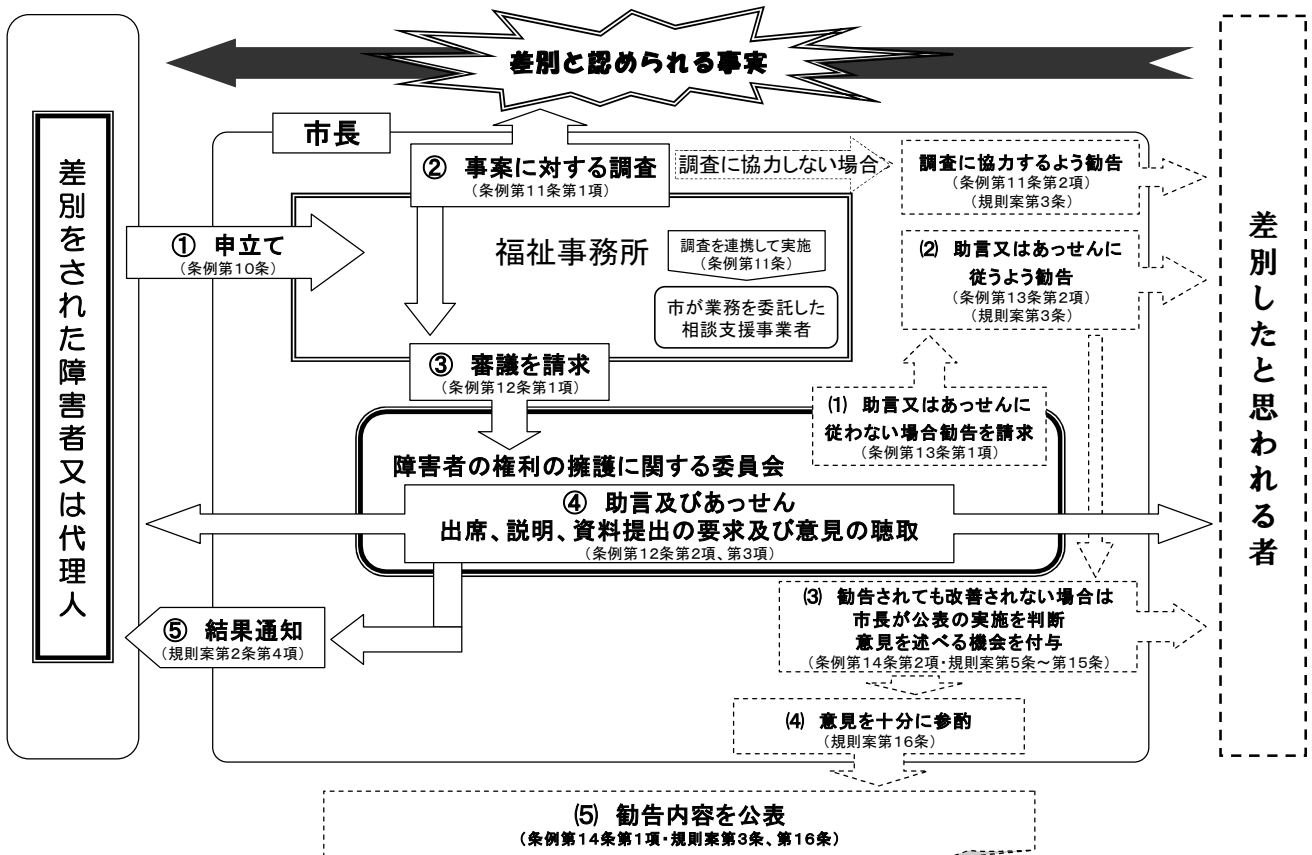
・申立てにいたる場合は、申立ての意志を代理人ではなく相談者本人に確認する。

注) さいたま市外において、さいたま市に居住、通勤、通学している障害者が差別を受けた場合は申立てを行うことはできない。また、さいたま市に居住、通勤、通学していない場合は申立てを行うことはできない。

⑨ 障害政策課への報告

障害政策課への報告は、適時、障害者差別相談票、区サービス調整会議結果報告書の提出をもって行うこととする。

(3) 申立て以後の段階における差別事案の対応の流れ



- ① 申立て以前の段階で相談が終結しなかった場合、本人又は代理人が市長に申立てを行います。
- ② 条例に基づく調査を行い、事案の確認を行います。（各区支援課又は障害者生活支援センターの事案の担当者が行います。既に調査が終結している場合、調査に応じない場合、そのまま③に進みます。）
- ③ 調査結果を元に権利擁護委員会に報告を行い、審議を請求します。
- ④ 報告内容に基づき、双方に出席、説明等を要求し、意見の聴取を行い、助言およびあっせんを行います。
- ⑤ 結果を通知します。途中で合意が形成された場合も通知を行います。

助言やあっせんに従わない場合

- (1) 助言及びあっせんに従わない場合、調査に協力しない場合は、勧告を市長に請求します。
- (2) 請求に従い、勧告を行います。
- (3) 改善されない場合は、公表を検討するため、意見陳述の機会を設けます。
- (4) 意見を十分に参酌します。
- (5) 公表を決定します。

2 障害者に対する差別の定義

「さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例」第2条に、定義されています。

(1) 障害者に対する差別となる行為

① 日常生活等

毎日の生活などで知った障害のある人の名前や身の上などを誰かに言いふらすなどして、その障害のある人の暮らしを妨げること。

【趣旨】

- 障害のある人の障害について、その障害のある人の社会参加を妨げたり、日々の平穏な生活を妨害したりすることを差別とします。
- 「妨げる」とは障害のある人の障害の内容を、その障害に対する正確な理解に基づかず、近隣の住民に言いふらし、不安をあおる行為をいいます。

【解釈と運用】

- ☆ 事実の認定については、当事者のみならず関係者も含めた調査を行い、客観的な事実に基づいて慎重に判断する必要があります。
- ☆ 障害のある人が地域で暮らすためには、近隣の住民の方の理解と協力が欠かせませんので、単に障害のある人の立場のみに立脚した一方的な主張に終始するのではなく、地域全体での話し合いや取組を促すような助言やあっせんを行う必要があります。

【具体例】

- ◇ 障害のある人に対し、障害を理由として日常生活や社会生活を妨げる行為としては以下のようなことが考えられます。
 - ・ 障害のある人に対し、住んでいる地域から他の地域へ引っ越すように嫌がらせや圧力をかけること。
 - ・ 障害のある人が地域で生活することに正確な知識や理解に基づかずに一方的に反対する、又は反対するように地域住民を煽ること。
 - ・ 障害のある人に対し、自治会やPTAの役員をやめるように促したり退会を迫ったりすること。

② 教育

障害者が学ぶときやその保護者が学ばせるときに行う以下のことを差別とします。

- (ア) 障害のある人に必要なことを教えなかったり、学ぶための支援をしなかったりすること。
- (イ) 障害のある人やその保護者の意見を聴かなかったり、説明を行わないで、入学する学校を決めたりすること。
- (ウ) 学ぶために必要とされる合理的配慮に基づく手立てを行わないことにより、障害のある人に授業や試験を受けられなくすること。

【趣旨】

- 障害のある幼児児童生徒に関わる関係者（保護者や教育、医療、保健、福祉等の関係機関）が、本人の意思を大切にしながら、話し合いの中で障害のある幼児児童生徒の教育的ニーズを把握していくことです。保護者をはじめ関係者が十分に話し合い、よりよい手立てを講じていくとともに、障害のある幼児児童生徒に対し、必要な合理的配慮に基づく措置を行っていくことをこの条例では目指しています。
- 障害のある幼児児童生徒に必要と認められる適切な指導及び支援を行う特別支援教育を受ける機会を与えないこと、授業や試験などを受けるために必要な合理的配慮に基づく措置を行わないことを「差別」として定義したものです。
- 学校教育法令等に基づく就学指導の仕組みを前提に、教育委員会に対して、本人や保護者の意見を十分に聴き、就学指導の過程や就学先における教育内容等について説明や情報提供を丁寧に行い、総合的な見地から就学先を判断することを求めたもので、既に法令等において求められているところであり、新たなルールを定めるものではありませんが、そのような手続きを経ないで就学先を決定することを「差別」として定義したものです。

【解釈と運用】

☆ (ア) 障害者に必要と認められる適切な指導及び支援

- ・ 特別支援学校の教育課程には、障害のある幼児児童生徒について、その障害に基づく種々の困難を改善克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、心身の調和的発達の基盤を培うことを狙いとする「自立活動」という領域が設けられています。小学部・中学部学習指導要領等では、この「自立活動」の指導に当たって、幼児児童生徒の障害の状態や発達段階等の的確な把握に基づき、指導の目標及び指導内容を明確にし、「個別の指導計画」を作成することを定めています。

☆ (イ) 入学する学校を決定すること。

- ・ さいたま市では、最終的に入学する学校を決定するのは、本人と保護者です。

☆ (ウ) 合理的配慮に基づく措置

- ・ 小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領では、教育課程実施上の配慮事項として、「障害のある児童（生徒）などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、例えば指導についての計画又は過程や医療、福祉等の業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することにより、個々の児童（生徒）の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。特に特別支援学級や通級による指導については、教師間の連携に努め、効果的な指導を行うこと（小学校学習指導要領第1章総則第4の2の(7)、中学校学習指導要領第1章総則第4の2の(8)）」が規定されています。

【具体例】

- ◇ 教育の分野における「合理的な配慮に基づく措置」としては、幼児児童生徒、本人が理解できる情報伝達方法を用いることや、本人に必要な教育環境を整備することなどが考えられますが、具体的な例としては、以下のようなことが挙げられます。
 - ・ 障害特性に応じた教材を用意すること。

- ・障害特性に応じた試験方法を行うこと。
- ・トイレの配慮など、校外学習等で本人が活動しやすいような条件を整えること。

③ 雇用

障害のある人を雇って、仕事をさせるときに行う以下のことを差別とします。

- (ア) 募集や採用するとき、その職場で仕事をこなすことができるにもかかわらず、障害を理由として応募や採用を拒んだり、条件をつけたりすること。
- (イ) その職場で仕事をこなすことができるにもかかわらず、障害を理由として解雇したり、無理やり辞めさせようとしたりすること。
- (ウ) 障害のある人が働くために必要とされる合理的配慮に基づく手立てを行わないこと。

【趣旨】

- 募集や採用を行うときに、業務の遂行等ができないなどの正当な理由がないにもかかわらず、障害者の応募を受け付けない、試験や面接を受けさせないことを差別とします。
- 業務の遂行等ができないなどの正当な理由がないにもかかわらず、障害を理由として解雇したり、退職を強制したりすることを差別とします。
- 障害のある人を雇用し、業務に従事させる場合に、合理的配慮を行わなければその障害のある人が業務の遂行が妨げられる、又は業務の遂行に必要な研修を受けられないということを知りながら、必要とする合理的配慮を行わないことにより、業務の遂行を妨げたり研修を受けられなくしたりするなどの不利益を与えることを差別とします。

【解釈と運用】

- ☆ 「労働者を雇用する場合」とは、民法623条の雇用契約に限定せず、実態として使用従属関係があればこれに該当します。なお、使用従属関係とは、就業始業時刻、休日休暇等の管理、作業内容や勤務場所、具体的な指揮命令、作業設備等の所有関係、労務提供と報酬の対価関係等の存在等により判断されます。
- ☆ (ア)の規定は、個別の障害のある人の雇用の場面における「不利益取扱い」について規定したものであり、障害者の雇用の促進等に関する法律の法定雇用率を満たしていても、「障害を理由」として採用を拒否すれば差別に該当します。
- ☆ この条例では、「障害を理由」とした差別を定義していますが、その差別が「障害を理由」としたもののか否か、分かりにくい場合があります。
このため、障害に起因して生じている具体的な状況により、業務の本質的部分を遂行することが不可能である場合には、「正当な理由」があるものとし、障害のある人の採用を拒否などしても差別とは解しません。
例えば、(中途の)視覚障害者が運転手の業務を希望した場合、運転という業務の本質的部分を遂行することが不可能であるため、採用を拒否しても、「正当な理由」があるとし、差別には当たりません。
なお、「正当な理由」がある場合においても、事業者等は、話し合いを通じて、「合理的な配慮に基づく措置」を講ずることができないか検討する必要があります。
- ☆ 何が業務の本質的部分であるかは、①その業務を行うことが現実に要求されているか、②その業務を行うにあたっての人員が限られているか、③その業務が高度に専門的なものかなどによって判断します。

具体的には、

- ① ファイル系の求人をしたが、実際には、ほとんど別の事務作業を行う場合は、ファイリングは「業務の本質的部分」には該当しません。
- ② ファイル係として就職したが、非常に忙しい事務所で、各従業員が多くの異なった職務を遂行しなければならない場合には、例えば、電話の対応もファイル系の「業務の本質的部分」となります。
なお、仕事量が時期によって変動する場合は、ピーク時の仕事量を基準に「業務の本質的部分」を判断します。
- ③ 中国市場への事業展開を考えている事業者が、中国語の通訳を募集した場合、ビジネスレベルの中国語能力は「業務の本質的部分」に該当します。

☆ (ア)と(イ)については、障害のある人が補助機器等を活用したり、労働環境を整備したりするなどの合理的配慮に基づく措置を行っても、なお業務を遂行することが不可能な場合は「正当な理由」となります。

☆ 雇用の分野における「合理的な配慮に基づく措置」としては、障害のある被雇用者が理解できる情報伝達方法を用いることや、本人に必要な労働環境を整備することなどが考えられますが、具体的な例としては、以下のようなことが挙げられます。

- ・車イスを利用する従業員のために、車イスが入る机を用意することなど、障害特性に応じた職場環境づくりをすること。
- ・精神障害がある従業員のために、仕事のローテーションを組み替えること。
- ・仕事を進めるに当たって障害特性を踏まえるとともに、本人の仕事に対する意欲や可能性に配慮すること。
- ・知的障害がある従業員のために、工程の単純化等職務内容を工夫すること。
- ・障害を持ったことによる休職後の職場復帰にあたり、単純に従前の職務が務まるかではなく、段階的な復帰や職種の転換を考慮すること。
- ・エレベーターのないビルをオフィスとして使用している企業において、車イスを利用する従業員を1階の業務に配置すること。

【具体例】

- ◇ 障害者雇用で職探しをしても、精神障害というだけで面接にこぎつけない。
- ◇ 聴覚認知が苦手であることを伝え、当初は理解ある上司のもとで働きやすかったが、後任の上司は本人が苦手とする仕事を担当させたがその際に、視覚で指導してもらえれば理解ができるのに、音声で指導を受けたため覚えられず、努力不足と指摘された。
- ◇ 発達障害があることを伝え、働いていたが一見すると健常者と区別がつかず、仕事の内容によっては健常者と同じレベルで働けるが、障害のために苦手な仕事となるとまるでできなくなることを理解してもらえず、周囲から「仕事を選んでいる」「障害者でもないのに障害があると詐称している」などと言われ、いたたまれなくなり退職に追い込まれた。

④ 医療・福祉・商品・サービス・不動産

誰もが利用している、病院、福祉サービスや商品の売買、不動産の取引を、正当な理由なく、障害のある人の障害を理由に断ったり、一部に限ったり、条件をつけたりすること。

【趣旨】

○ ここでは、主にサービスの分野に関する差別について規定しています。

【解釈と運用】

☆ この条例では、「障害を理由」とした差別を定義していますが、その差別が「障害を理由」としたもののか否か、分かりにくい場合があります。このため、障害に起因して生じている具体的な状況により、人の生命、身体、財産に対する侵害が現に生じている場合、又は具体的な危険が切迫している場合には、「正当な理由」があるものとし、サービス等の提供を拒否などしても差別とは解しません。例えば、福祉サービスにおける入浴サービスの実施中に本人の体調が急変した場合、本人の生命、身体の保護のために当該サービスの提供を中止（拒否）しても、「正当な理由」があるとし、差別とは解しません。

☆ 障害のある人に対する医療の提供に関しては、①病状や治療について、障害の特性に応じた説明をしてもらえなかったり、②通院に付添いの同行を求められたりするなどの実態があります。障害を理由として、医療の提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課すことを「差別」と定義したものです。

☆ 障害に起因して生じている具体的な状況により、現にサービスの本質を著しく損ねている場合、又はサービスの本質を著しく損ねる状況が切迫している場合には、「正当な理由」があるものとし、サービスの提供を拒否などしても「差別」とは解しません。

例えば、障害特性から、演劇の公演の最中に会場で大声を上げてしまったり、動き回ったりしてしまうような場合、当該サービスの提供に不可欠な静けさや他の観客の観覧を妨げないように当該サービスの提供を拒否しても、「正当な理由」があるとし、差別とは解しません。また、障害に起因して生じている具体的な状況により、人の生命、身体、財産に対する侵害が現に生じている場合、又は具体的な危険が切迫している場合に、「正当な理由」があるものとし、サービスの提供を拒否などしても不利益取扱いとは解しません。例えば、遊園地の遊具に乗車中に本人の体調が急変した場合、本人の生命、身体の保護のために当該サービスの提供を中止（拒否）しても、「正当な理由」があるとし、不利益取扱いとは解しません。

☆ 「制限」とは、診察やサービス、商品の一部しか提供しないことです。また、診察やサービス、商品に関して必要な説明を行わないこと、観光施設等に入場できる範囲を制限したりすることをいいます。

【具体例】

- ◇ オストメイトであることを理由に介護施設に入所を拒否された。
- ◇ 知的の障害がある方を診てもらうときに、事前に連絡しないと困る、と拒否された。
- ◇ 盲導犬と一緒にいることで入店を拒否された。
- ◇ レンタカーを借りようとしたら、聴覚障害者だからという理由だけで断られた。
- ◇ アパートを借りたいと申込をしたが、入居を聴覚障害で聞こえないからという理由で断られた。

⑤ 施設・建物・公共交通機関

誰もが利用している建物や電車、バスなどの利用を、正当な理由なく、障害のある人の障害を理由に断ったり、一部に限ったり、条件をつけたりすること。

【趣旨】

- 「不特定かつ多数の者の利用に供されている建物その他の施設」とは、さいたま市だれもが住みよい福祉のまちづくり条例第2条第2項に規定する生活関連施設をいいます。
- 「公共交通機関」とは、タクシー、バス、電車など、不特定多数の人が利用する交通機関のことをいいます。
- この場合の「正当な理由」とは混雑時等における人員不足により安全が確保できない可能性があることも含みます。
- 「当該建物その他の施設又は当該公共交通機関の利用」に該当するためには、現に建物等への入場又は利用が拒否されることを要します。したがって、バリアフリー化が図られていない建物等が存在していても、実際に建物等への入場が拒否されなければ、「差別」に該当しません。

【具体例】

- ◇ コンサートの際、車椅子席に座ったが、位置が低すぎて舞台を見ることができなかった。
- ◇ プールの利用に際し、大人用のコースを使わせてもらえない。
- ◇ インターチェンジの無人精算機で手帳をカメラに向かって提示するが、音声のみの対応でOKかどうか表示されないのので、聴覚障害者にはわからない。
- ◇ タクシーに介助犬とともに乗ろうとしたら拒否された。
- ◇ 事前に乗車すると連絡したが、バスの運転手に伝わっておらず、乗ろうとしたときに存在に気づいてもらえない。

⑥ 情報提供

障害のある人が毎日の暮らしに必要な情報をやりとりするときに、正当な理由なく、障害のある人の障害を理由に断ったり、一部に限ったり、条件をつけたりすること。

【趣旨】

- 情報は、有効活用することによって日常生活や社会生活を豊かにしますが、一方、何らかの理由で情報を得ることができなくなると、生活する上で困ったり、社会的に不利な状況に陥ったりすることもあります。障害のない人と比べて、移動やコミュニケーションにハンディキャップのある障害のある人にとって、情報は、就労、教育、政治参加、余暇活動など社会生活のあらゆる場面において非常に重要であり、特に、災害時においては、適切な情報が提供されないと、直ちに生命・身体の危機に陥ることがあります。
- 障害のある人に情報を提供する場面では、①必要な行政情報が行政無線（音声）でしか提供されない、②災害時に放送が聞こえないために食料や物資をもらえなかったなどの実態があります。このような実態を踏まえ、障害を理由として、障害のある人に対して情報を提供するときに、これを拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課すことや、障害を理由として、障害のある人が情報の提供をするときに、これを拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課すことを「差別」として定義したものです。

【具体例】

- ◇ 色んな情報が郵送されてくるが視覚障害なので、全く読むことができない。
- ◇ 手紙や通知の内容が難しすぎてわからない。ルビが振ってあればわかるというものでは

ない。

⑦ 意思表示

障害のある人が毎日の暮らしに必要な意思を伝えようとするときに、正当な理由なく、障害のある人の障害を理由に、手話やFAXなどによるコミュニケーション手段を断ったり、一部に限ったり、条件をつけたりすること。

【趣旨】

○ コミュニケーションは、人としてすべての活動の基本となります。外国人とのコミュニケーションを確保するために通訳が必要なように、聴覚障害のある人とのコミュニケーションを確保するためには、手話通訳などが必要となります。

このようなコミュニケーション手段の確保は、単に障害のある人に対する配慮にとどまらず、障害のない人にとっても必要な配慮といえることができます。

○ 障害のある人が意思表示をする場面では、①本人のプライバシー保護と称して手話通訳の同行を認めずに手続きを断られた、②電話は受け付けるがFAXは受け付けない、などの実態があります。このような実態を踏まえ、障害を理由として、障害のある人が意思表示をするときに、これを拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課すことや、障害を理由として、障害のある人が情報の提供をするときに、これを拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課すことを「差別」として定義したものです。

○ なお、条例は法律の範囲でしか制定することができません。したがって、公職選挙法が適用となる選挙において、例えば、電話を利用できない聴覚障害者がインターネットやFAXを利用して投票依頼をするなど、公職選挙法で制限、禁止されている行為は、この条例の対象とすることはできません。

【具体例】

◇ 聴覚障害者はFAXで連絡をとり合うが、お店や病院などではFAX番号を公開していないところがあるため非常に困っている。

◇ 宅配便の不在通知に電話の連絡先しか記載されておらず、連絡が取れない。

⑧ 機会均等

障害を理由に、障害のない他の人に比べて、悪い条件を押し付けたり、押し付けようとしたりすること。

【趣旨】

○ 障害のある人に対し、正当な理由なく、障害のない人に比べて、機会の均等を損なう取扱いをした、またはしようとすることを「差別」とする規定です。

【具体例】

◇ 障害者を対象とした就職面接会や電話対応を必要とする企業が多くあるが、聴覚障害者はメールを使っても電話対応ができないので、事実上締め出されている。

◇ 一般の幼稚園に通園していたが、転居に伴い新しい転園先の幼稚園を探していたところ、発達障害を理由に転園を拒否された。

(2) 合理的配慮に基づく措置について

この条例で「合理的配慮に基づく措置」とは、障害のある人がその障害のために毎日の生活に不可欠な活動ができないときや難しいときに、それをできるようにしたり、やりやすくしたりするために、器具を提供したり建物や設備を改修したりする手立てを行うことをいいます。

ただし、例えば障害のある人がお店で働く場合、お店を開いている時間と障害のある人が働ける時間が異なってしまったり、障害のある人が利用するためにはお店の建物そのものを建て替えなければならなかったりするなど、手立てを行う人に大きな負担となることは除きます。

【趣旨】

- 「合理的な配慮に基づく措置」とは、個々の障害者が、日常生活又は社会生活で必要不可欠な活動を行うために必要かつ具体的な調整及び変更をいいます。このような調整及び変更には、物理的なものと手続的なものの両方が考えられますが、どのような「措置」が求められるかは、障害者の障害の状況に応じて変わってきます。
- 「合理的な配慮に基づく措置」を行うことが、社会通念に照らして「過重な負担」になる場合には、合理的な配慮に基づく措置には該当しないこととしています。

【解釈と運用】

- ☆ 合理的配慮に基づく措置は、新しい概念であるので、こういったものであるのか市民にわかりやすく周知していく必要があります。
- ☆ 市としてもイベントの開催や各種の手続きの場面において、事前に考えられる配慮を行うことや、障害者の申し出に対して可能な限り合理的配慮に基づく措置を行うとともに、合理的配慮に基づく措置が不可能な場合については丁寧に説明する必要があります。
- ☆ 合理的配慮に基づく措置は、新しい概念であるとともに、日常生活等における活動に対する必要な措置はそれぞれの障害者によって異なりますので、まずその障害者にとって必要な措置は何か、どうすればできるのか、何ができないのかを当事者間でよく話し合うことが必要です。

【具体例】

- ◇「合理的配慮に基づく措置」
 - ・車椅子を使用する障害のある人が、車椅子が机の下に入らず仕事又は学習ができないといった場合、仕事や学習ができるように机を取り替える。
 - ・建物に段差があって入れない場合など、スロープを設ける。
- ◇「合理的配慮に基づく措置」から除外される「過重な負担」とは、非常に困難な状況や莫大な費用を指し、特定の「措置」にともなう費用や困難性と関連して、提供側が利用できる資源や状況を勘案して判断されるものです。過度な負担とは経済的負担のみを意味するのではなく、「措置」が過度に大規模であるとか、根本的であるとか、混乱をともなうようなものであるとか、事業等の性格や運営に変化をもたらすような事業等の根幹に関わる性格のものも指します。

ただし、その場合であっても他の可能な合理的な配慮に基づく措置について検討する必要性があります。

- ・3人いなければ成立しないような業務において、3人のうちの1人の障害のある人が、

病状や障害の悪化により勤務時間の変更を申し出た場合、残りの2人がずらした時間の分だけ他の仕事を探したり、調整を行ったりする必要があるため、障害のある人の勤務時間の変更は過重な負担と考えられます。

- ある人が車椅子を使用しなければならなくなった場合、それまで通勤や通学をしていた建物が使えなくなったが、エレベーターなどの設置するための改修等がその建物の耐震性を基準以下にしまったり、建物自体を建替えたりする場合などは過重な負担と考えられます。

3 差別事案対応における各機関との連携

差別事案に対応するためには、支援課や障害者生活支援センターのみで解決を図るのではなく、従来の福祉の領域に関わる機関のみならず、地域の関係機関がそれぞれの役割を生かした中で、協力・連携を図りながら支援していくことが必要です。

(1) 支援課の役割

① 障害者差別の相談を受けた場合

検討会議（サービス調整会議）を開催すると共に関係機関を招集します。障害者生活支援センターと連携して調査および助言、調整を行います。

② 虐待の可能性が疑われる場合

速やかに当該障害者の事実の確認及び安全の確保を行い、その対応について関係機関と協議する。⇒虐待のスキームに移行する。

③ 差別の申立てが行われたとき

検討会議（サービス調整会議）を開催し、関係機関を招集するとともに、障害者生活支援センターに連携を要請し、条例に基づく調査を行い、障害者の権利の擁護に関する委員会に対し報告します。

(2) 障害者生活支援センターの役割

① 障害者差別の相談を受けた場合

検討会議（サービス調整会議）の開催を要請し、差別事案にもよりますが、申立て以前の段階における調査の主体として相談者を支援すると共に、差別をしたと思われる当事者と相談者の間に立って助言及び調整を行います。

② 虐待の可能性が疑われる場合

障害者虐待と疑われる場合は、支援課と連携して、速やかに当該障害者の事実の確認及び安全の確保を行い、事例に即した適切な対応をとることとします。⇒虐待のスキームに移行する。

③ 差別の申立てが行われたとき

支援課の要請に応じ、調査に協力します。

(3) その他の関係機関等の役割

ア 高齢・障害者権利擁護センター

虐待事案や差別事案に対してスーパーバイズを行う機能を持った機関です。医師及び弁護士が嘱託で在籍していますので、事例について相談したり、検討会議に専門職を招いてアドバイスを受けたりすることが出来ます。

イ 障害者総合支援センター

就労に関する事案について、ジョブコーチや雇用創出コーディネーターと連携し、主に

事業所と相談者との仲介について協力するとともに、事案によっては就労支援の枠組みで対応します。

ウ 特別支援教育相談センター等教育機関

発達に関わる課題、障害に関する教育的な相談や保護者や学校に対する支援を行っており、学校と保護者及び幼児児童生徒との仲介について協力します。また、特別支援ネットワーク連携協議会を通じて、医療、保健、福祉の各機関と連携し、課題の解決に向けた協議を行います。

エ さいたま市消費生活総合センター

主に、商品やサービスの分野において相談を行っている機関で、必ずしも障害を理由とする差別ではないと考えられる相談については、さいたま市消費生活条例の枠組みで対応することも有効と考えられます。

オ さいたま地方法務局（人権相談常設相談所）

人権擁護委員による相談窓口が設置されており、人権相談や被害の申告などを受けて、救済手続を開始します。人権擁護委員は法務局職員と協力して、情報の収集、人権侵害事件の調査、処理に当たります。

4 障害者に対する差別に関わる時の留意点

差別事案の対応にあたっては、差別をしたと思われる人も差別をされた人も、その場の助言やあっせんのみのかかわりではなく、その後も長く同じ地域に暮らしていくということを念頭におかなければなりません。

差別をしたと思われる人も障害の理解不足やその人自身が支援されるべき様々な問題を抱えている場合があります。そのような場合は、差別をしたと思われる人に対して、適切な関係を保ちながら、事実を把握し、障害のある人が持つ障害やその特性を理解してもらうなどして、問題の解決を図る必要があります。

また、障害のある人は、自らが差別をされていることに気がつかない場合や自分の思いや考えをうまく説明できないこともあります。そのような場合は、障害のある人から丁寧に話を聞き、何が問題なのか、何が必要なのかなども考えて整理をしていくことが必要になります。

行政が関わる目的は、差別をしたとして一方を排除するということではなく、差別に対する助言やあっせんを通じて、障害のある人の生きづらさを軽減し、地域の人々が障害のある人への理解を深めていくことにあります。

- ① 相談者（障害者）と差別をしたと思われる人との関係を損なわないよう注意する
- ② 相談者（障害者）と差別をしたと思われる人の双方との信頼関係を作る
- ③ プライバシーを保護する
- ④ 差別をしたと思われる人が障害者の特性や行動を理解できるよう支援する
- ⑤ 感情的なコミュニケーションにならないように注意する
- ⑥ 「差別した」「差別していない」という行為よりも、双方の要望や納得できる方策を考えることに重点を置く
- ⑦ 障害者が自らの誤った理解により自信をなくしている場合には、丁寧に説明し、正しく理解することで自信を取り戻せるように配慮する
- ⑧ 障害者が安心して気持ちを話せる場をつくる

様式集



共通の様式について

支援課・障害者生活支援センターでは、ここに定める様式を共通の様式として使用し、支援を行っていくこととします。

（共通様式）

- フェイスシート
- アセスメントシート
- サービス等利用計画
- 区サービス調整会議事例検討用紙
- 区サービス調整会議結果報告書
- 支援計画表
- 障害者虐待・差別相談票
- 障害者虐待サインリスト
- 障害者虐待リスクアセスメント・チェックシート
- 障害者虐待リスクアセスメント・チェックシート簡明版 Ver.1
- 評価シート
- 障害者緊急一時保護等事業（一式）

（計画相談支援・障害児相談支援）

- 一次アセスメント票
- 専門アセスメント票
- ニーズ整理表
- サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案
- サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案【週間計画表】
- 申請者の現状（基本情報）
- 申請者の現状（基本情報）【現在の生活】

（参考様式等）

- 相談受付票
- さいたま市障害者生活支援センター個人情報取り扱いに関する同意書
- 立入調査指示書
- 立入調査時における定型原稿
- 障害者虐待事案に係る援助依頼書
- 障害者虐待防止チェックリスト

フェイスシート

(1) 基本事項	記入日	年 月 日
記入担当者	氏名： (所属：)	
主たる回答者	本人 成年後見人 専門員・生活支援員 (あんしんサポートネットの利用者に限る) 家族 施設等職員 その他 ()	
同席・付添者	家族 成年後見人 専門員・生活支援員 (あんしんサポートネットの利用者に限る) 施設等職員 その他 ()	

ふりがな		性別
氏名		男 女
生年月日	(大正・昭和・平成 年) 西暦 年 月 日	
現住所	〒	
電話番号等	(回線) (FAX)	(携帯)
その他の連絡先	①【連絡先名称： (回線)】	②【連絡先名称： (携帯)】

(2) 居 住

住 居	<input type="checkbox"/> 自己所有 (持家・マンション) <input type="checkbox"/> 賃貸 (借家・アパートマンション) <input type="checkbox"/> グループホーム・生活ホーム (名称：) <input type="checkbox"/> 施設等 (名称：) <input type="checkbox"/> その他 ()
住まい方	<input type="checkbox"/> 一人暮らし <input type="checkbox"/> 家族と同居 <input type="checkbox"/> 家族以外と同居 (施設・グループホーム等)

(3) 現在の疾患・障害の状況(主障害に○)

	障 害 の 内 容					
障害支援区分判定	1	2	3	4	5	6
知的障害(手帳 ① A B C)						
身体障害(手帳 級)						
精神障害(手帳 級)						
発達障害						
難 病						
その他の疾病						

(4) 家 族 構 成

◎本人 ○女性 □男性 (同居メンバーを点線で囲む、お亡くなりの方は中を黒く塗りつぶす)

(※主たる介護者・養育者に○印)

ご本人からの 続柄(※)	年齢	学校またはお仕事				疾病・障害等
		所属	職種	常勤・パートの別	勤続年数	
父						
母						
きょうだい()						
きょうだい()						
きょうだい()						
祖父						
祖母						
夫						
妻						
子						
子						
子						
その他()						
その他()						

(5)ご本人の経済状況(月額) 家計とは区別されるご本人の状況を記入してください。支出費目の中でご本人が負担されていない箇所は、家族負担と記入(略記号㊦)して下さい。

収 入	・障害年金 障害基礎年金 級	円
	障害厚生年金 級	
	・手当等 特別障害者手当	
	特別児童扶養手当	
	児童扶養手当	
	その他()	
	・生活保護 受給あり なし	
	・稼働収入	
	・資産収入(家賃収入等)	
	・その他(仕送り、民間の保険・年金等) ①()	
	②()	
月額合計	円	
支 出	・福祉サービス利用料 ①(サービス名:)	円
	②(サービス名:)	
	③(サービス名:)	
	④(サービス名:)	
	・医療費(月額平均概算)	
	・家賃または住宅ローン	
	・光熱水費(月額平均概算)	
	・食費・被服費等の生活費(月額平均概算)	
	・交通費(月額平均概算)	
	・お小遣い	
	・その他 ①()	
②()		
月額合計	円	

(6)各種サービスの利用状況

医療保険	被保険者（本人・家族）		保険種類（国保・組合・共済・協会健保・その他_____）	
	記号（_____）		番号（_____）	
公費負担医療	<input type="checkbox"/> 自立支援医療 <input type="checkbox"/> 療養介護医療 <input type="checkbox"/> 難病医療（特定疾患・小児慢性特定疾患）			
	<input type="checkbox"/> その他（_____）			
医療機関の 利用状況		疾病①（_____）	疾病②（_____）	疾病③（_____）
	医療機関名			
	受信科目			
	頻度			
	主治医			
福祉サービス等の 利用状況	サービスの種類		内容・利用頻度	
	<input type="checkbox"/> 居宅介護			
	<input type="checkbox"/> 重度訪問介護			
	<input type="checkbox"/> 同行援護			
	<input type="checkbox"/> 行動援護			
	<input type="checkbox"/> 重度障害者等包括支援			
	<input type="checkbox"/> 移動支援			
	<input type="checkbox"/> 短期入所			
	<input type="checkbox"/> 放課後等デイサービス			
	<input type="checkbox"/> 児童発達支援			
	<input type="checkbox"/> 保育所等訪問支援			
	<input type="checkbox"/> 日中一時支援事業			
	<input type="checkbox"/> コミュニケーション支援事業			
	<input type="checkbox"/> 施設入所支援			
	<input type="checkbox"/> 共同生活援助(グループホーム)			
	<input type="checkbox"/> 自立生活援助			
	<input type="checkbox"/> 福祉ホーム			
	<input type="checkbox"/> 居住サポート事業			
	<input type="checkbox"/> 療養介護			
	<input type="checkbox"/> 生活介護			
	<input type="checkbox"/> 自立訓練(機能訓練)			
	<input type="checkbox"/> 自立訓練(生活訓練)			
	<input type="checkbox"/> 就労移行支援			
	<input type="checkbox"/> 就労継続支援 A 型			
	<input type="checkbox"/> 就労継続支援 B 型			
	<input type="checkbox"/> 就労定着支援			
	<input type="checkbox"/> 地域活動支援センター			
	<input type="checkbox"/> 地域移行支援			
	<input type="checkbox"/> 地域定着支援			
	<input type="checkbox"/> 計画相談支援			
	<input type="checkbox"/> 障害児相談支援			
	<input type="checkbox"/> 介護保険サービス(_____)			
	<input type="checkbox"/> 補装具	(種類)		
<input type="checkbox"/> 日常生活用具	(種類)			
<input type="checkbox"/> その他(_____)				
<input type="checkbox"/> その他(_____)				
<input type="checkbox"/> その他(_____)				

近隣関係者・ ボランティア との関係・交流	<input type="checkbox"/> 相談できる間柄
	<input type="checkbox"/> 具体的な協力のある間柄
	<input type="checkbox"/> 地域活動を共にする間柄
	<input type="checkbox"/> 交流のある間柄
	<input type="checkbox"/> その他

(7)当事者団体・セルフヘルプグループへの参加状況

	組織名称	会員歴等
本人・家族(続柄)		
本人・家族(続柄)		
本人・家族(続柄)		
本人・家族(続柄)		
本人・家族(続柄)		

(8)一週間の日課(トラブルや事故等、ご本人にとってリスクの高い活動と時間帯を○で囲むこと)

時刻	月	火	水	木	金	土	日	時間帯での 特記事項
6								
9								
12								
15								
18								
21								
24								
3								
特記事項 曜日での								

(9)生活 歴(横太線は、標準的な学校教育階梯の節目を表す)

年齢	年月	保育・療育・学校等	職 歴	疾病・障害歴	他のライフイベント	特記事項
0歳						
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						

(特記事項)

年齢	年月	保育・療育・学校等	職 歴	疾病・障害歴	他のライフイベント	特記事項
30						
31						
32						
33						
34						
35						
36						
37						
38						
39						
40						
41						
42						
43						
44						
45						
46						
47						
48						
49						
50						
51						
52						
53						
54						
55						
56						
57						
58						
59						
60						
61						
62						
63						
64						
(特記事項)						

アセスメントシート

(記入の略号) 支援状態：S (サービス提供によりすでに充足している)、R (サービス内容の再検討が必要)、N (新規の支援課題)

緊急度：対応のタイムリミットによる4段階評価。①(24時間以内)、②(2～3日以内)、③(1週間以内)、④(1ヶ月以内)

(1) 生活基盤

1. 経済的問題	支援状態	緊急度	小項目	特記事項
①ご本人の現状			<input type="checkbox"/> ある程度ゆとりがある	
			<input type="checkbox"/> 生活に困らない程度	
			<input type="checkbox"/> しばしば生活に困ることがある	
			<input type="checkbox"/> 家族の支援を含めて何とかやりくりができています	
			<input type="checkbox"/> やりくりが難しい、できない状況	
②ご本人の 経済的不安			<input type="checkbox"/> 雇用不安による所得減	
			<input type="checkbox"/> 自営業の経営不安	
			<input type="checkbox"/> ローン・借入金の返済	
			<input type="checkbox"/> 医療費	
			<input type="checkbox"/> 教育費	
			<input type="checkbox"/> 福祉サービス利用料	
③ご本人の要望			<input type="checkbox"/> その他 ()	
			<input type="checkbox"/> 一般就労による所得増・経済的自立	
			<input type="checkbox"/> 就労継続支援(A型・B型)による所得増	
			<input type="checkbox"/> 日中活動的作業による所得増	
			<input type="checkbox"/> 所得保障制度の拡充による所得増	
④ご家族の 経済的不安 (<input type="checkbox"/> 非該当)			<input type="checkbox"/> その他 ()	
			<input type="checkbox"/> 雇用不安による所得減	
			<input type="checkbox"/> 自営業の経営不安	
			<input type="checkbox"/> ローン・借入金の返済	
			<input type="checkbox"/> 医療費	
			<input type="checkbox"/> 教育費	
			<input type="checkbox"/> 福祉サービス利用料	

2. 居住環境	支援状態	緊急度	小項目	特記事項
①バリアフリー			<input type="checkbox"/> 建物の出入り口	
			<input type="checkbox"/> 床 (廊下・手摺り・敷居・配線コード等)	
			<input type="checkbox"/> 階 段 (手摺りを含む)	
			<input type="checkbox"/> トイレ	
			<input type="checkbox"/> 風 呂	
			<input type="checkbox"/> 台 所	
			<input type="checkbox"/> 食 堂	
			<input type="checkbox"/> その他 ()	
②個人スペースと 共有スペース (<input type="checkbox"/> 非該当)			<input type="checkbox"/> 区別されている	
			<input type="checkbox"/> 区別されているが、不十分な点がある	
			<input type="checkbox"/> 区別されていないが、とくに問題はない	
			<input type="checkbox"/> 区別されていないために、問題がある	
			<input type="checkbox"/> その他 ()	

③共有スペース (□ 非該当)		共有スペースは団らんの場になっているか □ なっている □ なっていない
④個人スペース (□ 非該当)		□ 清潔さ	
		□ 整理整頓	
		□ 空調 ⇒ □換気 □冷暖房	
		□ 明るさ ⇒ □採光 □照明	
	□ その他 ()		
⑤住居の地域 環境・立地条件		□ 環境問題 (騒音・大気汚染・悪臭等)	
		□ 生活利便施設 (コンビニ・スーパーが近くにない等)	
		□ 交通の便がよくない (駅・バス停が遠い等)	
		□ その他 ()	

(2) 健康・障害・疾病 (支援状態=S(充足) R(サービス再検討) N(新規)、緊急度=①(24h 以内) ②(2~3 日以内) ③(1週間以内) ④(1ヶ月以内))

	支援状態	緊急度	小項目	特記事項
①障害・疾病の 安定性			□ 心身ともに比較的安定している	
			□ 精神面で不安定である	
			□ 身体面で不安定である	
			□ 心身ともに不安定である	
			□ その他 ()	
②障害・疾病の 受けとめ			□ 理解または受容	
			□ 悩みや不安が高い	
			□ 無理解	
			□ その他 ()	
③療養行動			□ 一人で可能	
			□ 支援が必要 ⇒ □療養の判断 □移動	
			□ まったくとれない	
			□ その他 ()	
④受診・通院に 関する困難			□ 医療スタッフとのコミュニケーション	
			□ 医療スタッフとの信頼関係	
			□ 通院介助	
			□ 通院の便 (距離がある、交通便が悪い等)	
			□ その他 ()	
⑤服薬管理			□ 一人で可能	
			□ 一部支援が必要 ⇒ □服薬時間 □服薬量 □服薬種類	
			□ 全面的な支援が必要	
⑥特別の 在宅管理			□ 吸入	
			□ 吸引	
			□ 自己注射	
			□ ストマ	
			□ その他 ()	
⑦強い行動障害 □ 強度行動障害 の認定済み			□ ひどい自傷 □ 強い他傷	
			□ 激しいこだわり □ 激しいもの壊し	
			□ 著しい多動 □ 著しい騒がしさ	
			□ その他 ()	
			□ その他 ()	

⑧健康管理の 注意事項	<input type="checkbox"/> 高血圧	<input type="checkbox"/> 低血圧	
	<input type="checkbox"/> 体重増加	<input type="checkbox"/> 体重減少	
	<input type="checkbox"/> アレルギー ()	
	<input type="checkbox"/> 特別食 (治療食・流動食・きざみ食・その他)	
	<input type="checkbox"/> 偏食 ()	
	<input type="checkbox"/> 睡眠 (睡眠障害・睡眠不足)		
	<input type="checkbox"/> 皮膚 (褥瘡・潰瘍・その他)	
	<input type="checkbox"/> 月経 (月経不順・閉経・その他)	
	<input type="checkbox"/> 口腔 (虫歯・入れ歯・歯槽膿漏・滢き・その他)	
	<input type="checkbox"/> 痛み (部位：程度：強・中・弱)		
	<input type="checkbox"/> てんかん発作		
	<input type="checkbox"/> 姿勢 (側わん・背中曲がり・その他)	
	<input type="checkbox"/> 骨粗しょう症		
	<input type="checkbox"/> 若い頃できたことが加齢に伴いできなくなってきた事		
	<input type="checkbox"/> 説明のつかない傷病 (傷・あざ・骨折・火傷等)		
	<input type="checkbox"/> その他 ()	
	<input type="checkbox"/> その他 ()	
	<input type="checkbox"/> その他 ()	
	<input type="checkbox"/> その他 ()	
	<input type="checkbox"/> その他 ()	
<input type="checkbox"/> その他 ()		
<input type="checkbox"/> その他 ()		
<input type="checkbox"/> その他 ()		

(3) コミュニケーション・情報保障

(支援状態=S<充足> R<サービス再検討> N<新規>、緊急度=①<24h以内> ②<2~3日以内> ③<1週間以内> ④<1ヶ月以内>)

	支援状態	緊急度	小項目	特記事項
①意思表示・ 情報発信 の方法			<input type="checkbox"/> 話しことば <input type="checkbox"/> 書きことば <input type="checkbox"/> 点字	
			<input type="checkbox"/> 文字盤 <input type="checkbox"/> トーキングエイド	
			<input type="checkbox"/> 視覚シンボル (現物・絵カード・写真等) の指差し	
			<input type="checkbox"/> 身ぶり・表情 <input type="checkbox"/> 視線 <input type="checkbox"/> 手話	
			<input type="checkbox"/> その他 ()	
②他者の意思理 解・情報獲得 の方法			<input type="checkbox"/> 話しことば <input type="checkbox"/> 書きことば・要約筆記 <input type="checkbox"/> 点字	
			<input type="checkbox"/> 文字盤 <input type="checkbox"/> トーキングエイド	
			<input type="checkbox"/> 視覚シンボル (現物・絵カード・写真等) の指差し	
			<input type="checkbox"/> 身ぶり・表情 <input type="checkbox"/> 視線 <input type="checkbox"/> 手話	
			<input type="checkbox"/> その他 ()	
③コミュニケー ションの疎通性			〈本人 ⇒ 家族・職員〉 <input type="checkbox"/> 通じる <input type="checkbox"/> ときとして通じない <input type="checkbox"/> ほとんど通じない <input type="checkbox"/> 通じない
			〈本人 ⇒ 一般的他者〉 <input type="checkbox"/> 通じる <input type="checkbox"/> ときとして通じない <input type="checkbox"/> ほとんど通じない <input type="checkbox"/> 通じない
			〈家族・職員 ⇒ 本人〉 <input type="checkbox"/> 通じる <input type="checkbox"/> ときとして通じない <input type="checkbox"/> ほとんど通じない <input type="checkbox"/> 通じない
			〈一般的他者 ⇒ 本人〉 <input type="checkbox"/> 通じる <input type="checkbox"/> ときとして通じない <input type="checkbox"/> ほとんど通じない <input type="checkbox"/> 通じない

④コミュニケーションと情報保障の手段	<input type="checkbox"/> 手話	<input type="checkbox"/> 要約筆記	<input type="checkbox"/> 点字情報	
	<input type="checkbox"/> 朗読テープ	<input type="checkbox"/> 文字盤	<input type="checkbox"/> トーキングエイド	
	<input type="checkbox"/> 視覚シンボル（現物・絵カード・写真等）の指差し			
	<input type="checkbox"/> ファクシミリ	<input type="checkbox"/> メール・インターネット		
	<input type="checkbox"/> その他（ ）			
⑤通信のプライバシー保護	（問題のある箇所に✓）			
	<input type="checkbox"/> 電話	<input type="checkbox"/> メール（携帯・パソコン）	<input type="checkbox"/> 手紙	
	<input type="checkbox"/> その他（ ）			

(4) 日常生活

(支援状態=S(充足) R(サービス再検討) N(新規)、緊急度=①(24h以内) ②(2~3日以内) ③(1週間以内) ④(1ヶ月以内))

	支援状態	緊急度	小項目	特記事項
①姿勢保持			立位 <input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 一部支援 <input type="checkbox"/> 全面支援	
			座位 <input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 一部支援 <input type="checkbox"/> 全面支援	
②寝返り			寝返り <input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 一部支援 <input type="checkbox"/> 全面支援	
③起居動作			起き上がり <input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 一部支援 <input type="checkbox"/> 全面支援	
			立ち上がり <input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 一部支援 <input type="checkbox"/> 全面支援	
④移動 (交通機関を使わない移動)			ベッド上 <input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 一部支援 <input type="checkbox"/> 全面支援	
			移乗(ベッド・便座・車椅子・床等) <input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 一部支援 <input type="checkbox"/> 全面支援	
			屋内の移動 <input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 一部支援 <input type="checkbox"/> 全面支援	
			屋外の移動 <input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 一部支援 <input type="checkbox"/> 全面支援	
			<input type="checkbox"/> 移動に必要な福祉用具 <input type="checkbox"/> 車椅子 <input type="checkbox"/> 杖 <input type="checkbox"/> 歩行器 <input type="checkbox"/> その他（ ）
⑤衣服			衣服の用意 <input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 一部支援 <input type="checkbox"/> 全面支援	
			衣服のコーディネート <input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 一部支援 <input type="checkbox"/> 全面支援	
			衣服の着脱 <input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 一部支援 <input type="checkbox"/> 全面支援	
⑥装具類の着脱			補装具・装具の着脱 <input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 一部支援 <input type="checkbox"/> 全面支援	
⑦食事			摂食 <input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 一部支援 <input type="checkbox"/> 全面支援	
			<input type="checkbox"/> 摂食に必要な福祉用具 具体的に：
			配膳・後片付け <input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 一部支援 <input type="checkbox"/> 全面支援	
			栄養バランスの考慮 <input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 一部支援 <input type="checkbox"/> 全面支援	
			献立・仕入れ <input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 一部支援 <input type="checkbox"/> 全面支援	
			調理 <input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 一部支援 <input type="checkbox"/> 全面支援	
⑧排泄			排尿 <input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 一部支援 <input type="checkbox"/> 全面支援	
			排便 <input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 一部支援 <input type="checkbox"/> 全面支援	
			<input type="checkbox"/> 排泄に必要な福祉用具 <input type="checkbox"/> おむつ <input type="checkbox"/> ポータブルトイレ <input type="checkbox"/> 尿器 <input type="checkbox"/> その他（ ）
⑨入浴			浴槽の出はいり <input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 一部支援 <input type="checkbox"/> 全面支援	
			洗身 <input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 一部支援 <input type="checkbox"/> 全面支援	
			洗髪 <input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 一部支援 <input type="checkbox"/> 全面支援	
⑩整容			爪切り <input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 一部支援 <input type="checkbox"/> 全面支援	
			整髪 <input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 一部支援 <input type="checkbox"/> 全面支援	
			手洗い <input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 一部支援 <input type="checkbox"/> 全面支援	
			洗顔 <input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 一部支援 <input type="checkbox"/> 全面支援	
			歯磨き <input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 一部支援 <input type="checkbox"/> 全面支援	
			ひげそり <input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 一部支援 <input type="checkbox"/> 全面支援	

⑩洗濯		洗い	<input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 一部支援 <input type="checkbox"/> 全面支援
		干し	<input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 一部支援 <input type="checkbox"/> 全面支援
		たたみ	<input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 一部支援 <input type="checkbox"/> 全面支援
		収納	<input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 一部支援 <input type="checkbox"/> 全面支援
⑨掃除・整理整頓		ベッドメイキング	<input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 一部支援 <input type="checkbox"/> 全面支援
		布団の上げ下ろし	<input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 一部支援 <input type="checkbox"/> 全面支援
		ベッド周りの整頓	<input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 一部支援 <input type="checkbox"/> 全面支援
		ゴミの分別	<input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 一部支援 <input type="checkbox"/> 全面支援
		収集日のゴミ出し	<input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 一部支援 <input type="checkbox"/> 全面支援

(5) 社会生活

(支援状態=S(充足) R(サービス再検討) N(新規)、緊急度=①(24h以内) ②(2~3日以内) ③(1週間以内) ④(1ヶ月以内))

	支援状態	緊急度	小項目	特記事項
①対人関係			家族 <input type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 要支援	
			福祉の職員 <input type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 要支援	
			職場・作業班の同僚 <input type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 要支援	
			友人 <input type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 要支援	
			異性・恋愛関係 <input type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 要支援	
②金銭管理			金銭の出納 <input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 一部支援 <input type="checkbox"/> 全面支援	
			やりくり (1日) <input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 一部支援 <input type="checkbox"/> 全面支援
			(1週間) <input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 一部支援 <input type="checkbox"/> 全面支援	
			(1ヶ月) <input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 一部支援 <input type="checkbox"/> 全面支援	
			預金通帳の管理 <input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 一部支援 <input type="checkbox"/> 全面支援	
		キャッシュカードの管理 <input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 一部支援 <input type="checkbox"/> 全面支援		
		各種事務手続き <input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 一部支援 <input type="checkbox"/> 全面支援		
③屋外移動 (交通機関を用いての移動)			基本的交通規則の理解 <input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 一部支援 <input type="checkbox"/> 全面支援	
			電車の利用 <input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 一部支援 <input type="checkbox"/> 全面支援	
			バスの利用 <input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 一部支援 <input type="checkbox"/> 全面支援	
			タクシーの利用 <input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 一部支援 <input type="checkbox"/> 全面支援	
④車・バイクの 使用			免許証 <input type="checkbox"/> 取得済み <input type="checkbox"/> 取得希望 <input type="checkbox"/> なし	
			自動車改造 <input type="checkbox"/> 必要 <input type="checkbox"/> 不要	
⑤安全管理			火の始末 <input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 一部支援 <input type="checkbox"/> 全面支援	
			大切な私物の管理 <input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 一部支援 <input type="checkbox"/> 全面支援	
			戸締り <input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 一部支援 <input type="checkbox"/> 全面支援	
⑥困った時・ 緊急時の対処			心配事があるとき自ら援助を求める <input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 一部支援 <input type="checkbox"/> 全面支援	
			心身の調子の悪いとき自ら援助を求める <input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 一部支援 <input type="checkbox"/> 全面支援	
			災害への備え <input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 一部支援 <input type="checkbox"/> 全面支援	
			災害時の避難行動 <input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 一部支援 <input type="checkbox"/> 全面支援	
			避難訓練の経験 <input type="checkbox"/> 十分 <input type="checkbox"/> 不十分 <input type="checkbox"/> なし	
		夜間コールの必要性 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし		
⑦特別の配慮が 必要な事項			<input type="checkbox"/> 日中の孤立(曜日:) 時間帯:)	
			<input type="checkbox"/> 公共の場でのマナー(具体的に)	
			<input type="checkbox"/> 自殺企図・希死念慮	
			<input type="checkbox"/> その他 ()	
			<input type="checkbox"/> その他 ()	
		<input type="checkbox"/> その他 ()		

⑧恋愛・家族形成	□ 未婚者	異性への関心	1. <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし		
			2. <input type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 要支援		
		恋愛への希望	1. <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし		
			2. <input type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 要支援		
	□ 既婚者		結婚への希望	1. <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	
				2. <input type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 要支援	
		出産・育児の希望	1. <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし		
		2. <input type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 要支援			
⑨趣味・レクリエーション・旅行		〈ウィークデーの余暇の過ごし方〉 <input type="checkbox"/> 自主的に楽しめる <input type="checkbox"/> 支援があれば楽しめる <input type="checkbox"/> 強い支援が必要		
		〈土日祝の余暇の過ごし方〉 <input type="checkbox"/> 自主的に楽しめる <input type="checkbox"/> 支援があれば楽しめる <input type="checkbox"/> 強い支援が必要		
		〈長期休暇等の過ごし方・旅行〉 <input type="checkbox"/> 自主的に楽しめる <input type="checkbox"/> 支援があれば楽しめる <input type="checkbox"/> 強い支援が必要		
⑩地域生活の なじみ		〈地域で行きつけの場所〉 <input type="checkbox"/> あり (具体的に) <input type="checkbox"/> なし		
		〈地域のなじみの人〉 <input type="checkbox"/> あり (具体的に) <input type="checkbox"/> なし		
⑪当事者活動・ 地域活動		〈当事者活動・仲間の会活動への参加〉 <input type="checkbox"/> 自主的に参加できる <input type="checkbox"/> 支援があれば参加できる <input type="checkbox"/> 強い支援が必要		
		〈さまざまな地域活動への参加〉 <input type="checkbox"/> 自主的に参加できる <input type="checkbox"/> 支援があれば参加できる <input type="checkbox"/> 強い支援が必要		

(6) 家族支援

(支援状態=S(充足) R(サービス再検討) N(新規)、緊急度=①<24h以内) ②<2~3日以内) ③<1週間以内) ④<1ヶ月以内)

	支援状態	緊急度	小項目	特記事項
①家族の障害・ 疾病の受けとめ			<input type="checkbox"/> 理解または受容	
			<input type="checkbox"/> 悩みや不安が高い	
			<input type="checkbox"/> 無理解	
			<input type="checkbox"/> その他 ()	
②家族への支援			<input type="checkbox"/> 休息支援 (誰に:)	
			<input type="checkbox"/> 家族関係 (具体的に)	
			<input type="checkbox"/> ご本人と家族のコミュニケーション (具体的に)	
			<input type="checkbox"/> 家族の情報入手 (どんな情報:)	
			<input type="checkbox"/> その他	
			<input type="checkbox"/> その他	

(7) 労働・日中活動 (支援状態=S<充足> R<サービス再検討> N<新規>、緊急度=①<24h以内> ②<2~3日以内> ③<1週間以内> ④<1ヶ月以内>)

	支援状態	緊急度	小項目	特記事項
①労働・日中活動の現状			<input type="checkbox"/> 一般就労 ⇒ <input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤 (就労先名称) (雇用担当者または上司の氏名) (業種) (職種) (給与形態) <input type="checkbox"/> 月給 <input type="checkbox"/> 日給 <input type="checkbox"/> 時間給 (給与月額)円
			<input type="checkbox"/> 自営業 ⇒ <input type="checkbox"/> 主たる収入源 <input type="checkbox"/> 補足的収入源 (店・事業所名称) (業種・仕事の内容) (収入額)円
			<input type="checkbox"/> 就労継続支援 A 型 (<input type="checkbox"/> 暫定支給決定中) ⇒ <input type="checkbox"/> 最賃適用 <input type="checkbox"/> 最賃不適用 (指定支援施設名称) (サービス管理責任者氏名) (業種・仕事の内容) (給与月額)円 (自己負担額)円 (給与月額) - (自己負担額) =円
			<input type="checkbox"/> 就労継続支援 B 型 (<input type="checkbox"/> 暫定支給決定中) (指定支援施設名称) (サービス管理責任者氏名) (業種・仕事の内容) (給与月額)円 (自己負担額)円 (給与月額) - (自己負担額) =円
			<input type="checkbox"/> 地域活動支援 (指定支援施設名称) (サービス管理責任者氏名) (主たる活動の内容) (給与等月額)円 (自己負担額)円 (給与等月額) - (自己負担額) =円
			<input type="checkbox"/> 就労移行支援 (<input type="checkbox"/> 暫定支給決定中) (指定支援施設名称) (サービス管理責任者氏名) (訓練等の内容)
			<input type="checkbox"/> 職業訓練校 (訓練期間: 年 月 ~ 年 月) (訓練内容)
			<input type="checkbox"/> 求職活動中 ⇒ <input type="checkbox"/> 職安の求職登録済み <input type="checkbox"/> これから	
			<input type="checkbox"/> 実習中 (実習期間: 月 日 ~ 月 日) (実習先名称) (実習先担当者氏名) (実習内容)
②働く時間			<曜日> <input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 火 <input type="checkbox"/> 水 <input type="checkbox"/> 木 <input type="checkbox"/> 金 <input type="checkbox"/> 土 <input type="checkbox"/> 日	
			<一日当り時間>時間 <時間帯 : ~ : >

<p>⑧今後の希望</p> <p>◇当面する 目標・希望</p>		<input type="checkbox"/> 一般就労 (⇒ <input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤) <input type="checkbox"/> 自営業 (⇒ <input type="checkbox"/> 主たる収入源 <input type="checkbox"/> 補足的収入源) <input type="checkbox"/> 就労継続支援 A 型 (⇒ <input type="checkbox"/> 最賃適用 <input type="checkbox"/> 最賃不適用) <input type="checkbox"/> 就労継続支援 B 型 <input type="checkbox"/> 地域活動支援 <input type="checkbox"/> 就労移行支援 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 職業訓練校 <input type="checkbox"/> 職場実習 <input type="checkbox"/> 施設実習 <input type="checkbox"/> その他 ()	<p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p>
<p>◇中長期的な 目標・希望</p>		<input type="checkbox"/> 一般就労 (⇒ <input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤) <input type="checkbox"/> 自営業 (⇒ <input type="checkbox"/> 主たる収入源 <input type="checkbox"/> 補足的収入源) <input type="checkbox"/> 就労継続支援 A 型 (⇒ <input type="checkbox"/> 最賃適用 <input type="checkbox"/> 最賃不適用) <input type="checkbox"/> 就労継続支援 B 型 <input type="checkbox"/> 地域活動支援 <input type="checkbox"/> 就労移行支援 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 職業訓練校 <input type="checkbox"/> 職場実習 <input type="checkbox"/> 施設実習 <input type="checkbox"/> その他 ()	<p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p>
<p>⑨働くことへの 家族の理解・協力</p>		<input type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 要支援 (具体的に)	<p>.....</p>

(8) 今後に向けた希望・要望 (ヒアリングによる自由記述)

<p>◇ご本人の要望・希望する暮らし</p>
<p>◇ご家族の要望・希望する暮らし</p>
<p>◇このアセスメントへの要望</p>
<p>◇サービスを提供する事業者・機関への要望 (医療・保健・福祉・教育・労働等、領域を問いません)</p>
<p>◇さいたま市・さいたま市障害者計画・障害福祉計画への要望</p>

サービス等利用計画

計画作成日	年 月 日	計画の期間	次の見直し時期
	回 (初回; 年 月 日、前回 年 月 日)		
氏名	障害福祉サービス受給者証番号		障害支援区分
	通所受給者証番号		利用者負担上限額
	地域相談支援受給者証番号		

これまでの暮らしについて

生活全体の希望(こんな暮らしをしたい)

	支援方針	その理由
短期(1~3ヶ月)		
長期(3ヶ月~1年)		

	やってみたいこと・困っていること	そのために必要なこと	達成する時期	支える機関	支援の回数や時間など	その他留意点
1	所得、経済基盤に関わる希望					
2	居住環境に関わる希望					
3	健康に関わる希望					
4-1	コミュニケーションに関わる希望					
4-2	身の回りのことに関わる希望					
5	社会生活に関わる希望 (対人関係、趣味、外出など)					
6	家族の希望					
7	労働や日中活動に関わる希望					
8	その他					
相談支援事業所名				担当者名		
同意署名						
名前				印	代筆	(代筆の理由)

時刻	月		火		水		木		金		土		日		時間帯での 特記事項
	予定	支援内容	予定	支援内容	予定	支援内容	予定	支援内容	予定	支援内容	予定	支援内容	予定	支援内容	
6															
9															
12															
15															
18															
21															
24															
3															
特 記 日 の 特 記 事 項															

区サービス調整会議事例検討用紙

会議日： 年 月 日

所属： _____ 担当者： _____

支援課題	
調整会議での 検討事項	

<調整会議での検討内容>

<事例概要> *) フェイスシートを活用

ふりがな 本人氏名		性別 生年月日	年 月 日 (歳)
住居形態	自己所有 (持ち家・マンション) 賃貸 (借家・アパート・マンション) グループホーム・生活ホーム 施設等 () その他 ()	家族構成	
経済状況	労働収入…月額 円 家族による扶養 ・ 生活保護 基礎年金 (障害・老齢) 月額 円 厚生年金 (障害・老齢) 月額 円		
福祉 サービス	障害者手帳：無・有 (精神・知的・身体/等級： 級) 手当： 障害支援区分： その他利用している福祉サービス：		
公費負担・ 医療保険	自立支援医療：無・有 (所得区分：生活保護・低1・低2・中1・中2・一般) 国民健康保険 (個人・扶養)・健康保険協会 (個人・扶養)・共済保険		
医療機関 の利用状 況	有 ・ 無 疾病名： 医療機関： 主治医： 通院頻度：		

<支援経過>

本人の希望	
当面の支援計画	
経過と対応	

<今後の課題>

会議での 確認事項	
会議出席者	区支援課 () 区障害者生活支援センター () 保健センター () ・ 福祉課 () 保健所 () ・ こころの健康センター () 医療機関 () ・ 教育機関 () 療育機関 () ・ 居宅介護事業所 () その他 ()
見直し時期	

作成日： 年 月 日

区サービス調整会議結果報告書
(新規・継続・ 回目)

会議日： 年 月 日

所属： _____ 担当者： _____

支援課題	
調整会議での 検討事項	

<調整会議での検討内容>

<事例概要> *) フェイスシートを活用

ふりがな 本人氏名		性別	
		生年月日	年 月 日 (歳)
住居形態	自己所有 (持ち家・マンション) 賃貸 (借家・アパート・マンション) グループホーム・生活ホーム 施設等 () その他 ()	家族構成	
経済状況	労働収入…月額 円 家族による扶養 ・ 生活保護 基礎年金 (障害・老齢) 月額 円 厚生年金 (障害・老齢) 月額 円		
福祉 サービス	障害者手帳：無・有 (精神・知的・身体/等級： 級) 手当： 障害支援区分： その他利用している福祉サービス：		
公費負担・ 医療保険	自立支援医療：無・有 (所得区分：生活保護・低1・低2・中1・中2・一般) 国民健康保険 (個人・扶養)・健康保険協会 (個人・扶養)・共済保険		
医療機関 の利用状 況	有 ・ 無 疾病名： 医療機関： 主治医： 通院頻度：		

<支援経過>

本人の希望	
当面の支援計画	
経過と対応	

<今後の課題>

会議での 確認事項	
会議出席者	区支援課 () 区障害者生活支援センター () 保健センター () ・ 福祉課 () 保健所 () ・ こころの健康センター () 医療機関 () ・ 教育機関 () 療育機関 () ・ 居宅介護事業所 () その他 ()
見直し時期	

作成日： 年 月 日

支援計画表 (初回)

担当者 :

計画作成日 :

年

月

日

ふりがな 本人氏名		性 別 生年月日	年 月 日 (歳)
本人の希望		家族の希望	
当面の課題	<緊急対応の必要性> 有 ・ 無		
見立て			
短期支援計画	(期間)		
機関の役割			
見直し時期			

支援計画表 第（ ）回

担当者：

計画作成日： 年 月 日

ふりがな 本人氏名		性 別 生年月日	年 月 日 (歳)
前回支援計画	(年 月 日作成)		
経過と対応			
今後の課題と見立て			
当面の支援計画	(期間：)		
機関の役割			
見直し時期			

障害者 虐待 ・ 差別 相談票 ※虐待又は差別に○をつける

相談日時	年 月 日 ()		時 分 ~ 時 分	
相談者	本人との関係			
	連絡先		— —	
被虐待(差別)者氏名	性別	男・女	生年月日	T・S H・R 年 月 日 (歳)
被虐待(差別)者住所			電話番号	
被虐待(差別)者の障害の状況	身体障害(手帳 級)(種類:)・知的障害(手帳 ① A B C) 精神障害(手帳 級)(診断名:)・発達障害 難病(診断名:)・その他()			
かかりつけ医院				
サービス利用状況	<input type="checkbox"/> 総合支援法上	()	障害支援区分()	
	<input type="checkbox"/> 児童福祉法上	()	地域との つながり (主な 支援者)	
	<input type="checkbox"/> 自立支援医療	()		
	<input type="checkbox"/> 地活事業	()		
	<input type="checkbox"/> その他	()		
	<input type="checkbox"/> 利用なし	()		
虐待者(差別者)の状況	氏名			
	生年月日	年 月 日 (歳)		
	本人との関係	<input type="checkbox"/> 養護者	父・母・夫・妻・息子・娘・兄弟姉妹 内縁関係()・その他()	
		<input type="checkbox"/> 施設	事業所名() サービス種別()	
		<input type="checkbox"/> 使用者	企業名()	
特記事項				
虐待・差別の種類	身体的・性的・心理的・放棄放置・経済的・虐待及びセルフネグレクトの放置・差別			
虐待の緊急度				
相談内容				
対応				
対応者(所属・氏名)				
行政職員()・障害者生活支援センター()・その他()				
相談受理機関(支援課 ・ 障害者生活支援センター ・ その他 ())				

障害者虐待サインリスト

氏名	担当者	評定年月日	年 月 日
1. 経済的問題 本人の金銭管理は <input type="checkbox"/> ある程度できる <input type="checkbox"/> ほとんどできない			特記事項
収支のバランス	<input type="checkbox"/> 過少消費（収入にふさわしくない極端な少額消費） <input type="checkbox"/> 過剰消費（収入を上回る浪費・無駄遣い） <input type="checkbox"/> 福祉サービス利用料・光熱水費・電話代・家賃の滞納 <input type="checkbox"/> 多額の負債（ローン・借入金等）		
日常の小遣い	<input type="checkbox"/> ほとんど渡されていない <input type="checkbox"/> 「お金がもらえない」との訴え		
預貯金・資産管理	<input type="checkbox"/> 本人の意向尊重や同意確認のない管理 <input type="checkbox"/> 本人の意向確認や同意確認のない流用・搾取		
2. 居住環境	<input type="checkbox"/> 単身世帯 <input type="checkbox"/> 家族と同居 <input type="checkbox"/> 戸建て <input type="checkbox"/> アパート・マンション <input type="checkbox"/> グループホーム <input type="checkbox"/> 施設		
衛生状態	<input type="checkbox"/> ゴミの散乱・放置 <input type="checkbox"/> 食事後の食器類の放置 <input type="checkbox"/> 異臭・悪臭		
自室・寝室	<input type="checkbox"/> 自室がない <input type="checkbox"/> 居場所がない <input type="checkbox"/> 廊下やソファで寝ている <input type="checkbox"/> 万年床 <input type="checkbox"/> 寝具のひどい汚れ		
窓・雨戸	<input type="checkbox"/> 閉まったままの雨戸 <input type="checkbox"/> 窓ガラスのひび・割れの放置		
3. 健康・疾病・傷病（該当の症状に○、特記事項に部位を記入） 本人の症状の訴えは <input type="checkbox"/> ある程度できる <input type="checkbox"/> ほとんどできない			
身 体	<input type="checkbox"/> 傷 やけど 痣 <input type="checkbox"/> 傷あと やけどの痕 <input type="checkbox"/> 褥瘡		
手 足	<input type="checkbox"/> あかぎれ しもやけ ひどいささくれ <input type="checkbox"/> 伸びたままの爪 慢性的な爪垢		
体 重	<input type="checkbox"/> 急激な減少 <input type="checkbox"/> 急激な増加 <input type="checkbox"/> 標準体重よりかなりやせている <input type="checkbox"/> 標準体重よりかなり太っている		
口 腔	<input type="checkbox"/> 虫歯が多い <input type="checkbox"/> 虫歯の放置 <input type="checkbox"/> ひどい口臭		
性 器	<input type="checkbox"/> 傷 やけど <input type="checkbox"/> 傷あと やけどの痕 <input type="checkbox"/> おりものが増えた <input type="checkbox"/> 生理が止まる <input type="checkbox"/> 性感染症 <input type="checkbox"/> 失禁が増えた		
睡 眠	<input type="checkbox"/> 睡眠リズムの乱れ <input type="checkbox"/> 睡眠不足の継続 <input type="checkbox"/> 不眠の訴え		

アディクション (嗜癖・依存)	<input type="checkbox"/> アルコール	
	<input type="checkbox"/> 麻薬・覚せい剤 その他薬物 ()	
	<input type="checkbox"/> ギャンブル	
	<input type="checkbox"/> 買い物	
	<input type="checkbox"/> 異性関係	
4. 情緒・行動		
情緒不安定・ 不安	<input type="checkbox"/> うめき声をあげる	
	<input type="checkbox"/> 大声を突然出す	
	<input type="checkbox"/> 以前より口数が減った	
	<input type="checkbox"/> 表情が乏しくなった	
	<input type="checkbox"/> ふさぎこむ	
	<input type="checkbox"/> ひきこもる、人との接触を避ける	
	<input type="checkbox"/> 怯える (人を恐れる・顔色を窺う・視線をそらす・おどおどする)	
	<input type="checkbox"/> 「生まれてこなければ良かった」と訴える	
	<input type="checkbox"/> ベタベタ甘える	
	<input type="checkbox"/> 自傷行為の増大 (叩く・つねる・引っかく・爪噛み)	
反社会的・ 脱社会的・ 衝動的言動	<input type="checkbox"/> 「死にたい」と訴える (希死念慮)	
	<input type="checkbox"/> 自殺企図	
	<input type="checkbox"/> 「家出したい」と訴える	
	<input type="checkbox"/> 家出企図 (家に帰らない・家出の繰り返し)	
	<input type="checkbox"/> 自分よりも弱い立場の人をいじめる・暴力をふるう	
	<input type="checkbox"/> 小動物をいじめる・殺す	
	<input type="checkbox"/> 不純異性交遊	
<input type="checkbox"/> 万引き・窃盗		
	<input type="checkbox"/> 支援を受けることに拒否的	
5. 日常生活		
食 事	<input type="checkbox"/> 1日3食を食べていない	
	<input type="checkbox"/> 孤食 (家族と同居の場合)	
	<input type="checkbox"/> 慢性的な偏食 (菓子・スナック・菓子パン・多量の清涼飲料)	
	<input type="checkbox"/> 食事への強い執着 (がつがつ食べる・人の食べ物を盗る)	
清潔・衣服	<input type="checkbox"/> 入浴していない (耳後ろの垢・べたついた髪・ふけ・ひどい体臭)	
	<input type="checkbox"/> 洗濯されていない着衣	
	<input type="checkbox"/> 着た切り	
	<input type="checkbox"/> 繕われない衣服 (やぶれ・ほつれ・かぎざき・とれたボタン)	
6. 労働・日中活動		
様子の変化	<input type="checkbox"/> 欠勤・遅刻・早退が増える	
	<input type="checkbox"/> 集中力がなくなる	
	<input type="checkbox"/> 間違いが多くなる	
条件の変化	<input type="checkbox"/> 就業環境の変更 (上司・同僚の人事異動)	
	<input type="checkbox"/> 仕事・作業内容・持ち場の変更	

7. 虐待者・家族		
暮らし向き	<input type="checkbox"/> 主たる世話・介護者の加齢に伴う困難の増大（認知症・足腰の弱り） <input type="checkbox"/> 主たる世話・介護者の変更・交代（親のリタイヤ等） <input type="checkbox"/> 疾病・障害・負債・経済的困窮等による複数の生活困難がある <input type="checkbox"/> 地域社会から孤立している（町内会・当事者組織とのかかわりが無い）	
本人との関係	<input type="checkbox"/> 障害・疾病に関する無理解・決めつけ <input type="checkbox"/> 欠席・欠勤・遅刻等の連絡をしてこない、理由を説明しない <input type="checkbox"/> 本人の福祉サービスの利用・医療機関の受診・治療に消極的である <input type="checkbox"/> 傷病（ケガ・やけど・骨折等）の説明が不自然である、こころろ変更する <input type="checkbox"/> 本人への支配的・権威的な関与 <ul style="list-style-type: none"> ・支援方針や利用料を決めつける・強く干渉する ・子ども扱いする <input type="checkbox"/> 本人の預貯金・資産等を本人の同意・了解なく流用・処分する	
家族文化	<input type="checkbox"/> 家族に他者・支援者の入ることへの抵抗・拒否 <input type="checkbox"/> 高い感情表出を伴うコミュニケーション（高感情表出家族） <ul style="list-style-type: none"> ・批判的・干渉的コメントが多い ・敵意ある言動が目立つ ・大きな感情のもつれ・巻き込み <input type="checkbox"/> 束縛的ルールへの強制（機能不全家族） <ul style="list-style-type: none"> ・外出・通信の制限 ・柔軟さや合理性に欠ける家庭内役割の強制 	
家族のアディクション（嗜癖・依存）	<input type="checkbox"/> アルコール <input type="checkbox"/> 麻薬・覚せい剤　その他薬物（　　） <input type="checkbox"/> ギャンブル <input type="checkbox"/> 買い物 <input type="checkbox"/> 異性関係	

障害者虐待リスクアセスメント・チェックシート

氏名		担当者・機関		評定年月日		年	月	日	
I. 虐待の程度 (「状況」欄：該当する…○、疑い…△、不明…?)									
I-1 現在の虐待の状況						状況	特記事項		
最重度	身体的虐待	身体の内臓のいずれかの部位に、入院を必要とする外傷・骨折・火傷がある							
		健康に有害な食物や薬物を与えられている							
		本人の自殺企図							
		一家心中 (未遂を含む)							
		四六時中、ベッドや部屋に拘束・監禁されている							
	法定の労働安全・衛生の遵守されていない職場で働かされている								
	ネグレクト	脱水・栄養不足による衰弱がある							
		潰瘍や褥瘡が悪化している							
		口腔内の出血・腫れ							
		治療中の服用薬を飲んでいない、飲ませてもらえない							
		生命にかかわる医療拒否がある (宗教やオカルトを理由する場合を含む)							
	ライフラインがすべて止まっている								
性的虐待	性行為・わいせつな行為を強要されている								
	性風俗業で働くことを強要されている								
	性感染症に罹患している								
経済的虐待	本人名義の預貯金・資産が家族・他者に不当に流用・処分されている								
	悪徳商法の業者に多額の金銭を巻き上げられている								
	最低賃金以下で働かされている								
重度	身体的虐待	身体の内臓のいずれかの部位に、通院を必要とする外傷・骨折・火傷がある							
		外出・通信が著しく制限されている							
	ネグレクト	著しい体重の増減がある							
		偏食・不衛生・不眠によって健康に明らかな問題がある							
		家族と同居しているが、実質的な世話・介護者はいない							
		必要な医療を受けることができない							
		必要な福祉サービスを受けることができない							
		医療機関の指示と異なる服薬調整が行われている							
	本人が家出・徘徊をしても放置するか、無関心である								
	心理的虐待	家族の自殺企図							
		家族や身近な人から本人の意向にそぐわない宗教・オカルトを強要される							
	性的虐待	性的ないやがらせ、はずかしめを受けている							
障害を理由に、交際する異性との関係を引き裂かれている									
経済的虐待	本人名義の預貯金・資産が本人の了解なく家族・他者に管理されている								
	遺産相続等で差別的な扱いを受けている								
	悪徳商法の業者に接近されている								
中度	身体的虐待	通院を必要とするほどではないが、治療の必要な外傷・火傷がある							
		繰り返し傷・あざがある							
		外出・通信が自由にできない、行事への参加を制限されている							
	ネグレクト	健康問題につながる可能性のある偏食や不衛生等、衣食住の不適切さがある							
		必要な医療を受けることを制限されることがある							
		必要な福祉サービスの利用を制限されることがある							
本人がしばしば欠席・欠勤していても連絡をしないか、無関心である									

	心理的虐待	無視・暴言・乱暴な扱い・締め出し・懲罰的な扱いによって情緒の問題が出ている 必要な医療・福祉サービスの内容を周囲が勝手に決める 養護者から強い拒否感の訴えがある		
	性的虐待	障害を理由に、他者から異性との交際を禁じられている 他者から窺視や不自然なアプローチを受けている（関係妄想と区別する）		
	経済的虐待	「小遣いがあまりもらえない」と訴える 周囲の人間からお金をたかられている		
軽度	身体的虐待	治療の必要はない程度の外傷がある 養護者から暴力を振るってしまうとの訴えがある		
	ネグレクト	健康問題がただちに生じるほどではないが、衣食住の不適切さがある 本人・周囲ともに必要な医療や福祉サービスの内容を考慮することができない		
	心理的虐待	無視・暴言・乱暴な扱い・締め出し・懲罰的な扱いを受けている 家族の間にけんかや争いごとがしばしば起きる 養護者から拒否感の訴えがある		

I-2 過去の不適切な状況		状況	特記事項
---------------	--	----	------

重度	虐待による入院歴、分離保護歴がある（子ども期を含む）		
	DVによる入院歴、分離保護歴がある		
	子ども期からずっと必要な支援を受けていない		
	性的虐待を被った経験がある		
	性風俗業で働いた経験がある		
中度	虐待による通院歴がある		
	不安定な性的交友関係の継続的経験がある		
	本人以外の家族に、DVや虐待による入院歴、分離保護歴がある		
軽度	虐待の通告歴がある		
	本人以外の家族に、DVや虐待による通院歴がある		

I-3 本人と虐待者の距離・パワーバランス		状況	特記事項
-----------------------	--	----	------

本人と虐待者は同居	虐待者は一人（身近に虐待を抑止できる人が：いる いない）		
	虐待者は複数（身近に虐待を抑止できる人が：いる いない）		
本人と虐待者は日中のほとんどを共有	虐待者は一人（身近に虐待を抑止できる人が：いる いない）		
	虐待者は複数（身近に虐待を抑止できる人が：いる いない）		
虐待者とはたまに会う関係	虐待者は一人（身近に虐待を抑止できる人が：いる いない）		
	虐待者は複数（身近に虐待を抑止できる人が：いる いない）		

各項目に現れない特記事項	
--------------	--

評 定						
I-1 現在の虐待の状況	最重度	重度	中度	軽度	問題なし	不明
I-2 過去の不適切な状況		重度	中度	軽度	問題なし	不明
I-3 距離・パワーバランス	虐待は抑止できない		工夫次第で抑止可能		虐待は抑止できている	不明
I. 虐待の程度	最重度	重度	中度	軽度	問題なし	不明

Ⅱ. 本人の状況		〔状況〕欄：該当する…○、疑い…△、不明…？)					
Ⅱ-1 現在の状況		該当する項目に○、疑いのある項目に△、()内は具体的補足			状況	特記事項	
障 害	()				—		
身体状況	低体重 肥満 栄養不良 衰弱						
	外傷 火傷 痣(部位:)						
	虫歯 口腔内疾患 ()						
	褥瘡 皮膚疾患 ()						
	性感染症 ()						
	その他の疾患 ()						
生活状況	不潔 異臭 口臭 髪の毛のべたつき ふけ あかざれ しもやけ						
	大食い 盗み食い 偏食						
	睡眠リズムの乱れ 不眠 睡眠不足						
情緒	攻撃的 衝動的 怒り 乱暴(他者に 動物に)						
	怯え(顔色をうかがう 人を恐れる 視線をそらす おどおどする)						
	抑うつ(表情が乏しい マスクをかぶったような笑い)						
	とじこもり ひきこもり						
	べたべた甘える						
	(家 職場 施設 その他)のことを話したがない						
アディクション (嗜癖・依存)	アルコール 麻薬・覚せい剤 その他の薬物 ()						
	ギャンブル 買い物 異性関係						
反社会的・脱社会的行動	希死念慮 自殺企図						
	家出の訴え 家出企図 徘徊						
	万引き 窃盗						
	不純異性交遊						
社会生活上の問題	通勤・通所の不安定(欠勤・欠席 遅刻 早退)						
	孤立(家 職場 施設等 その他)						
Ⅱ-2 リスク要因		該当する項目は○、疑いのある項目は△、()内は具体的補足					
主たる障害以外の 病歴	疾病名 ()						
	疾病名 ()						
	疾病名 ()						
現在の養護者との別居歴 ()							
現在の配偶者との別居歴 ()							
各項目に現れない特記事項							
評 定							
Ⅱ-1 現在の状況	重度	中度	軽度	問題なし		不明	
Ⅱ-2 リスク要因	重度	中度	軽度	問題なし		不明	
Ⅱ. 本人の状況	重度	中度	軽度	問題なし		不明	

Ⅲ. 虐待者の状況		〔状況〕欄：該当する…○、疑い…△、不明…？)			
Ⅲ-1 現在の状況	該当する項目に○、疑いのある項目に△、()内は具体的補足	状況	特記事項		
疾患・障害の有無	認知症 足腰の弱り				
	精神疾患・精神障害 ()				
	身体障害 知的障害 発達障害 ()				
	その他の疾患 ()				
情緒・性格	攻撃的・暴力的・威圧的言動				
	衝動的 感情の高ぶりを抑制できない				
	強迫的・束縛的言動 (○○しなさい、○○でなければならない)				
	認知の歪み (自分勝手な受けとめ方・思いこみ・自分の考えへの強い執着)				
	共感性の欠如 (相手の気持ちや立場を理解できない)				
	孤立 非社会的 対人関係の困難が高い				
アディクション (嗜癖・依存)	アルコール 麻薬・覚せい剤 その他の薬物 ()				
	ギャンブル 買い物 異性関係				
反社会的・脱社会的行動	希死念慮 自殺企図				
	家出企図 徘徊				
	万引き 窃盗				
	福祉サービスの利用・介入に拒否的である				
本人との親密さ・関係性	拒否 (嫌悪する 排除する 厄介者扱い 他の者との差別)				
	諦観 (本人のことを腐れ縁、自立できない人間とあきらめている)				
	無関心 (注意を向けない)				
	支配・執着 (思いどおりにコントロールしようとする)				
	過度の要求 (強迫的な課題・役割の押しつけ)				
	依存 (ひたすら本人のために献身していないと不安になる)				
虐待の認識	否定 (していない、知らない、本人の不注意・責任だと言い張る)				
	正当化 (行為の事実は認めるが、しつけであると本人の問題を指摘する)				
同居者・同僚・身近な人の態度	同調 (虐待行為を容認し加担する)				
	黙認 (虐待行為を知っているが、止めさせようとしない)				
	観客 (虐待行為を容認し、面白そうに見ている)				
	回避 (虐待行為の事実そのものに気づかないふりをする)				
Ⅲ-2 リスク要因	該当する項目は○、疑いのある項目は△、()内は具体的補足	状況	特記事項		
被虐待・被DV歴	誰から () 歳頃				
	誰から () 歳頃				
虐待・DV歴	誰に () 歳頃				
	誰に () 歳頃				

各項目に現れない特記事項					
評 定					
Ⅲ-1 現在の状況	重度	中度	軽度	問題なし	不明
Ⅲ-2 リスク要因	重度	中度	軽度	問題なし	不明
Ⅲ. 虐待者の状況	重度	中度	軽度	問題なし	不明

IV. 家族の状況		〔状況〕欄：該当する…○、疑い…△、不明…？〕	
IV-1 現在の状況 該当する項目に○、疑いのある項目に△、()内は具体的補足		状況	特記事項
家族関係	高い感情表出を伴う関係 ・批判的・干渉的コメントが多い ・けんか腰や敵意ある相互の言動が目立つ ・大きな感情のもつれ・感情の巻き込みが多い		
	束縛的なルールの強制 ・外出・通信の制限 ・柔軟性と合理性に欠ける家庭内役割の強制		
	ひとり親家庭		
	内縁者の同居・出入り		
経済的問題	失業中（求職中 就職をあきらめている 求職の意志はない）		
	不安定就労（不定期就労 日々雇用 休職中）		
	多額の負債		
	光熱水費・電話代・家賃の滞納		
	本人の障害年金が家族の生計費に重みをもっている		
	準要保護 生活保護（申請中 受給中）		
生活環境	不衛生（異臭、室内にゴミ散乱）		
	家事が実質的に営まれていない（食事、洗濯、入浴、掃除）		
関係機関の受け入れ	拒否・抵抗（接触を拒む、電話・訪問に応じない、根深い不信）		
	接触困難（連絡が取れない、応答がない）		
	社会的孤立（近隣や友人、当事者組織との交流がない）		
関係改善の媒介者	本人と虐待者との関係改善を媒介できる第三者の存在（あり：親族 知人、なし）		

各項目に現れない特記事項					
評 定					
IV. 家族の状況	重度	中度	軽度	問題なし	不明

障害者虐待リスクアセスメント・チェックシート 簡明版 Ver.1 (2018)

◇空欄の記入方法

- ・「✓」は事実がある
- ・「？」は疑いがある
- ・「程度が重い」場合は、該当欄に○印

◇チェックシートの活用から虐待対応の実務への進め方

- ・どこかの項目に✓または？が入る場合、虐待以外の合理的な理由があるかどうかを確認する
例)「体から異臭がする」⇒インフルエンザで10日間ほど寝込んでいた
- ・各項目に係る合理的な理由が明確でない限り、虐待の事実認定を行う
- ・「程度が重い」項目がある場合には、直ちに医療や心理的ケアにつなぐ必要の有無についての適切な判断を行い、必要に応じて速やかに専門的なケアにつなげる

〈身体面から確かめる〉

✓または？	程度が重い	項 目
		外傷、火傷、痣、骨折がある
		外傷や火傷の跡がある
		褥瘡、潰瘍がある
		手足の伸びた爪、爪垢、しもやけ、あかぎれ
		虫歯が放置、ひどい口臭が
		汚れた着衣（下着）を着続けている
		体（or 居室）から異臭がする
		体重の急激な増減がある
		極端に痩せている or 太っている

〈精神面から確かめる〉

✓または？	程度が重い	項 目
		怯え・不安（人を避ける、おどおどする、顔色を窺がう、視線をそらす）
		ベタベタ甘える
		ふさぎこむ、ひきこもる、うつがあるよう思える、口数が極端に減る
		うめき声をあげる
		怒りやすくなるなど、極端な情緒不安定がある
		「死にたい」「生まれてこなければ良かった」と言う
		これまでにない爪噛みやチックが見受けられる（※）
		これまでになく集中力がさがる、間違いが多くなる
		これまでにない不眠、睡眠リズムの乱れ
		これまでになく失禁が増える

（※）チックとは:不随意的、無目的で反復性のある常同行動のこと。

- ①（頭と顔）頭を振る、しかめ面をする、舌を出す、瞬きをする
- ②（手と腕）手や腕をピクッとさせる、頭や体を手で叩く
- ③（体・下肢）肩をすくめる、足や踵を揺らす、跳びあがる
- ④（呼吸器・消化器）しゃっくり、咳、ぶつぶついう、喉や鼻を鳴らす、唾吐き
- ⑤（ことば）同じ言葉を繰り返す、わいせつな言葉を口に出す

〈行動・行為から確かめる〉

✓または？	程度が重い	項 目
		極端な偏食、摂食障害（過食 or 拒食）がある
		自傷行為や他害・暴力行為が増える
		本人の自殺企図がある（or 過去にあった）
		一家心中の試みがある（or 過去にあった）
		拘束や監禁が行われている
		外出や通信が制限されている
		家出や徘徊を繰り返す
		アディクションがある（お酒・薬物、ギャンブル、買い物、性行為等）
		小動物をいじめる、殺す
		（本人とコミュニケーションがとれる場合） 外傷・痣・火傷・骨折について辻褃の合わない説明をする、口ごもる

〈性的虐待にかかわって確かめる〉

✓または？	程度が重い	項 目
		性的なことを極端に嫌ったり、避けるようになる
		これまでになく、性的なことで構ってもらえるように振舞う （異性愛の場合）これまでになく異性を避けるようになる
		（同性愛の場合）これまでになく同性を避けるようになる
		これまでになく歩きづらそうにしている
		生理が止まる
		性感染症がある or 疑いがある
		性風俗で働かされている

〈経済的虐待にかかわって確かめる〉

✓または？	程度が重い	項 目
		日々の必要なお金やお小遣いがもらえない、とても少額である
		本人名義の預貯金通帳・資産を誰が管理しているのか本人は知らない
		本人はお金を使っていないのに年金収入の残高が減っている、少ない
		遺産相続の際に、本人の法定相続分がない、少ない
		悪徳業者につけ込まれている

〈家族の様子から確かめる〉

✓または？	程度が重い	項 目
		主たる養護者が疲弊している
		福祉機関との接触を拒む
		コミュニケーションが一方的 or 感情的なやりとりになりがちである
		外傷・痣・火傷・骨折についての説明が不自然である、辻褃が合わない
		障害のある家族の年金・稼働収入が生活費等の頼りにされている

評価シート

氏名		評価協議した機関・チーム
評価日	年 月 日	

※評価は単独の支援者によるものではなく、虐待対応チームまたは支援機関（支援課、障害者生活支援センター、虐待対応チーム等）が組織的に協議して実施すること

A. 事実確認の経過記録				
	実施年月日	実施機関	担当者氏名(必ず複数)	方法
最初の安全確認	年 月 日			
事実確認 ①	年 月 日			
事実確認 ②	年 月 日			
事実確認 ③	年 月 日			

B. 最終評価						
I. 虐待の状況	最重度	重度	中度	軽度	問題なし	不明
II. 本人の状況		重度	中度	軽度	問題なし	不明
III. 虐待者の状況		重度	中度	軽度	問題なし	不明
IV. 家族の状況		重度	中度	軽度	問題なし	不明
介入の緊急度	非常に高い (取り急ぎ介入)	やや高い (落ち着いて介入)	状況の推移次第 (様子を見て介入)	やや低い (あまり介入の必要はない)	低い (介入は不要)	
支援の必要度	本人	非常に高い (全面的な多くの支援)	やや高い (多くの支援)	ターゲットを絞った支援の必要 (部分的でインテシブな支援)	通常の支援 (通常支援の範囲内)	
	家族 ()	非常に高い (全面的な多くの支援)	やや高い (多くの支援)	ターゲットを絞った支援の必要 (部分的でインテシブな支援)	通常の支援 (通常支援の範囲内)	

C. 支援の利用状況	

D. 虐待対応チーム	
ケースマネジメント機関	
現在の虐待対応チームの構成	
新たに加えるべき機関	

E. 当面する支援の重要課題		
順位	支援課題	対応方法
1		
2		
3		

障害者緊急一時保護等事業利用（期間延長）申請書

（宛先）さいたま市長

申請者 住所

氏名
電話番号
利用者との続柄

さいたま市障害者緊急一時保護等事業の利用について、下記のとおり申請します。

記

利用者	ふりがな		性別	男・女
	氏名		生年月日	年 月 日（ 歳）
	住所			
	予定利用期間 （延長期間）	年 月 日から 年 月 日まで 日間		
利用（期間延長）が必要な理由				

- ※事業の利用に当たっては、利用者の収入により利用者負担が発生します。
- ※利用者の前年の収入が分かる書類を添付してください。

障害者緊急一時保護等事業利用決定（却下）通知書

様

さいたま市長

印

さいたま市障害者緊急一時保護等事業の利用について、下記のとおり決定（却下）したので通知します。

記

1. 次のとおり決定します。

利用者	ふりがな		性別	男・女
	氏名		生年月日	年 月 日（ 歳）
	住所			
実施施設	施設名			
	所在地			
予定利用期間 （延長期間）	年 月 日から 年 月 日まで 日間			
利用者負担額	1日につき 円			
備考				

2. 次の理由により却下します。

(理由)

障害者緊急一時保護等事業受入依頼書

様

さいたま市長

印

さいたま市障害者緊急一時保護等事業について、下記のとおり一時保護（体験利用）を依頼します。

記

利用者	ふりがな		性別	男・女
	氏名		生年月日	年 月 日（ 歳）
	住所			
実施施設	施設名			
	所在地			
予定利用期間	年 月 日から 年 月 日まで 日間			
利用理由				
備考				

上記の件について 承諾 ・ 辞退 します。

さいたま市長

宛

施設名

障害者緊急一時保護等事業利用解除通知書

様

さいたま市長

印

さいたま市障害者緊急一時保護等事業の利用について、下記のとおり解除しましたので通知します。

記

利用者	ふりがな		性別	男・女
	氏名		生年月日	年 月 日（ 歳）
	住所			
実施施設	施設名			
	所在地			
解除日		年 月 日		
備考				

障害者緊急一時保護等事業利用終了報告書

（宛先）さいたま市長

施設名

印

さいたま市障害者緊急一時保護等事業の利用について、下記のとおり報告します。

記

利用者	ふりがな	性別	男・女
	氏名	生年月日	年 月 日（ 歳）
	住所		
実施施設	施設名		
	所在地		
利用期間	年 月 日から 年 月 日まで 日間		
利用中の所見等			

障害者緊急一時保護等事業利用料減免申請書

（宛先）さいたま市長

申請者 住所

氏名
電話番号
利用者との続柄

さいたま市障害者緊急一時保護等事業について、下記のとおり利用料の減免を申請します。

記

利用者	ふりがな		性別	男・女
	氏名		生年月日	年 月 日（ 歳）
	住所			
利用料	円			
減免額	円			
減免が必要な理由				

障害者緊急一時保護等事業利用料減免決定（却下）通知書

様

さいたま市長

印

さいたま市障害者緊急一時保護等事業の利用の減免について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

利用者	ふりがな		性別	男・女
	氏名		生年月日	年 月 日（ 歳）
	住所			
利用料	円			
減免額	円			

利用者の状況

1 生活基盤に関する領域

項目				本人の能力と制限 環境の能力と制限	気づいたこと 気になること
	援助等の有無	実態	希望		
経済環境					
住環境					

2 健康に関する領域

項目				本人の能力と制限 環境の能力と制限	気づいたこと 気になること
	援助等の有無	実態	希望		
服薬管理					
食事管理					
病気への留意					
体力					

3 日常生活に関する領域

項目				本人の能力と制限 環境の能力と制限	気づいたこと 気になること
	援助等の有無	実態	希望		
寝返り					
起きあがり					
衣服着脱(上衣) (ズボン等)					
整容行為					
食事行為					
排泄行為(排尿) (排便)					
入浴行為					
ベッドへの移乗 (床)(車いす等)					
屋内移動					
調理 (後かたづけを含む)					

洗濯				
掃除				
整理・整頓				
ベッドメイキング				
書類の整理				
買い物				
衣類の補修				
育児				

4 コミュニケーション・スキルに関する領域

項目	チェック内容			本人の能力と制限 環境の能力と制限	気づいたこと 気になること
	援助等の有無	実態	希望		
意思表示の手段					
意思伝達の程度					
他者からの 意思伝達の理解					
電話の使用					
FAXの使用					
パソコン					
ワープロ					
筆記					

5 社会生活技能に関する領域

項目	チェック内容			本人の能力と制限 環境の能力と制限	気づいたこと 気になること
	援助等の有無	実態	希望		
対人関係					
屋外移動 (近距離移動) (遠距離移動)					
金銭管理					
危機管理 (戸締まり) (連絡)					

6 社会参加に関する領域

項目	チェック内容			本人の能力と制限 環境の能力と制限	気づいたこと 気になること
	援助等の 有無	実 態	希 望		
レクリエーション等					
趣味					
旅行					
当事者団体の 活動					
各種社会的 活動					

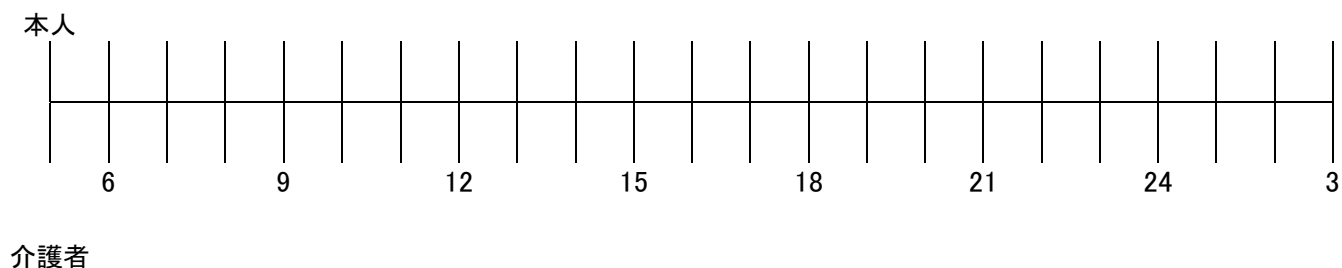
7 教育・就労に関する領域

項目	チェック内容			本人の能力と制限 環境の能力と制限	気づいたこと 気になること
	援助等の 有無	実 態	希 望		
教育					
就労					

8 家族支援に関する領域

項目	チェック内容			本人の能力と制限 環境の能力と制限	気づいたこと 気になること
	援助等の 有無	実 態	希 望		
家族					

希望する一日の流れ（次ページ図）



家族の要望・希望するくらし	
本人の要望・希望するくらし	
関係機関からの情報	【家屋の見取り図】口持ち家 口その他 トイレ、浴槽位置や形状、玄関、道路までの アクセスや段差等の記入
対応者所見(注目すべき点、気になる点を含む)	

サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案

利用者氏名(児童氏名)		障害支援区分		相談支援事業者名			
障害福祉サービス受給者証番号				計画作成担当者			
地域相談支援受給者証番号		通所受給者証番号					
計画案作成日		モニタリング期間(開始年月)		利用者同意署名欄			
利用者及びその家族の生活に対する意向(希望する生活)							
総合的な援助の方針							
長期目標							
短期目標							
優先順位	解決すべき課題(本人のニーズ)	支援目標	達成時期	福祉サービス等種類・内容・量(頻度・時間)	課題解決のための本人の役割	評価時期	その他留意事項
1							
2							
3							
4							
5							
6							

サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案【週間計画表】

利用者氏名(児童氏名)	障害支援区分	相談支援事業者名
障害福祉サービス受給者証番号		計画作成担当者
地域相談支援受給者証番号	通所受給者証番号	

計画開始年月	計画開始年月							主な日常生活上の活動
	月	火	水	木	金	土	日・祝日	
6:00								
8:00								
10:00								
12:00								
14:00								
16:00								週単位以外のサービス
18:00								
20:00								
22:00								
0:00								
2:00								
4:00								

サービス提供によって実現する生活の全体像

申請者の現状（基本情報）

作成日		相談支援事業者名		計画作成担当者	
-----	--	----------	--	---------	--

1. 概要（支援経過・現状と課題等）

--

2. 利用者の状況

氏名		生年月日		年齢	
住所				電話番号	
	持家・借家・グループホーム・入所施設・医療機関 ・その他（ ）			FAX番号	
障害または疾患名		障害支援区分		性別	男 ・ 女
家族構成※年齢、職業、主たる介護者等を記入			社会関係図 ※本人と関わりを持つ機関、人物等(役割)		
生活歴※受診歴等含む			医療の状況 ※受診科目、頻度、主治医、疾患名、服薬状況等		
本人の主訴(意向・希望)			家族の主訴(意向・希望)		

3. 支援の状況

	名称	提供機関・提供者	支援内容	頻度	備考
公的支援 (障害福祉サービス、 介護保険等)					
その他の支援					

申請者の現状（基本情報）【現在の生活】

利用者氏名 (児童氏名)	障害支援区分	相談支援事業者名	計画作成担当者

月	火	水	木	金	土	日・祝日	主な日常生活上の活動
6:00							
8:00							
10:00							
12:00							
14:00							
16:00							遍単位以外のサービス
18:00							
20:00							
22:00							
0:00							
2:00							
4:00							

相談受付票

相談日	年 月 日 () : ~	施設長		記入者	
相談分類	新規 ・ 再来 ・ その他 ()				
相談方法	1.電話 2.来所 3.訪問 4.その他 ()				
相談者	1. 本人 2. 家族等 [氏名] [本人との関係] [連絡先] () 3. 関係機関 4. その他 ()				
ふりがな		生年月日	昭和 平成	年 月 日 (歳)	
本人氏名	男・女				
住所	〒 —	電話	()	()	
相談経路	1.関係機関(通院先・区支援課・区保健センター・保健所・その他[])からの紹介 担当者職氏名； 2.その他 ()				
相談内容	①福祉サービス利用に関する支援 ②障害や病状理解に関する支援 ③健康・医療に関する支援 ④不安の解消・情緒不安に関する支援 ⑤保育・教育に関する支援 ⑥家族関係・人間関係に関する支援 ⑦家計・経済に関する支援 ⑧生活技術に関する支援 ⑨就労に関する支援 ⑩社会参加・余暇活動に関する支援 ⑪権利擁護に関する支援 ⑫支援計画の作成 ⑬その他 ()				

本人の状況	病名／診断名 (合併症・重複)	()			
	医療状況	・通院先： ・主治医： ・担当ワーカー： ・入院歴：無・有 (回) 間近な入院 年 月～ 年 月 【特記事項】		家族構成	
	手帳	療育手帳 無 ・ 有 <input type="radio"/> A B C	身障手帳 無 ・ 有 種 級	精神手帳 無 ・ 有 1 2 3	
	障害年金	無 有 障害基礎・障害厚生 級	その他 手当	無 有 ()	
	自立支援法	支給決定 無 ・ 有	障害支援区分：		
	介護保険	支給決定 無 ・ 有	要介護度：		
	現在受けている サービス(量)				
<対応者所見・見立て> <対応状況> 1.情報提供 2.他機関 () 紹介・同行 → () 氏へ連絡 3.来所予定 【 月 日 () 予定】 4.訪問予定 【 月 日 () 予定】 5.連絡待ち (パンフレット送付して先方より連絡予定) 6.再度【主治医・家族・ワーカー・その他 ()】との相談を勧める 7.その他 ()					
<今後の対応(再度連絡があった場合等)> 					
<その後>			<備考>		

さいたま市障害者生活支援センター個人情報取り扱いに関する同意書

さいたま市〇〇区障害者生活支援センターでは、適切な支援を行うために個人情報を以下の業務の遂行に必要な範囲内で利用いたしますのでご同意くださいますようお願いいたします。

1 障害者生活支援センターでの利用目的

福祉サービスや社会資源の活用、権利擁護のための援助など、各種支援を行うため。

2 個人情報の収集

個人情報は、ご本人からの提供が原則ですが、提供が困難な場合は、他の障害者生活支援センター、各区支援課、病院、福祉施設、学校などの関係機関に依頼し収集することが必要なため。

3 関係機関への外部提供等での利用目的

支援を行うための検討や紹介など、他の障害者生活支援センター、各区支援課、病院、福祉施設、学校など関係機関との連携を行うため。

4 その他の利用目的

(1)さいたま市の相談支援システムの充実と社会資源に関する課題の改善を目的とした会議において検討を行うため。

(2)相談支援体制の充実を図る目的で行う障害者生活支援センターの研修、研究等に利用するため。

(3)法令に基づく監査等。

さいたま市〇〇区障害者生活支援センター

所長〇〇〇〇

上記、個人情報の取り扱いに関して同意します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(利用者署名)氏名 _____

(代理署名) 氏名 _____

(理由) _____

立入調査指示書

下記障害者は、保護者若しくは養護者が適切な養育を怠り、その身体の安全がはかられていないため障害者の福祉を著しく害し、保護を要する状態にあると思われる。

よって、一時保護を前提として、さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例第19条第1項（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第11条第1項）に基づき、下記のとおり職員を派遣し障害者の住所若しくは居所での立入調査を指示する。

記

1 調査日時 令和 年 月 日（ ） 時 分

2 被調査者氏名 （当該障害者）

（保護者・養護者）

3 障害者住所

4 障害者居所

5 派遣職員 ○○区支援課
○○区支援課
○○区支援課

6 同行者 ○○区障害者生活支援センター
○○区障害者生活支援センター
○○区保健センター

令和 年 月 日

さいたま市長

立入調査時における定型原稿

さいたま市の障害者虐待通報窓口である〇〇区役所支援課に、(〇〇様への)虐待に関する通報がありました。

つきましては、「さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例」第19条第1項の規定（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第11条第1項）に基づき、立入調査を実施しますので、御協力をお願いします。

～ 通知を提示した上で、渡す ～

【参考】

〇さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例
(立入調査)

- 第19条 市長は、虐待により障害者の生命又は身体に重大な危険が生じるおそれがあると認めるときは、その職員に、当該障害者の住所若しくは居所に立ち入り、必要な調査をさせ、又は関係者に質問させることができる。
- 2 障害者の保護者及び養護者、事業者並びに関係機関は、前項の規定による立入調査及び質問に協力しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 4 第1項の規定による立入調査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

障害者虐待事案に係る援助依頼書

別添 4

第 号	
障害者虐待事案に係る援助依頼書	
年 月 日	
○ ○ 警察署長 殿	
さいたま市長 印	
障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第 12 条第 1 項及び同条第 2 項の規定により、次のとおり援助を依頼します。	
依頼事項	日 時 年 月 日 時 分～ 時 分
	場 所
	援助方法 <input type="checkbox"/> 調査の立会い <input type="checkbox"/> 周辺での待機 <input type="checkbox"/> その他 ()
障害者	障害の内容
	(ふりがな) 氏 名 □男 ・ □女
	生 年 月 日 年 月 日生 (歳)
	住 所 <input type="checkbox"/> 上記援助依頼場所に同じ <input type="checkbox"/> その他 ()
	電 話 () - 番
	職 業 等
養護者等	(ふりがな) 氏 名 □男 ・ □女
	生 年 月 日 年 月 日生 (歳)
	住 所 <input type="checkbox"/> 上記援助依頼場所に同じ <input type="checkbox"/> その他 ()
	電 話 () - 番
	職 業 等
	障害者との関係 <input type="checkbox"/> 親 <input type="checkbox"/> 祖父母 <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 子の配偶者 <input type="checkbox"/> 兄弟姉妹 <input type="checkbox"/> その他親族 () <input type="checkbox"/> その他 ()
虐待の状況	行為類型 <input type="checkbox"/> 身体的虐待 <input type="checkbox"/> 性的虐待 <input type="checkbox"/> 心理的虐待 <input type="checkbox"/> 放棄・放置 <input type="checkbox"/> 経済的虐待
	虐待の内容
障害者の生命又は身体に重大な危険が生じていると認める理由	
警察の援助を必要とする理由	
担当者・連絡先	所属・役職
	電話 () - 番 内線 携帯電話 - 番
	氏名

障害者虐待防止チェックリスト

〈記入方法〉

右欄の1～5の該当番号の中からお気持ちに近いものを選んで○印をつけて下さい。

1	不適切だと思う
2	やや不適切だと思う
3	どちらとも言えない
4	あまり不適切だと思わない
5	不適切だと思わない

① 支援者共通シート

1	場面や利用者によって、つい感情的な対応になってしまうことは仕方ない	1	2	3	4	5
2	排泄・入浴介護やオムツ交換のときに言うことをきかないからと、お尻や太腿をつねる	1	2	3	4	5
3	ベッドから落ちないようにと支援者の判断で長時間縛る	1	2	3	4	5
4	言葉によるやり取りでどうしても分かってもらえないことがあるなら、体で覚えてもらうように力づくの対応をする	1	2	3	4	5
5	危険だからと事業者の判断でいつでも出入口の鍵をかける	1	2	3	4	5
6	事業者報酬の減少を理由に帰宅・帰省の機会を減らす	1	2	3	4	5
7	携帯電話の使用を原則自由としていない	1	2	3	4	5
8	支援者と利用者の上に厚い信頼関係があれば、多少の体罰があっても問題にはならない	1	2	3	4	5
9	利用者からの要求や苦情を「対応しきれないから」といって取り上げない	1	2	3	4	5
10	介護等の支援をしながら「面倒だな」という	1	2	3	4	5
11	緊急時のコールを「まだだ」といって無視する	1	2	3	4	5
12	利用者の他の利用者への他害行為があっても、「集団生活の場だから仕方ない」と考える	1	2	3	4	5
13	歯科治療の要求に対して次の決められた診察日まで待つようにいう	1	2	3	4	5
14	利用者から要求があっても「今忙しいから」とあとまわしにしておく	1	2	3	4	5
15	利用者から「朝食にポテトチップやシュークリームを食べたい」という要望を受けたら、その通りにすることが利用者主体の原則である	1	2	3	4	5
16	利用者に性的いたづらをする	1	2	3	4	5
17	職員やボランティアに恋愛感情を表現すると「いやーね」という	1	2	3	4	5
18	利用者が性的な表現や行動をとることをひたすら禁止する	1	2	3	4	5
19	障害のある人の利用する施設や職場で恋愛を禁止しても差し支えない	1	2	3	4	5
20	大勢の人の前で排泄や入浴の介護を行う	1	2	3	4	5
21	利用者によって露骨に態度を変える	1	2	3	4	5
22	「仕事ができないなら不満や要求を言うな」という	1	2	3	4	5
23	行事やクラブ活動への参加を強制する	1	2	3	4	5
24	事故防止のために、事業者の判断で居室に監視カメラを設置する	1	2	3	4	5
25	利用者が楽しみにしている行事や買い物について、「作業や日課にきっちり取り組まないなら連れて行かないよ」という	1	2	3	4	5
26	発達検査結果で3歳代の知的障害のある成年には「ちゃん」づけで呼ぶ	1	2	3	4	5
27	「あなたの親や家族はどうなっているの」と他の人のいる前で嫌味をいう	1	2	3	4	5
28	小額のお金なら管理ができる障害者でもその管理をさせない	1	2	3	4	5
29	障害者名義の預貯金・収入・不動産等を、代理人の了解だけで処分する	1	2	3	4	5
30	障害者名義の預貯金・収入・不動産等を、本人への断りなしに処分する	1	2	3	4	5
総括欄 (該当する各番号の個数を記入⇒)						

〈記入方法〉

右欄の1～5の該当番号の中からお気持ちに近いものを選んで○印をつけて下さい。

- | | |
|---|--------------|
| 1 | 不適切だと思う |
| 2 | やや不適切だと思う |
| 3 | どちらとも言えない |
| 4 | あまり不適切だと思わない |
| 5 | 適切だと思わない |

② 就労支援系支援者シート

1	一般就労のためには、いささか乱暴な叱責や懲罰にも我慢できなければならない	1	2	3	4	5
2	一般就労の継続のためには、多少のサービス残業や最低賃金割れも仕方ない	1	2	3	4	5
3	一般就労の拡大に資する経済動向・業態・業種の検討は福祉の支援者の仕事ではない	1	2	3	4	5
4	職業準備性が十分訓練され事前に達成されていなければ、就職はできない	1	2	3	4	5
5	就労支援が問題なく進んでいけば、アセスメントや個別支援計画づくりに利用者が参加していてもよい	1	2	3	4	5
6	利用者が業種・職務・働き方等に要望を出すのは、就職難の時代にはわがままである	1	2	3	4	5
7	就労移行に向けたアセスメントは一回の職場実習によるもので十分である	1	2	3	4	5
8	就労先の受け入れ態勢は企業責任なので、必ずしも支援者からの改善提案をしなくてもいい	1	2	3	4	5
9	就労支援とは、働くことに限られた支援領域である	1	2	3	4	5
10	就職後の問題は本人と職場の問題であるから、本人からの訴えがない限り放っておいてよい	1	2	3	4	5
11	就労継続支援事業の安定運営の必要によっては、働く力のある利用者をとどめておいてもよい	1	2	3	4	5
12	工賃増額のために作業種目の検討をすることは福祉の支援者の課題ではない	1	2	3	4	5
13	作業種目の検討にかかわる地域の市場ニーズの検討は福祉の支援者の仕事ではない	1	2	3	4	5
14	支援者や事業者が努力したところで工賃はさほど上がるものではない	1	2	3	4	5
15	工賃額がさほど高くなければ、支援者が配分基準や収支について適切に判断すればよい	1	2	3	4	5
16	限られた作業種目の事業所では、さまざまな障害特性・適性・個別の要望に応えられないことは仕方がない	1	2	3	4	5
総括欄 (該当する各番号の回答数を記入⇒)						

③ 支援者の自己点検シート

(該当する回答欄に○印)

		はい	いいえ
1	支援に困難を感じた利用者については、職場全体でケース・カンファレンスしている		
2	外部の支援機関との連携を常に大切にしている		
3	職場に適切な助言のできる上司がいる		
4	職場で不適切な行為に気づいたら、放置せずに改善に向けた話し合いをしている		
5	アセスメントシート・個別支援計画を活用して職場内の事例検討を実施している		
6	外部の研修機会を積極的に活用している		
7	専門性を高めるための自己学習に努めている		
8	行動障害を伴う発達障害や精神障害のある人への適切な支援方法を身につけている		
9	支援者としての自らの専門性について、課題意識をもって不断に追究している		
10	支援者としての自己実現を心がけている		
11	バーン・アウトしないための具体的な対策をもっている		
12	職場を離れると、自分の担当する利用者のことから適度に距離を置いた心境になれる		
13	業務日誌・アセスメント・個別支援計画等は、処理を先延ばしにせずに記録・管理できている		
14	自分の勤務する事業所以外の取り組みや実践をしばしば視察する		
15	職場にスーパーバイザーと呼べる支援者がいる		
総括欄 (「はい」「いいえ」の回答数を記入⇒)			

④支援事業者の体制整備点検シート

(該当する回答欄に○印)

はい いいえ

		はい	いいえ
1	利用契約・サービスの変更の際には、必ず利用者に情報提供と説明を行い、同意を得ている		
2	個別支援計画の作成は、利用者の意向把握と参加保障によって実施している		
3	個人情報保護指針（プライバシーポリシー）と職員の倫理綱領を定め、利用者に文書で説明している		
4	個別支援計画の修正・変更は、利用者の意向把握と参加保障によって実施している		
5	「利用者の会」などを設けて、利用者一人では表明しづらい要望や意見を受けとめている		
6	事業者の苦情解決体制や虐待防止体制について、担当職員・第三者委員の氏名・連絡先、さいたま市障害者虐待防止センターの所在地・連絡先を含めて、すべての利用者に十分な説明をしている		
7	成年後見制度・福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートさいたま）の説明と利用促進を実施している		
8	夜間等の職員配置が手薄な場面・時間帯について、事故・不適切対応の具体的防止策がある		
9	ヒヤリハット事例の収集と改善対策の実施を含むリスクマネジメントを日常の業務で徹底している		
10	虐待防止・権利擁護のためのポスターを事業所をよく見えるところに掲示している		
11	止むを得ず身体拘束・行動制限を実施する場合の要件と手順を法令に基づいて定め、必ず利用者（とその家族）の説明と同意を得て、拘束等を実施した場合の記録を残している		
12	虐待防止・権利擁護に資する具体的な取り組みを事業計画に明記して実施している		
13	職場の虐待防止・権利擁護マニュアルを整備し、すべての職員に周知徹底している		
14	情報公開や第三者評価の活用を推進し、閉鎖的な体質にならないような仕組みをもっている		
15	重大事故・虐待発生時の対応方法とさいたま市への報告手順を定め、職員に周知徹底している		
16	理事等役員・現場責任者・支援職員の風通しのいい相互コミュニケーションに努め、支援・運営・経営に関する課題認識の共有が図れるようにしている		
17	法制度・事業者体制の変更に伴う説明と学習の機会をすべての職員に保障している		
18	職員の採用と育成について、事業者としての明確なビジョンをもって明らかにしている		
19	すべての職員に虐待防止に関する研修と学習を実施している		
20	すべての職員に社会福祉法・障害者基本法と障害者の権利条約に関する学習を実施している		
21	行動障害を含む様々な障害特性をふまえた虐待防止の研修と専門性の向上に取り組んでいる		
22	研修や学習会を実施した後、それらの効果や成果を具体的な形で点検している		
23	すべての職員に支援者としての課題と課題達成のための取り組みを明らかにする計画について、定期的に文書で報告させる仕組みをもっている		
24	事例検討のための統一書式を定め、事例検討会で活用している		
25	外部機関との連携やサービス調整会議のための書式を定め、活用している		
26	現場の幹部職員・中堅職員にはスーパーバイザーとしての専門性が確保できている		
27	職員の支援者としての悩みに対応できる取り組みを実施している		
28	職員の心身疲労・メンタルヘルスに対応できる職場体制と外部専門家との連携が確立している		
29	有給休暇・育児休暇・介護休暇の活用促進等、職員の休息保障に十分な手立てを講じている		
30	職場のパワハラ・セクハラ・いじめ等の対応システムを定め、周知徹底している		
31	残業時間が多くならないように配慮されているか、または管理されている		
32	休日出勤がある場合も、回数が多くならないようにしている		
33	休憩する時間と場所が確保されている		
34	年休は法定以上付与され、義務日数以上取得している、かつ取得しやすい状況である		
35	宿直は法定回数以内かつ宿直環境が整っている		
36	勤務後の次の勤務までのインターバルが十分である（遅番の後の早番がない等）		
37	上司・同僚などからフォローを受けられる、または相談できる		
38	人員配置や仕事量は適切に行われ、特定の人に負荷が偏っていない		
39	各々の力量にあった難易度の仕事が割り振られている		
40	指示命令系統が明確になっている		
41	業務の内容や方針にしっかりと説明がある		
総括欄 （「はい」「いいえ」の回答数を記入⇒）			

〈活用方法〉

①支援者共通シート

障害のある人にかかわる支援事業所・機関のすべての従事者に共通して活用いただくためのチェックシートです。各項目に記された内容は、いずれも人権侵害に該当し、虐待または不適切な行為と指摘できるものです。したがって、すべての項目に「1 不適切だと思う」の○印が記された回答が望ましい状態だと判断して下さい。

「2 やや不適切だと思う」と「3 どちらともいえない」の回答は、「状況次第によっては不適切な行為ではない」という支援する側のご都合主義的な無理解のある点で問題が残ります。「4 あまり不適切だと思わない」と「5 不適切だと思わない」の回答については、障害のある人の暮らしの中の人権保障に関する基礎的な学習が必要です。

虐待類型については、項目番号の「1～8」が身体的虐待・身体拘束・行動の制限、「9～15」はネグレクト、「16～19」は性的虐待、「20～27」は心理的虐待、「28～30」は経済的虐待にそれぞれ分類されています。ただし、このような類型は、各項目の虐待・不適切な行為の現象面の特徴から分類されたものであり、たとえば、項目番号「16～19」の性的虐待はすべて心理的虐待であると同時に、場合によっては身体的虐待という側面を持つ行為です。

②就労支援系支援者シート

このシートは、働くことにかかわる支援を実施する事業所職員に活用していただくためのものです。各項目に記された内容は、いずれも不適切な行為と指摘できるものです。したがって、すべての項目に「1 不適切だと思う」の○印が記された回答が望ましい状態だと判断して下さい。

「2 やや不適切だと思う」と「3 どちらともいえない」の回答は、「状況次第によっては不適切な行為ではない」という支援する側のご都合主義的な無理解のある点で問題が残ります。「4 あまり不適切だと思わない」と「5 不適切だと思わない」の回答については、障害のある人の働くことの人権保障に関する基礎的な学習が必要です。

③支援者の自己点検シート

このシートは、すべての支援機関・事業所の従事者に活用していただくためのものです。仕事の進め方と支援の専門性を不断に向上するために必要な諸点から構成されています。「はい」の回答が望ましい状態で、「いいえ」の回答だったところを個々の支援者が点検するとともに、職場全体で集約し「職場に共通する課題」を明らかにして、組織的な改善に取り組みましょう。

④支援事業者の体制整備点検シート

このシートは、事業者として体制整備に取り組みなければならない課題を点検するためのものです。「はい」の回答が望ましい状態で、「いいえ」の回答だったところについては、事業者・機関・法人等が組織的に取り組まなければならない課題として改善をはかることが大切です。

項目は次のように構成されています。項目番号の「1～11」はサービス利用者との直接的な関係において問われる人権擁護の取り組み、「12～18」はサービス利用者の人権保障に責任を負う内部体制に関する取り組み、「19～27」は支援者職員の専門性の向上をはかるための取り組み、「28～41」は支援者にとって良好な職場環境を確保するための取り組みです。

⑤全体を通じて

支援の現場では、複数の利用者への同時対応を余儀なくされる場面等、適切な利用者への対応に十分心を砕ききれない現実から、不断にジレンマを感じている支援者が多いかもしれません。そこで、個々の支援者が自己点検すると同時に、職場ごとに共通する悩みや無理解のある点を日常的に話し合いながら障害のある人の人権保障に資する共通理解と良識を培うことが大切です。支援者個人の「心構え」の問題に決して還元することなく、職場全体で改善すべき課題を「④支援事業者の体制整備点検シート」の活用から明らかにしつつ、事業所全体の取り組みを進めるようにしましょう。

したがって、個々の支援者と事業所・機関・法人は、①～④のシートすべてを一体のものとして活用することが重要です。たとえば、①と③のシートだけを用いて④のシートが活用されないとすれば、個々の支援者の責任だけを問うような抑圧的で「後ろ向きの職場」を作りかねないからです。

また、障害者福祉施設を運営する団体は、虐待防止委員会や虐待防止マネージャーを適切に配置し、施設間の基準の統一や第三者的視点の取入れ等に努めなければなりません。令和4年4月から障害福祉施設等の運営基準に基づき、「①虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催すると共に、その結果について、従業者

に周知徹底を図ること」「②従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること」「①②に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと」が義務化されました。

障害者福祉施設においては、虐待防止委員会を活用し、「倫理綱領」や「行動指針」等の制定、「虐待防止マニュアル」や「チェックリスト」の作成、「権利侵害防止の掲示物」の掲示等を行うことで、職員に周知徹底を図る必要があります。

障害のある人の人権擁護にふさわしい支援は、個々の支援者のあり方とともに、事業所の体制や職場環境の課題が明らかにされ、組織的な問題の改善・克服への歩みを進めることによってはじめて、充実・発展するのです。

参考 資料集



障害者基本法

(昭和四十五年五月二十一日法律第八十四号)
最終改正：平成二三年八月五日法律第九〇号

第一章 総則（第一条—第十三条）

第二章 障害者の自立及び社会参加の支援等のための基本的施策（第十四条—第三十条）

第三章 障害の原因となる傷病の予防に関する基本的施策（第三十一条）

第四章 障害者政策委員会等（第三十二条—第三十六条） 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 二 社会的障壁 障害がある者にとつて日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

(地域社会における共生等)

第三条 第一条に規定する社会の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。

- 一 全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- 二 全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
- 三 全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

(差別の禁止)

第四条 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

2 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。

3 国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(国際的協調)

第五条 第一条に規定する社会の実現は、そのための施策が国際社会における取組と密接な関係を有していることに鑑み、国際的協調の下に図られなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第六条 国及び地方公共団体は、第一条に規定する社会の実現を図るため、前三条に定める基本原則（以下「基本原則」という。）にのっとり、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

(国民の理解)

第七条 国及び地方公共団体は、基本原則に関する国民の理解を深めるよう必要な施策を講じなければならない。

(国民の責務)

第八条 国民は、基本原則にのっとり、第一条に規定する社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(障害者週間)

第九条 国民の間に広く基本原則に関する関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加することを促進するため、障害者週間を設ける。

2 障害者週間は、十二月三日から十二月九日までの一週間とする。

3 国及び地方公共団体は、障害者の自立及び社会参加の支援等に関する活動を行う民間の団体等と相互に緊密な連携協力を図りながら、障害者週間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(施策の基本方針)

第十条 障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策は、障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて、かつ、有機的連携の下に総合的に、策定され、及び実施されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を講ずるに当たっては、障害者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努めなければならない。

(障害者基本計画等)

第十一条 政府は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 都道府県は、障害者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障害者の状況等を踏まえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「都道府県障害者計画」という。）を策定しなければならない。
- 3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、関係行政機関の長に協議するとともに、障害者政策委員会の意見を聴いて、障害者基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 5 都道府県は、都道府県障害者計画を策定するに当たっては、第三十六条第一項の合議制の機関の意見を聴かなければならない。
- 6 市町村は、市町村障害者計画を策定するに当たっては、第三十六条第四項の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては障害者その他の関係者の意見を聴かなければならない。
- 7 政府は、障害者基本計画を策定したときは、これを国会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。
- 8 第二項又は第三項の規定により都道府県障害者計画又は市町村障害者計画が策定されたときは、都道府県知事又は市町村長は、これを当該都道府県の議会又は当該市町村の議会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。
- 9 第四項及び第七項の規定は障害者基本計画の変更について、第五項及び前項の規定は都道府県障害者計画の変更について、第六項及び前項の規定は市町村障害者計画の変更について準用する。

(法制上の措置等)

第十二条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上及び財政上の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十三条 政府は、毎年、国会に、障害者のために講じた施策の概況に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 障害者の自立及び社会参加の支援等のための基本的施策

(医療、介護等)

第十四条 国及び地方公共団体は、障害者が生活機能を回復し、取得し、又は維持するために必要な医療の給付及びリハビリテーションの提供を行うよう必要な施策を講じなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、前項に規定する医療及びリハビリテーションの研究、開発及び普及を促進しなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、障害者が、その性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じ、医療、介護、保健、生活支援その他自立のための適切な支援を受けられるよう必要な施策を講じなければならない。

- 4 国及び地方公共団体は、第一項及び前項に規定する施策を講ずるために必要な専門的技術職員その他の専門的知識又は技能を有する職員を育成するよう努めなければならない。
- 5 国及び地方公共団体は、医療若しくは介護の給付又はリハビリテーションの提供を行うに当たっては、障害者が、可能な限りその身近な場所においてこれらを受けられるよう必要な施策を講ずるものとするほか、その人権を十分に尊重しなければならない。
- 6 国及び地方公共団体は、福祉用具及び身体障害者補助犬の給付又は貸与その他障害者が日常生活及び社会生活を営むのに必要な施策を講じなければならない。
- 7 国及び地方公共団体は、前項に規定する施策を講ずるために必要な福祉用具の研究及び開発、身体障害者補助犬の育成等を促進しなければならない。

(年金等)

第十五条 国及び地方公共団体は、障害者の自立及び生活の安定に資するため、年金、手当等の制度に関し必要な施策を講じなければならない。

(教育)

第十六条 国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、前項の目的を達成するため、障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重しなければならない。

- 3 国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによつて、その相互理解を促進しなければならない。

- 4 国及び地方公共団体は、障害者の教育に関し、調査及び研究並びに人材の確保及び資質の向上、適切な教材等の提供、学校施設の整備その他の環境の整備を促進しなければならない。

(療育)

第十七条 国及び地方公共団体は、障害者である子どもが可能な限りその身近な場所において療育その他これに関連する支援を受けられるよう必要な施策を講じなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、療育に関し、研究、開発及び普及の促進、専門的知識又は技能を有する職員の育成その他の環境の整備を促進しなければならない。

(職業相談等)

第十八条 国及び地方公共団体は、障害者の職業選択の自由を尊重しつつ、障害者がその能力に応じて適切な職業に従事することができるようにするため、障害者の多様な就業の機会を確保するよう努めるとともに、個々の障害者の特性に配慮した職業相談、職業指導、職業訓練及び職業紹介の実施その他必要な施策を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、障害者の多様な就業の機会の確保を図るため、前項に規定する施策に関する調査及び研究を促進しなければならない。

3 国及び地方公共団体は、障害者の地域社会における作業活動の場及び障害者の職業訓練のための施設の拡充を図るため、これに必要な費用の助成その他必要な施策を講じなければならない。

(雇用の促進等)

第十九条 国及び地方公共団体は、国及び地方公共団体並びに事業者における障害者の雇用を促進するため、障害者の優先雇用その他の施策を講じなければならない。

2 事業主は、障害者の雇用に関し、その有する能力を正当に評価し、適切な雇用の機会を確保するとともに、個々の障害者の特性に応じた適正な雇用管理を行うことによりその雇用の安定を図るよう努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、障害者を雇用する事業主に対して、障害者の雇用のための経済的負担を軽減し、もつてその雇用の促進及び継続を図るため、障害者が雇用されるのに伴い必要となる施設又は設備の整備等に要する費用の助成その他必要な施策を講じなければならない。

(住宅の確保)

第二十条 国及び地方公共団体は、障害者が地域社会において安定した生活を営むことができるようにするため、障害者のための住宅を確保し、及び障害者の日常生活に適するような住宅の整備を促進するよう必要な施策を講じなければならない。

(公共的施設のバリアフリー化)

第二十一条 国及び地方公共団体は、障害者の利用の便宜を図ることによつて障害者の自立及び社会参加を支援するため、自ら設置する官公庁施設、交通施設(車両、船舶、航空機等の移動施設を含む。次項において同じ。)その他の公共的施設について、障害者が円滑に利用できるような施設の構造及び設備の整備等の計画的推進を図らなければならない。

2 交通施設その他の公共的施設を設置する事業者は、障害者の利用の便宜を図ることによつて障害者の自立及び社会参加を支援するため、当該公共的施設について、障害者が円滑に利用できるような施設の構造及び設備の整備等の計画的推進に努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、前二項の規定により行われる公共的施設の構造及び設備の整備等が総合的かつ計画的に推進されるようにするため、必要な施策を講じなければならない。

4 国、地方公共団体及び公共的施設を設置する事業者は、自ら設置する公共的施設を利用する障害者の補助を行う身体障害者補助犬の同伴について障害者の利用の便宜を図らなければならない。

(情報の利用におけるバリアフリー化等)

第二十二条 国及び地方公共団体は、障害者が円滑に情報を取得し及び利用し、その意思を表示し、並びに他人との意思疎通を図ることができるようにするため、障害者が利用しやすい電子計算機及びその関連装置その他情報通信機器の普及、電気通信及び放送の役務の利用に関する障害者の利便の増

進、障害者に対して情報を提供する施設の整備、障害者の意思疎通を仲介する者の養成及び派遣等が図られるよう必要な施策を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、災害その他非常の事態の場合に障害者に対しその安全を確保するため必要な情報が迅速かつ的確に伝えられるよう必要な施策を講ずるものとするほか、行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用の推進に当たっては、障害者の利用の便宜が図られるよう特に配慮しなければならない。

3 電気通信及び放送その他の情報の提供に係る役務の提供並びに電子計算機及びその関連装置その他情報通信機器の製造等を行う事業者は、当該役務の提供又は当該機器の製造等に当たっては、障害者の利用の便宜を図るよう努めなければならない。

(相談等)

第二十三条 国及び地方公共団体は、障害者の意思決定の支援に配慮しつつ、障害者及びその家族その他の関係者に対する相談業務、成年後見制度その他の障害者の権利利益の保護等のための施策又は制度が、適切に行われ又は広く利用されるようにしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの各種の相談に総合的に応ずることができるようにするため、関係機関相互の有機的連携の下に必要な相談体制の整備を図るとともに、障害者の家族に対し、障害者の家族が互いに支え合うための活動の支援その他の支援を適切に行うものとする。

(経済的負担の軽減)

第二十四条 国及び地方公共団体は、障害者及び障害者を扶養する者の経済的負担の軽減を図り、又は障害者の自立の促進を図るため、税制上の措置、公共的施設の利用料等の減免その他必要な施策を講じなければならない。

(文化的諸条件の整備等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、障害者が円滑に文化芸術活動、スポーツ又はレクリエーションを行うことができるようにするため、施設、設備その他の諸条件の整備、文化芸術、スポーツ等に関する活動の助成その他必要な施策を講じなければならない。

(防災及び防犯)

第二十六条 国及び地方公共団体は、障害者が地域社会において安全にかつ安心して生活を営むことができるようにするため、障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて、防災及び防犯に関し必要な施策を講じなければならない。

(消費者としての障害者の保護)

第二十七条 国及び地方公共団体は、障害者の消費者としての利益の擁護及び増進が図られるようにするため、適切な方法による情報の提供その他必要な施策を講じなければならない。

2 事業者は、障害者の消費者としての利益の擁護及び増進が図られるようにするため、適切な方法による情報の提供等に努めなければならない。

(選挙等における配慮)

第二十八条 国及び地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより行われる選挙、国民審査又は投票において、障害者が円滑に投票できるようにするため、投票所の施設又は設備の整備その他必要な施策を講じなければならない。

(司法手続における配慮等)

第二十九条 国又は地方公共団体は、障害者が、刑事事件若しくは少年の保護事件に関する手続その他これに準ずる手続の対象となつた場合又は裁判所における民事事件、家事事件若しくは行政事件に関する手続の当事者その他の関係人となつた場合において、障害者がその権利を円滑に行使できるようにするため、個々の障害者の特性に応じた意思疎通の手段を確保するよう配慮するとともに、関係職員に対する研修その他必要な施策を講じなければならない。

(国際協力)

第三十条 国は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を国際的協調の下に推進するため、外国政府、国際機関又は関係団体等との情報の交換その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

第三章 障害の原因となる傷病の予防に関する基本的施策

第三十一条 国及び地方公共団体は、障害の原因となる傷病及びその予防に関する調査及び研究を促進しなければならない。

2 国及び地方公共団体は、障害の原因となる傷病の予防のため、必要な知識の普及、母子保健等の保健対策の強化、当該傷病の早期発見及び早期治療の推進その他必要な施策を講じなければならない。

3 国及び地方公共団体は、障害の原因となる難病等の予防及び治療が困難であることに鑑み、障害の原因となる難病等の調査及び研究を推進するとともに、難病等に係る障害者に対する施策をきめ細かく推進するよう努めなければならない。

第四章 障害者政策委員会等

(障害者政策委員会の設置)

第三十二条 内閣府に、障害者政策委員会（以下「政策委員会」という。）を置く。

2 政策委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 障害者基本計画に関し、第十一条第四項（同条第九項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。

二 前号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣又は関係各大臣に対し、意見を述べること。

三 障害者基本計画の実施状況を監視し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣又は内閣総理大臣を通じて関係各大臣に勧告すること。

3 内閣総理大臣又は関係各大臣は、前項第三号の規定による勧告に基づき講じた施策について政策委員会に報告しなければならない。

(政策委員会の組織及び運営)

第三十三条 政策委員会は、委員三十人以内で組織する。

2 政策委員会の委員は、障害者、障害者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者並びに学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。この場合において、委員の構成については、政策委員会が様々な障害者の意見を聴き障害者の実情を踏まえた調査審議を行うことができることとなるよう、配慮されなければならない。

3 政策委員会の委員は、非常勤とする。

第三十四条 政策委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 政策委員会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

第三十五条 前二条に定めるもののほか、政策委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県等における合議制の機関)

第三十六条 都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）を含む。以下同じ。）に、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置く。

一 都道府県障害者計画に関し、第十一条第五項（同条第九項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。

二 当該都道府県における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視すること。

三 当該都道府県における障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。

2 前項の合議制の機関の委員の構成については、当該機関が様々な障害者の意見を聴き障害者の実情を踏まえた調査審議を行うことができることとなるよう、配慮されなければならない。

3 前項に定めるもののほか、第一項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

4 市町村（指定都市を除く。）は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

一 市町村障害者計画に関し、第十一条第六項（同条第九項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。

二 当該市町村における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視すること。

三 当該市町村における障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。

5 第二項及び第三項の規定は、前項の規定により合議制の機関が置かれた場合に準用する。

附 則 抄

附 則（平成二十三年八月五日法律第九〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条並びに附則第四条、第五条（同条の表第三号及び第四号に係る部分に限る。）、第八条第二項及び第九条（内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第三十七条第二項の表の改正規定に係る部分に限る。）の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

（検討）

第二条 国は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律による改正後の障害者基本法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

- 2 国は、障害者が地域社会において必要な支援を受けながら自立した生活を営むことができるようにするため、障害に応じた施策の実施状況を踏まえ、地域における保健、医療及び福祉の相互の有機的連携の確保その他の障害者に対する支援体制の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（調整規定）

第八条 地方自治法改正法の施行の日がこの法律の施行の日前である場合には、前二条の規定は、適用しない。

- 2 地方自治法改正法の施行の日が附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日前である場合（前項に規定する場合を除く。）には、前条の規定は、適用しない。

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律
(平成二十三年六月二十四日法律第七十九号)

第一章 総則（第一条—第六条）

第二章 養護者による障害者虐待の防止、養護者に対する支援等（第七条—第十四条）

第三章 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等（第十五条—第二十条）

第四章 使用者による障害者虐待の防止等（第二十一条—第二十八条）

第五章 就学する障害者等に対する虐待の防止等（第二十九条—第三十一条）

第六章 市町村障害者虐待防止センター及び都道府県障害者権利擁護センター（第三十二条—第三十九条）

第七章 雑則（第四十条—第四十四条）

第八章 罰則（第四十五条・第四十六条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、障害者虐待の予防及び早期発見その他の障害者虐待の防止等に関する国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による障害者虐待の防止に資する支援（以下「養護者に対する支援」という。）のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「障害者」とは、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者をいう。

2 この法律において「障害者虐待」とは、養護者による障害者虐待、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待及び使用者による障害者虐待をいう。

3 この法律において「養護者」とは、障害者を現に養護する者であって障害者福祉施設従事者等及び使用者以外のものをいう。

4 この法律において「障害者福祉施設従事者等」とは、障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十二項に規定する障害者支援施設（以下「障害者支援施設」という。）若しくは独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第百六十七号）第十一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下「のぞみの園」という。）（以下「障害者福祉施設」という。）又は障害者自立支援法第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業、同条第十七項に規定する一般相談支援

事業若しくは特定相談支援事業、同条第二十五項に規定する移動支援事業、同条第二十六項に規定する地域活動支援センターを経営する事業若しくは同条第二十七項に規定する福祉ホームを経営する事業その他厚生労働省令で定める事業（以下「障害福祉サービス事業等」という。）に係る業務に従事する者をいう。

5 この法律において「使用者」とは、障害者を雇用する事業主（当該障害者が派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。）である場合において当該派遣労働者に係る労働者派遣（同条第一号に規定する労働者派遣をいう。）の役務の提供を受ける事業主その他これに類するものとして政令で定める事業主を含み、国及び地方公共団体を除く。以下同じ。）又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者をいう。

6 この法律において「養護者による障害者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

一 養護者とその養護する障害者について行う次に掲げる行為

イ 障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。

ロ 障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。

ハ 障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

ニ 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるイからハまでに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。

二 養護者又は障害者の親族が当該障害者の財産を不当に処分することその他当該障害者から不当に財産上の利益を得ること。

7 この法律において「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待」とは、障害者福祉施設従事者等が、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用する障害者又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける障害者について行う次のいずれかに該当する行為をいう。

一 障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。

二 障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。

三 障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

四 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用する他の障害者又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける他の障害者による前三号に掲げ

る行為と同様の行為の放置その他の障害者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

五 障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること。

8 この法律において「使用者による障害者虐待」とは、使用者が当該事業所に使用される障害者について行う次のいずれかに該当する行為をいう。

一 障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。

二 障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。

三 障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

四 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、当該事業所に使用される他の労働者による前三号に掲げる行為と同様の行為の放置その他これらに準ずる行為を行うこと。

五 障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること。

(障害者に対する虐待の禁止)

第三条 何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない。

(国及び地方公共団体の責務等)

第四条 国及び地方公共団体は、障害者虐待の予防及び早期発見その他の障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の迅速かつ適切な保護及び自立の支援並びに適切な養護者に対する支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的知識及び技術を有する人材その他必要な人材の確保及び資質の向上を図るため、関係機関の職員の研修等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援に資するため、障害者虐待に係る通報義務、人権侵犯事件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

(国民の責務)

第五条 国民は、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる障害者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めなければならない。

(障害者虐待の早期発見等)

第六条 国及び地方公共団体の障害者の福祉に関する事務を所掌する部局その他の関係機関は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることに鑑み、相互に緊密な連携を図りつつ、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。

2 障害者福祉施設、学校、医療機関、保健所その他障害者の福祉に業務上関係のある団体並びに障害者福祉施設従事者等、学校の教職員、医師、歯科医師、保健師、弁護士その他障害者の福祉に職務上関係のある者及び使用者は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。

3 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる障害者虐待の防止のための啓発活動並びに障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援のための施策に協力するよう努めなければならない。

第二章 養護者による障害者虐待の防止、養護者に対する支援等

(養護者による障害者虐待に係る通報等)

第七条 養護者による障害者虐待(十八歳未満の障害者について行われるものを除く。以下この章において同じ。)を受けたと思われる障害者が発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前項の規定による通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。

第八条 市町村が前条第一項の規定による通報又は次条第一項に規定する届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であつて当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(通報等を受けた場合の措置)

第九条 市町村は、第七条第一項の規定による通報又は障害者からの養護者による障害者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該障害者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、第三十五条の規定により当該市町村と連携協力する者(以下「市町村障害者虐待対応協力者」という。)とその対応について協議を行うものとする。

2 市町村は、第七条第一項の規定による通報又は前項に規定する届出があつた場合には、当該通報又は届出に係る障害者に対する養護者による障害者虐待の防止及び当該障害者の保護が図られるよう、養護者による障害者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる障害者を一時的に保護するため迅速に当該市町村の設置する障害者支援施設又は障害者自立支援法第五条第六項の厚生労働省令で定める施設(以下「障害者支援施設等」という。)に入所させる等、適切に、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十八条第一項若しくは第二項又は知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第十五条の四若しくは第十六条第一項第二号の規定による措置を講ずるものとする。この場合において、当該障害者が身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者(以下「身体障害者」という。)及び知的障害者福祉法にいう知的障害者(以下「知的障害者」という。)以外の障害者であるときは、当該障害者を身体障害者又は知的障害者とみなして、身体障害者福祉法第十八条第一項若しくは第二項又は知的障害者福祉法第十五条の四若しくは第十六条第一項第二

号の規定を適用する。

- 3 市町村長は、第七条第一項の規定による通報又は第一項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る障害者に対する養護者による障害者虐待の防止並びに当該障害者の保護及び自立の支援が図られるよう、適切に、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第五十一条の十一の二又は知的障害者福祉法第二十八条の規定により審判の請求をするものとする。

（居室の確保）

第十条 市町村は、養護者による障害者虐待を受けた障害者について前条第二項の措置を採るために必要な居室を確保するための措置を講ずるものとする。

（立入調査）

第十一条 市町村長は、養護者による障害者虐待により障害者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、障害者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該障害者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

- 2 前項の規定による立入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（警察署長に対する援助要請等）

第十二条 市町村長は、前条第一項の規定による立入り及び調査又は質問をさせようとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該障害者の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。

- 2 市町村長は、障害者の生命又は身体の安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ適切に、前項の規定により警察署長に対し援助を求めなければならない。
- 3 警察署長は、第一項の規定による援助の求めを受けた場合において、障害者の生命又は身体の安全を確保するため必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官に、同項の職務の執行を援助するために必要な警察官職務執行法（昭和三十二年法律第三十六号）その他の法令の定めるところによる措置を講じさせるよう努めなければならない。

（面会の制限）

第十三条 養護者による障害者虐待を受けた障害者について第九条第二項の措置が採られた場合においては、市町村長又は当該措置に係る障害者支援施設等若しくはその園の長若しくは当該措置に係る身体障害者福祉法第十八条第二項に規定する指定医療機関の管理者は、養護者による障害者虐待の防止及び当該障害者の保護の観点から、当該養護者による障害者虐待を行った養護者について当該障害者との面会を制限することができる。

（養護者の支援）

第十四条 市町村は、第三十二条第二項第二号に規定するもののほか、養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市町村は、前項の措置として、養護者の心身の状態に照らしその養護の負担の軽減を図るため緊急の必要があると認める場合に障害者が短期間養護を受けるために必要となる居室を確保するための措置を講ずるものとする。

第三章 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等

（障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等のための措置）

第十五条 障害者福祉施設の設置者又は障害福祉サービス事業等を行う者は、障害者福祉施設従事者等の研修の実施、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用し、又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける障害者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

（障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る通報等）

第十六条 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

- 2 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けた障害者は、その旨を市町村に届け出ることができる。
- 3 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通報（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 障害者福祉施設従事者等は、第一項の規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

第十七条 市町村は、前条第一項の規定による通報又は同条第二項の規定による届出を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報又は届出に係る障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に関する事項を、当該障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る障害者福祉施設又は当該障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る障害福祉サービス事業等の事業所の所在地の都道府県に報告しなければならない。

第十八条 市町村が第十六条第一項の規定による通報又は同条第二項の規定による届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。都道府県が前条の規定による報告を受けた場合における当該報告を受けた都道府県の職員についても、同様とする。

（通報等を受けた場合の措置）

第十九条 市町村が第十六条第一項の規定による通報若しくは同条第二項の規定による届出を受け、又は都道府県が第十七条の規定による報告を受けたときは、市町村長又は都道府県知事は、障害者福祉施設の業務又は障害福祉サービス事業等の適正な運営を確保することにより、当該通報又は届出に係る障害者に対する障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止並びに当該障害者の保護及び自立の支援を図るため、社会福祉法（昭和三十六年法律第四十五号）、障害者自立支援法その他関係法律の規定による権限を適切に行使するものとする。

(公表)

第二十条 都道府県知事は、毎年度、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待があった場合に採った措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

第四章 使用者による障害者虐待の防止等

(使用者による障害者虐待の防止等のための措置)

第二十一条 障害者を雇用する事業主は、労働者の研修の実施、当該事業所に使用される障害者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の使用者による障害者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

(使用者による障害者虐待に係る通報等)

第二十二条 使用者による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村又は都道府県に通報しなければならない。

2 使用者による障害者虐待を受けた障害者は、その旨を市町村又は都道府県に届け出ることができる。

3 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通報(虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。)をすることを妨げるものと解釈してはならない。

4 労働者は、第一項の規定による通報又は第二項の規定による届出(虚偽であるもの及び過失によるものを除く。)をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

第二十三条 市町村は、前条第一項の規定による通報又は同条第二項の規定による届出を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報又は届出に係る使用者による障害者虐待に関する事項を、当該使用者による障害者虐待に係る事業所の所在地の都道府県に通知しなければならない。

第二十四条 都道府県は、第二十二条第一項の規定による通報、同条第二項の規定による届出又は前条の規定による通知を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報、届出又は通知に係る使用者による障害者虐待に関する事項を、当該使用者による障害者虐待に係る事業所の所在地を管轄する都道府県労働局に報告しなければならない。

第二十五条 市町村又は都道府県が第二十二条第一項の規定による通報又は同条第二項の規定による届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村又は都道府県の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。都道府県が第二十三条の規定による通知を受けた場合における当該通知を受けた都道府県の職員及び都道府県労働局が前条の規定による報告を受けた場合における当該報告を受けた都道府県労働局の職員についても、同様とする。

(報告を受けた場合の措置)

第二十六条 都道府県労働局が第二十四条の規定による報告を受けたときは、都道府県労働局長又は労働基準監督署長若しくは公共職業安定所長は、事業所における障害者の適正な労働条件及び雇用管理を確保することにより、当該報告に係る障害者に対する使用者による障害者虐待の防止並びに当該障害者の保護及び自立の支援を図るため、当該報告に係る都道府県との

連携を図りつつ、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十三号)、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律(平成十三年法律第一百二十二号)その他関係法律の規定による権限を適切に行使するものとする。

(船員に関する特例)

第二十七条 船員法(昭和二十二年法律第百号)の適用を受ける船員である障害者について行われる使用者による障害者虐待に係る前三条の規定の適用については、第二十四条中「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令又は厚生労働省令」と、「当該使用者による障害者虐待に係る事業所の所在地を管轄する都道府県労働局」とあるのは「地方運輸局その他の関係行政機関」と、第二十五条中「都道府県労働局」とあるのは「地方運輸局その他の関係行政機関」と、前条中「都道府県労働局が」とあるのは「地方運輸局その他の関係行政機関が」と、「都道府県労働局長又は労働基準監督署長若しくは公共職業安定所長」とあるのは「地方運輸局その他の関係行政機関の長」と、「労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)」とあるのは「船員法(昭和二十二年法律第百号)」とする。

(公表)

第二十八条 厚生労働大臣は、毎年度、使用者による障害者虐待の状況、使用者による障害者虐待があった場合に採った措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

第五章 就学する障害者等に対する虐待の防止等

(就学する障害者に対する虐待の防止等)

第二十九条 学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校、同法第二百二十四条に規定する専修学校又は同法第三百三十四条第一項に規定する各種学校をいう。以下同じ。)の長は、教職員、児童、生徒、学生その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、就学する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、就学する障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該学校に就学する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

(保育所等に通う障害者に対する虐待の防止等)

第三十条 保育所等(児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第三十九条第一項に規定する保育所若しくは同法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とするもの(少数の乳児又は幼児を対象とするものその他の厚生労働省令で定めるものを除く。))又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第七条第一項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。)の長は、保育所等の職員その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、保育所等に通う障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、保育所等に通う障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該保育所等に通う障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

(医療機関を利用する障害者に対する虐待の防止等)

第三十一条 医療機関(医療法(昭和三十二年法律第二百五号)

第一条の五第一項に規定する病院又は同条第二項に規定する診療所をいう。以下同じ。)の管理者は、医療機関の職員その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、医療機関を利用する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、医療機関を利用する障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該医療機関を利用する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

第六章 市町村障害者虐待防止センター及び都道府県障害者権利擁護センター

(市町村障害者虐待防止センター)

第三十二条 市町村は、障害者の福祉に関する事務を所掌する部局又は当該市町村が設置する施設において、当該部局又は施設が市町村障害者虐待防止センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村障害者虐待防止センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 第七条第一項、第十六条第一項若しくは第二十二條第一項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出若しくは第十六条第二項若しくは第二十二條第二項の規定による届出を受理すること。
- 二 養護者による障害者虐待の防止及び養護者による障害者虐待を受けた障害者の保護のため、障害者及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行うこと。
- 三 障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報その他の啓発活動を行うこと。

(市町村障害者虐待防止センターの業務の委託)

第三十三条 市町村は、市町村障害者虐待対応協力者のうち適当と認められるものに、前条第二項各号に掲げる業務の全部又は一部を委託することができる。

2 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由なしに、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 第一項の規定により第七条第一項、第十六条第一項若しくは第二十二條第一項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出若しくは第十六条第二項若しくは第二十二條第二項の規定による届出の受理に関する業務の委託を受けた者が第七条第一項、第十六条第一項若しくは第二十二條第一項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出若しくは第十六条第二項若しくは第二十二條第二項の規定による届出を受けた場合には、当該通報若しくは届出を受けた者又はその役員若しくは職員は、その職務上知り得た事項であつて当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(市町村等における専門的に従事する職員の確保)

第三十四条 市町村及び前条第一項の規定による委託を受けた者は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するために、障害者の福祉又は権利の擁護に関し専門的知識又は経験を有し、かつ、これらの事務に専門的に従事する職員を確保するよう努めなければならない。

(市町村における連携協力体制の整備)

第三十五条 市町村は、養護者による障害者虐待の防止、養護者による障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するため、社会福祉法に定める福祉に関する事務所(以下「福祉事務所」という。)その他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。この場合において、養護者による障害者虐待にいつでも迅速に対応することができるよう、特に配慮しなければならない。

(都道府県障害者権利擁護センター)

第三十六条 都道府県は、障害者の福祉に関する事務を所掌する部局又は当該都道府県が設置する施設において、当該部局又は施設が都道府県障害者権利擁護センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 都道府県障害者権利擁護センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 第二十二條第一項の規定による通報又は同条第二項の規定による届出を受理すること。
- 二 この法律の規定により市町村が行う措置の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供、助言その他必要な援助を行うこと。
- 三 障害者虐待を受けた障害者に関する各般の問題及び養護者に対する支援に関し、相談に応ずること又は相談を行う機関を紹介すること。
- 四 障害者虐待を受けた障害者の支援及び養護者に対する支援のため、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 五 障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する情報を収集し、分析し、及び提供すること。
- 六 障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報その他の啓発活動を行うこと。
- 七 その他障害者に対する虐待の防止等のために必要な支援を行うこと。

(都道府県障害者権利擁護センターの業務の委託)

第三十七条 都道府県は、第三十九條の規定により当該都道府県と連携協力する者(以下「都道府県障害者虐待対応協力者」という。)のうち適当と認められるものに、前条第二項第一号又は第三号から第七号までに掲げる業務の全部又は一部を委託することができる。

2 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由なしに、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 第一項の規定により第二十二條第一項の規定による通報又は同条第二項に規定する届出の受理に関する業務の委託を受けた者が同条第一項の規定による通報又は同条第二項に規定する届出を受けた場合には、当該通報若しくは届出を受けた者又はその役員若しくは職員は、その職務上知り得た事項であつて当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(都道府県等における専門的に従事する職員の確保)

第三十八条 都道府県及び前条第一項の規定による委託を受けた者は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するために、障害者の福祉又は権利の擁護に関し専門的知識又は経験を有し、かつ、これらの事務に専門的に従事する職員を確保するよう努めなければならない。

(都道府県における連携協力体制の整備)

第三十九条 都道府県は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するため、福祉事務所その他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。

第七章 雑則

(周知)

第四十条 市町村又は都道府県は、市町村障害者虐待防止センター又は都道府県障害者権利擁護センターとしての機能を果たす部局又は施設及び市町村障害者虐待対応協力者又は都道府県障害者虐待対応協力者の名称を明示すること等により、当該部局又は施設及び市町村障害者虐待対応協力者又は都道府県障害者虐待対応協力者を周知させなければならない。

(障害者虐待を受けた障害者の自立の支援)

第四十一条 国及び地方公共団体は、障害者虐待を受けた障害者が地域において自立した生活を円滑に営むことができるよう、居住の場所の確保、就業の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究)

第四十二条 国及び地方公共団体は、障害者虐待を受けた障害者がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析を行うとともに、障害者虐待の予防及び早期発見のための方策、障害者虐待があった場合の適切な対応方法、養護者に対する支援の在り方その他障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援のために必要な事項についての調査及び研究を行うものとする。

(財産上の不当取引による被害の防止等)

第四十三条 市町村は、養護者、障害者の親族、障害者福祉施設従事者等及び使用者以外の者が不当に財産上の利益を得る目的で障害者を行う取引（以下「財産上の不当取引」という。）による障害者の被害について、相談に応じ、若しくは消費生活に関する業務を担当する部局その他の関係機関を紹介し、又は市町村障害者虐待対応協力者に、財産上の不当取引による障害者の被害に係る相談若しくは関係機関の紹介の実施を委託するものとする。

2 市町村長は、財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある障害者について、適切に、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五十一条の十一の二又は知的障害者福祉法第二十八条の規定により審判の請求をするものとする。

(成年後見制度の利用促進)

第四十四条 国及び地方公共団体は、障害者虐待の防止並びに障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに財産上の不当取引による障害者の被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずることにより、成年後見

制度が広く利用されるようにしなければならない。

第八章 罰則

第四十五条 第三十三条第二項又は第三十七条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第四十六条 正当な理由がなく、第十一条第一項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは障害者に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、三十万円以下の罰金に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十四年十月一日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、学校、保育所等、医療機関、官公署等における障害者に対する虐待の防止等の体制の在り方並びに障害者の安全の確認又は安全の確保を実効的に行うための方策、障害者を訪問して相談等を行う体制の充実強化その他の障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援、養護者に対する支援等のための制度について、この法律の施行後三年を目途として、児童虐待、高齢者虐待、配偶者からの暴力等の防止等に関する法制度全般の見直しの状況を踏まえ、この法律の施行状況等を勘案して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(調整規定)

第四条 この法律の施行の日が障害者基本法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）の施行の日前である場合には、同法の施行の日の前日までの間における第二条第一項及び前条の規定による改正後の高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第二条第六項の規定の適用については、これらの規定中「第二条第一号」とあるのは、「第二条」とする。

さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例

平成23年3月4日
条例第6号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 障害者の権利の擁護

第1節 障害者への差別の禁止等（第9条—第15条）

第2節 障害者への虐待の禁止等（第16条—第21条）

第3章 障害者の自立及び社会参加のための支援（第22条—第31条）

第4章 補則（第32条）

附則

誰もが皆、その人らしく、人として豊かに生活をする権利を有している。誰もが、本来、自らの決定及び選択に基づいて社会のあらゆる分野の活動に参加し、及び参画する権利を有している。これらの権利の主体であることは、障害の有無にかかわらず。

ある人が、障害の有無にかかわらず、地域生活において活動し、社会参加をするに当たって、何らかの不当な制約を受けることがあるとすれば、日本国憲法で保障されている基本的人権の侵害となる。

本市は、国際連合で採択された障害者の権利に関する条約の理念を踏まえた障害を理由とするいかなる種類の差別もない社会の実現を目指している。

その目指す社会は、人として生まれながらに持つ権利と自由を、障害のある人にもない人にも同じように認める社会である。市民は、障害の有無にかかわらず、誰もが、基本的人権の主体であって、社会の一員である。

ここに、市民が、誰も侵すことができない基本的人権の主体として、尊厳をもって、未来にわたって、安心して地域で生活できる社会の実現を目指し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、障害者への差別及び虐待を禁止するとともに、障害者の自立及び社会参加を支援するための措置を講じることにより、障害者が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、権利の主体として社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動に参加する機会を得られるよう、地域福祉の推進を図り、もって市民が障害の有無にかかわらず、等しく市民として個人の尊厳と権利が尊重され、その権利を享受することができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。
- (2) 事業者 市内において事業活動を行う全ての者をいう。
- (3) 障害 次に掲げるものをいう。

ア 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害

イ アに掲げるもののほか、心身の機能、身体の器官、肢体又は肢体を構成するものに、欠損、喪失等があることにより、日常生活又は社会生活（以下「日常生活等」という。）を営む上で社会的な支援を必要とする状態

(4) 障害者 次に掲げる者をいう。

ア 前号アに掲げる障害がある市民

イ 前号イに掲げる障害があることにより、継続的に日常生活等において活動の制限又は参加の制約を受けている市民

(5) 保護者 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条に規定する保護者をいう。

(6) 養護者 障害者を現に養護する者であって、保護者及び障害者の福祉サービスに従事する者以外のものをいう。

(7) 合理的配慮に基づく措置 障害者が障害を原因として日常生活等を営む上で不可欠な活動を行うことができず、又は制限されるときに、当該活動を行うことができるようにし、又は当該活動の制限を緩和するために行う、用具又は機器の提供、建築物又は設備の改修その他の当該障害者の環境を調整する措置（当該障害者の就業時間又は業務内容を変更する措置で事業活動の目的の達成が妨げられるもの、既存の建築物の本質的な構造を変更する措置その他の当該措置を行う者に社会通念上相当と認められる範囲を超えた過重な負担を課することとなる措置を除く。）をいう。

(8) 差別 次に掲げる行為をいう。

ア 障害者の氏名その他の当該障害者の身上に関する事項をみだりに用いて、当該障害者の日常生活等を不当に妨げること。

イ 障害者に教育を行い、又は受けさせる場合に行う次に掲げる行為

(7) 正当な理由なく、障害者に必要と認められる適切な指導及び支援を受ける機会を与えないこと。

(4) 障害者若しくはその保護者の意見を聴かないで、又は障害者若しくはその保護者に必要な説明を行わないで、入学する学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいう。以下同じ。）を決定すること。

(7) 合理的配慮に基づく措置を行わなければ授業又は試験を受けられないことその他の障害者の不利益となることを知りながら、合理的配慮に基づく措置を行わないことにより障害者に不利益を与えること。

ウ 障害者を雇用し、又は業務に従事させる場合に行う次に掲げる行為

(7) 募集又は採用に当たって、正当な理由なく、障害を理由として、応募若しくは採用を拒否し、又はこれに条件を課すこと。

(4) 正当な理由なく、障害を理由として、解雇し、又は退職を強制すること。

(7) 合理的配慮に基づく措置を行わなければ業務の遂行

が妨げられること、研修を受けられないことその他の障害者の不利益となることを知りながら、合理的配慮に基づく措置を行わないことにより障害者に不利益を与えること。

エ 保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供又は不特定かつ多数の者に対して行っている商品若しくはサービス（保健医療サービス及び福祉サービスを除く。）の提供若しくは不動産の取引を、正当な理由なく、障害者の持つ障害を理由として、拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課すこと。

オ 不特定かつ多数の者の利用に供されている建物その他の施設又は公共交通機関を利用する場合において、建物その他の施設の本質的な構造上やむを得ないとき、本人の生命又は身体の保護のため必要があるときその他の正当な理由があるときを除き、障害者の持つ障害を理由として、当該建物その他の施設又は当該公共交通機関の利用を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課すこと。

カ 日常生活等を営む上で必要な情報を提供する場合において、正当な理由なく、障害者の持つ障害を理由として、これを拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課すこと。

キ 障害者が日常生活等を営む上で必要な意思表示を行う場合において、正当な理由なく、障害を理由として、当該障害者が用いることができる手段による意思表示を受けることを拒否し、受けることができる意思表示の手段を制限し、又は意思表示を受けることに条件を課すこと。

ク アからキまでに掲げるもののほか、正当な理由なく、障害者の持つ障害を理由として、障害者でない者の取扱いと比べて不利益な取扱いをし、又は取扱いをしようとする事。

(9) 虐待 次に掲げる行為をいう。

ア 障害者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

イ 障害者にわいせつな行為をすること、障害者をしてわいせつな行為をさせること又は障害者であることを理由に、本人の意思にかかわらず、交際若しくは性的な行為を不当に制限し、若しくは生殖を不能にすること。

ウ 障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

エ 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置をすること。

オ 障害者の財産を不当に処分することその他当該障害者から不当に財産上の利益を得ること。

カ 保護者、養護者又は障害者の福祉サービスに従事する者が、アからオまでの事実を知りながら、又は障害者が自らの利益や健康を明らかに損なう行為を継続的に行っていることを知りながら放置をすること。

(10) 後見的支援を要する障害者 現に福祉サービス等を自ら

決定して利用することができないため日常生活等を営むことが困難な障害者であつて、保護者及び養護者がいないもの又は保護者が監護を行うことができず、かつ、養護者がいないものをいう。

(基本理念)

第3条 障害者への差別をなくし、及び虐待を防止するための取組は、市、市民及び事業者並びに障害者の医療、保健、福祉、教育、就労等に関係する機関（以下「関係機関」という。）が障害者を権利の主体であると認識し、その権利を尊重し、それぞれの障害に対する理解を深めることにより行われなければならない。

2 障害者の権利の擁護並びに障害者の自立及び社会参加の支援に関する施策の推進は、市、市民、事業者及び関係機関が相互に連携し、並びに障害者の選択を尊重することにより行われなければならない。

3 障害者の権利の擁護並びに障害者の自立及び社会参加の支援に関する施策の推進は、障害者が市民の一員として地域において生活し、それぞれにふさわしい役割を果たすことができるよう行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、この条例の目的を達成するため、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、障害者基本法その他の法令との調和を図りながら、障害者の権利の擁護並びに障害者の自立及び社会参加の支援に関する施策を総合的かつ計画的に実施しなければならない。

(市民等の責務)

第5条 市民及び事業者は、基本理念に基づき、障害者に対する理解を深めるとともに、障害者の権利を尊重し、地域で誰もが共に暮らしていくための良好な環境づくりに努めなければならない。

(計画の策定等)

第6条 市長は、この条例に基づく施策を総合的かつ計画的に推進するためさいたま市障害者総合支援計画を策定するとともに、毎年度、別に定めるさいたま市障害者政策委員会（以下「政策委員会」という。）に当該計画に基づく施策の実施の状況を報告しなければならない。

2 政策委員会は、前項の規定による報告に対して意見を述べるものとする。

(市民相互の意見交換等)

第7条 市長は、障害者に関する施策の課題について市民が相互に意見を交換する場を設けるものとする。

2 市長は、前項の規定により交換された意見を政策委員会に報告しなければならない。

(顕彰)

第8条 市は、障害者に対する理解の促進に寄与したと認められる者の顕彰に努めるものとする。

第2章 障害者の権利の擁護

第1節 障害者への差別の禁止等

(差別の禁止)

第9条 何人も、障害者に対し、差別をしてはならない。

(申立て)

第10条 障害者は、自己に対する差別が行われた事実があると認めるときは、市長に対し、委員会（第15条に規定する委員会をいう。第12条及び第13条第1項において同じ。）から当該差別に係る事案（以下「事案」という。）を解決するための助言又はあっせんが行われるよう申立てをすることができる。

2 障害者の保護者若しくは養護者又は障害者に関する事業者若しくは関係機関は、当該障害者に対する差別が行われた事実があると認めるときは、前項の申立てをすることができる。ただし、本人の意に反することが明らかであると認められるときは、この限りでない。

3 前2項の申立ては、その事案が次の各号のいずれかに該当するときは、することができない。

(1) 行政不服審査法（昭和37年法律第160号）その他の法令により審査請求その他の不服申立てをすることができるものであって、行政庁の行う処分を取消し若しくは変更又は行政庁の行う事実行為（同法第2条第1項に規定する事実行為をいう。）の撤廃若しくは変更を求めるものであるとき。

(2) 申立ての原因となる事実のあった日（継続する行為にあっては、その行為の終了した日）から3年を経過しているものであるとき（その間に申立てをしなかったことにつき正当な理由があるときを除く。）。)

(3) 現に犯罪の捜査の対象となっているものであるとき。

4 第1項又は第2項の申立てに係る事案が前項第3号に該当することとなったときは、当該申立ては、取り下げられたものとみなす。

（事案の調査）

第11条 市長は、前条第1項又は第2項の申立てがあったときは、当該申立てに係る事実について、相談支援事業者（市から委託を受けて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第77条第1項第3号に規定する事業者を行う者をいう。以下同じ。）と連携し、調査を行うことができる。この場合において、調査の対象者は、正当な理由がある場合を除き、これに協力しなければならない。

2 市長は、正当な理由なく前項の調査を拒否した者に対して、調査に協力するよう勧告することができる。

（助言及びあっせん）

第12条 市長は、前条第1項の調査の結果、必要があると認めるときは、委員会に対し、助言又はあっせんを行うことについて審議を求めものとする。

2 委員会は、前項の審議を求められた場合において、助言又はあっせんを行うことが適当と認められたときは、事案に係る障害者、事業者その他の関係者に対し、助言又はあっせんを行うものとする。

3 委員会は、前項の助言又はあっせんのために必要があると認めるときは、事案に係る障害者、事業者その他の関係者に対し、その出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めすることができる。

（勧告）

第13条 委員会は、前条第2項の規定により助言又はあっせんを行った場合において、差別をしたと認められる者が、正当な

理由なく当該助言又はあっせんに従わないときは、市長に対し、当該差別をしたと認められる者に対して当該助言又はあっせんに従うよう勧告することを求めることができる。

2 市長は、前項の規定による求めがあったときは、前項の助言又はあっせんを受けた者に対して当該助言又はあっせんに従うよう勧告するものとする。

（公表）

第14条 市長は、前条第2項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その勧告の内容を公表することができる。

2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、当該勧告を受けた者に意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、その者が正当な理由なく意見の聴取に応じないときは、この限りでない。

（委員会の設置等）

第15条 市長の諮問に応じ、差別に係る事項を調査審議するため、さいたま市障害者の権利の擁護に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 障害者

(3) 事業者の代表者

(4) 障害者に関する団体の代表者

(5) 市民

(6) 関係行政機関の職員

(7) 市職員

4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第2節 障害者への虐待の禁止等

（虐待の禁止）

第16条 何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない。

（通報）

第17条 市民並びに事業者及び関係機関（これらの従業員を含む。）は、虐待を受けたと思われる障害者を発見したときは、速やかに、これを市長に通報しなければならない。

2 前項の規定による通報をされた事業者及び関係機関は、当該通報をした従業員その他の者に対し、当該通報をしたことを理由として、解雇その他の不利益な取扱いをしてはならない。

（通報を受けた場合の措置等）

第18条 市長は、前条第1項の規定による通報を受けたときは、相談支援事業者と連携し、虐待を受けたと思われる障害者の安全確認を速やかに行うものとする。

2 市長は、前条第1項の規定による通報を受けたときは、当該通報に係る障害者への虐待の防止及び障害者の保護を図るため、社会福祉法（昭和26年法律第45号）、障害者総合支援法その他の法令の規定による権限を適切に行使するものとする。

(立入調査)

第19条 市長は、虐待により障害者の生命又は身体に重大な危険が生じるおそれがあると認めるときは、その職員に、当該障害者の住所若しくは居所に立ち入り、必要な調査をさせ、又は関係者に質問させることができる。

2 障害者の保護者及び養護者、事業者並びに関係機関は、前項の規定による立入調査及び質問に協力しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第1項の規定による立入調査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(体制の整備)

第20条 市は、虐待の通報を受け、虐待を早期に発見し、及び虐待に対応するための体制を整備するものとする。

2 市は、虐待された障害者又はその保護者若しくは養護者の相談を受け、必要に応じ、助言及び指導を行うための体制を整備するものとする。

(虐待防止の取組状況の公表)

第21条 市長は、毎年度、虐待の通報の件数、虐待の件数、虐待の状況及び虐待があった場合に講じた措置の内容を公表するものとする。

第3章 障害者の自立及び社会参加のための支援

(障害者等への総合的な支援等)

第22条 市は、障害者が地域の中で安心して自立した生活を営むことができるようにするため、日常生活等を営む上での課題及び障害の特性を理解し、当該障害者の自立の助長及びその家族の負担の軽減のための総合的な支援を行わなければならない。

2 障害者総合支援法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者、市の委託を受けて同法第77条第1項に規定する地域生活支援事業又は同条第3項に規定する事業を行う事業者及び社会福祉法第4条に規定する社会福祉を目的とする事業を営業者は、サービスの提供に当たっては、福祉サービスの質の向上並びに障害者及びその家族が地域の中で安心して自立した生活を営む上で必要な福祉サービスの実施に努めなければならない。

3 市及び相談支援事業者は、相談及び支援の実施に当たっては、専門技術及び職業倫理の向上並びに障害者及びその家族が地域の中で安心して自立した生活を営む上で必要な福祉サービスの把握及び充実に努めるとともに、別に定める指針に従い、事業者及び関係機関と緊密な連携を保ち、支援体制の総合的な調整を行わなければならない。

(成年後見制度等の利用の支援等)

第23条 市は、後見的支援を要する障害者が地域の中で安心して生活を営むことができるようにするため、成年後見制度及び社会福祉法第2条第3項第12号に規定する福祉サービス利用援助事業に基づくサービスの円滑な利用のために必要な支援を行わなければならない。

2 市は、成年後見制度及び前項の福祉サービス利用援助事業を担う人材の育成を行わなければならない。

(障害者の居住場所の確保等)

第24条 市は、障害者が自ら選択した地域で生活を営むことができるようにするため、障害者の居住する場所の確保及び居住の継続のために必要な施策を講じなければならない。

2 事業者は、障害者又は障害者と同居する者と不動産の取引を行う場合において、市及び相談支援事業者と連携し、障害者が地域の中で安心して自立した生活を営む上で必要な居住する場所の提供に努めなければならない。

(意思疎通等が困難な障害者に対する施策等)

第25条 市は、意思疎通又は相互に情報を提供し、若しくは利用することが困難な障害者に対し、情報通信の技術を利用しやすい環境の整備その他の必要な施策を講じなければならない。

2 市は、行事を開催するとき並びに情報の提供及び通信を行うときは、意思疎通が困難な障害者に対し、それぞれの障害の特性を理解し、その特性に応じた配慮を行うものとする。

3 事業者は、障害者が日常生活等を営む上で必要なサービスを提供するに当たり、意思疎通又は情報を提供し、若しくは情報の提供を受けることが困難な障害者に対し、それぞれの障害の特性を理解し、その特性に応じた配慮を行うよう努めなければならない。

4 市は、災害発生時その他の緊急時に障害者と速やかに連絡が取れるようにするための調査を行い、それぞれの障害の特性を理解し、災害発生時その他の緊急時にその特性に応じた支援を行わなければならない。

(障害者の社会参加の機会の拡大)

第26条 市は、障害者の移動の支援に当たっては、障害者が地域で生活していく上での課題及びそれぞれの障害の特性を理解し、市民、事業者及び関係機関の協力の下、障害者の社会参加の機会の拡大に必要な措置を講じるよう努めなければならない。

2 市は、道路、建物その他の施設の整備及び管理に当たっては、利用する障害者の障害の特性を十分に理解し、その特性に応じた必要な配慮を行わなければならない。

3 建物その他の施設又は公共交通機関を管理する事業者は、障害者が当該建物その他の施設又は公共交通機関を利用するときは、その障害の特性を理解し、その特性に応じた配慮を行うよう努めなければならない。

(生涯にわたる支援)

第27条 市は、乳幼児であるときから生涯にわたって障害者とその心身の発達のために必要とする適切な支援を受けることができるようにするために必要な措置を講じなければならない。

(障害者への保育等の実施)

第28条 市は、障害者への保育及び療育の実施に当たっては、それぞれの障害者が必要とする保育及び療育並びにこれらを受けるために必要な支援の内容を把握し、関係機関との連携の下、必要とする保育及び療育並びにこれらを受けるために必要な支援を行うための措置を講じなければならない。

(障害者に対する包括的な教育の実施等)

第29条 市及び市が設置する学校は、障害者に対し、包括的な教育(それぞれの障害者が必要とする教育の内容を把握すると

ともに、必要な教育及び教育上の支援を包括的に行う教育をいう。)を実施しなければならない。

- 2 市及び市が設置する学校は、障害者が生活する地域においてそれぞれ必要とする教育を受けることができるようにするため、必要な措置を講じるよう努めなければならない。
- 3 市及び市が設置する学校は、本市の教職員が障害者に対する理解を深めるために必要な措置を講じるとともに、学校教育法第1条に規定する特別支援学校及び同法第81条第2項に規定する特別支援学級における教育に携わる教職員の専門性の向上を図らなければならない。
- 4 市は、学校教育及び社会教育の場において、障害者に対する理解の促進を図られるよう必要な措置を講じなければならない。

(障害者の就労支援)

第30条 市は、障害者が就労により自立した生活を営むことができるようにするため、障害者が必要とする就労に係る相談及び支援を行う体制を整備し、障害者総合支援法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者との連携の下、障害者の就労の支援を生活の支援と一体的に、かつ、継続的に行わなければならない。

- 2 事業者は、それぞれの障害の特性を理解し、障害者に対し、雇用の機会を広げるとともに、就労の定着を図るよう努めなければならない。

(自立支援協議会の設置等)

第31条 市長の諮問に応じ、障害者の地域における自立した生活の支援(次項において「地域生活支援」という。)に関する事項を調査審議するため、さいたま市地域自立支援協議会(以下「自立支援協議会」という。)を設置する。

- 2 自立支援協議会は、次に掲げる事項について調査審議し、及びこれらの事項について市長に意見を述べる。
 - (1) 地域生活支援に係る社会資源の開発に関すること。
 - (2) 地域生活支援に係る施策の課題の検討に関すること。
 - (3) 地域生活支援に係る方策の研究に関すること。
 - (4) 地域生活支援に係る福祉事務所及び相談支援事業者に対する助言に関すること。
- 3 自立支援協議会は、委員12人以内をもって組織する。
- 4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 学識経験を有する者
 - (2) 相談支援事業者の代表者
 - (3) 事業者の代表者
 - (4) 障害者に関係する団体の代表者
 - (5) 関係行政機関の職員
 - (6) 市職員
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 6 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 前各項に定めるもののほか、自立支援協議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 補則

(委任)

第32条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第10条から第14条までの規定は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第10条の規定の施行の日前に行われた差別については、同条の規定は、適用しない。

(検討)

- 3 市長は、この条例の施行後5年を目途として、障害者に係る法制度の動向を勘案し、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じるものとする。

さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例施行規則

さいたま市規則第35号

(趣旨)

第1条 この規則は、さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例（平成23年さいたま市条例第6号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(助言又はあっせんの申立て)

第2条 条例第10条第1項又は第2項の申立てをしようとする者は、助言（あっせん）申立書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、視覚障害者は、前項の申立書に代えて、当該申立書に記載すべき事項を点字で記載した書面を提出することができる。

3 第1項の申立書（前項の規定により提出する書面を含む。）には、差別をされた者に係る次に掲げる書類のいずれかを添付しなければならない。ただし、これらの書類を添付することが困難であると市長が認めたときは、この限りでない。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳の写し
- (2) 市の療育手帳制度に基づき交付を受けた療育手帳の写し
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項に規定する精神障害者保健福祉手帳の写し
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第22条第8項に規定する障害福祉サービス受給者証の写し
- (5) 条例第2条第4号に規定する障害者であることを証する医師の診断書
- (6) さいたま市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年さいたま市規則第65号）第5条第2項に規定する障害支援区分認定通知書の写し
- (7) 前各号に掲げるもののほか、条例第2条第4号に規定する障害者であることを証するもの

4 市長は、第1項の規定による申立書の提出又は第2項の規定による書面の提出があったときは、これを誠実に処理し、処理の経過及び結果を申立人に通知するものとする。

(勧告)

第3条 条例第11条第2項又は第13条第2項の規定による勧告は、当該勧告の内容及び理由を記載した書面により行うものとする。

(公表)

第4条 条例第14条第1項の規定による公表は、次に掲げる事項について、さいたま市公告式条例（平成13年さいたま市条例第3号）第2条第2項に規定する掲示場への掲示その他の方法により行うものとする。

- (1) 勧告を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 公表の原因となった事実の概要

(3) 勧告の内容

(意見の聴取の通知の方式)

第5条 市長は、条例第14条第2項の規定により意見の聴取を行うときは、意見の聴取を行うべき期日までに相当な期間において、当該公表に係る者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 予定される公表の内容
- (2) 公表の原因となる事実
- (3) 意見の聴取の期日及び場所

2 前項の書面においては、次に掲げる事項を教示しなければならない。

(1) 意見の聴取の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出し、又は意見の聴取の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができること。

(2) 意見の聴取が終了する時までの間、当該公表の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができること。

3 市長は、公表に係る者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、その者の氏名、同項第3号に掲げる事項及び市長が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨をさいたま市公告式条例第2条第2項に規定する掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

(代理人)

第6条 前条第1項の通知を受けた者（同条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。

2 代理人は、各自、当事者のために、意見の聴取に関する一切の行為をすることができる。

3 代理人の資格は、書面で証明しなければならない。

4 代理人がその資格を失ったときは、当該代理人を選任した当事者は、書面でその旨を市長に届け出なければならない。

(参加人)

第7条 第9条の規定により意見の聴取を主宰する者（以下「主宰者」という。）は、必要があると認めるときは、当事者以外の者であって当該公表につき利害関係を有するものと認められる者に対し、当該意見の聴取に関する手続に参加することを求め、又は当該意見の聴取に関する手続に参加することを許可することができる。

2 前項の規定により当該意見の聴取に関する手続に参加する者（以下「参加人」という。）は、代理人を選任することができる。

3 前条第2項から第4項までの規定は、前項の代理人について準用する。この場合において、同条第2項及び第4項中「当事者」とあるのは、「参加人」と読み替えるものとする。

(文書等の閲覧)

第8条 当事者及び当該公表がされた場合に自己の利益を害さ

れることとなる参加人（以下「当事者等」という。）は、意見の聴取の通知があった時から意見の聴取が終了する時までの間、市長に対し、当該事案についてした調査の結果に係る調書その他の当該公表の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができる。この場合において、市長は、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

2 前項の規定は、当事者等が意見の聴取の期日における審理の進行に応じて必要となった資料の閲覧を更に求めることを妨げない。

3 市長は、前2項の閲覧について日時及び場所を指定することができる。

（意見の聴取の主宰）

第9条 意見の聴取は、市長が指名する職員又は条例第15条に規定する委員会の委員が主宰する。

（意見の聴取の期日における審理の方式）

第10条 主宰者は、最初の意見の聴取の期日の冒頭において、市職員に、予定される公表の内容及びその原因となる事実を意見の聴取の期日に出頭した者に対し説明させなければならない。

2 当事者又は参加人は、意見の聴取の期日に出頭して、意見を述べ、及び証拠書類等を提出し、並びに主宰者の許可を得て市職員に対し質問を発することができる。

3 前項の場合において、当事者又は参加人は、主宰者の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

4 主宰者は、意見の聴取の期日において必要があると認めるときは、当事者若しくは参加人に対し質問を発し、意見の陳述若しくは証拠書類等の提出を促し、又は市職員に対し説明を求めることができる。

5 主宰者は、当事者又は参加人の一部が出頭しないときであっても、意見の聴取の期日における審理を行うことができる。

6 意見の聴取の期日における審理は、市長が公開することを相当と認めるときを除き、公開しない。

（陳述書等の提出）

第11条 当事者又は参加人は、意見の聴取の期日への出頭に代えて、主宰者に対し、意見の聴取の期日までに陳述書及び証拠書類等を提出することができる。

2 主宰者は、意見の聴取の期日に出頭した者に対し、その求めに応じて、前項の陳述書及び証拠書類等を示すことができる。

（続行期日の指定）

第12条 主宰者は、意見の聴取の期日における審理の結果、なお意見の聴取を続行する必要があると認めるときは、更に新たな期日を定めることができる。

2 前項の場合においては、当事者及び参加人に対し、あらかじめ、次回の意見の聴取の期日及び場所を書面により通知しなければならない。ただし、意見の聴取の期日に出頭した当事者及び参加人に対しては、当該意見の聴取の期日においてこれを告知すれば足りる。

3 第5条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者

又は参加人の所在が不明しなときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「公表に係る者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「掲示を始めた日から2週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から2週間を経過したとき（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあっては、掲示を始めた日の翌日）」と読み替えるものとする。

（当事者の不出頭等の場合における意見の聴取の終結）

第13条 主宰者は、当事者の全部若しくは一部が正当な理由なく意見の聴取の期日に出頭せず、かつ、第11条第1項に規定する陳述書若しくは証拠書類等を提出しない場合又は参加人の全部若しくは一部が意見の聴取の期日に出頭しない場合には、これらの者に対し改めて意見を述べ、及び証拠書類等を提出する機会を与えることなく、意見の聴取を終結することができる。

2 主宰者は、前項に規定する場合のほか、当事者の全部又は一部が意見の聴取の期日に出頭せず、かつ、第11条第1項に規定する陳述書又は証拠書類等を提出しない場合において、これらの者の意見の聴取の期日への出頭が相当期間引き続き見込めないときは、これらの者に対し、期限を定めて陳述書及び証拠書類等の提出を求め、当該期限が到来したときに意見の聴取を終結することとすることができる。

（意見の聴取の調書及び報告書）

第14条 主宰者は、意見の聴取の審理の経過を記載した調書を作成し、当該調書において、公表の原因となる事実に対する当事者及び参加人の陳述の要旨を明らかにしておかなければならない。

2 前項の調書は、意見の聴取の期日における審理が行われた場合には各期日ごとに、当該審理が行われなかった場合には意見の聴取の終結後速やかに作成しなければならない。

3 主宰者は、意見の聴取の終結後速やかに、公表の原因となる事実に対する当事者等の主張に理由があるかどうかについての意見を記載した報告書を作成し、第1項の調書とともに市長に提出しなければならない。

4 当事者又は参加人は、第1項の調書及び前項の報告書の閲覧を求めることができる。

（意見の聴取の再開）

第15条 市長は、意見の聴取の終結後に生じた事情に鑑み必要があると認めるときは、主宰者に対し、前条第3項の規定により提出された報告書を返戻して意見の聴取の再開を命じることができる。第12条第2項本文及び第3項の規定は、この場合について準用する。

（意見の聴取を経てされる公表の決定）

第16条 市長は、公表の決定をするときは、第14条第1項の調書の内容及び同条第3項の報告書に記載された主宰者の意見を十分に参酌してこれをしなければならない。

（委員会の委員長及び副委員長）

第17条 さいたま市障害者の権利の擁護に関する委員会（以下「委員会」という。）に、委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

4 委員長及び副委員長ともに事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(委員会の臨時委員)

第18条 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、学識経験を有する者、委員会の推薦を受けた者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

3 臨時委員の任期は、条例第15条第4項の規定にかかわらず、特別の事項に関する調査審議が終了するまでとする。

(委員会の会議)

第19条 委員長は、委員会の会議を招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員及び臨時委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員会の委員等の守秘義務)

第20条 委員会の委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員会の庶務)

第21条 委員会の庶務は、保健福祉局において処理する。

(委員会の運営事項)

第22条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(身分証明書)

第23条 条例第19条第3項の身分を示す証明書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(自立支援協議会の会長及び副会長)

第24条 さいたま市地域自立支援協議会(以下「自立支援協議会」という。)に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、自立支援協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

4 会長及び副会長ともに事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(自立支援協議会の臨時委員)

第25条 自立支援協議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、学識経験を有する者、自立支援協議会の推薦を受けた者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

3 臨時委員の任期は、条例第31条第5項の規定にかかわらず、特別の事項に関する調査審議が終了するまでとする。

(自立支援協議会の会議)

第26条 会長は、自立支援協議会の会議を招集し、その議長

となる。

2 自立支援協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(自立支援協議会の委員の守秘義務)

第27条 自立支援協議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(自立支援協議会の庶務)

第28条 自立支援協議会の庶務は、保健福祉局において処理する。

(自立支援協議会の運営事項)

第29条 この規則に定めるもののほか、自立支援協議会の運営に関し必要な事項は、会長が自立支援協議会に諮って定める。

(その他)

第30条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第2条から第16条までの規定は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

（宛先）さいたま市長

申立者 住 所
氏 名
連絡先

次の事案を解決するため、さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例第10条第1項（第2項）の規定により、助言（あっせん）の申立てをします。

1 差別を受けたとされる者

- (1) 住 所
- (2) 氏 名

2 差別をしたとされる者

- (1) 住 所
- (2) 氏 名

3 事案の概要

4 求める助言（あっせん）の内容

5 その他参考となる事項

（表）

写真	身 分 証 明 書	第 号
		職 名
		氏 名
		年 月 日生
<p>上記の者は、さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例第19条第1項の規定により立入調査又は質問をする職員であることを証明する。</p>		
<p>年 月 日発行（1年間有効）</p>		
<p>さいたま市長 印</p>		

（裏）

さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例（抜粋）

（立入調査）

第19条 市長は、虐待により障害者の生命又は身体に重大な危険が生じるおそれがあると認めるときは、その職員に、当該障害者の住所若しくは居所に立ち入り、必要な調査をさせ、又は関係者に質問させることができる。

2 障害者の保護者及び養護者、事業者並びに関係機関は、前項の規定による立入調査及び質問に協力しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第1項の規定による立入調査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

さいたま市障害者生活支援センター設置要綱

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第77条第1項第3号に掲げる事業及び障害者の地域生活の支援に必要な業務を実施するため、さいたま市障害者生活支援センター(以下「生活支援センター」という。)を設置する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者 さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例(平成23年条例第6号。以下「条例」という。)第2条第4号に規定する障害者をいう。
- (2) 保護者 条例第2条第5号に規定する保護者をいう。
- (3) 養護者 条例第2条第6号に規定する養護者をいう。
- (4) 事業者 条例第22条第2項に規定する者をいう。

(基本方針)

第3条 生活支援センターは、条例第3条の基本理念を踏まえ、条例第22条第3項に規定する別に定める指針に従い、事業者及び医療、保健、福祉、教育、就労等に関係する機関(以下「各関係機関」という。)と緊密な連携を保ち、障害者及びその保護者又は養護者(以下「保護者等」という。)に対する支援体制の総合的な調整を行わなければならない。

2 前項の方針を達成するため、生活支援センターは、さいたま市障害児者サービス調整会議実施要綱に基づき市が開催する会議(以下「サービス調整会議」という。)に参加し、障害者に対する支援の方法等について各関係機関と協議を行わなければならない。

(業務)

第4条 生活支援センターは、法第77条第1項第3号に掲げる事業のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 障害者及び保護者等に対し、当該障害者が利用しようとする福祉サービスに関する情報の提供及び利用の援助その他の社会資源を活用するための支援を行うこと。
- (2) 条例第11条に規定する障害者に対する差別と思われる事案に関する調査並びに当該調査の際に助言及びあっせんを行うこと。
- (3) 条例第17条第1項に規定する通報及び障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号。以下「障害者虐待防止法」という。)第7条第1項、第16条第1項若しくは第22条第1項の規定による通報又は第9条第1項、第16条第2項若しくは第22条第2項の規定による届出を受理すること。
- (4) 条例第18条第1項に規定する虐待を受けたと思

われる障害者の安全確認、及び保護のための適切な支援を行うこと。

- (5) 障害者に対する差別及び虐待の防止並びに虐待を受けた障害者の保護のため、障害者及び保護者等に対して、相談、指導及び助言を行うこと。
- (6) 障害者及び保護者等に対し、成年後見制度の利用に関する支援を行うこと。
- (7) 障害者及び保護者等に対し、各関係機関を紹介し、当該障害者に適切な支援が行われるようにすること。
- (8) サービス調整会議の開催を市へ要請し、サービス調整会議に参加すること。
- (9) 相談支援連絡会議の開催等を通じて、地域の各関係機関等との連携強化を行うこと。
- (10) 賃貸契約による一般住宅への入居にあたって支援が必要な障害者に対し、入居及び居住に関する支援を行うこと。
- (11) 地域の相談支援事業者に対し、相談支援等に関する指導、助言及び技術的援助を行うこと。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、障害者及び保護者等の生活の支援に必要と認められる業務を行うこと。

(基幹相談支援センター)

第5条 生活支援センターのうち市が指定する者は、法第77条の2に規定する基幹相談支援センターとして、次に掲げる業務を行うものとする。ただし、市が当該基幹相談支援センターとして複数の者を指定した場合は、それぞれの基幹相談支援センターは協同して業務を行うものとし、また、必要に応じて次に掲げる業務を分担して行うことができるものとする。

- (1) 総合的かつ専門的な相談支援に関すること。
 - (ア) 障害の種別や各種のニーズに関わらず対応できる総合的な相談支援や専門的な相談支援を行うこと。
 - (イ) 特に支援が困難な障害者及び保護者等に対し、総合的な相談支援や専門的な相談支援を行うこと。
- (2) 地域の相談支援体制の強化に関すること。
 - (ア) 地域の相談支援における支援の質を確保するため、特定相談支援事業所に対し、相談支援に係る専門的な指導及び助言を行うこと。
 - (イ) 地域の相談支援における支援の質を確保するため、一般相談支援事業所に対し、相談支援に係る専門的な指導及び助言を行うこと。
 - (ウ) 地域の相談支援における支援の質を確保するため、その他の相談支援を行う者に対し、相談支援に係る専門的な指導及び助言を行うこと。
 - (エ) 研修会の企画及び運営、日常的な事例検討会の開催等により、地域の相談支援事業者の人材育成の支援を行うこと。
 - (オ) 連携会議の開催等を通じて、地域の各関係機関等との連携強化を行うこと。
 - (カ) 地域の相談支援体制の整備に係るコーディネー

トを行うこと。

- (3) 地域移行及び地域定着の促進に関すること。
- (7) 障害者支援施設や精神科病院等に対して、地域移行に向けた普及啓発を行うこと。
- (4) 地域移行及び地域定着を促進するための体制整備に係るコーディネートを行うこと。
- (9) 障害者支援施設や精神科病院等からの地域移行にあたり、移行後の支援体制について、各関係機関等との連絡調整を行うこと。
- (4) 障害者の権利の擁護及び虐待の防止に関すること。
- (7) 障害者の虐待防止及び保護者等に対する支援に関する広報その他の啓発活動を行うこと。
- (4) 成年後見制度利用支援事業に関する普及啓発及び相談支援を行うこと。
- (9) 障害者の権利の擁護及び虐待を防止するための体制整備に係るコーディネートを行うこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、生活支援センターの拠点として必要な業務を行うこと。

(権利擁護支援)

第6条 生活支援センターのうち市が指定する者は、障害者の権利の擁護等に関する支援の拠点として権利擁護支援員を配置し、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第4条第2号、第4号及び第5号の業務を実施する上での連絡調整、専門的助言及び技術的援助等の支援を行うこと。
- (2) 障害者に対する差別及び虐待の防止並びに保護者等に対する支援に関する啓発活動を行うこと。

(相談支援)

第7条 生活支援センターは、市が必要と認めるときは、法第5条第18項に規定する相談支援及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2の2第7項に規定する障害児相談支援の利用を希望する者に対し、当該支援を供与することができる。

(実施主体)

第8条 市は、社会福祉法人、社団法人、医療法人等に第4条から第6条までに規定する業務を委託することができる。

(設置及び人員の基準)

第9条 生活支援センターの設置及び人員に関する基準は、別表1のとおりとする。

2 第5条及び第6条に規定する業務に関する基準は、別表2のとおりとする。

(委託料)

第10条 第8条により業務を委託する法人等に対する委託料は、別表3のとおりとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年3月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年1月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年2月9日から施行する。

別表 1 (第 9 条関係)

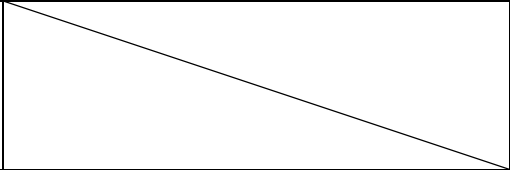
(一部改正 [令和 3 年 1 0 月])

種別	障害者生活支援センター	
	知的・身体障害対応	精神障害対応
定義等	生活支援センターは、法第 5 1 条の 1 4 第 1 項に規定する指定一般相談支援事業者及び法第 5 1 条の 1 7 第 1 項に規定する指定特定相談支援事業者として、市の指定を受けなければならない。	
	主に知的障害、身体障害、難病により支援を要する障害者及びその家族等に対応するもの	主に精神障害(発達障害者支援法(平成 1 6 年法律第 1 6 7 号)第 2 条第 2 項に規定する発達障害者を含む。)、高次脳機能障害により支援を要する障害者及びその家族等に対応するもの
設置場所	市と協議の上、利用者の利便性を考慮した適切な場所に設置すること。	
人員	<ol style="list-style-type: none"> 1 相談支援従事者を 1 名以上配置する。(うち 1 名以上は常勤の職員とする。) 2 1 に掲げる常勤職員のうち 1 名以上は、相談支援専門員を配置する。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 相談支援従事者を常勤換算で 2 名以上配置する。(うち 1 名以上は常勤の職員とする。) 2 1 に掲げる常勤職員のうち 1 名以上は、相談支援専門員を配置する。 3 精神保健福祉士を 1 名以上配置する。
設備	相談室・交流室・便所等、業務を運営するために必要な設備を有すること。	
その他	<ol style="list-style-type: none"> 1 生活支援センターの人員として配置する職員はすべて専任とし、配置する生活支援センター以外の業務に携わってはならない。ただし、他の生活支援センターの業務に携わることにより、それぞれのセンターの連携を強化し、相談支援の質の向上に資すると市が認めた場合はこの限りでない。 2 常勤でない職員を配置する場合は、生活支援センターの開所時間において所要の基準を満たすよう適正に配置すること。 3 市は、地域の特性等を考慮し、上に定める配置基準以上の人員を加配することができる。その場合、別表 3 に定める額を委託料に加算する。 4 基幹相談支援センターが設置されている区的生活支援センターは、基幹相談支援センターと協力して業務を行うものとする。 	

注) 相談支援従事者とは、生活支援センター内において専ら相談支援を担当する職員をいう。

別表 2 (第 9 条関係)

(一部改正〔令和 3 年 1 0 月〕)

事業名	基幹相談支援センター	権利擁護支援員				
定義等	法第 7 7 条の 2 に基づく基幹相談支援センターとして、要綱第 5 条に定められた業務を行う。	権利擁護に関する支援拠点として権利擁護支援員を配置し、要綱第 6 条に定められた業務を行う。				
人員基準	<ol style="list-style-type: none"> 1 常勤の専任職員を 1 名以上配置する。 2 1 に掲げる職員は、相談支援専門員又は障害児者に対する相談支援の実務経験が 3 年以上ある者とする。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 権利擁護支援員として、常勤の専任職員を配置する。 2 1 に掲げる職員は、相談支援専門員又は障害児者に対する相談支援の実務経験が 3 年以上ある者とする。 3 権利擁護支援員の配置数は、支援区域の状況等を考慮して市が別に定める。 				
支援区域		西区	北区	大宮区	見沼区	中央区
		桜区	浦和区	南区	緑区	岩槻区
その他		<ol style="list-style-type: none"> 1 同一支援区域内に生活支援センターが複数設置されている場合は、市が別に定めるところにより権利擁護支援員を配置するものとする。 2 権利擁護支援員は、権利擁護支援拠点としての業務を専ら担当するものとする。ただし、その業務に支障のない範囲で、配置されている生活支援センターにおけるその他の業務に携わることができる。 3 権利擁護支援員の配置に要する費用は、別表 3 に定める加配職員加配に関する基準を適用するものとする。 				

別表3（第10条関係）
（一部改正〔令和4年2月〕）

名称		基準額(年額)	対象経費
障害者生活支援センター	知的・身体障害対応	1箇所あたり 8,909,600円	事業に必要な人件費及び運営費
	精神障害対応	1箇所あたり 11,357,800円	同上
基幹相談支援センター		1箇所あたり 6,036,400円	事業に必要な人件費及び運営費(ただし、第5条第3号(イ)に掲げる事業のうち、ピアサポート事業に必要な人件費及び運営費を除く)
		1箇所あたり 1,899,000円	第5条第3号(イ)に掲げる事業のうち、ピアサポート事業に必要な人件費及び運営費
加配職員加算		1名あたり 4,332,200円	配置に必要な人件費

備考

- 1 契約期間が1年に満たない端数があるときは、本表の各基準額について、1年を365日として日割をもって計算する。
- 2 前項の規定に基づき計算して得た日割の基準額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

さいたま市障害児者サービス調整会議実施要綱

(目的)

第1条 さいたま市障害児者サービス調整会議（以下「会議」という。）は、さいたま市内に居住する身体障害児者・知的障害児者・精神障害児者・発達障害児者等（以下、「障害児者」という。）が、地域で安心して生活できるよう支援し、自立と社会参加を促進しつつ権利擁護の推進を図るとともに、福祉・保健・医療・教育・労働等の各分野における各種サービスを総合的に調整、推進するための調整会議を実施することを目的とする。

(実施主体)

第2条 会議の実施主体は、さいたま市とする。

(事業内容)

第3条 会議は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 各区支援課職員、障害者生活支援センター職員等による訪問・相談活動を通じて生じた、総合的な調整を必要とする事例について関係者が集い、具体的な支援計画の策定及び総合的なサービス調整等を行う。
- (2) 前項の過程において明らかになった、サービス調整等の把握を行う。

(組織)

第4条 会議は、次の委員をもって組織する。

各区支援課職員、障害者生活支援センター職員、その他サービスの総合調整のために必要と認められる者

(会議)

第5条 会議は、定期的に月に1回開催する。ただし、必要に応じ随時開催することができるものとする。

2 会議は、必要な障害児者等支援機関の職員を招集して行う。招集は、サービス調整を要する障害児者が在住する区（以下「区」という。）の支援課が行う。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、会議を主催する各区支援課及び障害者生活支援センターにおいて処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年10月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年 4月 1日から施行する。

さいたま市コーディネーター連絡会議設置要綱

(設置)

第1条 さいたま市は、次条の目的の達成のために、さいたま市コーディネーター連絡会議（以下、「連絡会議」という。）を設置する。

(目的)

第2条 連絡会議は、さいたま市内の障害者の相談支援等にかかわる各関係機関団体が連携し、社会資源の開発や再検討等を行い、障害者の自立した地域生活における支援の推進を図ることを目的とする。

(事業内容)

第3条 連絡会議は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 障害者の自立した地域生活支援に関する情報交換、連絡調整
- (2) 地域ネットワークの形成及び障害者支援技術に関する研究・協議
- (3) 関係職員の資質向上を図るための障害者支援に関する研修の企画運営協力
- (4) その他連絡会議の目的達成に必要と認められる事項に関すること

(議事の統括)

第4条 連絡会議に議長及び副議長を置く。

- 2 議長は連絡会議を代表し、議事を統括する。
- 3 副議長は議長を補佐し、議長が欠けたときはその職務を代理する。
- 4 議長及び副議長は、連絡会議の構成員の互選により定める。
- 5 議長及び副議長の任期は2年間とし、再選を妨げない。

(会議)

第5条 連絡会議は、さいたま市障害者生活支援センター設置要綱に定める障害者生活支援センター、基幹相談支援センター、保健福祉局福祉部障害者総合支援センター及び保健福祉局福祉部障害支援課（以下、「市障害支援課」という。）の職員により構成する。なお、必要に応じ他の機関の職員も出席できるものとする。

（一部改正〔平成27年3月〕）

(会議の開催)

第6条 連絡会議は、議長が招集する。

- 2 議長は、第5条に基づき、必要に応じ各分野の支援機関の職員に対して、連絡会議への出席を要請することができる。
- 3 連絡会議は、原則として2ヶ月に1回開催する。（定例会議）
- 4 議長は、必要に応じて、臨時的に連絡会議を開催するこ

とができる。(臨時会議)

(事務局)

第7条 連絡会議の事務局は、基幹相談支援センターに置く。

また、市障害支援課はこれに協力するとともに、助言・指導ができるものとする。

(一部改正〔平成27年3月〕)

(その他)

第8条 この要綱に定めることのほか、連絡会議の運営につ

いて必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月15日から施行する。

市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応の手引き（令和4年4月 厚生労働省）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000944497.pdf>

障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き（令和4年4月 厚生労働省）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000944498.pdf>

障害者虐待防止 自治体におけるより良い対応についてみんなで考えるための素材集

（令和3年度厚生労働省委託事業 障害者虐待事案の未然防止のための調査研究一式 検討委員会）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000940029.pdf>

さいたま市障害者相談支援指針

令和5年3月

発行 さいたま市

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

担当 保健福祉局福祉部障害支援課

TEL 048-829-1309 FAX 048-829-1981



さいたま市